

事務事業現況調書

相模原市・津久井町・城山町・相模湖町・藤野町

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

事務事業現況調書 目次

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その2

経済部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
環境保全部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 0
都市部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7 6
建築部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1 4
土木部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6 3

**各種事務事業の取扱いについて
(Cランク) その2**

経 済 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	産業振興ビジョン推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	270千円	250千円	250千円	250千円	250千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市産業政策の理念と施策の方向を示した「さがみはら産業振興ビジョン（平成8年3月策定）」を効果的に推進し具現化を図るため、各界の専門家から助言等を受けるもの。</p> <p>【内容】 産業政策アドバイザー謝礼</p>	<p>1. つくいエコタウンプラン</p> <p>【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・ つくいエコタウンプラン推進協議会 250千円</p> <p>【公共の団体の概要】 つくいエコタウンプラン推進協議会 津久井地域における、環境共生型産業振興を検討するため、国、県、津久井郡4町、産業界等の43機関で組織している。</p>	<p>1. つくいエコタウンプラン</p> <p>【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・ つくいエコタウンプラン推進協議会負担金 250千円</p> <p>【参考】 津久井町商工会では地域発展のため、より積極的に地域密着型の活動を推進させるための商工会の指針として、平成4年3月に「津久井町商工会振興ビジョン」を作成しました。実施主体は、商工会、行政、地域、学識経験者等で構成する「津久井町商工会地域振興ビジョン作成委員会」。</p> <p>【公共の団体の概要】 つくいエコタウンプラン推進協議会 津久井地域における、環境共生型産業振興を検討するため、国、県、津久井郡4町、産業界等の43機関で組織している。</p>	<p>1. 地域新エネルギー事業</p> <p>【目的】 地球温暖化、資源の枯渇等の問題を、地域に眠る太陽エネルギーや、森林資源などを活用し、電気や熱などの利用しやすい形した新エネルギーの導入を実現し、活用をめざすために、行政・住民・事業者が協力しながら、それぞれの役割を果たしていく。</p> <p>【内容】 新エネルギーの導入可能性について、地域特性をふまえた太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・バイオマス発電等の導入の実現に向けた取り組みを検討中です。</p> <p>行政の役割 ・ 公共施設等に新エネルギー機器を積極的に導入 ・ リサイクルシステムの構築などに取り組む。</p> <p>住民の役割 ・ 新エネルギー機器を積極的に導入。</p> <p>省エネルギーを目指してライフスタイルを見直す。 ・ 環境を守るための活動に自発的に参加</p> <p>事業者の役割 ・ 新エネルギー機器を積極的に導入。 ・ リサイクルエネルギーの活用や、リサイクルの向上などをめざす。 ・ 省エネルギーを目指して一層の努力。</p> <p>2. インダストリアルフォレスト計画</p> <p>【目的】 環境と共生した研究開発型企業や自然を生かしたスポーツ・レジャー産業の誘致を図る。 なお、当計画は3か所のゾーニングで構成される。</p> <p>【内容】 若柳産業ゾーン 相模湖ビクニックランド東側に隣接される三井物産社有地主とするゾーン。面積35ha(15ha) 鼠坂産業ゾーン 内郷地域の南西部に位置する旧N T T社有地を主とするゾーン。面積25.4ha(5ha) 谷山産業ゾーン 内郷地域の帝京大学南側に位置する津久井広域道路（計画）の沿道利用を想定したゾーン。面積62.5ha(3ha) *（ ）内は土地利用転換面積</p>	<p>1 つくいエコタウンプラン</p> <p>【目的】 藤野町の特性を生かした情報発信力の向上を図り、首都圏のニーズを捉え、集客力の向上と産業活動の活性化を促進する。</p> <p>【内容】 新エネルギー実証普及プロジェクト（休耕地にヒマワリを栽培し、種を絞り、油脂を採取しながら燃料化を図る。） 地域の情報発信力を高めるフィルムコミッションプロジェクト（首都圏からの最も近い里山のイメージを創出し、映画、テレビ、CM等のロケを誘致しながら地域活力を高める。） 藤野芸術活動促進プロジェクト（芸術活動の促進を図りつつ、地域文化の形成を築く。） 地域資源活用型産業創出プロジェクト（地域資源を活用した新しい事業、特産品の開発等を推進する。）</p> <p>【公共の団体概要】 つくいエコタウンプラン推進協議会 津久井地域における環境と共生する産業の振興を推進、検討するため、国、県、津久井郡4町、民間企業、産業界団体等で組織している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	産業振興ビジョン推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】				<p>3. つくいエコタウンプラン</p> <p>【目的】 環境共生型事業の創出を促進するため、津久井郡4町、大学機関産業界と協議会を設置して、地域に適合した産業構想を策定する。</p> <p>【内容】 ・ つくいエコタウンプラン推進協議会負担金 250千円</p> <p>【公共的団体の概要】 つくいエコタウンプラン推進協議会 津久井地域における、環境共生型産業振興を検討するため、国、県、津久井郡4町、産業界等の43機関で組織している。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	相模原商工会議所補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等				相模湖町産業振興事業補助金交付要綱	
歳出予算額（平成16年度）	32,840千円	9,540千円	8,521千円	7,300千円	9,700千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内商工業の育成振興を図るため、相模原商工会議所の運営事業費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業経営支援事業 2,410千円 ・広報活動費 4,000千円 ・リニア建設促進事業 150千円 ・ビジョン策定 500千円 ・商店街販促支援事業 1,760千円 ・業種団体活性化支援事業 400千円 ・中小企業人材確保支援事業 340千円 ・TMO構想推進事業（橋本） 630千円 ・既存産業高度化支援事業 520千円 ・地域幹線道路網活性化事業 130千円 ・産業フェスティバル2004 1,170千円 ・優良従業員等表彰 590千円 ・さがみはらIT元気フェア2004 200千円 ・情報化推進研修事業 400千円 ・広域事業所照会システム 1,450千円 <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議商法に基づく団体。 （商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	<p>【目的】 中小企業指導育成と地域経済の振興を目的とする町商工会の運営事業費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業指導事業費 8,700千円 ・地域商業振興事業費 80千円 ・地域工業振興事業費 80千円 ・青年部助成金 60千円 ・女性部助成金 60千円 ・地域資源研究事業費 400千円 ・地域振興ビジョン推進事業費 160千円 <p>【公共的団体の概要】 城山町商工会 ・商工会法に基づく団体 （商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	<p>【目的】 町内商工業の発展のために町の商工行政の一躍を担う、津久井町商工会の運営費の一部を助成。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会運営費補助金 7,884千円 ・人件費補助 7,184千円 <p>積算式：（人件費6名分・国庫補助金額）×50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修工事補助 700千円 <p>積算式：工事総額×30%</p> <p>補助団体 津久井町商工会 会長 関戸 昌邦 会員数 668名 内訳 商業 316 工業 318 特別会員 34 組織率 59.4%</p> <p>提案公募型商工振興事業補助金 637千円</p> <p>【目的】 中小企業者の自立を促し、多様化するニーズに応える。</p> <p>【内容】 自ら先進性及び独創性のある事業を提案してもらい商工振興上有益であると認められる事業に対して補助金を交付する。 補助率 30～50% 限度額 20万円～50万円 補助対象 津久井町商工会（津久井町内に事業所を起き10社以上で設立された団体）</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井町商工会 ・商工会法に基づく団体 （商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	<p>【目的】 経営改善普及事業の経営指導を積極的に行い、商工業者の経営基盤の安定に寄与する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善普及事業指導職員設置費 5,156千円（人件費） ・経営改善普及事業指導事業費 518千円（旅費・事務費） ・地域総合振興事業費 1,438千円（部会活動費） ・管理費 188千円（需用費） <p>【公共的団体の概要】 相模湖町商工会 ・商工会法に基づく団体 （商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	<p>【目的】 中小企業指導育成と地域経済の振興を目的とする町商工会の運営事業費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善普及事業職員設置費 4,400千円 ・経営改善普及事業指導事業費 2,482千円 ・地域総合振興事業費 603千円 ・管理費 2,215千円 <p>【公共的団体の概要】 藤野町商工会 ・商工会法に基づく団体 （商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	工業団体育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	842千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内中小企業の振興を図るため、工業者が組織した団体等の育成を相模原商工会議所に委託する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理者の育成 ・ 近未来技術研究会の育成 ・ 技術交流研究会の育成 ・ 工業団地連絡協議会の育成 <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・ 商工会議所法に基づく団体。 (商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 津久井町商工会工業部会にて同様な各種事業を実施。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	中小企業経営相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1,800千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内中小企業の振興を図るため、商工業の経営に係る相談事業を相模原商工会議所に委託する。</p> <p>【内容】 ・中小企業経営相談事業委託 (公認会計士、中小企業診断士等による経営・経理相談等)</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議所法に基づく団体。 (商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 中小企業経営相談事業については商工会で実施。 平成15年度実績 ・事業名 地域中小企業経営資源強化対策事業 ・実施地域 津久井町、城山町、相模湖町、藤野町 ・期間 平成15年4月1日～平成16年3月31日 (24回)</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	優良従業員等表彰事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市優良事業所表彰要領 相模原市優良店舗表彰要領 相模原市商工業優良従業員表彰要領				
歳出予算額（平成16年度）	142千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の商工振興のため、経営の合理化、生産性の向上、勤労意欲の向上等に貢献した優良事業所、優良店舗、優良従業員を市表彰し、市内産業の発展を図る目的で行っている。表彰対象者は商工会議所推薦で会議所表彰と合同開催。</p> <p>【内容】 対象者 ・優良事業所（工業） 3事業所 ・優良店舗（商業） 4店舗 ・優良従業員（商工） 各20名</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議所法に基づく団体。 （商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・津久井町表彰条例あり 対象者 町への功績があった、個人及び各種団体等への表彰。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	新事業創出促進事業（産業振興課分）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市青年起業家育成基金条例 相模原市青年アントレプレナー奨励金交付要綱 相模原市産学連携に係る研究者等誘致促進補助金交付要綱 首都圏南西地域産業活性化フォーラム運営委員会設置要綱				
歳出予算額（平成16年度）	46,380千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 青年起業家育成事業 5,350千円</p> <p>【目的】 優秀な技術や独創的なアイデアを生かし、新しく事業を起こそうとする青年に対し、起業するために必要な過程や課題克服を体験させるとともに、秀でた提案を奨励することにより、起業家精神の醸成を図る。</p> <p>【内容】 「青年アントレプレナービジネスプランコンテスト開催」 ・事業内容 ビジネスプランを募集し、審査を経て優れたプランには、起業へ向けた活動をするため奨励金を交付するもの。 ・対象者 18歳から29歳の青年で、市内在住、在勤または、学校教育法に定める学校に在学。 ・奨励金 最優秀賞（200万円）ほか</p> <p>2. 中小企業新分野進出支援事業 16,632千円</p> <p>【目的】 中小企業の新分野進出等に伴う技術、経営改善の相談を行い、市内産業の活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・相談業務を（株）さがみはら創造センターに委託 ・相談内容は技術相談、経営改善指導、経理相談など （株）さがみはら産業創造センター（SIC）概要 設立 平成11年4月 概要 創業や中小企業の新分野進出の支援を目的として、地域公団、市、地域企業等の出資により設立。インキュベーター事業、産学・企業間連携事業、人材育成事業等に取組んでいる。</p> <p>3. 産学連携支援事業 20,829千円</p> <p>【目的】 市内企業と大学など研究機関との産学連携の支援を行い、市内産業の振興を図る。</p> <p>【内容】 産学連携推進アドバイザーの派遣 企業訪問により、大学研究機関との連携ニーズ等把握し、技術相談・コンサルティング等調整 産学連携セミナーの開催 市内企業の産学共同研究への意識の啓蒙普及等</p>		該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	新事業創出促進事業（産業振興課分）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>地域資源ネットワーク活用事業委託 大学シース・企業ニース発掘調査等 産学連携に係る研究者等誘致促進事業 S I C入居大学等研究機関への一部経費を補助 特許情報アドバイザーの設置 特許に関する相談業務等</p> <p>4．広域連携支援事業 1,995千円 首都圏南西地域産業活性化フォーラムの開催」 【目的】 地域における企業・大学・支援機関・金融機関・行政機関等が一堂に集い、中小企業等の新技術・新製品開発や新分野進出などに繋がる新たな連携のための交流の場を提供。 【内容】 相模原・町田を中心に県央・津久井地域にわたるエリアを対象に年3回開催。（事務局相模原市）</p> <p>5．コミュニティビジネス推進事業 923千円 【目的】 コミュニティビジネスの新たな事業機会を創出推進し、地域経済の活性化に資することを目的とする。 【内容】 コミュニティビジネス起業意識調査 起業のための課題や必要な支援等についての調査 コミュニティビジネスフォーラム開催 普及や事業推進を図るため年1回開催。 仮称コミュニティビジネス協議会設立準備 支援機関や関係者連携のための組織設立準備</p> <p>6．公共図書館ビジネス支援事業 651千円 【目的】 起業家の自立等や新事業の創出を図る。 【内容】 橋本図書館ビジネス支援コーナーを設置し、関連図書の貸出し、有料データベースによる情報提供、ビジネスコンサルティング（委託業務）等を実施。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	青年起業家育成基金積立金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市青年起業家育成基金条例				
歳出予算額(平成16年度)	5,000千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市では新事業創出を重要な施策として位置付けており、市内産業の活性化を図るため、次代を担う若い世代を対象とした諸事業を展開することが肝要であると判断し、その財源を確保するための基金を平成12年4月1日に設置。</p> <p>【内容】 基金残高 26,028,112円(H16.3.31現在) 基金の使途 青年アントレプレナービジネスコンテスト 創業意欲が高く優れた事業プランを持つ青年に対して奨励金を支給することにより、新規開業促進し、市内産業の活性化を図ることを目的に開催。(年1回) ジュニアアントレ体験事業(子ども商人体験事業) 小学生から高校生を対象に「会社を起こすことから、原料の仕入れ、商品の製造、販売、決算まで」という経済の流れや商売の仕組の疑似体験をとおして、子ども達に、「失敗を恐れず挑戦する心」「自分の考えで行動できる力」「チームワークの大切さ」「個人を評価し尊重する気持ち」「お金の大切さ」等を学んでもらうことを目的に開催。(年1回)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	情報集積促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	743千円	10千円	10千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>1. 情報集積促進事業 484千円</p> <p>【目的】 産業経済情報の集積を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業のまちネットワーク年会費負担金 ・TAMA協会年会費 ・県産業貿易振興協会負担金 ・日本貿易振興会年会費 <p>2. 中小企業受発注促進経費 259千円</p> <p>【目的】 市内中小企業の受注活動の側面支援を図るため、受注促進に係る事業を相模原商工会議所に委託する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受発注企業交流会の開催 ・発注企業の外注政策等に関する情報収集と、受注企業の新規取引先の開拓の場とする。 <p>【公共的団体の概要】 （社）首都圏産業活性化協会（TAMA協会） 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中部の企業、大学、商工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。</p>	<p>1. 商工振興管理経費</p> <p>【目的】 産業経済情報の集積を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TAMA協会年会費 10千円 <p>【公共的団体の概要】 （社）首都圏産業活性化協会（TAMA協会） 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中部の企業、大学、商工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。</p>	<p>1. 情報集積促進事業</p> <p>【目的】 産業経済情報の集積を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TAMA協会年会費 10千円 <p>【公共的団体の概要】 （社）首都圏産業活性化協会（TAMA協会） 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中部の企業、大学、商工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	工業集積促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市企業立地促進資金融資要綱				
歳出予算額（平成16年度）	941,515千円	50千円	300千円	50千円	50千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内経済の活性化や雇用の創出を促進させるため、市内に新たな企業立地の促進を図る。</p> <p>【内容】 工業地保全整備事業 (工業集積の促進を目的とする企業立地促進資金融資制度の原資を金融機関に預託する。) ・相模原市企業立地促進資金融資制度 931,182千円 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 280千円 ・テクノ相模協同組合共有施設等補助金 2,925千円 ・グリーンピア田名協同組合共有施設等補助金 5,703千円</p> <p>テクノバイル田名企業立地推進事業 (田名塩田原地区(テクノバイル田名)への高度技術型企業の誘致を図る。) ・土地鑑定評価料 153千円 ・応募企業経営診断委託 5千円 ・地下水影響調査委託 800千円 ・除草作業委託料 220千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>	<p>【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>	<p>【目的】 企業誘致のための情報収集や各種調査により、企業の立地動向等を把握し、優良企業の立地促進を図る。</p> <p>【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>	<p>【目的】 企業誘致のための情報収集や各種調査により、企業の立地動向等を把握し、優良企業の立地促進を図る。</p> <p>【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>	<p>【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	中小企業国際活動支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,350千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 経済のグローバル化に対応し、本市の友好都市であるカナダ（トロント市）をはじめとする、市内中小企業の海外展開を支援するもの。</p> <p>【内容】 事業実施 （財）相模原市産業振興財団へ委託。</p> <p>【公共的団体の概要】 財団法人相模原市産業振興財団 設置目的 社会経済の国際化・情報化や技術革新に対応するため、産業振興に係る各種事業を行なうことにより、地域産業の健全な発展を図り、市内経済の活性化に寄与する団体。 設立者 相模原市、相模原商工会議所。</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 津久井町はカナダのトレイル市と友好都市を結んでいる。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	中小企業経営安定対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市中小企業融資規則 相模原市信用保証料補助規程 相模原市中小企業融資診断員設置要綱		津久井町中小企業金融対策資金貸付要綱 津久井町中小企業設備資金利子補給金交付要綱 津久井町信用保証料補助金交付要綱	相模湖町中小企業金融対策資金貸付要綱	藤野町中小企業設備資金利子補給金交付要綱
歳出予算額（平成16年度）	2,369,174千円	10,633千円	2,439千円	25,212千円	478千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中小企業の事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協調して行なうことにより、市内中小企業の健全な発展及び振興を図る。</p> <p>【内容】 中小企業事業資金利子補給金 38,833千円 利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。 小企業小口資金 融資利率2.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担1.4%以内） 対象者及び融資限度額 小企業者：1,000万円 環境整備支援金 融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6%（本人負担1.8%以内） 対象者及び融資限度額 市の指導に添った公害防止施設等を設置する中小企業者：5,000万円 体質強化支援資金 融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6%（本人負担1.8%以内） 対象者及び融資限度額 市の指導に添った公害防止施設等を設置する中小企業者：5,000万円 起業支援資金 融資利率3.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担2.4%以内） 対象者及び融資限度額 これから創業する個人または創業して1年未満の中小企業者：1,000万円 中小企業事業資金融資預託金 2,249,000千円 市が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する。 対象資金 中小企業振興費、環境整備支援資金 起業支援資金、小企業小口資金、体質強化支援資金 預託先 市融資制度取扱金融機関 58店舗 預託期間 H16.4.1～H17.3.31 預託金利 無利息 協調倍率 3.5倍</p>	<p>【目的】 中小企業が企業活動を行うための必要な資金を金融機関と協調して行い、町内中小企業の健全な発展を図る。</p> <p>【内容】 中小企業金融対策事業預託金 10,000千円 町が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する。 預託先 町融資制度取扱金融機関 3店舗 預託期間 H16.4.1～H17.3.31 預託金利 無利息 協調倍率 5倍 信用保証協会保証料補助金 235千円 町制度融資を利用し、県信用保証協会または、県農業信用基金協会の保証を行った場合は、支払った保証料の一部を補助する。 補助率 1/3以内 補助金額 47,000円以内 中小企業事業資金融資事務費 398千円 中小企業経営安定対策事業を実施するための出せん金 県信用保証協会出せん金</p>	<p>【目的】 町内の中小企業者の事業活動の高度化と経営基盤の強化を促進する。</p> <p>【内容】 津久井町中小企業金融対策資金貸付 0円 ・該当なし ・本制度は、制度内容の検討を行い、平成12年度をもって当分の間休止としている。 津久井町中小企業設備資金利子補給金1,152千円 ・中小企業者が設備投資する際に支払った利子の一部を補給。 対象者：町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでおり町税等を滞納していない中小企業者 補給率：30%～50% 限度額：10万円～15万円 平成15年度の実績：624千円（新規3件、継続17件） 津久井町信用保証料補助金 800千円 ・設備資金の融資を受ける際、神奈川県信用保証協会及び神奈川県農業基金協会に支払った信用保証料に対して補助 対象者：町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでおり町税等を滞納していない中小企業者 補助額：10万円を限度に全額補給 平成15年度の実績：0件 中小企業事業資金融資事務経費 487千円 ・融資診断謝礼 ・該当なし ・金融のしおり印刷製本 ・該当なし ・県信用保証協会出せん金 487千円</p>	<p>【目的】 商工業における融資金利制度の充実と利用促進を図る。</p> <p>【内容】 中小企業金融対策資金貸付金 25,000千円 町が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する 対象資金 運転・設備資金 預託先 町融資制度取扱金融機関 3店舗 預託期間 H16.4.1～H17.3.31 預託金利 普通預金の金利 貸付利率 県中小企業融資制度の小企業の内、小規模企業資金の利率に運動するものとし、変動のあった時点の1ヶ月後から適用 協調倍率 5倍 県信用保証協会出損金 212千円 中小企業者の金融の円滑化に資するために、経営基盤の強化と保証能力の拡大を図る。</p>	<p>【目的】 商工業における融資金利制度の充実と利用促進を図る。</p> <p>【内容】 中小企業金融対策資金貸付金 該当なし 藤野町中小企業設備資金利子補給金 250千円 概要：中小企業者が設備投資する際に支払った利子の一部を補給。 対象者：町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでおり町税等を滞納していない中小企業者 補給率：30%～50% 県信用保証協会出損金 228千円 中小企業者の金融の円滑化に資するため経営基盤の強化と保証能力の拡大を図る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	中小企業経営安定対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>相模原市信用保証料補助金 70,980千円 市中小企業融資制度利用者の信用保証料の負担の軽減を図るため、県信用保証協会への払込保証料の一部助成。支払われた保証料の70%以内(千円未満切り捨て)、15万円限度で補助。</p> <p>中小企業事業資金融資事務費 10,361千円 中小企業経営安定対策事業を実施するための各種事務費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資診断謝礼 ・金融のしおり印刷製本 ・県信用保証協会出せん金 <p>【電算システムの概要】 融資制度管理システム 融資事務を行っていくうえでの、融資利用者の個人データ管理ファイル。また、データを基に利子補給金や信用保証料補助金等の算出計算も行うシステム。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	中小企業景気対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市中小企業融資制度利子補給規則 相模原市中小企業融資規則 相模原市信用保証料補助規程 相模原市中小企業融資診断員設置要綱				
歳出予算額（平成16年度）	3,160,292千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 景気の後退で経営環境が悪化している中小企業の事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協調して行なうことにより、市内中小企業の健全な発展及び振興を図る。</p> <p>【内容】 景気対策特別融資利子補給金 112,005千円 利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。 ・景気対策特別資金 融資利率2.2%以内のうち市負担率1.1%（本人負担1.1%以内）</p> <p>【電算システムの概要】 融資制度管理システム ・融資事務を行っていくうえでの、融資利用者の個人データ管理ファイル。また、データを基に利子補給金や信用保証料補助金等の算出計算も行うシステム。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	各種工業団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	800千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内工業団地協同組合等の運営の円滑化を図るため、運営費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 各工業団地協同組合運営費等補助金 700千円 （@100千円×7工業団地協同組合） （社）神奈川県工業技術研修センター運営費等補助金 100千円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内の工業団地 金原工業団地（12社）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	相模原市産業振興財団補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	民法第34条				
歳出予算額(平成16年度)	77,974千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域産業の健全な発展及び経済の活性化を図るため、財団法人相模原市産業振興財団が実施する各種事業に対し助成するもの。</p> <p>【内容】 事業費 77,974千円 ・負担金、補助及び交付金 補助内容 事業 ・各種フェア、展示、国際経済セミナー等 ・経営向上促進事業 （国際経済交流支援事業等） ・情報提供事業 （インターネット、データベース事業、SOHO事業、調査研究事業等） 法人管理 ・派遣、嘱託職員及び事務所管理</p> <p>【公共的団体の概要】 財団法人相模原市産業振興財団 設置目的 社会経済の国際化・情報化や技術革新に対応するため、産業振興に係る各種事業を行なうことにより、地域産業の健全な発展を図り、市内経済の活性化に寄与する団体。 設立者 相模原市、相模原商工会議所。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	産業会館の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	総務課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立産業会館条例 相模原市立産業会館条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	79,439千円			48千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市立産業会館条例及び施行規則に基づき産業会館の管理運営等の適正な管理運営を図る。</p> <p>【内容】 産業会館の概要 設置目的 産業を振興し、及び市民の産業に対する理解を深める場を提供することにより、市内産業の健全な発展を図り、もって活気と賑わいのある豊かな都市の創造に寄与するために産業会館を設置。</p> <p>建物概要 名称「相模原市立産業会館」（H5年4月開館） 地上5階、地下2階 敷地面積 1,369㎡、建築面積 1,038㎡、 延床面積 4,836㎡</p> <p>施設概要 1階 多目的ホール、事務室等 2階 展示室等 3階 大・小研修室、情報センター等 4階 国際商談室、懇談室等 5階 機械室等 地下1階 O A 研修室等 地下2階 ビル管理事務室、機械室等</p> <p>管理運営 相模原商工会議所へ管理運営委託。 産業会館管理費等 ・施設賠償責任保険料 7,0千円 ・産業会館管理運営業務委託料 77,019千円 ・産業情報センター運営委託料 2,350千円</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議所法に基づく団体。 (商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 産業会館の設置目的に寄与するため、適正な管理運営を図る。</p> <p>【内容】 産業会館概要 設置目的 産業振興の総合拠点及び地域活性化を推進するため建設。</p> <p>建物概要 名称「相模湖町産業会館」（S47年1月開館） 鉄筋コンクリート造、地上3階 敷地面積 町本庁舎敷地（4,963.35㎡）内設置 建築面積 158.30㎡ 延床面積 444.30㎡</p> <p>施設概要 1階（158.30㎡）倉庫、車庫、運転手控え室 2階（143.00㎡）事務室、ホール 3階（143.00㎡）会議室、ホール、倉庫</p> <p>施設詳細 ・1階部分は、町公用車の駐車場及び倉庫、運転手控え室として使用 ・2階部分は相模湖町商工会事務所として使用 ・3階部分は大会議室（50人規模程度）、小会議室（20人規模程度）、ホール</p> <p>管理運営 ・基本的に町管理（行政財産）であるが、目的外使用許可（無償）を受け、相模湖町商工会が実質管理運営を行っている。 産業会館管理費等 ・建物共済分担金 16千円（町全額負担） ・上下水道料 108千円（うち町3割負担32千円） ・光熱費 350千円（商工会全額負担） 上下水道は、産業会館の外部水道を町公用車の洗車に使うなどするので、産業会館水道料金の3割を町が負担し、7割を商工会が負担するという申し合わせによる。 また、建築物の修繕（商工会の事務的需用によるものではなく、あくまで貸主が対応すべき範囲）は町が負担する形となっている。</p> <p>【公共的団体の概要】 相模湖町商工会 ・商工会法に基づく団体 (商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	事業協同組合等の設立認可等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	中小企業等協同組合法 中小企業団体の組織に関する法律 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法 中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法 中小企業団体の組織に関する法律 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法 中小企業団体の組織に関する法律 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法 中小企業団体の組織に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類 受理 ・ 役員変更届 受理 ・ 解散届 受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数 事業協同組合：5 1 企業組合：1 商店街振興組合：6 	<p>【目的】 県から権限移譲され、根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類 受理 ・ 役員変更届 受理 ・ 解散届 受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数 事業協同組合：2 	<p>【目的】 県から平成10年度に権限移譲がされ根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類受理 ・ 役員変更届受理 ・ 解散届受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数 事業協同組合 5組合 企業組合 1組合 	<p>【目的】 県から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基づき、事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類 受理 ・ 役員変更届 受理 ・ 解散届 受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数 事業協同組合：2 協業組合：1 	<p>【目的】 県から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類 受理 ・ 役員変更届 受理 ・ 解散届 受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数…該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	工業地域等における住宅開発の指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市工業地域等における住宅開発指導要綱				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工業系産業用地の保全及び良好な生産環境と居住環境の調和を図る。</p> <p>【内容】 良好な生産環境と居住環境の調和を図るため、工業地域及び準工業地域において、500㎡以上の住宅建築を目的とした開発行為を行おうとする場合に、自粛要請・緩衝帯設置等の指導を行っている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	工場立地法に規定する届出、勧告等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課 工場立地法	経済課 工場立地法	産業経済課 工場立地法	産業環境課 工場立地法	まちづくり課 工場立地法
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県権限移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・ 特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・ 特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・ 届出をした者に対する勧告（法第9条） ・ 勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・ 実施の制限期間の短縮（法第11条） ・ 氏名等の変更の届出（法第12条） ・ 地位を承継した場合の届出（法第13条） ・ 昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条） 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県権限移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・ 特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・ 特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・ 届出をした者に対する勧告（法第9条） ・ 勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・ 実施の制限期間の短縮（法第11条） ・ 氏名等の変更の届出（法第12条） ・ 地位を承継した場合の届出（法第13条） ・ 昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条） 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県権限移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・ 特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・ 特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・ 届出をした者に対する勧告（法第9条） ・ 勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・ 実施の制限期間の短縮（法第11条） ・ 氏名等の変更の届出（法第12条） ・ 地位を承継した場合の届出（法第13条） ・ 昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条） 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県権限委譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・ 特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・ 特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・ 届出をした者に対する勧告（法第9条） ・ 勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・ 実施の制限期間の短縮（法第11条） ・ 氏名等の変更の届出（法第12条） ・ 地位を承継した場合の届出（法第13条） ・ 昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条） 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県権限委譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・ 特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・ 特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・ 届出をした者に対する勧告（法第9条） ・ 勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・ 実施の制限期間の短縮（法第11条） ・ 氏名等の変更の届出（法第12条） ・ 地位を承継した場合の届出（法第13条） ・ 昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	中小企業経営革新支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課 相模原市中小企業研究開発補助金交付要綱				まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	10,240千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中小企業が自ら行なう新製品・新技術等に関する研究開発に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の技術研究開発を促進し、中小企業の技術力向上を図る。</p> <p>【内容】 事業内容 ・対象 市内で1年以上継続して操業し、単独または共同で新技術、新製品開発等の研究開発を行なっている市内中小企業者 ・補助率及び補助金額 研究開発に要する経費の1/2以内で200万円を限度 ・補助機関及び採択件数 最大2ヵ年度 / 3件程度 ・選考方法 相模原市中小企業研究開発補助金審査会にて審査を行う。 事業費内訳 ・報償費 240千円 審査会謝礼 ・負担金、補助及び交付金 10,000千円 中小企業研究開発補助金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																		
29	各種事務事業の取扱い	経済部会																		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																		
9	商業地形成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町															
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課															
根拠法令等	相模原市商業地形成事業補助金交付要項																			
歳出予算額(平成16年度)	20,911千円																			
歳入予算額(平成16年度)	9,928千円																			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活環境の向上と地域商業の振興を図るため、活気とにぎわいのある商業地づくりを推進する。</p> <p>【対象】 「さがみはら産業振興ビジョン」を基本として、それぞれの地区ごとに策定した基本計画・整備計画等の整備を対象とする。</p> <p>【内容】 商店街振興計画策定補助 商店街環境整備事業補助(アーチ、アーケード、街路灯、カラー舗装、モニュメント、駐車場施設等) *「商業地形成事業」は、法人化団体を補助対象としている。 *任意団体の商店会が環境整備事業を行う場合には、「商店街近代化事業補助金」の補助メニューを活用する。 商店街共同施設整備補助(組合事務室等) 融資資金利子補給・信用保証料補助 まちづくり協議会の運営費補助 商業地形成事業融資制度</p> <p>【平成16年度予算額】 商店街環境整備事業補助金 10,318千円 街路灯設置 20基、壁面後退部分カラー舗装整備 融資資金利子補給・信用保証料補助 65千円 まちづくり協議会の運営費補助 600千円(100千円×6団体) 商業地形成事業融資預託金 9,928千円(元金収入として同額の歳入あり)</p> <p>【特定財源の概要】 商業地形成事業融資預託金元金収入 9,928千円</p> <p>【参考】 商店会数 = 67、会員数 = 2,519 大型小売店舗数 = 70、売場面積 = 365,150㎡ 数年以上に環境整備を予定している商店街 = 該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店会数0、会員数 = 528(商工会会員数) 大型小売店舗数 = 5、売場面積17,826㎡ 数年以上に環境整備を予定している商店街 = 該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店街・商店連盟(4団体)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: center;">会員数</th> <th style="text-align: center;">店舗数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野商店連盟</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td>中央商工連盟</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td>串川商和会</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> <tr> <td>鳥屋商工連合会</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">51</td> </tr> </tbody> </table> <p>商店街街路灯組合 名称 中野商店街街路灯組合(70本所有) 中央街路灯組合(86本所有) 大規模小売店 3店舗 売場面積 5,211㎡</p>	名称	会員数	店舗数	中野商店連盟	19	19	中央商工連盟	80	80	串川商和会	17	17	鳥屋商工連合会	51	51	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店街 名称 会員数 店舗数 与瀬商米会 32 32 *但し、店舗数は全部で43店舗ある。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店会数0、会員数 = (商工会会員数) 大型小売店舗数 = なし 数年以上に環境整備を予定している商店街 = 該当なし</p>
名称	会員数	店舗数																		
中野商店連盟	19	19																		
中央商工連盟	80	80																		
串川商和会	17	17																		
鳥屋商工連合会	51	51																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	中心市街地活性化事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	24千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区を市の中心商業地として位置付け、高度な都市機能の集積と活気とにぎわいのある商業地づくりを推進する。</p> <p>【内容】 橋本駅周辺では、多くの来街者でにぎわう中心市街地の形成に向け、「相模原市中心市街地活性化基本計画」と商業ソフト戦略を進めるため、商工会議所が策定したTMO構想に基づき、地元商業者や住民、商工会議所等が一体となって、市街地整備や商業の活性化を推進している。</p> <p>また、平成13年度には橋本地区に次ぐ2地区目とし、相模大野地区における中心市街地活性化基本計画を策定した。</p> <p>本事業は、商業者や住民、開発関係団体、TMO、行政等の関係者を構成員として設置した「中心市街地活性化推進連絡協議会」の開催に係る会議費等の経費である。</p> <p>なお、橋本駅周辺地区のTMOの運営活動経費については、商工会議所補助金として別途に予算化している。（平成16年度 650千円）</p> <p>【平成16年度予算額】 会議開催経費（会場費、賄い） 24千円</p> <p>【参考】 中心市街地活性化基本計画の策定を今後計画している地域 = なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	商店街振興支援事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市商店街近代化事業補助金交付要項				
歳出予算額（平成16年度）	34,648千円		60千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商店街の近代化を図るため、商店街街路灯の電気料や共同駐車場の維持費、環境整備事業等に対し助成する。</p> <p>【対象】 商店会組織 公衆浴場</p> <p>【内容】 商店街環境整備事業補助金（アーチ、アーケード、街路灯、カラー舗装、モニュメント等） *任意団体の商店会が環境整備事業を行う場合には、「商店街近代化事業補助金」の補助メニューを活用する。 *「商業地形成事業」は、法人化団体を補助対象としている。 商店街共同駐車場整備維持補助金（賃借料の40%を補助） 商店街街路灯電気料補助金（電気料の70%を補助） 市営自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金（購入額の30%を補助） 商店街街路灯修繕費補助金（修繕料の30%を補助） 公衆浴場設備整備費補助金（県との協調補助-県補助1/2、市補助1/4）</p> <p>【平成16年度予算額】 商店街共同駐車場整備維持補助金 7,638千円 商店街街路灯電気料補助金 21,430千円 市営自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金 1,450千円 商店街街路灯修繕費補助金 1,000千円 公衆浴場設備整備費補助金 3,130千円</p> <p>【参考】 商店会数 = 67、会員数 = 2,519 大型小売店舗数 = 70、売場面積 = 365,150㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし 借地の商店街共同駐車場の数、賃借料の概算 合計 = 8 駐車場、19,000千円 商店街街路灯の本数合計 = 約2,800基 公衆浴場の数 = 11軒</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店会数 = 0、会員数 528（商工会会員数） 大型小売店舗数 = 5、売場面積 = 17,826㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし 借地の商店街共同駐車場の数、借地料の概算 = 該当なし 防犯灯 1693基（環境防災課所管） 街路灯 77基 公衆浴場の数 = 該当なし</p>	<p>【目的】 商店街街路灯の維持管理費補助。</p> <p>【内容】 中野商店街街路灯組合補助金 30千円（70本所有） 中央街路灯組合 30千円（86本所有）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																		
29	各種事務事業の取扱い	経済部会																		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																		
12	商店街活性化事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町															
担当課名	商業観光課 相模原市商店街活性化事業補助金交付要綱	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課															
根拠法令等																				
歳出予算額(平成16年度)	29,631千円																			
歳入予算額(平成16年度)	1,200千円																			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商店街の活性化を図るため、商店街が自ら取り組むソフト事業、空き店舗活用事業、イベント事業などに対して助成する。</p> <p>【対象】 市内商店会組織</p> <p>【内容】 商店街ステップアップ事業補助金 (ソフト事業が対象、事業費の50%を補助) 空き店舗活用事業補助金 (賃借料の30%を補助) 商店街イベント事業補助金 (イベント開催経費の一部を補助) アドバイザー派遣事業 (商店街活動を助言する専門家を派遣) 個店の魅力アップ講座の開催経費 (商工会議所に事業委託)</p> <p>【平成16年度予算額】 商店街ステップアップ事業補助金 6,385千円 空き店舗活用事業補助金 9,351千円 商店街イベント事業補助金 11,095千円 アドバイザー派遣事業 1,800千円 個店の魅力アップ講座の開催経費 1,000千円</p> <p>【特定財源の概要】 空き店舗活用事業補助分として国庫補助金 1,200千円の歳入がある。</p> <p>【参考】 商店会数 = 67、会員数 = 2,519 新たなソフト事業実施を検討している商店街数 = 11団体 商店街内にある空き店舗数 = 124店舗 商店街が実施しているイベント数 = 約50イベント 事業費が300万円を超える商店街イベント = みなはし味彩まつり300万円、高校通り夏まつり350万円、相模台夏祭り590万円、ふちのべ銀河まつり570万円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし															
			<p>【参考】 商店街・商店連盟(4団体)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>会員数</th> <th>店舗数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野商店連盟</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央商工連盟</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>串川商和会</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>鳥屋商工連合会</td> <td>51</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	名称	会員数	店舗数	中野商店連盟	19	19	中央商工連盟	80	80	串川商和会	17	17	鳥屋商工連合会	51	51		
名称	会員数	店舗数																		
中野商店連盟	19	19																		
中央商工連盟	80	80																		
串川商和会	17	17																		
鳥屋商工連合会	51	51																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	商業実態調査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	4,043千円				
歳入予算額（平成16年度）	114千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>さがみはら産業振興ビジョンに基づく市内の商業振興施策に関する基礎資料及び事業者等が活用できる資料として、市内商業地における通行量調査、買物行動調査、経営者意識調査等を行う。平成16年度は、来街者調査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>来街目的、街への要望などを聞き取り調査する。調査は、商工会議所に委託する。調査報告書、概要書をそれぞれ300部作成し、商店街や関係団体に配布するほか、行政資料として販売している。</p> <p>【平成16年度予算額】</p> <p>商工会議所への委託料 4,043千円</p> <p>【特定財源の概要】</p> <p>調査報告書の販売として114千円の歳入あり</p> <p>【参考】</p> <p>定期的実施している商業関係の調査 = 市内商業地における通行量調査、買物行動調査、経営者意識調査、来街者調査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	買物公園道路維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	5,183千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原西門商店街に設置した買物公園道路（愛称：グリーンプラザさがみはら）内の街路灯、公衆トイレ、噴水等の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 街路灯、公衆トイレ、噴水等の維持管理（光熱水費、保守点検、清掃、修繕など）</p> <p>【平成16年度予算額】 5,183千円</p> <p>【参考】 買物公園の概要 ・面積 17,550㎡ ・整備年度 S57 ・施設 - 街路灯、公衆トイレ、噴水、時計塔、モニュメント</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	商業団体育成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課 相模原市商業団体等活動促進事業補助金交付要綱	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	2,470千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商業団体の運営の向上と活動促進を図るため、運営費及び活動費に対し助成する。</p> <p>【内容】 法人化された商店街振興組合、商店街協同組合に対して運営費の補助を行う。 相模原市商店会連合会に対して運営費及び活動費の補助を行う。</p> <p>【平成16年度予算額】 法人化組合 1,650千円（設立後10年以上@100千円×15団体、10年未満@150千円×1団体） 相模原市商店会連合会 820千円（運営費100千円、活動費720千円）</p> <p>【参考】 法人化された商店街団体数 = 設立後10年以上15団体、10年未満1団体</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	新事業創出促進事業（商業観光課分）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	20,583千円				
歳入予算額（平成16年度）	3,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 新規事業に進出しようとする事業者の支援や将来の産業を担う人材育成による商業の活性化を図る。</p> <p>【内容】 チャレンジショップ支援事業 商業系ベンチャーの育成と商店街の活性化を図るため、商店街の空き店舗を使って、独創的なアイデアで新規事業や新分野に進出しようとする意欲ある事業者を支援する。店舗の改装費と賃借料の一部を奨励金として支援する。</p> <p>子ども商業体験事業 将来の産業を支える人材育成と商業の活性化を図ることを目的に、「会社を起こすことから、原料の仕入れ、商品の製造、販売、決算まで」という経済の流れや商売の仕組みを楽しく疑似体験する「さがみはら子どもアントレプレナー体験事業」を開催するための経費に対して助成する。</p> <p>【平成16年度予算額】 チャレンジショップ支援事業奨励金等 17,583千円 子ども商業体験事業補助金 3,000千円</p> <p>【特定財源の概要】 子ども商業体験事業への充当分として民間からの寄付を財源とする青年起業家育成基金からの繰入金として3,000千円の歳入あり</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	市民まつり開催事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	8,976千円	2,700千円	2,000千円	700千円	1500千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ふるさとづくりの中心的事業として、市民参加による手作りのまつりである「市民まつり」を開催する。</p> <p>【内容】 相模原市民桜（若葉）まつり 昭和49年に、市制施行20周年を記念し市民のふるさとづくりをテーマに、市役所前通りの桜並木を生かし始められた市民参加を中心としたまつりで、毎年4月上旬（若葉のときは5月上旬）に、市民の手づくりによる催し物やパレードなどが2日間にわたり盛大に行われる。</p> <p>事業費（負担金） 8,976千円</p> <p>平成16年度開催内容 名称 相模原市制50周年記念 第31回相模原市民桜まつり 開催日 平成16年4月3日（土）・4日（日） 会場 市役所さくら通り 観客数 2日間延べ 31万5千人 （平成15年度 34万5千人） （平成14年度 38万人） （平成13年度 40万人） 参加団体数 パレード 28団体 行事 266団体（232行事） 主催 相模原市民まつり実行委員会 （構成団体…相模原市、自治会連合会、商工会議所、警察署 ほか）</p>	<p>【目的】 町民相互の協力により、地域の郷土意識を通し、産業・文化・コミュニティ等の活動が一体となって、ふれあいの場を創り上げることにより、郷土意識の高揚を図るため「もみじまつり」を開催する。</p> <p>【内容】 もみじまつり 昭和49年に観光産業まつりとして開催され、翌50年からは、町の木であるもみじをまつりの名称にし、町内全域のまつりとして毎年10月中旬に開催。</p> <p>事業費（負担金） 2,700千円</p> <p>平成16年度開催内容 名称 第28回もみじまつり 開催日 平成16年10月17日（日） 会場 原宿公園 観客見込数 15,000人 （平成15年度観客数 13,500人） （平成14年度観客数 12,000人） （平成13年度観客数 10,000人） 参加団体数 77団体 主催 城山町もみじまつり実行委員会 （構成団体…城山町、自治会連合会、商工会、観光協会、商工経済同友会、小中学校校長会 ほか）</p>	<p>【目的】 町民相互のふれあいと産業振興を図ることを目的に「津久井やまびこ祭り」を開催する。</p> <p>【内容】 平成16年度開催内容 ・開催予定日 平成16年10月24日（日）</p> <p>事業費（補助金） 2,000千円</p> <p>【参考】 平成15年度開催内容 名称 第18回津久井やまびこ祭り 総事業費 3,752千円 主催 やまびこ祭り実行委員会 （津久井町商工会青年部） 事務局 津久井町商工会 開催日 平成15年10月29日（日） （例年10月の第4日曜に開催） 来場者数 約27,000人 参加団体数 88団体 内容 各種個店、ステージ発表、フリーマーケット、室内展示など</p>	<p>ふれあい広場</p> <p>【目的】 町民相互のふれあいが少なくなっている現状を踏まえて、「町民相互のふれあいの場」を提供し、また、町内産業の振興・地域PR・観光開発・特産品開発等の「まちおこし」を考えていく。</p> <p>【内容】 ・補助金 700千円 （内訳） イベント関係 14千円 ステージ関係 109千円 会場設備関係 326千円 広報関係 167千円 事務局経費 84千円</p> <p>【参考】 平成15年度開催内容 商工会が中心となり実行委員会形式で運営されている。 ・名称 第15回相模湖ふれあい広場 ・開催日 平成15年10月5日（日） ・観客数 3,000人 ・参加団体 40団体</p>	<p>【目的】 善意と友情に基づく全ての藤野町町民と各種団体、行政が一体となって創り上げる【太陽の市場】を明るく、楽しく開催することを目的とする。</p> <p>【内容】 平成16年度開催内容 ・開催予定日 平成16年10月24日（日）</p> <p>事業費（補助金） 1,500千円</p> <p>【参考】 平成15年度開催内容 名称 太陽の市場2003（第22回ふじの産業まつり） 総事業費 1,637千円 主催 太陽の市場2003実行委員会 （事務局：藤野町役場産業建設部まちづくり課内） 開催日 平成15年10月26日（日） 来場者数 約13,000人 参加団体数 54団体</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	観光宣伝事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等				県観光地入込観光客調査実施要領	
歳出予算額（平成16年度）	1,798千円	465千円	184千円	2,693千円	161千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 行事事場となる相模川河川敷の整地やイベントで必要となる備品の購入、イベント打合せ会場の使用などにより観光事業の充実を図るとともに、本市観光のPRを積極的に展開する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 250千円 ・施設使用料 838千円 ・会場整地費用 200千円 ・県への負担金 370千円 ・新堀用水路を愛する会への補助金 140千円 	<p>【目的】 各種新聞、旅行情報誌等のマスコミを利用し、本町の観光行事、施設の知名度を高め、観光誘客の促進を図るとともに、各種団体に負担金等を交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務費（広告料）8社 361千円 ・県観光協会負担金 30千円 ・県観光振興対策協議会負担金 30千円 ・都観光振興対策協議会負担金 44千円 	<p>【目的】 観光振興の遂行、及び観光宣伝の展開を図るため、各種団体に負担金等を交付。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告料 32千円 ・県観光協会負担金 70千円 ・県観光振興対策協議会負担金 30千円 ・都観光振興対策協議会負担金 52千円 	<p>【目的】 各地区で行われる観光行事・イベント等の新聞、雑誌へのPR及びガイドマップ等の作成。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（つり大会・写生大会） 21千円 ・需用費（ガイドマップ・リーフレット等） 1,093千円 ・委託料（道しるべ設置委託料） 450千円 ・工事請負費（駅前アーチ塗装） 666千円 ・負担金補助（観光協会観光宣伝負担金及び交付金） 300千円 ・県観光協会負担金 30千円 ・県観光振興対策協議会負担金 30千円 ・都観光振興対策協議会負担金 30千円 <p>観光地入込観光客調査事業</p> <p>【目的】 観光宣伝事業での基礎データ作成。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 72千円 ・町内3ヶ所（年4回）調査を実施 	<p>【目的】 各種新聞、旅行情報誌等のマスコミを利用し、本町の観光行事、施設の知名度を高め、観光誘客の促進を図るとともに、各種団体に負担金等を交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務費（広告料）3社 63千円 ・県観光協会負担金 30千円 ・県観光振興対策協議会負担金 30千円 ・都観光振興対策協議会負担金 38千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	キャンプ場管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市営キャンプ場管理運営要綱		津久井町立青野原森林総合利用施設の設置及び管理に関する規程		
歳出予算額(平成16年度)	17,205千円		153千円		
歳入予算額(平成16年度)	3,360千円		113千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内に2ヶ所あるキャンプ場(上大島・望地弁天)の管理運営事業</p> <p>【内容】 事業費 ・施設修繕料 200千円 ・電話料 150千円 ・保険料 119千円 ・委託料(市観光協会へ委託) 14,040千円 ・土地賃借料 831千円 ・管理横賃借料 1,865千円</p> <p>利用状況 15年度実績 60,187人 ・上大島 55,530人 ・望地弁天 4,667人 14年度実績 63,413人 ・上大島 57,376人 ・望地弁天 6,037人 13年度実績 55,289人 ・上大島 48,815人 ・望地弁天 6,474人</p> <p>管理運営、ゴミ清掃等の委託先 (相模原市観光協会に委託し、以下のとおり再委託) 上大島・・・大島観光協会 望地弁天・・・陽原白寿会</p> <p>利用者協力金制度導入 ・平成16年7月1日から (キャンプ場利用者に運営費の内、清掃費や光熱水費などの実費相当分を負担していただき、より高いサービスを提供するもの。) 協力金徴収(徴収単位を10人とし、1から10人までが1,000円、以後10人増すごとに1,000円追加。)</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原市観光協会の概要 ・相模原市の観光振興を推進する団体。</p>	該当なし	<p>【目的】 町内(青野原地区)にあるオートキャンプ場の管理運営事業</p> <p>【内容】 事業費 ・火災保険料 40千円 ・土地賃付料 113千円 (青野原オートキャンプ場組合より町を経由して土地所有者へ)</p> <p>利用状況 平成15年度実績 ・利用台数 9,364台 ・利用人数 27,146人 平成14年度実績 ・利用台数 13,084台 ・利用人数 35,685人 平成13年度実績 ・利用台数 12,982台 ・利用人数 37,818人</p> <p>管理運営委託 青野原オートキャンプ場組合へ無償委託</p> <p>管理内容 ・管理棟(事務室、管理室、倉庫、シャワー室) ・便所棟 ・炊事棟(炊事施設、調理施設) ・遊歩道施設(林間歩道、休憩施設、ベンチ)</p> <p>利用料(通行料及び清掃料として組合が独自徴収) 通行料 ・大型1台 2,000円 ・マイクロ1台 1,000円 ・普通車1台 500円 ・バイク1台 100円</p> <p>清掃料 ・大人1名 300円 ・子供1名(小学生以上) 100円</p> <p>【公共的団体の概要】 青野原オートキャンプ場組合 目的 この組合は新林業構造改革事業(昭和61年度計画指定、昭和62年度から平成3年度実施)に基づき実施した森林総合利用促進</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	キャンプ場管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>事業の趣旨を尊重し事業の成果をより発揮させ林業経営の健全な発展と林業所得の向上を図ることを目的とする。</p> <p>事業内容 青野原オートキャンプ場の利用促進、管理運営に関すること。</p> <p>役員 理事13人（内 組合長1名、副組合長2名）監事 2人</p> <p>組合員の資格 (1) 青野原地域の居住者（但し各世帯1人を限度とする。 (2) 青野原地域に居住し観光事業経営を希望する個人で本組合に参加しようとするもの。</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	キャンプ場用地購入事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	9,350千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成15年度に再整備を行った望地弁天キャンプ場の敷地の内にある借用地の一部（駐車場部分）を取得するもの。</p> <p>【内容】 ・収入印紙代 12千円 ・土地購入費 9,338千円</p> <p>【所在】 ・面積 747㎡ ・場所 市内田名5835-13、5835-46</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	経済部会		
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	観光事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成16年度）	21,532千円			3,500千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 伝統ある観光行事の保存、発展を図るとともに、市民に憩いのひとときを提供する。</p> <p>【内容】 負担金、補助金 21,532千円 (内訳) ・泳げ鯉のぼり相模川 2,640千円 ・相模の大風まつり 3,472千円 ・上溝夏祭り 3,145千円 ・相模原納涼花火大会 6,107千円 ・橋本七夕まつり 6,168千円</p> <p>泳げ鯉のぼり相模川 昭和63年に子供たちのたくましく立派な成長を願い始められ、人と人の出会いとふれあいの場の提供と子供たちに夢や想い出を与えるものとして4月29日～5月5日のゴールデンウィーク期間中に開催。相模川に5本のワイヤーを渡し約1,200匹の鯉のぼりが群泳する姿は、まさに勇壮。 ・開催日 平成16年4月29日～5月5日 ・会場 相模川高田橋上流 ・主催 泳げ鯉のぼり相模川実行委員会 (観客数 H13 41万人、H14 47万人、H15 51万人、H16 38万人)</p> <p>相模の大風まつり 5月4、5日に新磯地区で行われる江戸時代から続く伝統行事で、最大で一辺の長さ8間(約14.5m)もある「相模の大風」が春風に乗り大空に舞い上がる壮観さは、まさに日本一。(昭和52年に「かながわの民俗芸能50選」、昭和57年に「かながわのまつり50選」に選ばれ、また平成3年には関東の大風揚げ習俗として、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されている。) ・開催日 平成16年5月4日・5日 ・会場 新磯地区 新戸スポーツ広場 他 ・主催 相模の大風まつり実行委員会 (観客数 H13 万人、H14 7万5千人、H15 8万、H16 4万3千人)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 (再掲、商業観光課事務事業番号23番)</p> <p>【目的】 城山町の地域活性化及び観光振興対策のため各種イベントや団体を支援することにより、古くから伝わる文化の保存や町民の郷土意識を高める。</p> <p>【内容】 小倉橋ライトアップ事業 昭和63年に小倉橋が設立50周年を迎えたのを記念して、町商工会青年部が『創ろう魅力あるふるさと城山』をテーマに小倉橋をライトアップ事業がはじまった。また、平成7年度までは、ライトアップ事業と併せて、花火大会やサマーコンサートを実施していたが、8年度以降はライトアップのみを実施。 ・開催日 平成16年7月17日～8月21日 ・会場 小倉橋下流 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>(さくらまつりフリーマーケット 4月の第1土曜日に津久井湖畔において津久井町観光協会と共催により実施する「津久井湖さくらまつり」会場において催し物の一つとして実施。 ・開催日 4月3日 ・会場 津久井湖畔 水の苑地 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>きくまつりフリーマーケット 11月3日(文化の日)に城山町観光協会が実施するきくまつり会場において、催し物の一つとして実施。 ・開催日 11月3日 ・会場 川尻八幡宮 ・主催 城山町商工会青年部</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 (再掲、商業観光課事務事業番号24番)</p> <p>津久井町については、観光事業に対する補助金は交付していません。観光協会に補助金600千円を交付し観光事業を行っています。 ・津久井湖さくらまつり事業費補助 500千円 ・観光センターまつり事業費補助 100千円</p> <p>津久井湖さくらまつり</p> <p>【目的】 桜の名所である津久井湖周辺の「桜」をテーマとした「さくらまつり」を通じて観光展示や特産品販売を行うことにより、交流型観光振興を図る。</p> <p>【内容】 本年度7回目を迎えた「さくらまつり」は県立津久井湖城山公園の花の苑地・水の苑地を会場に津久井町観光協会・城山町観光協会が実行委員会を組織し、毎年4月上旬開催。地域特産物展、ステージイベント等が盛大に行われた。 ・総事業費 4,467千円 ・名称 第7回津久井湖さくらまつり ・開催日 平成16年4月3日(土)</p> <p>津久井湖観光センターまつり</p> <p>【目的】 交流型観光の振興に努める。</p> <p>【内容】 ・農産物・特産物展の販売、地元芸能の披露、「津久井百景」フォトコンテスト表彰式など。 ・開催日 毎年11月23日</p>	<p>さがみ湖湖上祭分担金 3,500千円</p> <p>【目的】 昭和23年相模湖誕生とともに、湖に關係して亡くなった人々の慰霊と湖の安全を祈願する祭事として始まり、今では県内外から多くの人々が訪れる夏の風物詩として、ひろく人々に楽しんでもらう。</p> <p>【内容】 ・会議費 48千円 ・宣伝費 173千円 ・準備費 76千円 ・旅費 5千円 ・事務費 24千円 ・修繕費 189千円 ・大会運営費 510千円 ・催事費 2,466千円 ・保険料 9千円</p> <p>【参考】 平成15年度概要 花火大会は、相模湖観光協会が中心となり実行委員会形式で運営されている。 ・名称 第54回さがみ湖湖上祭花火大会 ・開催日 平成15年8月1日(金) ・観客数 70,000人 ・打上げ発数 5,000発</p>	<p>該当なし</p> <p>その他類似していると思われる参考情報 【目的】 藤野町の地域活性化及び観光振興対策のため各種イベントや団体を支援することにより、本町に根づく芸術文化事業の普及啓発をはじめ、新たな観光スポットの創出、さらには古くから伝わる郷土や文化の保存などに資するため各種取り組みを行っている。</p> <p>【内容】 ふじの里山まつり(平成16年新規事業) 平成16年5月、藤野への交流人口拡大を目的に発足した「ふじの里山くらぶ」の主催イベント。藤野の活性化、魅力づくり、里山づくりを日頃実践している人や、団体が多数参加し、里山=ふじの魅力をもPRする。 日時 平成16年11月13日 場所 県立藤野芸術の家及び中央キャット藤野 主催 ふじの里山まつり実行委員会 ひまわりフェスタ(平成16年新規事業) 県最西端の町「藤野」の季節限定の新名勝である「吉野イノト」-のひまわり畑」を広くPRし観光集客を図るとともに、津久井町の観光事業に関連した新13軒の導入促進なども併せて普及啓発させることを目的とする。 日時 平成16年9月4日 場所 吉野イベントパーク 主催 藤野町観光協会/来場者200人 陣馬山餅つき大会(平成16年新規事業) 観光集客のためのイベントとして実施し、陣馬山ハイキング及び山頂での餅つきを通じて地元の方との交流と、藤野町の自然のすばらしさを知ってもらい、地域振興を図る。 日時 平成16年5月15日 場所 陣馬山登山コース及び山頂 主催 藤野町観光協会/参加者 60人 茶摘み&手揉み茶づくり体験ツアー 町の主要地場産品である「茶」の普及啓発を図ることを目的に行う。 日時 平成16年6月19日 場所 やさか茶屋及び佐野川地区茶園 主催 やまなみ五感体験ツアー実行委員会 参加 25名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	観光事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>上溝夏祭り 7月下旬の土・日に開催される上溝に江戸末期から伝わる伝統あるまつりで、上溝商店街通りを中心に、御輿24基、山車7台が繰り出す勇壮なまつり。(昭和57年に「かながわのまつり50選」に選ばれる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成16年7月24日・25日 ・会場 上溝商店街通り ・主催 上溝夏祭り実行委員会 (観客数 H13 34万人 H14 34万人 H15 35万人) <p>相模原納涼花火大会 昭和26年に「水郷田名」の復興を願って灯籠流しとともに花火が打ち上げられたのが始まりで、7月30日に相模川高田橋上流の河畔で打ち上げられる。打ち上げ花火、スターマインなどが夏の夜空を華麗に彩る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成16年7月30日 ・会場 相模川高田橋河畔 ・主催 相模原納涼花火大会実行委員会 (観客数 H13 32万人、H14 33万人、H15 31万人) <p>橋本七夕まつり 昭和27年に橋本地区商店街の活性化、振興を目指して始められたもので、現在は、観光行事として地域ぐるみで行われ、8月上旬の金曜日～日曜日に橋本七夕通りを中心に色鮮やかな竹飾りが数多く並び、趣向を凝らした出し物が通りいっぱいにあふれる華やかなまつり。(昭57年に「かながわのまつり50選」に選ばれる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成16年8月6日～8日 ・会場 橋本七夕通り 他 ・主催 橋本七夕まつり実行委員会 (観客数 H13 41万人、H14 43万人、H15 32万人) 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	地域活性化イベント事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	5,107千円	450千円		560千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市観光振興計画で「地域活性化イベント事業」として位置付けられた事業の発展充実に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金合計 5,107千円 ・東林間サマーわぁ!ニバル 864千円 ・相模大野まんどろまつり 1,476千円 ・相模ねぶたカーニバル 1,472千円 ・よさこいまつり 1,295千円</p> <p>東林間サマーわぁ!ニバル 平成3年に地域の振興と交流を目的に始められた阿波踊りを中心としたまつり。地元東林間の阿波踊り連はもとより、本場徳島や高円寺、お隣の大和市などからも参加があるほか、お越しいただいた方にも飛び入り大歓迎の「にわか連」に参加して楽しんでいただくことができる。 ・開催日 平成16年8月6日(金)～8日(日) ・会場 東林間商店街通り ・主催 東林間サマーわぁ!ニバル実行委員会 (H13 11万人、H14 12万人、H15 14万5千人)</p> <p>相模大野まんどろまつり 平成2年に地域活性化と商業振興を目的に始められた地元の伝統行事「万灯」を現代風にアレンジした地域総ぐるみで行われる祭。夜景を彩るまんどろパレードをはじめ、ステージイベント、屋台村、フリーマーケットなど様々な催しが公園のほか駅前や通りで開催される。 ・開催日 平成16年10月9日(土)、10日(日) ・会場 相模大野駅周辺 ・主催 相模大野まんどろまつり実行委員会 (H13 29万人、H14 30万人、H15 29万人)</p>	<p>【目的】 城山町の地域活性化及び観光振興対策のため各種イベントや団体を支援することにより、古くから伝わる文化の保存や町民の郷土意識を高める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び積算 450千円 ・小倉橋ライトアップ事業 150千円 ・さくらフリーマーケット 150千円 ・きくまつりフリーマーケット150千円</p> <p>小倉橋ライトアップ事業 昭和63年に小倉橋が設立50周年を迎えたのを記念して、町商工会青年部が「創ろう魅力あるふるさと城山」をテーマに小倉橋をライトアップ事業がはじまった。また、平成7年度までは、ライトアップ事業と併せて、花火大会やサマーコンサートを実施していたが、8年度以降はライトアップのみを実施。 ・開催日 平成16年7月17日～8月21日 ・会場 小倉橋下流 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>さくらまつりフリーマーケット 4月の第1土曜日に津久井湖畔において津久井町観光協会と共催により実施する「津久井湖さくらまつり」会場において催し物の一つとして実施。 ・開催日 4月3日 ・会場 津久井湖畔 水の苑地 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>きくまつりフリーマーケット 11月3日(文化の日)に城山町観光協会が実施するきくまつり会場において、催し物の一つとして実施。 ・開催日 11月3日 ・会場 川尻八幡宮 ・主催 城山町商工会青年部</p>	該当なし	<p>【目的】 相模湖町のシンボルとしての湖・ダム的重要性と環境浄化を図るものとする。</p> <p>【内容】 負担金・補助金合計 560千円 ・相模湖やまなみ祭 150千円 ・小原宿本陣祭 350千円 ・相模湖ダム祭 60千円</p> <p>開催概要 相模湖やまなみ祭</p> <p>【目的】 町制40周年を機に地域の特性を活かした地域に根ざしたイベントを開催し、併せて活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・開催日 例年4月29日 ・会場 県立相模湖公園 ・主催 実行委員会 事務局は町 主な構成員は神奈川県企業庁・町商工会・観光協会・ボランティア団体等</p> <p>小原宿本陣祭</p> <p>【目的】 町制40周年を機に地域の特性を活かした地域に根ざしたイベントを開催し、併せて活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・開催日 例年11月3日 ・会場 小原宿本陣等 ・主催 実行委員会 構成員は、地元自治会</p> <p>相模湖ダム祭</p> <p>【目的】 町制40周年を機に地域の特性を活かした地域に根ざしたイベントを開催し、併せて活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・開催日 例年「海の日」 ・会場 県立相模湖交流センター ・主催 実行委員会 事務局は、町 主な構成員は神奈川県企業</p>	<p>該当なし</p> <p>「市民まつり開催事業」及び「観光事業補助金」と同様 その他、地域の自主的な活性化イベント「和田こいのぼり実行委員会」に40千円を補助</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	地域活性化イベント事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>相模のまつり相模ねぶたカーニバル 平成5年に子どもたちの思い出・ふるさとづくりをテーマに、銀河連邦共和国友好都市の秋田県能代市の協力を得て始められたまつりで今では地元の子どもの手作りでも愛らしい子ねぶたが多数登場するなど、光と音の幻想的なねぶたパレードが楽しめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成16年10月10日(日) ・会場 リバティ大通り(市役所周辺) ・主催 相模ねぶたカーニバル実行委員会 (H13 21万人、H14 22万人、H15 23万人) <p>相模原よさこいRANBU! 平成11年から始められたエネルギーでエキサイティングなダンスイベント。よさこいまつりの伝統と個性的な創作ダンスの新鋭さのありだす新しいかたちのまつりで、古淵駅前通り周辺はリズムカルな音楽と表現豊かなチームダンスの競し出すパフォーマンスであふれる。子供からお年寄りまで、観客も一体となってイベントを盛り上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成16年9月19日(日) ・会場 古淵駅周辺 ・主催 相模原よさこいRANBU! 実行委員会 (H13 5万人、H14 8万人、H15 9万人) 			庁・社会福祉協議会・ボランティア団体等	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	市観光協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,760千円	1,400千円	600千円		100千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 観光関係団体の指導育成を図り、各地区で実施されている地域観光行事の振興に努める。また、市営キャンプ場の管理運営を行い、市民に憩いの場を提供し、環境保全に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金合計 3,760,000円 ・市観光協会事業補助金 1,870,000円 ・ポスター作成、送料補助 1,200,000円 ・都市型観光PR事業 690,000円</p> <p>【市観光協会概要】 加入団体数 41団体 会長 相模原市長 小川 勇夫 主な事業 市営キャンプ場管理運営の受託 観光協会HP（ホームページ「いい・さがみはら(e-sagamihara)」による都市型観光情報の受発信 夏季三大まつり合同ポスターの作成 各観光行事への協賛 「さがみはら観光だより」の発行（年2回） 観光写真コンテストの実施 など 補助金の推移 平成13年度 3,080千円 平成14年度 3,480千円 平成15年度 4,162千円</p>	<p>【目的】 町観光協会が主催する各種事業の一部を補助し本町の観光事業の振興と健全な発展を図る。</p> <p>【内容】 事業費の内訳 （歳入） 町補助金 1,400千円 自主財源 1,750千円 計 3,150千円 （歳出） ・会議費 60千円 ・事務費 550千円 ・事業費 2,440千円 ・参加事業費 100千円 計 3,150千円</p> <p>【町観光協会概要】 加入者数 81人（事業所加入も含む） 会長 会員内より選出 主な事業 観光客入込調査事業 観光宣伝事業 自主事業開催 ・きくまつり ・本沢梅園まつり ・小倉橋灯ろう流し 各種イベントへの参加 ・さくらまつり ・もみじまつり ・城北里山まつり ・小松コスモスまつり 各種観光関係団体への助成 補助金の推移 平成13年度 1,200千円 平成14年度 1,200千円 平成15年度 1,400千円</p>	<p>【目的】 観光協会が主催している2つのイベントに対し補助を行い、交流型観光の振興に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 600千円 ・津久井湖さくらまつり事業費補助金 500千円 ・観光センターまつり事業費補助金 100千円</p> <p>【町観光協会概要】 加入会員数 正会員 169名 賛助会員 24名 会長 会員内より選出 久米 好平 主な事業 津久井湖さくらまつりの実施 津久井湖観光センターまつりの実施 観光カレンダーの作成 天体観測・自然観察教室の開催 観光DVDの作成 各観光行事への協賛 ホームページの運営・ネットTV配信 「つくい百景」フォトコンテストの実施 部会活動等の実施（推奨品部会・キャンプ場部会・農産物部会） 補助金の推移 平成13年度 700千円 平成14年度 950千円 平成15年度 600千円 事業費の推移 平成13年度 1,689千円 平成14年度 2,337千円 平成15年度 2,249千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 相模湖観光協会は、任意の団体で、15年度の会員数は98名です。相模湖県立公園の駐車場管理委託を果と行っており、その収入を事務局長の人件費等に充てている。</p> <p>【観光協会の概要】 役員等 会長 1名 副会長 3名 会計 1名 監事 2名 理事 19名 事務局長 1名 会員数 98名 会長 会員内より選出 所谷 嘉昭 主な事業 さがみ湖カタクリの郷 観光宣伝キャンペーン つり大会・写生大会 さがみ湖湖上祭花火大会 ハイキングコースの整備 各慣行行事への参加、協賛 など 収入状況 ・15年度収入 会費 1,330千円 駐車場受託収入 9,332千円 ・14年度収入 会費 1,338千円 駐車場受託収入 9,330千円 ・13年度収入 会費 1,351千円 駐車場受託収入 10,265千円</p>	<p>【目的】 町観光協会が主催する各種事業の一部を補助し、本町の観光事業の振興と健全な発展を図る。</p> <p>【内容】 事業費の内訳 （歳入） 町補助金 100千円 自主財源 1,499千円 計 1,599千円 （歳出） ・会議費 210千円 ・事務費 90千円 ・事業費 799千円 ・その他 500千円 計 1,599千円</p> <p>【町観光協会概要】 加入者数 54人（事業所加入も含む） 会長 会員内より選出 主な事業 観光宣伝事業 自主事業開催 ・陣馬山ハイキング&餅つき大会 ・ひまわりフェスタ ・親子ワカサギ釣り大会 各種イベントへの参加 ・太陽の市場 ・里山まつり 各種観光関係団体への助成 補助金の推移 平成13年度 1,800千円 平成14年度 1,500千円 平成15年度 1,200千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	相模の大尻センター経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立相模の大尻センター条例 相模原市立相模の大尻センター条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	2,218千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模の大尻文化の保存・継承を図ることを目的とした相模の大尻センターの自主事業等に要する経費</p> <p>【内容】 自主事業費 2,218千円 尻マスター謝礼 704千円 展示尻入替作業経費 90千円 特別展示開催経費 562千円 尻マスター養成講座経費 52千円 寄贈尻写真撮影委託 100千円 その他事務経費 710千円</p> <p>展示事業 年間2回を予定 尻ボランティアの運営体制 ・毎週土、日曜日及び祝日に配置（半日単位） ・報酬は半日（4H） 2,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	たてしな自然の村管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立自然の村条例 相模原市立自然の村条例施行規則				
歳出予算額(平成16年度)	68,915千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 長野県北佐久郡立科町にある、余暇利用施設「たてしな自然の村」の管理運営を行う。</p> <p>【内容】 施設概要 敷地面積 70,000㎡ ・5人用キャビン9棟 ・15人用キャビン5棟 ・テント(夏季のみ)10張 開村日 昭和59年6月1日 使用料 5人用キャビン(1棟) 7,500円 15人用キャビン(1棟) 15,000円 テント(夏季のみ)(1張) 600円 利用率 31.2%(平成15年度実績) 予算 本課分 2,915千円 (内2,800千円は土地賃借料) 都市整備公社委託分 65,990千円 (内7,500千円は修繕費 他は主に人件費) 利用できる人 相模原市民・在勤者・在学者で3ヶ月前から受付 平成13年4月1日から町田市の町田市民休 暇村と相互利用を実施している。 委託先 (財)相模原市都市整備公社 受付 けやき会館 現地の管理作業及び食堂運営は信州リゾート へ再委託</p> <p>【一部事務組合等の概要】 財団法人相模原市都市整備公社 公社は、相模原市の委託に基づく公共施設その 他の施設の取得、建設、管理等を行う団体。</p> <p>【参考】 13年度 12,305人利用 使用料収入 18,313千円 14年度 12,326人利用 使用料収入 18,210千円 15年度 11,478人利用 使用料収入 17,144千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	相模川自然の村管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立自然の村条例 相模原市立自然の村条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	105,547千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民が気軽に利用できる宿泊施設「相模川自然の村」の管理運営を行う</p> <p>【内容】 施設概要 敷地面積 5,941㎡ 開村日 平成8年4月20日 施設 ・和室（9部屋） 定員 各5名 ・洋室（1部屋） 定員 2名</p> <p>利用率 73.7%（平成15年度実績）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	観光施設維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	2,542千円	692千円	1,888千円	60千円	6,129千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	3,126千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 八景の櫛観光公園や当麻山無量光寺など市民の憩いの場の美化推進と利用者の利便を図る。</p> <p>【内容】 事業費 需用費 755千円 役務費 55千円 委託料 1,732千円 (内訳) ・八景の櫛観光公園清掃委託(麻溝観光協会) 120千円 ・無量光寺トイレ浄化槽維持管理委託(株式会社設置研究センター) 75千円 ・水郷田名公衆トイレ清掃業務委託(社団法人相模原市シルバー人材センター) 1,357千円 ・八景の櫛観光公園草刈委託(新磯観光協会) 180千円</p> <p>【公共的団体の概要】 社団法人相模原市シルバー人材センター 高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実及び福祉の増進を図ることを目的とした団体。</p>	<p>【目的】 町内の観光施設の維持管理を行い、安全で快適な観光地づくりに努め観光誘客を促す。</p> <p>【内容】 観光便所(3カ所)の維持管理 230千円 城山登山道の草刈り倒木処理産業委託 262千円 観光施設一円費修繕 200千円</p>	<p>観光トイレ維持管理</p> <p>【目的】 町内の観光トイレ(7ヶ所)の維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、山岳ハイカーなどの利便に供する。</p> <p>【内容】 ・清掃業務・・・観光トイレ(7ヶ所)について、近隣の請負者へ業務委託(清掃回数約月2~3回) ・1箇所平均建築面積・・・約16.7㎡ 16年度予算 ・消耗品費 66千円 ・光熱水費 160千円 ・施設修繕料 100千円 ・手数料 128千円 ・清掃委託料 285千円 ・浄化槽保守管理委託料 62千円 ・土地借上料 25千円</p> <p>津久井湖観光センター維持管理</p> <p>【目的】 津久井町の表玄関に位置する観光センターの管理運営及びセンタートイレの清掃業務管理に対し補助を行い、誘客数の増加を図る。</p> <p>【内容】 センターの概要 ・職員 1名 ・パート 6名 ・1階 観光協会事務所・売店・トイレ ・2階 休憩室 ・年間入込み客数 153,000人 16年度予算 ・観光センター運営費補助金 800千円 ・火災保険料 10千円 ・警備委託料 252千円</p>	<p>観光案内所管理費 3千円</p> <p>【目的】 観光案内所(64㎡)は、相模湖観光協会と管理委託しており、協会の事務所となっている。</p> <p>【内容】 建物共済掛金 3千円 五感体験施設管理費 57千円</p> <p>【目的】 町内2ヶ所にあるポケットパーク(小公園・彫刻広場・東屋・案内看板・街灯)の管理</p> <p>【内容】 光熱水費 57千円</p>	<p>【目的】 町内の観光施設の維持管理を行い、安全で快適な観光地づくりに努め観光誘客を促す。</p> <p>【内容】 観光便所(7カ所)の維持管理 2,989千円 清掃費金、電気・水道、借地料等含む ハイキングコース等整備事業 2,940千円 平成16年度緊急雇用対策事業適用 観光施設一円費修繕 200千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	東海・首都圏自然歩道管理受託事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		県長距離自然歩道管理実施要領	県長距離自然歩道管理実施要領	県長距離自然歩道管理実施要領	
歳出予算額（平成16年度）		212千円	2,933千円	1,533千円	653千円
歳入予算額（平成16年度）		212千円	2,933千円	1,522千円	653千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）の利用者の自然保護に対する啓発及び自然歩道を安全に勝快適に利用できるよう、県から管理委託を受け実施。</p> <p>【内容】 自然歩道（城山高校バス停～中沢～峯の薬師～三沢峠：4.02km）の管理 ・自然歩道巡視員及び草刈り賃金 2名 212千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>	<p>【目的】 自然歩道利用者の保健・休養に寄与するとともに自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に資するため、町内を通る東海・首都圏自然歩道を安全かつ快適に利用できるよう管理に努め、自然歩道の定期的巡視、草刈等を実施する。</p> <p>【内容】 ・自然歩道巡視 ・自然歩道利用者に対する指導等 ・自然歩道施設の補修等 ・自然歩道草刈り</p> <p>【16年度予算】 ・共済費 16千円 ・賃金 1,149千円 ・需用費 41千円 ・委託料 1,727千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>	<p>【目的】 県民、その他自然歩道利用者の保健及び療養に寄与するとともに、自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に資するため、自然歩道を安全かつ快適に利用できるよう管理する。 （神奈川県立自然環境保全センターと委託契約）</p> <p>【内容】 巡視員2名による、巡視・草刈等。</p> <p>【16年度予算】 ・役務費 11千円 ・賃金 1,474千円 ・需用費 38千円</p> <p>東海自然歩道連絡協会負担金 10千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>	<p>【目的】 県民、その他自然歩道利用者の保健及び療養に寄与するとともに、自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に資するため、自然歩道を安全かつ快適に利用できるよう管理する。 （神奈川県立自然環境保全センターと委託契約）</p> <p>【内容】 巡視員3名による、巡視・草刈等。</p> <p>【16年度予算】 ・役務費 10千円 ・賃金 551千円 ・需用費 82千円</p> <p>東海自然歩道連絡協会負担金 10千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	道志川流域振興事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）			0千円		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 道志川の持つ水源地としての役割を将来に向けて、内外の人々と共に守り、育てていくために、人と自然の共生する新しい里「清流の里」を統一イメージとして、流域の持つ様々な自然・文化・産業資源を活かしながら、独自の個性を持った流域文化圏の創造をめざす。</p> <p>【内容】 <流域の個性を代表する里の形成> 上流ゾーン 体験キャンプの里 中流ゾーン ふれあい鼻曲がりアユの里 下流ゾーン 学習三太の里</p> <p>【参考】 事務事業一元化調書・事務事業番号36 青野原道志川の家管理運営事業 管理運営委託料 1,000千円 中道志川トラストについては、16年度より環境課へ移行。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	ダム対策に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	政策秘書課・経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）		50千円	50千円		
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 観光や地域振興の核としてダムを活用するため「地域に開かれたダム」全国連絡協議会に参加し、国に対する要望活動や情報交換を行っている。</p> <p>【内容】 ・「地域に開かれたダム」全国連絡協議会負担金 50千円</p>	<p>【目的】 観光や地域振興の核としてダムを活用するため「地域に開かれたダム」全国連絡協議会に参加し、国に対する要望活動や情報交換を行っている。</p> <p>【内容】 ・「地域に開かれたダム」全国連絡協議会負担金 50千円</p> <p>【参考】 宮ヶ瀬ダムの建設に当たり、地元住民によるダム対策組織が設立されたが、平成14年度には2団体、平成16年度には1団体が解散し、いずれもその役割を地元住民による地域振興協議会が引き継いでいる。 未解決事項として、青根地区からの導水路建設に伴う21項目の要望に対する整備が課題として残っている。 その他、導水路掘削に伴う沢水、井戸の水量の減少の有無についての調査を引続き国土交通省で実施している。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	森林ミュージアムの推進に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）			50千円		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 宮ヶ瀬ダム建設を契機に、宮ヶ瀬湖に隣接する南山・東山の広大な森林資源の総合的な活用を図る方策として策定された。内容は、エコミュージアムの考え方を基本とする、自然環境の保全と活用が調和した自然教育の拠点づくりを目指している。</p> <p>【内容】 計画の概要 南山・東山を中心とする北岸林道と東南林道に囲まれた395haのエリアを計画の対象地として、地形的・立地的特性を考慮した6つの区域（ゾーン）設定による組み立てとなっている。</p> <p>主な経過 ・平成5年（仮称）つくいふるさと村森林ミュージアム基本構想策定 ・平成6年（仮称）つくいふるさと村森林ミュージアム基本計画策定 ・平成12年 韮尾根地区森林ミュージアム推進委員会設立 ・平成13年 ゆめをえがこう ふるさと韮尾根農を活かしたまちづくり構想策定 ・平成15年 ゆめをえがこう ふるさと韮尾根農を活かしたまちづくり構想実施計画策定</p> <p>今後の計画概要 ・谷戸地区農道整備 ・谷戸地区市民農園の開園 ・丸山の公園化</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			
事務事業番号 33	事務事業名 北丹沢文化の森の推進に関する事	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)			0千円		
歳入予算額(平成16年度)			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 「(仮称)北丹沢文化の森」整備構想は、平成8年に策定されたものであり、丹沢大山国定公園内(青根地区)を活用した森林体験施設の一つであり、国、県、町及び地元が一体となって整備を進めることを目的としている。</p> <p>【内容】 経過 現在までに具体化している整備計画は、国道413号線から予定地に至る(仮称)北丹沢文化の森アクセス道路(以下「アクセス道路」とう。)の計画のみであり、その他(森林体験施設等の就労の場の確保)については、具体的な整備内容、役割分担等は決まっていない。 その後、具体的な事業案について、「ワーキンググループ」で検討を行ってきたが、当該エリアは、北向き斜面の針葉樹林で魅力に乏しいことなどから、当該エリアでの事業化は難しいという検討結果の報告をし、了承された。</p> <p>現況 この報告後、地元の青根地域振興協議会は、緑の休暇村付近での温泉開発の可能性が見出されてきたことから、地元で温泉を掘削し、事業化の困難な当該計画に替り、拠点を「休暇村」に移して地域振興の実現を図る方向へ考え方を変えた。 平成14年度には、「休暇村」での地域振興策の中心的役割を果たす温泉利用施設の整備計画が策定された。平成16年度には完成の見込み。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		
事務事業番号 34	事務事業名 宮ヶ瀬湖鳥居原周辺整備に関する事		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)			0千円		
歳入予算額(平成16年度)			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 宮ヶ瀬湖の立地特性や、周辺の豊かな自然環境を活用し、首都圏民が身近に利用できる都市近郊型リゾートとして、より質の高い環境整備を図り、宿泊機能と文化・スポーツ・レクリエーション機能などを複合したリゾート地の形成を図る。</p> <p>【内容】 ・鳥居原ふれあいの館の整備(完成) ・鳥居原園地の整備(完成) ・鳥居原湖畔庭園の整備(完成) ・南山の整備(遊歩道、展望園地)(完成) ・鳥居原散策路の整備(一部完成) ・鳥屋オートキャンプ場整備</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	交流の里づくり事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
商業観光課	経済課	産業経済課	企画財政課	まちづくり課	
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	90千円	421,869千円	102千円	37,710千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	102,500千円	0千円	1,910千円	
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づく水源地域における交流の里づくり事業を、行政と民間が一体となって円滑に推進するため、水源地域交流の里推進協議会を設立し、各地域が実施するイベント等を支援し水源地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 協議会へ負担金として支払う。 事業展開は、協議会から補助金として各イベントの実行委員会に助成される。</p> <p>津久井湖さくらまつり 2,050千円 城北里山まつり 3,750千円 小松コスモスまつり 1,700千円</p> <p>津久井湖さくらまつり ・開催日 4月3日 ・会場 県立津久井湖公園「水の苑地」「花の苑地」 ・主催 津久井湖さくらまつり実行委員会</p> <p>城北里山まつり ・開催日 6月26日 ・会場 城北・穴川地区 ・主催 城北里山まつり実行委員会</p> <p>小松コスモスまつり ・開催日 11月2・3日 ・会場 小松地区 ・主催 小松コスモスまつり実行委員会</p>	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づく水源地域における交流の里づくり事業を、行政と民間が一体となって円滑に推進するため、県及び関係7町村が水源地域交流の里推進協議会を設立し、各地域が実施するイベント等を支援し水源地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・水源地域交流の里推進協議会負担金 80千円（協議会事務局：県土地水資源対策課） 協議会は、次の各イベントの実行委員会に補助金（カッコ内）を助成する。</p> <p>津久井湖さくらまつり 4,580千円（2,050千円）</p> <p>・開催日 4月3日 ・会場 県立津久井湖公園「水の苑地」「花の苑地」 ・主催 津久井湖さくらまつり実行委員会 中道志川あゆまつり 800千円（205千円）</p> <p>・開催日 7月11日 ・会場 青野原オートキャンプ場 ・主催 中道志川あゆまつり実行委員会 道志川合唱祭 1,705千円（205千円）</p> <p>・開催日 9月26日 ・会場 青根線の休暇村 ・主催 道志川合唱祭実行委員会 鳥屋地区ふれあい文化祭 305千円（205千円）</p> <p>・開催日 11月 ・会場 鳥屋地域センター ・主催 鳥屋地区文化祭実行委員会 道志川なごやかまつり 405千円（205千円）</p> <p>・開催日 11月中旬 ・会場 津久井町3ヶ木地内 ・主催 中央地区自治会連絡協議会・三次の里共和国</p>	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づく水源地域における交流の里づくりの事業を行政と民間が一体となって水源地域「交流の里」推進協議会を設立し、その地域に沿うイベント等を開催し、水源地域の活性化を推進する。</p> <p>【内容】 ・水源地域交流の里推進協議会負担金 90千円（協議会事務局：県土地水資源対策課） 協議会へ負担金として支払い、事業展開は、協議会から補助金（カッコ内）として各イベントの実行委員会に助成される。 ・旅費 12千円</p> <p>相模湖ファームフェスタ 【目的】 内郷地区の酪農家を訪ねながら家畜や土ふれあい、酪農体験を通じ、水源地域の保全と活性化を促進する。</p> <p>【内容】 ・事業費 630千円（205千円） ・開催日 11月初旬 ・会場 内郷地区遊び広場 ・主催 実行委員会</p> <p>小原宿自然体験教室 【内容】 ・事業費 150千円（150千円） ・開催日 8月頃 ・会場 小原の郷 ・主催 実行委員会</p> <p>小原宿本陣見学と流木フラワーアレンジメント体験 【内容】 ・事業費 230千円（230千円） ・開催日 10月頃 ・会場 小原の郷 ・主催 相模湖町・横浜市</p>	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づく水源地域における交流の里づくりの事業を行政と民間が一体となって水源地域「交流の里」推進協議会を設立し、その地域に沿うイベント等を開催し、水源地域の活性化を推進する。</p> <p>【内容】 ・水源地域交流の里推進協議会負担金（80千円）を支払う。ソフト事業（イベント開催等）の事業展開については、実行委員会に各イベントごと助成される。また、平成16年度に関しては、ハード事業（篠原ふるさと学校整備事業）が適用されており、限度額15,000千円の補助金歳入を見込んでいる。</p> <p>（負担金）80千円（イベント事業） 陣馬の里佐野川自然体験教室 160千円（協議会助成額120千円） 内容 「茶摘＆手揉み茶づくり体験」 場所 佐野川和田地区茶園ほか 主催 やまなみ五感体験77-実行委員会 牧野エコー・ビレッジ 自然体験教室160千円 内容 「炭焼きアート体験教室」 場所 牧野篠原地区 主催 やまなみ五感体験77-実行委員会 上下流自治体間交流事業 210千円 内容 「芸術体験＆農業体験」 会場 県立藤野芸術の家ほか 主催 やまなみ五感体験77-実行委員会（協議会助成額170千円）</p> <p>（施設整備） 篠原ふるさと学校整備事業 【事業目的】 当該地区における個性の活動を連携させ、里山の伝統や文化、環境を守りながら、都市住民との交流を深め、住民の生きがいのある魅力的な地域を創造するために、旧篠原小学校を改修し、地域コミュニティセンター「篠原の里」を開設する。</p> <p>【事業費】 設計監理費 1,738千円 工事費 35,362千円 内県補助金 1,500千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	交流の里づくり事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>二ローネ・里山交流のつどい255千円 (205千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月下旬 ・会場 東京農工大学F.M津久井 ・主催 二ローネ・里山交流のつどい実行委員会 <p>鳥居原自然体験教室 220千円 (120千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 4月16日、6月10日、7月23日、10月14日、11月3日 ・会場 鳥居原ふれあいの館 ・主催 鳥居原地域振興協議会 <p>天体観測会&自然観察教室 270千円 (120千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 8月12日～13日 ・会場 青野原道志川の家 ・主催 町観光協会 <p>青野原自然体験教室 315千円 (120千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月 ・会場 青野原道志川の家 ・主催 青野原地域振興協議会 <p>青根自然体験教室 150千円 (120千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月 ・会場 青根緑の休暇村 ・主催 青根地域振興協議会 <p>二ローネ・里山自然体験教室 170千円 (120千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 11月下旬 ・会場 東京農工大学F.M津久井 ・主催 葎尾根地区森林ミュージアム推進委員会 <p>道志川あゆ釣り・毛ばりづくり体験教室 180千円(120千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 6月19日 ・会場 青野原道志川の家 ・主催 津久井町・伊勢原市 <p>陶芸・料理体験教室 160千円 (120千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 7月28日 ・会場 鳥居原ふれあいの館 ・主催 津久井町・横須賀市 <p>陶芸・料理体験教室 160千円 (120千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 10月 ・会場 鳥居原ふれあいの館 ・主催 津久井町・横浜市 <p>ハート事業整備 本年度青根地区活性化拠点交流施設建設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 421,789千円 <p>財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県補助 50,000千円 ・宝くじ助成 52,500千円 <p>施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建 ・規模 敷地面積 4,187.73㎡ 延床面積 999.875㎡ 	<p>相模湖緑のダム自然体験教室</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 160千円(160千円) ・開催日 平成16年6月20日 ・会場 若柳・嵐山の森 ・主催 実行委員会 	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
36	青野原道志川の家の管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			津久井町青野原道志川の家条例		
歳出予算額(平成16年度)			1,000千円		
歳入予算額(平成16年度)			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 道志川流域の優れた自然環境を生かした体験と交流を通じ、地場産業の振興と併せ地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 施設概要 平成9年度まで県立津久井青年の家として運営されていたが、平成11年度津久井町に移譲され青野原道志川の家として新たな宿泊研修施設として開館した。 周囲の自然環境を生かした自然体験交流の場として、活用されている。</p> <p>管理運営 ・管理者(委託先) 青野原地域振興協議会 ・委託料 1,000千円 ・管理組織 青野原道志川の家管理運営委員会 平成15年度をもって県補助金が終了することから委託団体が自主的な経営努力による運営ができるよう、16年度から「施設使用料制」から「利用料金制」に変更した。</p> <p>運営状況(15年度実績) ・宿泊者数 2,055人 ・施設利用日数 173日</p> <p>【公共的団体の概要】 青野原地域振興協議会 目的 青野原地域の振興と発展を推進する。 事業 ・地域の振興及び発展に関する調査、研究並びに推進 ・公共事業の促進並びに関係機関への建議・要望 ・津久井町青野原道志川の家の管理運営に関する事業 ・地域内の各組織及び各団体との連絡調整・協調</p> <p>組織 ・町議会議員 ・財産区管理会委員 ・自治会長 ・農業委員 計31名</p> <p>役員 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会計 1名 ・監事 2名 ・常任委員 10名</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	緑の休暇村センターの管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）			3,701千円		
歳入予算額（平成16年度）			1,018千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 昭和54年の自然休養村事業でできた青根地区の緑の休暇村センターを中心とする施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理センター ・構造 鉄骨造 2階建 640.75㎡ ・内容 宿泊室6室（61人定員）、食堂、売店 コテージ ・構造 木造 17.7㎡3棟 ・内容 定員8人 ・テニスコート ・構造 マテックスコート 2面 <p>2 施設の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町条例に基づき、地域の公共的団体である青根地域振興協議会に無償委託 <p>3 町予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 町有土地建物貸付収入 985千円 トイレ光熱水費 33千円 ・歳出 火災保険料 141千円 土地借上料 1,537千円 改修工事費 1,000千円 解体工事費 987千円 <p>4 平成15年度の決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高 22,773千円 ・当期未処分利益 5,484千円 <p>【公共的団体の概要】 青根地域振興協議会 青根地域の振興を促進し、地域住民の生活の安定向上と福利増進をはかることを目的とする団体で、地域内各組織及び団体の連絡協調、地域振興に関する研究、緑の休暇村センターの管理運営に関する事業等を行う。 役員は会長1名、副会長2名、幹事5名、監事3名。 組織は正副自治会長等37名で構成されている。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	ふるさとの森運営・育成指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）				1,369千円	
歳入予算額（平成16年度）				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <p>「相模湖自然公園ふるさとの森」の事業主体である相模湖自然公園ふるさとの森事業推進組合に助成するとともに、運営への協力等行なっている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金 1,300千円 ・施設内建物共済掛け金等 69千円 <p>施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模湖自然公園ふるさとの森 <ul style="list-style-type: none"> 第2次林業構造改善事業の森林総合利用促進事業として進められた施設で、水源かん養機能、土砂の流出防止機能との調和を図りながらレクリエーションの場として開放されている、約30万㎡の敷地内に林間歩道や野鳥の森広場、イリュージョンハウスなどが置かれている。 <p>【公共的団体の概要】</p> <p>相模湖自然公園ふるさとの森事業推進組合 第2次林業構造改善事業の趣旨に賛同し協力していただいた土地所有者31名(団体)による団体。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名															
29	各種事務事業の取扱い	経済部会															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク															
39	町立相模湖記念館運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町												
担当課名				産業環境課	まちづくり課												
根拠法令等				相模湖町立相模湖記念館条例													
歳出予算額（平成16年度）				2,521千円													
歳入予算額（平成16年度）				0千円													
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町立相模湖記念館の展示物の維持管理及び借地管理等</p> <p>【内容】</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>役務費</td> <td style="text-align: right;">28千円</td> <td>建物共済</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td style="text-align: right;">100千円</td> <td>修理等</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">1417千円</td> <td>保守点検委託</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td style="text-align: right;">976千円</td> <td>用地借地料</td> </tr> </table> <p>借地料に関しては、面積割合で県と支出している。（町8.51%・県91.49%）</p> <p>委託先 財団法人相模湖周辺環境整備公社 建物の概要 神奈川県立相模湖交流センター（3400㎡）の内2階部分を使用。 ・専用部分200㎡ ・共有（電気・機械室）18.77㎡ ・共有（上記除く）70.44㎡ ・計 289.21㎡</p> <p>【一部事務組合等の概要】 財団法人相模湖周辺環境整備公社 理事11名、評議員11名、監事2名で構成されており、駐車場の管理運営、相模湖記念館の管理、環境美化清掃事業を行っている団体。</p>	役務費	28千円	建物共済	需用費	100千円	修理等	委託料	1417千円	保守点検委託	使用料及び賃借料	976千円	用地借地料	該当なし
役務費	28千円	建物共済															
需用費	100千円	修理等															
委託料	1417千円	保守点検委託															
使用料及び賃借料	976千円	用地借地料															

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	雇用促進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	職業安定法 市パート労働相談員設置要綱 市高齢者職業相談員設置要綱 市駐留軍関係離職者等対策協議会規則				
歳出予算額(平成16年度)	5,958千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>雇用促進対策経費 5,775千円</p> <p>【目的】 雇用の促進及び安定を図るため、相模原公共職業安定所などの関係機関と協力して相談事業、啓発事業等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パート労働相談 相談員：4人 場 所：市民ロビー相模大野で土、日曜日及び祝日を除く通年実施。 ・高齢者職業相談 相談員：3人 場 所：サン・エールさがみはらで土、日曜日及び祝日を除く毎日実施。 ・障害者雇用促進街頭キャンペーン 平成16年9月実施。 ・雇用促進対策基本調査 市内の従業員5人以上の約1,700事業所を対象に平成16年7月実施。 <p>駐留軍関係離職者等対策費 183千円</p> <p>【目的】 市内の米軍施設に従事する従業員の離職者対策の推進を図るため関係機関の相互協力により相談事業等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐留軍関係離職者巡回職業相談 年34回実施。 サン・エールさがみはら及び南合同庁舎で実施。 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	緊急雇用対策推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	3,403千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 厳しい雇用の現状を踏まえ、相模原公共職業安定所などの関係機関と協力して雇用の創出、促進に向けての各種事業の実施並びに情報の提供を行う。</p> <p>【内容】 求職者支援講座 (求職者のための雇用ミスマッチ解消講座) 年12回開催 求職者のためのキャリアカウンセリング 年60回(毎週水曜日・第3木曜日)開催 高卒者合同就職面接会 平成16年10月27日実施 主催：公共職業安定所(相模原、厚木、大和、町田)、商工会議所(町田、相模原、厚木、海老名、大和)、相模原市 一般集団職業相談会 (さがみはら・まちだ適職フェア) 平成17年2月7日実施 主催：公共職業安定所(相模原、町田)、商工会議所(相模原、町田)、相模原市、(社)神奈川県経営者協会 県央障害者就職面接会 平成16年10月6日実施 主催：公共職業安定所(相模原、厚木、大和) 共催：相模原市</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	技能功労者表彰事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市技能功労者表彰要綱				
歳出予算額（平成16年度）	465千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 技能の錬磨、後進の育成等その職種の向上発展に尽くした人を表彰する。</p> <p>【内容】 表彰基準：要綱に定める技能職種に従事している市民(主に市内で技能職種に従事)で、優れた技能を持ち、後進の育成等その職種の発展に寄与し、他の模範と認められる者のうち「60歳以上で同一職種に30年以上従事した者」または「市長が特に功労顕著と認めた者」 選考委員会：平成16年10月実施 表彰式：平成16年11月9日に実施 表彰者数：50人</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>(参考) ・津久井町表彰条例あり。 対象者：町への功績があった、個人及び各種団体等への表彰。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	勤労者福祉事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	市勤労者生活資金融資要綱（下記 に該当） 市勤労者住宅資金利子補給要綱（下記 に該当） 市中小企業退職金共済掛金補助金交付規則（下記 に該当）	城山町中小企業金融対策資金貸付要綱 城山町中小企業退職金共済制度加入奨励補助金交付要綱	津久井町勤労者生活資金貸付規則		
歳出予算額（平成16年度）	537,058千円	17,420千円	17,000千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内在住勤労者の福祉増進を図るため、労働関係金融機関へ融資（住宅ローン等）のための用資金を預託する。 市内在住勤労者の生活の安定と向上に資するため、冠婚葬祭費・医療費等の生活資金貸付として労働関係金融機関へ融資のための運用資金を預託する。 勤労者の持家促進を図るため、勤労者が市内に自己の住宅を新築、購入若しくは増築するため労働関係金融機関から住宅資金を借り入れた場合に、その返済金に係る利子の一部を補給する。 市内の中小企業従業員（パート含む）の福祉の向上と雇用の安定を図るため、国の中小企業退職金共済制度若しくは相模原商工会議所の特定退職金共済制度に加入している事業所に共済掛金の一部を補助する。</p> <p>【内容】 勤労者融資預託金 ・ 預託額：170,000千円 ・ 預託先：中央労働金庫相模原支店 ・ 預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 勤労者生活資金融資預託金 ・ 預託額：290,000千円 ・ 預託先：中央労働金庫相模原支店 ・ 預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 ・ 借入金額：10万円以上200万円まで ・ 借入利率：年利2.2%（固定） ・ 返済期間：5年以内で元利均等月賦返済（平成16年度300件見込み） 勤労者住宅資金利子補給金 ・ 補給率：年3%以内 ・ 補給期間：借入資金の償還開始月から48ヶ月以内 ・ 対象借入額：100万円～600万円（平成16年度予算700件見込み） 中小企業退職金等共済掛金補助金 ・ 補給率：被共済者数に応じて10～25% ・ 補給期間：共済契約の新規契約月から36ヶ月以内 ・ 掛金の補助対象限度額：7,000円（平成16年度187件見込み）</p>	<p>【目的】 町内在住勤労者の各種生活資金の需要に応えるため、町が一定の資金を金融機関に預託し、それぞれの金融機関の独自資金をあわせて、低利の融資を行うための運用資金を預託する。 町内の中小企業従業員（パート含む）の福祉の向上と雇用の安定を図るため、国の中小企業退職金共済制度に加入している事業所に共済掛金の一部を補助する。</p> <p>【内容】 勤労者融資預託金 17,000千円 ・ 預託額：17,000千円 ・ 預託先：中央労働金庫相模原支店・大月信用金庫、JAつくい ・ 預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 ・ 融資条件 限度額 100万円 利 率 年利2.2% 貸付期間 5年以内（平成16年度件見込み 10件） 中小企業退職金等共済掛金補助金 420千円 ・ 補給率：共済掛金の10%以内 ・ 補助金額：月額500円以内 ・ 補給期間：新規共済加入月から36ヶ月以内 ・ 掛金の補助対象限度額：18,000円（平成16年度70件見込み）</p>	<p>【目的】 町内に在住・在勤の勤労者の福祉の増進及び健全な生活の安定に資するため、生活に必要な資金貸付として金融機関へ融資のための運用資金を預託する。</p> <p>【内容】 勤労者融資預託金 該当なし 勤労者生活資金融資預託金 17,000千円 ・ 預託額：17,000千円 ・ 預託先：中央労働金庫相模原支店 ・ 預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 ・ 平成15年度実績：貸付件数 新規20件 貸付額 23,350千円 ・ 貸付限度額 200万円 勤労者住宅資金利子補給金 該当なし 企業退職金等共済掛金補助金 該当なし （津久井町商工会にて加入の斡旋を行っている。） （平成15年度実績：43件）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	勤労者総合福祉センター管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	地方自治法第244条の2第3項 相模原市立勤労者総合福祉センター条例 条例施行規則				
歳出予算額(平成16年度)	59,288千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)の管理を利用料金制を導入して指定管理者(財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター)により行っている。</p> <p>【内容】 相模原市立勤労者総合福祉センター管理運営委託料 54,117千円 ・施設名:相模原市立勤労者総合福祉センター ・所在地:相模原市西橋本5丁目4番地20号 ・委任先:指定管理者(財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター(通称:あじさいメイツ)) 相模原勤労者総合福祉センター暫定駐車場等土地賃借料 5,147千円 暫定利用駐車場等の土地開発公社への土地賃借料 施設賠償責任保険料 24千円 保険期間(平成16年3月8日から一年間)</p> <p>【一部事務組合等の概要】 財団法人相模原中小企業勤労者福祉サービスセンター ・相模原市に在住、在勤する中小企業勤労者を対象として、健康管理事業、自己啓発及び余暇活動に関する事業等を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図る。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	各種労働関係団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	労働災害防止団体補助金交付要綱		津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額(平成16年度)	2,770千円	71千円	99千円	29千円	29千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 労働祭補助金(地域連合) ・交付先:相模原・津久井地域連合 ・実施内容:第75回相模原・津久井メーデー労働祭補助金(総連合) ・交付先:相模地域労働組合総連合 ・実施内容:第75回相模地域メーデー(財)神奈川県労働福祉センター補助金 ・交付先:(財)神奈川県労働福祉センター ・団体の目的:県内の駐留軍関係従業員及びその離職者対策事業を行うこと ・事業内容:再就職相談、職業紹介・相談等 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金 ・交付先:相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・団体の目的:県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・事業内容:文化・体育事業、学習会等 ・補助金額:1,296千円 湘北建築高等職業訓練校補助金 ・交付先:湘北建築高等職業訓練校 ・団体の目的:建築技術者(大工)を養成するための職業訓練を実施するもの ・訓練生:53人 ・訓練内容:学科、実技、補助金額:303千円 相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会補助金 ・交付先:相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会 ・団体の目的:労働災害防止と労働者の安全衛生知識の普及を図ること ・実施内容:全国安全週間相模原・津久井地区推進大会 県民のいのちとくらしを守る県民のつどい補助金 ・交付先:県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会 ・団体の目的:地域社会のあり方を問い、進んで自治を創りだすこと ・実施内容:県民のいのちとくらしを守る県民のつどい</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金 ・交付先:相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・団体の目的:県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・事業内容:文化・体育事業、学習会等 58千円 湘北建築高等職業訓練校補助金 ・交付先:湘北建築高等職業訓練校 ・団体の目的:建築技術者(大工)を養成するための職業訓練を実施するもの ・訓練内容:学科、実技 13千円</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 労働祭補助金(地域連合) 該当なし 労働祭補助金(総連合) 該当なし (財)神奈川県労働福祉センター補助金 該当なし 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金 交付先:相模原・津久井地域労働者福祉協議会 補助額:86千円 団体の目的:県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること 事業内容:文化・体育事業、学習会等 湘北建築高等職業訓練校補助金 交付先:湘北建築高等職業訓練校 補助額:13千円 団体の目的:建築技術者(大工)を養成するための職業訓練を実施するもの 訓練内容:学科、実技 相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会 該当なし 県民のいのちとくらしを守る県民のつどい 該当なし</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 相模原・津久井地域労働者福祉協議会負担金 ・交付先:相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・補助額:29千円 ・団体の目的:県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・事業内容:文化・体育事業、学習会等</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 相模原津久井地域労働者福祉協議会負担金 ・交付先:相模原津久井地域労働者福祉協議会 ・補助額:29千円 ・団体の目的:県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・事業内容:文化・体育事業、学習会等</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	91,038千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市内の中小企業勤労者の福祉向上を図るため、(財)相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター(あじさいメイツ)の運営に対し助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>団体への運営費等補助金</p> <p>交付先(あじさいメイツ)の状況 会員加入数1,478事業所 16,156人 (平成16年4月1日現在) 平成16年度センター事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)健康維持・増進事業 (2)老後生活安定事業 (3)自己啓発事業 (4)余暇活動事業 (5)財産形成事業 (6)在職中の生活安定事業 (7)相模原市立勤労者総合福祉センター管理運営事業 (8)情報提供事業 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	神奈川県農業共済組合運営補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	2,973千円	356千円	615千円	348千円	304千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成14年4月1日に高相地区農業共済事務組合をはじめとした県内10の農業共済事務組合等を統合して設立した神奈川県農業共済組合の運営に対して補助を行う。</p> <p>【内容】 ・神奈川県農業共済組合運営費補助金 2,973千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県農業共済組合 農家経営に係る施設、設備、農作物等の共済制度を行う団体。</p>	<p>【目的】 平成14年4月1日に津久井地区農業共済事務組合をはじめとした県内10の農業共済事務組合等を統合して設立した神奈川県農業共済組合の運営に対して補助を行う。</p> <p>【内容】 神奈川県農業共済組合運営費補助金 356千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県農業共済組合 農家経営に係る施設、設備、農作物等の共済制度を行う団体。</p>	<p>【目的】 平成14年4月1日に津久井地区農業共済事務組合をはじめとした県内10の農業共済事務組合等を統合して設立した神奈川県農業共済組合の運営に対して当面3年間の補助を行う。</p> <p>【内容】 神奈川県農業共済組合運営費補助金 615千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県農業共済組合 農家経営に係る施設、設備、農作物等の共済制度を行う団体。</p>	<p>【目的】 平成14年4月1日に津久井地区農業共済事務組合をはじめとした県内10の農業共済事務組合等を統合して設立した神奈川県農業共済組合の運営に対して補助を行う。</p> <p>【内容】 神奈川県農業共済組合負担金 348千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県農業共済組合 農家経営に係る施設、設備、農作物等の共済制度を行う団体。</p>	<p>【目的】 平成14年4月1日に津久井地区農業共済事務組合をはじめとした県内10の農業共済事務組合等を統合して設立した神奈川県農業共済組合の運営に対して補助を行う。</p> <p>【内容】 神奈川県農業共済組合負担金 304千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県農業共済組合 農家経営に係る施設、設備、農作物等の共済制度を行う団体。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	経営・生産対策推進会議		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	経営生産対策体制整備推進事業実施要綱	経営対策体制整備推進事業実施要綱 農業経営・生産対策推進会議設置要綱	経営対策体制整備推進事業実施要綱	経営生産対策体制整備推進事業実施要綱	経営生産対策体制整備推進事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	220千円	66千円	207千円	105千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	8千円	19千円	103千円	10千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 20人 団体等 農業生産組織、農業団体関係者、流通販売組織、消費者団体の代表、学識経験者、関係行政機関、その他</p> <p>積算 ・報償費 204千円 学識経験者、大学教授 15000×1名×4回=60,000円 その他の委員 3000×12名×4回=144,000円</p> <p>・需要費 16千円 会議料 200円×20名×4回=16,000円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金（県補助金）</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関や団体等の役割分担を明確にするとともに、連携計画に係る調整を行う。</p> <p>【内容】 構成員 人数 8人 団体等 学識経験者、農業委員会代表、農業経営士会代表、農業振興協議会代表、関係行政機関職員など</p> <p>積算 ・報償費 60千円 5,000円×4人×3回=60,000円 ・普通旅費 6千円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金（県補助金）</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 5人 団体等 農協、農業委員会等の農業関係機関</p> <p>積算 ・普通旅費 12千円 ・消耗品費 152千円 ・通信運搬費 43千円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金（県補助金）</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 8人 団体等 農協、農業委員会等の農業関係機関</p> <p>積算 ・普通旅費 16千円 ・消耗品費 89千円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金（県補助金）</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 10人 団体等 農協・農業委員会等の農業関係機関</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	営農センター助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	6,950千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農作業の受委託等の農地利用調整、営農指導等の農業振興に関する事業を全市的に実施する農協営農センターに対し助成を行う。</p> <p>【内容】 助成事業 営農指導員設置事業 4,600千円 ・ 営農センターを拠点として、営農指導を積極的に展開する営農指導員の人件費を助成する。 ・ 指導員 8名（そ菜園芸3名、畜産3名、経営1名、緑化木1名） ・ 補助率 基本給の1/2以内</p> <p>遊休農地対策農作業受託オペレーター設置事業補助金 2,000千円 ・ 営農センターが実施する農地利用調整機能のひとつである農作業受託について、それを実施するオペレーター2名の人件費について助成する。 ・ 補助率 給与総額の1/2以内（2,000千円/1人上限）</p> <p>実験圃場整備事業補助金 350千円 ・ 営農センターが施肥技術、土壌改良のための試験研究、栽培技術などの調査研究のためにパイロット的に実施する実験圃場の整備について助成する。 ・ 事業内容 トマトの接木苗導入 ・ 事業費 1,050千円 ・ 補助率 1/3以内</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原市農業協同組合営農センター 農業経営者の営農指導、育成等を行う市農協の組織である。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	
29	各種事務事業の取扱い			経済部会	
事務事業番号	事務事業名			協議ランク	
10	認定農業者育成事業			A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法
歳出予算額（平成16年度）	13,296千円	222千円	216千円	204千円	241千円
歳入予算額（平成16年度）	262千円	10千円	10千円	5千円	10千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成6年度策定の農業経営基盤強化基本構想を踏まえ、今後本市農業の中心的役割を担っていく認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、市の認定を受けたもの）の育成に対し、助成を行う。</p> <p>【内容】 旅費 30千円（財源：市18千円・県12千円） 負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 ・農業経営改善支援センター設置事業補助金 農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センター（事務局 営農センター）に対し助成を行う。 補助額 500千円 （財源：市250千円・県250千円） ・農業経営基盤強化資金利子補給金 認定農業者が受けられるスーパーL資金の利子について、地方負担分の0.5%を県と市が同率で負担する。 予算額 900千円 ・農地流動化助成金 認定農業者への農用地の集積を促進するため、利用権の継続設置に対し助成を行う。 補助額 450千円 認定期間3年以上6年未満 6千円 認定期間6年以上 15千円 建設事業補助金 ・認定農業者育成事業補助金 認定農業者が取り組む経営改善のうち、施設、機械等の資本装備に対し助成を行う。 事業主体 認定農業者連絡会 事業費 34,645千円 補助率 1/3以内（野菜用ハウスの施設整備については4/10以内） 限度あり 補助額 11,416千円</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 108戸（内、法人 17社）</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 認定農業者連絡会</p>	<p>【目的】 平成13年度策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）の育成を行う。</p> <p>【内容】 普通旅費 6千円 負担金、補助及び交付金 216千円 ・郡農業経営改善支援センター活動費負担金 農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センターに対して、負担金を交付する。（財源：町 206千円・県 10千円）</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 8戸（内、法人 6社）</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>	<p>【目的】 津久井町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）を支援する。</p> <p>【内容】 負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 ・郡農業経営改善支援センター運営負担金 農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センター（事務局 津久井郡農協）への負担金。 負担額 216千円 （財源：町206千円・県10千円）</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 8戸（内、法人 4社）</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>	<p>【目的】 平成13年度策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）の育成を行う。</p> <p>【内容】 郡農業経営改善支援センター活動費負担金 農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センターに対して、負担金を交付する。 ・負担金、補助及び交付金 204千円 （財源：町 199千円・県 5千円）</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 3戸（内、法人 3社）</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>	<p>【目的】 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）の育成を行う。</p> <p>【内容】 郡農業経営改善支援センター活動費負担金 農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センターに対して、負担金を交付する。 ・負担金、補助及び交付金 216千円 （財源：町206千円・県10千円）</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 4戸</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	水田農業経営確立対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	460千円	267千円	130千円	102千円	100千円
歳入予算額（平成16年度）	230千円	140千円	130千円	51千円	50千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消費重視、市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 一般事務用資金 251千円 ・ 転作等現地確認謝礼 15千円 ・ 一般旅費 85千円 ・ 共通消耗品 102千円 ・ 協議会贈い 7千円</p> <p>【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>	<p>【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 一般事務用資金 210千円 ・ 一般旅費 7千円 ・ 備品購入 50千円</p> <p>【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>	<p>【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 労働者災害補償保険料 1千円 ・ 臨時雇賃金 54千円 ・ 普通旅費 10千円 ・ 消耗品 49千円 ・ 役務費 16千円</p> <p>【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>	<p>【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 報償費 28千円 ・ 普通旅費 5千円 ・ 消耗品 59千円 ・ 役務費 10千円</p> <p>【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>	<p>【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 普通旅費 8千円 ・ 消耗品 34千円 ・ 燃料費 46千円 ・ 印刷製本費 2千円 ・ 通信運搬費 10千円</p> <p>【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	環境保全型農業導入支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	192千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自然環境に調和した農業体系確立のため、環境に配慮した資材の導入に対し助成する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 関連資材導入支援補助金 192千円 (補助率1/3以内)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	農産物振興対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	9,652千円	178千円	64千円	80千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 野菜、果樹、花卉植木等の生産性向上、経営安定、市内消費の拡大等を図るため、機械・施設の整備、資材及び薬剤の購入などに対して助成する。</p> <p>【内容】 報償費 ・野菜格付審査員謝礼 240千円 （12000×20名） 負担金、補助金及び交付金 ・野菜振興対策協議会負担金 240千円 （当協議会は16年度に解散、相模原農産物ブランド協議会が継承） 市内の野菜生産を計画的かつ安定的に行えるよう、農業者の指導育成、施策検討を行う。 （相模原市野菜振興対策協議会） 構成員 農協、JA全農かながわ、県央農政事務所、農業改良普及センター、病害虫防除所、相模原市、市農業委員会 事業 野菜振興対策の研究、野菜の計画的な生産及び出荷を行うための調整 ・野菜振興対策事業補助金 5,243千円 機械、施設等の導入により新鮮かつ高品質な野菜の安定供給、生産振興を図る。 主体 市園芸連絡協議会 事業 薬剤、出荷用ダンボール箱、直売用袋、マルハナバチ使用栽培 事業費 15,736千円 補助率 1/3以内 ・果樹振興対策事業補助金 2,700千円 防除用薬剤、資材及び生産用機会等の導入により、省力化を図るとともに、市民への高品質かつ新鮮な果実を供給し、果実生産の振興を図る。 主体 市果実組合 事業 薬剤、直売用袋、病害虫防除薬剤、農業用機械等 事業費 8,100千円 補助率 1/3以内</p>	<p>【目的】 野菜、果樹、花卉植木等の生産性向上、経営安定、市内消費の拡大等を図るため、機械・施設の整備、資材及び薬剤の購入などに対して助成する。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 ・果樹振興対策事業補助金 14千円 防除用薬剤の導入により、省力化を図り、町民への高品質かつ新鮮な果実を供給し、果実生産の振興を図る。 主体 町果樹生産組合 事業 病害虫防除薬剤 事業費 55千円 補助率 1/4以内 ・茶病害虫防除対策事業補助金 80千円 町内茶生産農家が行っている病害虫防除に対し、薬剤の一部を補助し、茶の生産量の増収や品質の向上を図る。 主体 城山茶業部（郡農協の下部団体） 事業 薬剤 事業費 317千円 補助率 1/4以内 ・花き病害虫防除対策事業補助金 80千円 町内花き生産農家が行っている病害虫防除に対し、薬剤費の一部を補助し、花きの品質の向上を図る。 主体 城山花き温室部会（郡農協の下部団体） 事業 薬剤 事業費 320千円 補助率 1/4以内 ・水田共同防除事業補助金 18千円 町内米生産農家が行っている病害虫防除に対し、薬剤費の一部を補助し、水稻の品質の向上を図る。 主体 広田水田組合、葉山島開拓事業組合 事業 薬剤 事業費 72千円 補助率 1/4以内</p>	<p>【目的】 直売事業の指導育成及び情報交換並びに地元農産物の直売による有利販売を進め、地域農業の振興を図る。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 ・津久井町直売事業連絡協議会補助金 64千円 構成員 40人 町内在住で町内の直売所で農産物を販売する農家</p> <p>【参考】 ・果樹振興対策事業補助金対象想定津久井町りんご生産組合（32戸・15年度事業費170千円） 青根梅生産組合（19戸・15年度事業費348千円）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・りんご及び青根梅生産組合 生産者で組織する団体。</p>	<p>観光農業推進事業</p> <p>【目的】 地場農産物（加工品を含む）のブランド化と関連団体を育成し、地産地消の振興を図る。</p> <p>【内容】 ・事業主体：町特産物推進協議会 ・事業費 80千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町特産物推進協議会 生産農家、町等で組織している団体。</p>	<p>該当なし</p> <p>平成16年度より「町直売所連絡協議会」への補助金を全額カット。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	農産物振興対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市果実組合補助金 122千円 果樹の栽培技術や品質改良等を組織的に 行い、均一で良質な果実の生産と経営の安定を 図る。 主 体 市果実組合 事 業 優良種苗の導入、栽培技術、病害 虫駆除対策の研究、販売技術研究 及び講習会の開催 事業費 122千円 補助率 定額 ・花卉植木振興対策事業補助金 1,107千円 施設の導入により、花卉植木苗の生産性向 上を図る。 主 体 市花卉植木連絡協議会 事 業 ウッドチップパー 事業費 3,322千円 補助率 1/3以内 <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市園芸連絡協議会 生産者で組織する団体 ・市果実組合 生産者で組織する団体 ・市花卉植木連絡協議会 生産者で組織する団体 <p>【参考】</p> <p>生産者数（市農協組合員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園 芸 197戸 ・花卉植木 57戸 ・果 実 54戸 ・養 蚕 1戸 	<p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町果樹組合等の団体 生産者で組織する団体 <p>【参考】</p> <p>生産者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果 樹 19戸 ・茶 15戸 ・花 き 4戸 ・水 稲 98戸 			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	営農対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	2,830千円	939千円	50千円	36千円	1千円
歳入予算額（平成16年度）	371千円	939千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生産技術及び農業施設の近代化、特産品の開発、生産組織の育成等、営農環境を整備するための事業に対し助成を行う。</p> <p>【内容】 需要費 ・優良農業者表彰事業消耗品 45千円 （記念品、筒等）</p> <p>負担金、補助及び交付金 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 631千円 農産物を鳥害から守るため、銃器等による駆除を実施し、安定生産を図る。 主 体 市みどり組合連絡協議会 内 容 スズメ、カラス等の銃器による駆除 事業費 1,893千円 補助率 1/3以内（県補助1/2以内） 農政課事務事業番号42番「有害鳥獣対策事業」にも掲載</p> <p>・景観草花栽培事業補助金 914千円 花と緑豊かなまちづくりに資するため、景観草花（レンゲ・コスモス等）を一定面積以上栽培した場合に助成を行う。 主 体 相模原市農協 基 準 生産緑地300㎡以上 調整区域500㎡以上 事業費 914千円 事業量 228.66a 補助率 4千円/a</p> <p>・生活改善グループ連絡会運営費補助金 126千円 平成5年度に結成された、生活改善グループ連絡会の活動に対し、助成を行うことにより、女性農業者の抱える諸問題に取り組む団体の交流強化と活動の活発化を図る。 主 体 市生活改善グループ連絡会 （加入 6団体） 内 容 各生活改善グループ間の交流・研修、バッグ・直売袋の購入 補助率 運営費補助 90千円 直売推進 36千円</p>	<p>【目的】 生産技術及び農業施設の近代化、特産品の開発、生産組織の育成等、営農環境を整備するための事業に対し助成を行う。</p> <p>【内容】 負担金、補助及び交付金 ・女性農業者連絡協議会助成金 70千円 平成4年度に結成された、協議会の活動に対し、助成を行うことにより、活動の活発化を図る。 主 体 町女性農業者連絡協議会 内 容 特産品の開発等 補助率 1/2以内</p> <p>・農業制度資金利子補給金 869千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 補助率 3%以内 期 間 償還期限内 対 象 農業機械の購入 農業用施設の建設等</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町女性農業者連絡協議会 農家の主婦を中心に組織する団体。</p>	<p>【目的】 農業経営の安定と農業生産力の増強のために要する近代化資金融資に対し利子補給を行い、農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。</p> <p>【内容】 ・農業近代化資金等利子補給金 50千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 ・生活グループ連絡会運営費補助金 該当なし。 H16.5現在の町内生活改善グループ 2団体 ・町直売事業連絡協議会補助金 13に記載</p>	<p>【目的】 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。</p> <p>【内容】 ・農業制度資金利子補給金 36千円 補助率 3%以内 期 間 償還期限内 対 象 農業機械の購入 農業用施設の建設等</p> <p>藤野園芸ランド運営協議会 【概要】農家と都市住民の交流をはかるべく、昭和47年から50年にかけて県補助事業を受けて環境を整備。 町は、園芸ランドを統括する「運営協議会」の事務局の事務を行っている。</p> <p>【内容】 総会（年1回）に係る事務 役員会（年数回・随時開催）に係る事務 会計に係る事務 その他 （観光客に対する対応、産業まつり等イベントに係る対応）</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	営農対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・農業近代化資金利子補給金 834千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 補助率 2%以内 期 間 5年間 対 象 農業機械の購入 農業用施設の建設等 ・相模原市大沢南部営農組合補助金180千円 営農組合の育成を図り、都市農業の推進に資する。 主 体 市大沢南部営農組合 内 容 栽培研究、直売事業等の実施 事業費 1,800千円 補助率 定額 ・相模原市田名西部営農組合補助金100千円 営農組合の育成を図り、都市農業の推進に資する。 主 体 市田名西部営農組合 内 容 栽培研究、直売事業等の実施 事業費 1,230千円 補助率 定額 <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金） <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活改善グループ連絡会 女性農業者の抱える諸問題に取り組む団体の交流強化と活動の活発化を図る団体。 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	農業後継者・担い手確保対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,843千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業後継者、新規就農者等の都市農業従事者への誘導を図り、魅力ある農業経営を実現するための事業に対し助成を行う。</p> <p>【内容】 報償費 新規就農者アドバイザー派遣 320千円 新規就農者に対し、農作業指導等の支援を講ずることにより、技術向上、経営規模拡大、経営の安定化を図る。 8,000円×10回×4人=320,000円 負担金、補助及び交付金 1,523千円 援農システム整備事業補助金 1,000千円 担い手不足の農家に市民を含めた多様な就農者を斡旋するための「援農システム」を発展、拡大し、多様な農業担い手の育成・拡充を図る。 ・主体 市農協営農センター ・事業費 2,000千円 ・内容 農業研修講座(ビギナー、サポート) ・補助率 1/2以内 農業青年育成事業補助金 255千円 農業青年の健全な発展を図るとともに、農業経営の安定と生活向上を図る。 ・主体 市農協青壮年部 ・内容 各種研修会等の開催、農業理解促進活動 ・補助率 定額 新規就農者等研修奨励金 170千円 新規就農者等が一定期間、市内の先進的農家において、農業技術の会得を図るため、農業研修受入農家に対し助成する。(16年度で廃止) ・主体 研修受入農家 ・事業費 340千円(5,656円×60日) ・補助率 1/2以内 新規就農者作業オペレーター支援 98千円 新規就農者に対し農地の貸し付け、譲渡を行うために、自己の農地を整備する際に要する経費の一部を地権者に対し助成するもの。 ・補助額 37,000円/10a×20a×4名 ・補助率 1/3 20aは新規就農者1人当たりの耕作面積</p> <p>【公共的団体の概要】 ・営農センター：農業経営者の営農指導、育成等を行う市農協の組織である。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
			<p>【参考】 H12～H15年度（農業従事者の増減等） ・農業後継者 0名 ・町外からの新規就農者 4名</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	地場農産物ブランド化促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	500千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地場農産物の生産を振興するため、ブランド化を進め、消費者への定着を図るとともに、相模原産の表示を明確にし、消費者・生産者双方の利益を図る。</p> <p>【内容】 地場農産物ブランド化キャンペーン委託 500千円 (H16年度は野菜振興対策協議会に委託。H17年度以降は、さがみはら農産物ブランド協議会に委託。)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	農産物流通対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,030千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農産物の生産出荷奨励、市場対策等農場農産物の生産拡大を図るとともに、市内流通を促進するため事業を実施する。</p> <p>【内容】 負担金、補助及び交付金 3,030千円 野菜生産出荷奨励金事務取扱交付金 600千円 奨励金交付に要する出荷組合別の野菜売上等の集計事務に対する交付金 交付先 相模中央青果、神奈川青果、相模原総合青果 事業費 200千円×3市場 野菜生産出荷奨励金 1,800千円 市内3市場に出荷する野菜全品目に対し、奨励金を交付することにより、市内市場への出荷を促進し生鮮野菜の安定供給を図る。 団体数 市内8出荷組合（農協8支店） 出荷額 60,000千円 交付額 出荷額の3% 相模原市米穀小売商組合補助金 180千円 組合の内容充実や組織の強化を図るとともに、米消費の拡大を推進する。 主 体 相模原市米穀小売商組合 内 容 組合員の行う事業の改善、技術の向上、知識の普及、農業まつり等イベントへの参加 補助率 定額 農協出荷奨励金 450千円 小規模農家の育成と市内食料自給率の向上を図るため、農協を経由した市内3市場に対する出荷を奨励する。 出荷額 15,000千円 交付額 出荷額の3%</p> <p>【参考】 農家戸数 1,592戸 （内訳） 専業農家 155戸 第1種兼業農家 73戸 第2種兼業農家 1364戸</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模原市米穀小売商組合 市内の米穀小売商が組織する団体</p>	該当なし	<p>該当なし （町内には出荷組合はなく、また、農協を経由した出荷の実績は近年ありません。）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	都市農業ふれあい事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	2,797千円			100千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民と農業者のふれあう場づくりを推進し、都市農業に対する理解を深める事業に対し、助成等を行う。</p> <p>【内容】 農業めぐり農家謝礼 15,000円×3回=45,000円 J Aまつり市長賞賞品 3,250円×8個=26,000円 農業まつり議長賞賞品 2,750円×8個=22,000円 農業まつり補助金 1,800千円 新鮮な地場野菜の即売会や畜産共進会を実施するほか、家族で楽しめるイベントの実施など「魅力とつるおいのある都市農業をめざして」をテーマに、魅力ある「まつり」の創造を行う。 主 体 市農業まつり実行委員会 期 日 4月から11月(集中行事は、潮野辺公園で11月) 補助率 定額 さがみはら市民朝市補助金 580千円 地場産の新鮮な野菜を定期的に供給し、農家と市民の相互理解を深めるとともに、都市農業の振興を図る。 主 体 相模原市民朝市運営協議会 期 日 北部 毎月第2・4日曜日 南部 毎月第1・3日曜日 場 所 北部 市体育館前駐車場 南部 市南合同庁舎駐車場 補助率 定額 農業体験学習事業補助金 324千円 農作業を体験して、農業の大切さと働くことの喜びを認識するとともに、農業に対する理解を深めることを目的とする。 主 体 相模原市農業体験学習推進協議会 内 容 募集児童 100名(小学5・6年生) 補助率 定額</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模原市市民朝市運営協議会 生産農家等で組織する団体。</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町民に酪農家の家を訪ねてもらい家畜や土とふれあい、酪農業に対し理解を深めてもらうことを目的とし、畜産振興を図るため町と酪農部共催で開催する。</p> <p>【内容】 さがみこファームフェスタ運営費補助金 100千円 (やまなみ五湖ネットワーク事業後援事業)</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	レクリエーション農園等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農地法 特定農地貸付に関する農法等の特例に関する法律	農地法 特定農地貸付に関する農法等の特例に関する法律		法によらない農園利用方式により開園 予算計上なし（町は事務、仲介のみ）	
歳出予算額（平成16年度）	8,186千円	0千円		0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地貸付法に基づき、市が農家から農地を借り入れ、市民農園の整備を行う。</p> <p>【内容】 市民農園現地確認謝礼 400千円 市民農園管理整備委託 6,586千円 新規農園の整備 市民農園土地賃借料 100千円 市民農園駐車場土地賃借料 900千円 簡易トイレ借料 200千円</p> <p>【参考】 市民農園数 コミュニティ農園 1箇所 26区画（50㎡以上/区画） 日常の管理は、利用者で組織する管理運営委員会が行う。 レクリエーション農園 68箇所 3,235区画（20㎡以上/区画） 日常の管理は、市民農園運営協議会が行う。 生きがい農園 21箇所 958区画（10㎡以上/区画） 市が管理</p>	<p>【目的】 緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地貸付法に基づき、町が農家から農地を借り入れ、市民農園の整備を行う。</p> <p>【内容】 運営協議会により事業執行を行っているため、歳出予算はない。</p> <p>【参考】 市民農園数 ふれあい農園 1箇所 42区画（30㎡/区画） 使用料 年額6,000円 健康づくり農園 14箇所 304区画（30㎡/区画） 使用料 年額5,000円 農業体験農園 3箇所 82区画（50㎡以上/区画） 使用料 年額10,000～15,000円 使用料は、運営協議会に収入されるため、一般会計への歳入はない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 市民農園整備促進法による「グリーンファーム青野原」があります。</p>	<p>【目的】 農業者以外の町民が、自ら野菜や草花を栽培することで、農業に対する理解を深めるとともに、町民の余暇活動の多様化や健康志向等に対応するため、市民農園の整備を行う。</p> <p>【内容】 農家を支援しながら町民が農作業に親しむ事業・3箇所</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	(株)神奈川食肉センター食肉流通施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	87,412千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ㈱神奈川食肉センターに対し、平成14年4月1日より稼動した食肉流通施設の整備費を助成する。</p> <p>【内容】 整備資金償還事業補助 87,412千円 債務負担行為の設定期間 平成12年度～平成27年度 限度額 1,401,000千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・㈱神奈川食肉センター 県、平塚市、相模原市及び民間の出資による安全な食肉を安定的に流通させることを目的に設立した会社。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	農道等維持管理補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	25,368千円	1,017千円	1,876千円	541千円	1,210千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 15,668千円 新堀用水路ポンプ電気料 80千円 農業用施設賠償責任保険料 88千円 委託料 12,800千円 ・農業用施設境界査定委託 5,000千円 3箇所程度の境界査定 500m ・農業用施設草刈業務委託 3,800千円 市内一円用水路 19,000㎡ ・農業用施設浚渫業務委託 3,100千円 浚渫 350m、ごみ処理 ・表示登記委託 900千円 H15年度に譲与を受けた法定外公共財産の表示登記費用 負担金 2,700千円 ・相模川左岸土地改良事業負担金 相模川左岸土地改良区が行う左岸用水路（端部頭首工・茅ヶ崎市）の維持管理費の一部を関係市町が負担することで、用水確保と水田耕作安定に寄与するとともに、関係農家の負担軽減を図る。 組合員 3,047人 関係市町 相模原市、座間市、海老名市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市</p> <p>維持補修費 9,700千円 ポンプ、農業用取水口及び堰等の修理 3,600千円 農業用施設維持補修工事 4,900千円 農道の敷砂利 1,200千円 120㎡</p>	<p>【目的】 農業用施設（農道・用排水路・建物など）の維持補修に関する経費。</p> <p>【内容】 火災保険料 17千円 城北農業構造改善センター及び葉山島センターの火災保険料 町内一円維持補修工事費 1,000千円</p>	<p>【目的】 農業用施設の維持管理・補修に関する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 175千円 石神集落センター ・火災保険料 16千円 ・敷地借上料 159千円 *維持管理は自治会。 維持補修費 1,701千円 委託料 ・農道測量業務委託 210千円 工事請負費 ・農道維持管理工事 1,491千円</p> <p>【参考】 鳥居原ふれあいの館（地域農産物活用施設）の維持管理経費については、農政課事務事業番号39番で記載。</p> <p>【公共的団体の概要】 ・地域振興協議会 地域振興を目的に地元自治会、農業委員、婦人会等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 需用費 10千円 賃借料 193千円 工事請負費 338千円</p>	<p>【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 工事請負費 1,000千円 賃借料（機械） 210千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	農道・用水路等整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等	土地改良法 県土地改良事業等補助金交付要綱 地域用水環境整備事業実施要綱 基盤整備促進事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	132,270千円				
歳入予算額（平成16年度）	62,455千円				
【事務事業の内容】	【目的】 農とみどりの整備事業及び市単独事業。 農道については、幅員が狭く、また未舗装等で農耕車の通行に支障をきたしている箇所の整備工事を行い、用排水路については通水に支障をきたしている箇所の改修工事を行う。また、新堀用水路内木道については、老朽化が進んでいるため補修工事を行う。 【内容】 消耗品、印刷製本費 420千円 工事請負費 38,430千円 ・農道整備事業 3件 延長 310m ・水路改修工事 3件 延長 385m ・木道補修工事 1件 延長 60m 望地地区地域用水環境整備事業 平成12年度に策定した相模原市農業農村環境整備計画に基づきねん生態系や景観など自然環境に背理した整備を行う。 消耗品、印刷製本費 605千円 工事請負費 51,500千円 ・水路工、散策路工 延長320m ・植栽工、管理施設工、修景施設工 1式 新戸地区基盤整備促進事業 幅員が狭く、未舗装で農耕車の通行に支障を来している農道の整備、また、崩壊、漏水が進み通水に支障を来している用排水路を改修する。 消耗品、印刷製本費 415千円 工事請負費 41,000千円 ・農道工 延長280m ・水路工 延長758m 【特定財源の概要】 地域用水環境整備補助金等 国 45,455千円 県 17,000千円	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	農政課事務事業番号40「農とみどりの整備事業」に記載。	該当なし	農政課事務事業番号40「農とみどりの整備事業」に記載。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	農道等調査測量設計委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	5,000千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農道・水路整備実施のために調査測量設計委託を行う。</p> <p>【内容】 委託料 5,000千円 新戸地区基盤整備のための境界確定を行う。</p>	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	該当なし。	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	各種農業団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	345千円	100千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業関係団体に対し運営費等を補助することにより、関係農家の負担を軽減し、農業経営の安定化に寄与する。</p> <p>【内容】 諏訪森下水道組合運営事業補助金135千円 用水組合の経費(電気料)を援助することにより、関係農家の経営不安解消と生産意欲の向上を図り、稲作の安定化を図る。 主 体 諏訪森下水道組合(83戸) 対 象 電気料 補助率 電気料の1/6</p> <p>下大島用水組合運営事業補助金 210千円 用水組合の経費(電気料)を援助するとともに、相模川自然の村の建設に伴って大きくなった組合員の負担を定額補助によって軽減させ、稲作の安定化を図る。 主 体 下大島用水組合(7戸) 対 象 電気料及び組合運営費 補助率 電気料の1/6及び定額補助170千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ 諏訪森下水道組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を行う団体 ・ 下大島用水組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を行う団体</p>	<p>【目的】 農業関係団体に対し運営費等を補助することにより、関係農家の負担を軽減し、農業経営の安定化に寄与する。</p> <p>【内容】 水田揚水補助金100千円 用水組合の経費(電気料)を援助することにより、関係農家の経営不安解消と生産意欲の向上を図り、稲作の安定化を図る。 主 体 葉山島開拓事業組合 対 象 電気料 補助率 電気料の1/4</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ 葉山島開拓事業組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を行う団体</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	農業振興地域整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	0千円	355千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	3,372千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 軽微な変更に係る事務 平成15年度 = 用途変更 3件 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施（前回平成12年度、次回平成17年度に基礎調査予定） 農業振興地域内の農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・ 農業振興地域 = 731ha ・ 農用地区域 = 321ha</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 随時変更 平成15年度 = 除外 6件 基礎調査結果による定期変更 平成15年度に基礎調査を実施し、定期変更による計画の見直しを行った。 次回平成20年度に基礎調査実施予定 農業振興地域内の農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>事業費内訳 ・ 農業振興協議会委員報酬 250千円 ・ 軽微な変更及び随時変更時における意見聴取委託料 105千円 ・ 農用地管理システム運用におけるデータ修正業務委託料</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・ 農業振興地域面積 = 614.8ha ・ 農用地区域 = 74.2ha</p> <p>【電算システムの概要】 ・ 一般的な農用地管理システム</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ 農業振興協議会 ・ 農業振興を目的に、農業者、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 軽微な変更に係る事務 平成15年度 = 用途変更 1件 随時的な変更に係る事務 3件 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施（前回平成12年度、平成16年度に基礎調査、17年度に変更予定） 農業振興地域内農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・ 農業振興地域 = 2,000ha ・ 農用地区域 = 217ha</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 随時変更 平成15年度 = 除外 0件 基礎調査結果による定期変更 平成15年度に基礎調査を実施し、定期変更による計画の見直しを行った。 次回平成20年度に基礎調査実施予定 農業振興地域内の農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・ 農業振興地域面積 = 133.00ha ・ 農用地区域 = 64.33ha</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 随時変更 平成15年度 = 除外 0件 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施（前回平成12年度、次回平成17年度に基礎調査予定） 農業振興地域内の農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・ 農業振興地域 = 2,822ha ・ 農用地区域 = 119ha</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	生産緑地に係る営農指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	生産緑地法				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生産緑地地区における営農に係る助言、行為の許可等を行う。</p> <p>【内容】 生産緑地地区における行為の制限に関する事務(法8条第1項) ・事前相談件数 3件(H15年度)</p> <p>生産緑地の買取申し出及び取得のあっせんに関する事務(法10条・13条) ・買取申し出に関する事務 22件(H15年度) ・取得のあっせんに関する事務 22件(H15年度) 農業委員会及び農協へあっせんの依頼を行った。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	農産物の生産、経営技術等の指導事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校給食への地場農産物の供給促進に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 地場農産物を安定的に学校給食に提供する方策の研究等</p>	<p>【目的】 学校給食への地場農産物の供給促進に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 地場農産物を安定的に学校給食に提供する方策の研究等</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	農産・園芸団体の指導及び連絡事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 営農組合(2団体) 野菜振興対策協議会 園芸連絡協議会 養蚕連絡協議会 花卉植木連絡協議会 事務局 農協(営農センター)</p> <p>市が事務局となっている団体 団体 果実組合 事業 総会、役員会の開催 講習会、共進会の開催 組合員 40名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・営農組合(2団体) 大沢南部、田名西部の土地区画を耕作する農業者の団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 郡農産物直売事業連絡協議会 城山茶業部(郡農協の下部団体) 事務局 郡農協</p> <p>町が事務局となっている団体 団体 町果樹生産組合 事業 総会、薬剤共同購入 組合員 22名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農産物直売事業連絡協議会 津久井地域の生産農家の団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 鳥屋農林産物・特産物生産販売組合</p> <p>町が事務局となっている団体 ・団体 町直売事業連絡協議会 事業 講習会、研修会 組合員 41名</p> <p>・団体 津久井園芸特産物販売組合 事業 研修会、みっばつつじ畑の維持管理 組合員 10名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町直売事業連絡協議会 町生産農家が直売を目的とした団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 相模湖酪農部 内郷堆肥生産組合 道志新田営農組合 千木良朝市会 千木良水田組合</p> <p>特産物推進協議会(事務局:町) ・団体 ウメ生産組合 千木良コンニャク生産組合 内郷農産物直売所 小原野菜出荷組合</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ウメ生産組合等 相模湖町での生産農家の集合団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 郡農産物直売事業連絡協議会 佐野川茶生産組合(郡農協の下部団体) 事務局 郡農協 町が事務局となっている団体 該当なし</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農産物直売事業連絡協議会 津久井地域の生産農家の団体。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	主要食糧の生産調整及び計画出荷事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 680戸</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 50戸程度 相模原市水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、市等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会 員 20名 ・構成員 用水組合、農家、消費者団体、農協、市</p> <p>【参考】 農政課事務事業番号11番の水田農業経営確立対策事業として予算化している。</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模原市水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、市等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する団体。</p>	<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 120戸程度</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 5戸程度</p> <p>城山町水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、町等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会 員 4名 ・構成員 水田組合、農協、町</p> <p>【公共的団体の概要】 ・城山町水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、町等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する団体。</p>	<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 約40戸</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 出荷農家なし</p>	<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 71戸</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 出荷農家なし。 相模湖町水田農業推進協議会 農家、農協、国、県、町、農業委員会で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会 員 20名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模湖町水田農業推進協議会 農家、農協、国、県、町、農業委員会で組織する団体。</p>	<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 4戸</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 出荷農家なし。 藤野町地域水田農業推進協議会 農家、農協、町、農業委員会で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会 員 8名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・藤野町地域水田農業推進協議会 農家、農協、国、県、町、農業委員会で組織する団体。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		
事務事業番号 31	事務事業名 農作物の病虫害防除		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	74千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予察情報の農家への提供 ・ 新農業、廃止農業等の農家への情報提供 	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予察情報の農家への提供 ・ 新農業、廃止農業等の農家への情報提供 	<p>【目的】 農作物被害を防ぐための病虫害防除。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防除機利用による被害拡大防止 職員による防除 1件 被害農家等への貸出 ・ 農家及び生産組合 4件 ・ 庁内各課 7件 事業費の積算 ・ 消耗品 24千円 ・ 備品修繕料 50千円 	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予察情報の農家への提供 ・ 新農業、廃止農業等の農家への情報提供 	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予察情報の農家への提供 ・ 新農業、廃止農業等の農家への情報提供

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	土地改良事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	880千円	156千円	219千円	50千円	54千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土地改良事業に関する事務の実施</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 880千円 土地改良事業の適正かつ効率的運営を確保し、共同の利益を増進する。 会 員 19市・17町・1村及び土地改良区 業 務 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供 農地の集団化の指導援助 (現在、具体的にになっている土地改良に係る案件はない。)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会及び同津久井支部負担金 ・県本部 97千円 ・郡支部 28千円 普通旅費 14千円 土地改良事業の適正かつ効率的運営を確保し、共同の利益を増進する。 会 員 19市・17町・1村及び土地改良区 業 務 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供 農地の集団化の指導援助 (現在、具体的にになっている土地改良事業の予定はない。)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会及び同津久井支部負担金 ・県本部 181千円 ・郡支部 38千円 (現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 30千円 土地改良事業団体連合会津久井支部負担金 20千円 (現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 30千円 土地改良事業団体連合会津久井支部負担金 24千円 (現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	漁業及び林業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
				相模湖町産業振興補助金交付要綱	
歳出予算額（平成16年度）	250千円	560千円	1,771千円	1,063千円	1,076千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	248千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>漁業及び林業については、日常業務の中では特段の事務はありません。</p> <p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金 250千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 ・会 員 19市・17町・1村及び県森連 ・業 務 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対しての陳情、建議に関すること</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対しての陳情、建議に関することを行う団体。</p>	<p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金 40千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 ・会 員 19市・17町・1村及び県森連 ・業 務 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対しての陳情、建議に関すること</p> <p>神奈川県林野振興対策協議会負担金 68千円 市町村における林野関係の諸政策を推進し、林業の振興並びに山村の地域格差、所得格差の是正を図る。 ・会 員 林野関係所在市町村長、学識経験者、賛助会員 ・業 務 林業構造改善事業の推進指導 入会林野整備の推進 公有林野の経営指導 造林の推進指導 山村振興事業の推進 林野問題に関する調査・研究会員並びに中央、地方の連絡提携 林野問題に関する重要な林政に関し、政府、国会並びに政党に対する建議要望</p> <p>津久井郡林業振興協議会負担金 11千円 津久井郡の各町、関係林業行政官庁及び団体と密接に連携し林業の振興を図る。 ・会 員 津久井郡4町、津久井地区行政センター、津久井郡森林組合 ・業 務 造林及び緑化に関すること 森林組合の強化に関すること 治山及び林道事業の推進に関すること 自然環境の保全に関すること</p> <p>津久井郡森林組合事業活動促進費補助金 193千円 津久井郡森林組合に対し補助金を交付することにより、森林組合の事業活動の促進を図る。</p>	<p>【内容】 津久井湖魚族放流事業助成金 90千円</p> <p>・目的 津久井湖に魚族等を放流し、魚族の保護育成により観光資源の増殖に努め、釣り・観光客の増加を図る。 ・補助者 津久井湖遊船協会 ・会 長 本田 一郎 ・H15年度実績 諏訪湖産他わかさぎ卵9,000万粒を津久井湖に放流。自主採卵作業の実施。</p> <p>県治山林道協会負担金 634千円 ・補助者 神奈川県治山林道協会 ・会 長 小澤 良明</p> <p>県市町村林野振興対策協議会負担金194千円 ・補助者 神奈川県市町村林野振興対策協議会 ・会 長 天野 望</p> <p>郡森林組合補助金 808千円 ・補助者 津久井郡郡森林組合 ・代表理事組合長 佐藤 喜美蔵</p> <p>郡林業振興協議会補助金 45千円 ・補助者 津久井郡林業振興協議会 ・会 長 天野 望</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対しての陳情、建議に関することを行う団体</p>	<p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金 365千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 ・会 員 19市・17町・1村及び県森連 ・業 務 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対しての陳情、建議に関すること</p> <p>神奈川県市町村林野振興対策協議会負担金 92千円 市町村における林野関係の諸政策を推進し、林業の振興並びに山村の地域格差の是正を図る。 ・会 員 林野関係所在市町村長、学識経験者、賛助会員 ・業 務 林業構造改善事業の推進指導 入会林野整備の推進 公有林野の経営指導 造林の推進指導 山村振興事業の推進 林野問題に関する調査・研究会員並びに中央、地方の連絡提携 林野問題に関する重要な林政に関し、政府、国会並びに政党に対する建議要望</p> <p>津久井郡森林組合補助金 299千円 津久井郡森林組合に対し補助金を交付することにより、森林組合の事業活動の促進を図る。</p> <p>津久井郡林業振興協議会負担金 17千円 津久井郡の各町、関係林業行政官庁及び団体と密接に連携し林業の振興を図る。 ・会 員 津久井郡4町、津久井地区行政センター、津久井郡森林組合 ・業 務 造林及び緑化に関すること 森林組合の強化に関すること 治山及び林道事業の推進に関すること 自然環境の保全に関すること</p>	<p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金307千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 神奈川県市町村林野振興協議会負担金 144千円 市町村における林野関係の諸政策を推進し、林業の振興並びに山村の地域格差の是正を図る。 津久井郡森林組合補助金502千円 郡森林組合に対し補助金を交付することにより、森林組合の事業活動の促進を図る。 津久井郡林業振興協議会28千円 津久井郡の各町、関係林業行政官庁及び団体密接に連携し林業の振興を図る。 相模湖魚族組合補助金100千円 相模湖にわかさぎの卵を放流し、自主採卵作業の実施を図る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	漁業及び林業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>枝打・除間伐推進事業補助金 248千円 川尻財産区の実施する枝打・除間伐推進事業に対し補助金を交付することにより、造林事業の推進を図る。</p> <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県地域林業形成促進事業補助金 248千円 <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県治山林道協会 ・ 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対しての陳情、建議に関するを行う団体 		<p>相模湖魚族委員会補助金 200千円 相模湖にわかさぎの卵を放流し、自主採卵作業の実施を図る。</p> <p>ワカサギ津久井湖放流補助金 40千円 津久井湖に稚魚を放流し、増殖を図ることにより観光資源の充実につとめ、釣り客等観光の増加を図る。</p> <p>道志川アユの里づくり事業費 50千円 道志川を水産観光の拠点とし、アユ資源の確保育成を図る。</p> <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県治山林道協会 ・ 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対しての陳情、建議に関するを行う団体 	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	家畜の防疫		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・市畜産振興協会等）</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置にかかる準備事務</p> <p>BSE対策本部設置に係る準備事務</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・郡畜産振興協会等）</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（郡・町酪農振興協議会等）</p> <p>BSE感染牛発生対策 BSE緊急対策利子補給金交付の実施 町要綱により利子の80%以内で15万円が限度</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・相模湖酪農部・各農家）</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・郡畜産振興会・町酪農振興会）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	農業者年金基金法		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	市農業委員会に事務委託している。	町農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	荒廃農地対策等活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	農業委員会事務局	農業委員会事務局	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)		201千円	0千円	91千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>荒廃農地対策等活動事業については、農政課事務事業番号9番「當農センター助成事業」、同14番「當農対策事業」等の中で実施している。また、遊休農地の活用事業として、市民農園を積極的に整備している。</p>	<p>【目的】 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進し、また周辺生活環境の改善に資する。</p> <p>「城山町環境保全に関する条例(空地の適正管理)事業の概要」</p> <p>【内容】 町内全域を調査し、空地等管理不良状態の土地については近隣の生活環境を損なうことのないよう、雑草等の草刈等必要な措置指導(往復はがき)を行い、管理の推進及び管理の不良状態の解消を図る。・・・年1回(11月末)実施 県農政部・農業改良普及センター・消防本部 ・町及び調査員(農業委員)で実施 ・・・調査員は町より委託され賃金支給している</p> <p>・調査結果 山林(1筆・541㎡)、田(12筆・4693㎡)、畑(44筆・25884㎡)、宅地(16筆・2146㎡) ・・・計 73筆 33265㎡(枯草繁茂)</p> <p>通報・苦情処理件数 ・・・H15年度 31件 ・歳出予算 2 7,000円 (賃金 27,000円) はがき代等の役務費は農政負担 (空き地が対象のため、農地以外の管理指導等が含まれ所管の調整が必要)</p> <p>「荒廃農地対策等活動の概要」</p> <p>【内容】 遊休農地を利用した体験農業等を実施し荒廃地化を減らすための委員活動。 ・お米の学校 稲作(3反) ・・・苗の関係で中止 ・そばの栽培とそば打ち そば(2反) ・ひまわり植栽(景観用1反)</p> <p>地権者、農業委員協力による共同実施。 ・歳出予算 174,000円 (消耗品費 174,000円) 農業委員会事務局の「農地違反転用対策に関する事務」に概要を記載している。</p>	<p>【目的】 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進し、また、周辺生活環境の改善に資する。</p> <p>遊休農地(荒廃地)調査事業の概要</p> <p>【内容】 町内全域の農地を調査し、管理不良状態の土地については近隣の生活環境を損なうことのないよう、雑草等の草刈等必要な措置指導(往復はがき)を行い、管理の推進及び不良状態の解消を図る。 ・・・年2回(7月、11月末)実施 県農政部・消防本部・郡農協・町及び農業委員で実施。(賃金支給なし)</p> <p>・調査結果 342筆 18,861㎡(枯草繁茂) 通報・苦情処理件数 ・・・H15年度 1件 ・歳出予算 43千円 はがき代等の役務費は農政負担</p> <p>遊休農地景観対策等事業の概要</p> <p>【内容】 遊休農地を利用した景観作物を栽培し荒廃地化を減らすための委員活動。 ・コスモス栽培(2反) ・ひまわり植栽(景観用1反) 農業委員単独による実施 ・歳出予算 230千円(農業会議賛助金) 種代等</p>	<p>【目的】 農地の荒廃化が進行している中、農業体験者が農業を体験することにより、作る喜びを体験し、農業の普及と荒廃地防止対策事業として行う。</p> <p>【内容】 そば栽培とそば打ち 91千円 ・報償費 21千円 ・需用費 14千円 ・役務費 9千円 ・委託料 37千円 ・使用料及び賃借料 10千円</p>	<p>【目的】 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進し、また、周辺生活環境の改善に資する。</p> <p>【内容】 遊休農地を利用した景観作物を栽培し荒廃地化を減らすための委員活動。 ・ブルーベリー栽培(1,000㎡) ・ひまわり植栽(景観用1,000㎡) 農業委員単独による実施 ・歳出予算 0千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名														
29	各種事務事業の取扱い		経済部会														
事務事業番号	事務事業名		協議ランク														
37	里山支援モデル事業		A協議会 B幹事会 C専門部会														
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町												
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課												
根拠法令等		神奈川県里山づくり推進事業実施要綱															
歳出予算額（平成16年度）		4,700千円															
歳入予算額（平成16年度）		1,500千円															
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 神奈川県が実施する「里山保全推進事業」との連携を図りつつ、町民参加による里山保全管理組織やワークショップに対する事業支援のほか、里山保全活動を行ううえで必要な備品・機械器具の整備、町民参加による直営施行による簡易整備等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>旅費</td><td>24千円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>380千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>96千円</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>2,000千円</td></tr> <tr><td>原材料費</td><td>1,000千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>1,200千円</td></tr> </table> <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山支援モデル事業補助金（県補助金） 1,500千円 <p>（補助対象事業費：4,500千円 補助率：1/3）</p>	旅費	24千円	需用費	380千円	役務費	96千円	委託料	2,000千円	原材料費	1,000千円	備品購入費	1,200千円	該当なし	該当なし	該当なし
旅費	24千円																
需用費	380千円																
役務費	96千円																
委託料	2,000千円																
原材料費	1,000千円																
備品購入費	1,200千円																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	林道整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等		神奈川県林道事業補助金交付要綱			
歳出予算額（平成16年度）		6,370千円	0千円	66千円	1,280千円
歳入予算額（平成16年度）		2,720千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 既設の林道を舗装することにより、林道通行車両の安全確保及び円滑な通行を確保し、林道機能の向上を図る。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・林道舗装工事 6,340千円 ・草刈手数料 30千円</p> <p>路線数 1路線 所有区分 町所有</p> <p>【特定財源の概要】 ・神奈川県林道事業補助金（県補助金） （補助対象事業費：5,440千円 補助率：1/2）</p> <p>【参考】 ・路線名：中沢線 ・区分：改良 ・幅員：3.0m ・延長：230.0m（林道総延長：668.0m）</p>	<p>【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備（舗装工事を含む）を行う。</p> <p>【内容】 整備状況 新設改良工事は近年実施していない。 本年度は整備費、維持管理費について当初予算には計上されていない。</p> <p>【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 9路線 ・路線延長 13,012m ・幅員 3.0m</p>	<p>【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備（舗装工事を含む）を行う。</p> <p>【内容】 整備状況 新設改良工事は近年実施していない。 林道の維持管理 ・草刈賃金 61千円 ・作業用消耗品 5千円</p> <p>【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 12路線 ・路線延長 9,063m ・幅員 3.0m（一部2.8m・3.6mあり）</p>	<p>【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備（舗装工事を含む）を行う。</p> <p>【内容】 整備状況 新設改良工事は近年実施していない。 林道の維持管理 ・維持修繕工事（路面） 1,000千円 ・機械借上 140千円 ・草刈賃金 120千円 ・消耗品等 20千円</p> <p>【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 10路線 ・路線延長 11,844m ・幅員 3.0m（一部2.8mあり）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	鳥居原ふれあいの館の管理運営に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）			1,609千円		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <p>平成12年に宮ヶ瀬湖畔に山村振興等農林漁業特別対策事業として建設した地域農産物等活用型総合交流促進施設（直売施設、文化伝承施設）の管理運営を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模構造 木造平屋建 470.36㎡ ・施設内容 直売施設、文化伝承施設 <p>施設の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町条例に基づき、地域の公共的団体である鳥屋地域振興協議会に委託 委託料 1,225千円 ・その他町予算 火災保険料 168千円 警備委託料 216千円 <p>平成15年度の決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高 30,000千円 ・当期末処分利益 1,162千円 ・施設全体の売上高 144,114千円 （うち、野菜・果樹直売 42,583千円 食品加工） 44,675千円 <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥屋地域振興協議会 鳥屋地区の地域振興を目的に地元自治会、農業委員、婦人会等で組織している団体。 	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
40	農とみどりの整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）		12,363千円	19,838千円		4,400千円
歳入予算額（平成16年度）		5,000千円	7,500千円		2,200千円
【事務事業の内容】	<p>【参考】 農政課事務事業番号23番「農道・用水路等整備事業」に記載。</p>	<p>【目的】 葉山島字相生・下河原地区において、地元の葉山島開拓事業組合からの要望により、老朽化した用水路の補修及び改修を行うとともに、合わせて河川の氾濫を防止するため、河川を横断している用水路（サイフォン）の改修を行うもの。＜平成16年～17年の2カ年事業＞</p> <p>【内容】 事業費 12,363千円 ・用水路改修工事 8,000千円 L = 440m ・用排水路調査測量設計業務委託料 4,000千円 ・その他の経費 363千円</p> <p>【特定財源の概要】 ・県補助金：農とみどりの整備事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 ・葉山島開拓事業組合 葉山島で水田を耕作している農業者で組織している団体。</p>	<p>【目的及び事業地区】 荒廃農地の削減、農産物の生産性の向上を目的にその基礎となる基盤整備事業を青山（鮑北）地区及び長竹（葎尾根）地区の2地区で実施する。 [3カ年～4ヶ年の継続事業]</p> <p>【内容】 事業費 19,838千円 工事請負費 ・農道整備事業（農道工事） 12,705千円 委託料 ・測量設計業務委託 1,953千円 公有財産購入費 ・土地購入費 4,394千円 補償補填及び賠償金 ・補償金（立木等伐採補償） 420千円 旅費、消耗品等 366千円</p> <p>【特定財源の概要】 ・県補助金：農とみどりの整備事業費補助金</p>	該当なし	<p>【目的及び事業地区】 荒廃農地の削減、農産物の生産性の向上を目的にその基礎となる基盤整備事業を佐野川地区で実施する。</p> <p>【内容】 事業費 4,400千円 工事請負費 ・農道整備事業（農道工事） 4,000千円 補助金 200千円</p> <p>【特定財源の概要】 ・県補助金：農とみどりの整備事業費補助金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
41	共進会に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	5千円	10千円	77千円	18千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 各種の共進会は、市農業まつりの中で行っており、補助金として支出している。</p> <p>共進会実施品目 ・野菜 トマト、キュウリ、ナス、甘藷、大和芋 ・花卉 シクラメン ・果樹 なし、ぶどう ・畜産 乳牛、種豚、鶏卵</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 ・事業 うめ、スイートコーン、りんご、なし、くり、茶園部門 ・事務局 郡農業振興協議会</p> <p>J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・報償 5,000円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協</p> <p>畜産共進会 ・事業 乳牛の部 ・事務局 郡畜産振興協議会</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 ・事業 うめ立毛、スイートコーン立毛、りんご・なし・くり立毛、茶園部門、褒賞授与式 ・事務局 郡農業振興協議会（津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・報償費 5千円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協</p> <p>畜産共進会 5千円 ・普通旅費 5千円 ・事業 乳牛の部 ・事務局 郡畜産振興協議会（津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 12千円 ・事業 うめ立毛、スイートコーン立毛、りんご・なし・くり立毛、茶園部門 ・事務局 郡農業振興協議会（津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・報償費 5千円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協</p> <p>畜産共進会 60千円 ・協議会負担金 30千円 ・牛運搬費 30千円 ・事業 乳牛の部 ・事務局 郡畜産振興協議会（津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 ・事業 うめ立毛、スイートコーン立毛、りんご・なし・くり立毛、茶園部門 ・事務局 郡農業振興協議会（津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協</p> <p>畜産共進会 10千円 ・普通旅費 6千円 ・役務費 2千円 ・事務局 郡畜産振興協議会（津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	有害鳥獣対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
		城山町いのしし被害防護事業費補助金交付要綱	津久井町農作物被害防護事業費補助金交付要綱 緊急地域雇用特別対策市町村補助金交付要綱		
歳出予算額（平成16年度）	631千円	300千円	7,105千円	3,253千円	3,159千円
歳入予算額（平成16年度）	371千円	0千円	4,245千円	1,500千円	1,487千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 有害鳥獣駆除対策事業補助金 631千円 農産物を鳥害から守るため、銃器等による駆除を実施し、安定生産を図る。 ・主体 市みどり組合連絡協議会 ・内容 スズメ、カラス等の銃器による駆除 ・事業費 1,893千円 ・補助率 1/3以内（県補助1/2以内）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・市みどり組合連絡協議会 農業者、農協等で組織されている団体。</p> <p>【参考】 ・有害鳥獣対策事業は農政課事務事業番号14番「営農対策事業」の中のひとつの事業として実施している。</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 いのししによる農作物への被害を防護するため、自ら電気柵または網（ネット）を購入し、設置する者に対して、購入費の一部を補助するもの。 対象者 ・本町に住所を有し、現に居住している者 ・本町内において、自ら所有または賃借により使用している土地で、農作物を生産している者。 補助対象 ・防護電気柵 ・防護ネット 補助額 ・購入費に4分の3を乗じた額 ・限度額30,000円、1,000円未満の端数は切り捨て</p> <p>【参考】 平成15年度実績 ・交付件数 11件 ・交付金額 262,000円</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 農作物被害防護事業補助金 1,000千円 サル、シカ、イノシシ等による農作物への被害を防護するための柵又は網の購入費の一部を補助する。 ・対象者 住民又は町内で農産物を生産している者 ・補助対象 防護電気柵、防護柵、防護網 ・補助額 防護材料費及びその設置に要した費用に2分の1を乗じた額（限度額50千円） 二ホンザル被害対策事業 近年、急激に被害が増大している二ホンザル被害を防ぐ。 ダムサイト群からの電波発信機を受信追尾し、人家周辺に近づいた際に爆竹等で追い払う。 ・委託料 町内一円 6ヶ月間 3,315千円</p> <p>負担金、補助及び交付金 ・町鳥獣等被害対策協議会補助金 2790千円 野生鳥獣等による農作物等への被害対策事業の円滑な実施と、今後の被害対策の迅速な対応と充実を図る。 主体 津久井町鳥獣等被害対策協議会（事務局 役場産業経済課農政係） 内容 シカ、イノシシ等の捕獲、サルの追い払い等 事業費 2,790千円 補助率 10/10（県補助1/3以内）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町鳥獣等被害対策協議会 農協、自治会、町等で組織する団体。</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 有害鳥獣駆除事業費 253千円 イノシシによる農作物の被害が増加しているため、猟友会に依頼しワナによる駆除を行っている。 ・駆除報奨費 240千円 ・看板作成費 13千円 農作物被害防止緊急対策事業費 3,000千円 猿による農作物の被害が増加しているため相模湖町野猿対策協議会を設置し、被害を事前に防除するため追い払いを行なっている。 ・協議会補助金 3,000千円（県補助1/2以内）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模湖町野猿対策協議会 農業者、自治会、猟友会、町等で組織する団体。</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物への被害を防護する。</p> <p>【内容】 有害鳥獣等防除事業 600千円 イノシシによる農作物の被害が増加しているため、地元猟友会に依頼しワナによる捕獲を行っている。 野猿対策協議会事業 2,300千円 野猿による農作物の被害が増加している地域を、野猿対策協議会を設置し、被害を事前に防除するため追い払いを行なっています。 ・協議会補助金2,300千円（県補助1/2以内）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町野猿対策協議会 農業者、自治会、猟友会、町等で組織する団体。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	新都市農業推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課新都市農業推進室	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	構造改革特別区域法				
歳出予算額（平成16年度）	39,544千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市新都市農業推進計画の推進 ・計画の目標 『新都市農業の創出』 地産・地発・地工・地消（商）の農業の実現 “地域で生産された農畜産物を地域で開発、加工を行い、地域で販売（商い）、消費する”農業の実現をめざす。</p> <p>【内容】 事業化計画</p> <p>新都市農業公園拠点事業 「（仮称）たな四季の里」事業 ・アグリセンター事業 ・市民ファーマー事業 ・アグリフェア開催事業 < 500千円 > ・フラワーガーデン事業 < 375千円 > ・マイ、夢果樹園事業</p> <p>新都市農業公園促進事業 ・バイオマス・フロンティア事業 （資源循環型農業開拓事業） < 426千円 > ・ヤングファーマーインキュベート事業 （若手プロ農業者育成事業） < 400千円 > ・農業マイスター事業 （農業技術専門指導者登録活用事業） < 100千円 > ・商店街さがみはらのめぐみバザール開催事業 ・アグリテクニカル&メディカル創造事業 （農業新技術開発、医療福祉分野応用事業） < 450千円 > ・さがみはら田園スクール事業 ・アグリセラピー事業 （農業の癒し効果活用事業）</p> <p>新都市農業公園連携事業 民間の新たな事業参入の動向に応じて促進</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	新都市農業推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【参考】</p> <p>構造改革特区関連(構造改革特別区域法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用農地を活用した法人の農業参入 対象面積：市内すべての農業振興地域 731ha ・農地の権利取得の際の下限面積要件の緩和措置 (30a以上を10a以上に)を利用した個人の農業参入 対象区域：田名の新宿塩田地区の農業振興地域の農用地区域25haのみ <p>地域再生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定された「相模原市地域再生計画」の区域 対象区域：市内全域 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 1 0	フィルムコミッション事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					250千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 藤野町の知名度向上と交流人口の拡大等による地域経済の活性化を図るため、国内外の映画、テレビドラマ、CMなどのロケーションを誘致することを目的とする。</p> <p>【内容】 ・映画、テレビ、コマーシャル等の誘致 ・映画、テレビ、コマーシャル等のロケーションへの協力 ・ポスター、雑誌等の撮影への協力</p> <p>【構成】 町観光協会、町商工会、園芸ランド運営協議会、町経営者協議会、町行政委員連絡協議会、津久井地区行政センター（商工課）各代表者 教育長、総務部長、民生部長、産業建設部長</p> <p>【事務局】産業建設部まちづくり課</p> <p>【経費内訳】 消耗品 50,000円 燃料費 50,000円 印刷製本費 50,000円 全国FC連絡協議会 100,000円</p> <p>つくいえコタウンプラン推進協議会からの補助金でシネマフェスティバルを開催</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 1 1	やまなみ温泉管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					やまなみ温泉
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					113,400千円
歳入予算額（平成16年度）					113,400千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【事業概要】</p> <p>自然とふれあいながら心身のやすらぎを享受できる温泉施設。町南部の重要な観光拠点である。</p> <p>1. 施設内容</p> <p>湖の湯・・・天然温泉、水風呂、ドライサウナ</p> <p>森の湯・・・天然温泉、水風呂、ウエットサウナ</p> <p>その他・・・食堂、売店、大広間、中広間、特別室</p> <p>2. 営業時間</p> <p>午前10時～午後8時</p> <p>休館日・・・毎週水曜日</p> <p>3. 入館料</p> <p>3時間・・・大人600円 （小中学生300円）</p> <p>1日・・・大人900円 （小中学生500円）</p> <p>4. 運営</p> <p>正規職員1名、臨時職員19名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 1 2	農村環境改善センター(農村総合整備モデル事業)	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					4,778千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【事業概要】 町南部地域の集会拠点として運営されている。 各種行事・イベント会場 地元特産物の開発施設 特産物を使った料理教室 各種趣味の教室 南部地域の情報発信施設

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 1 3	ふじの里山くらぶ		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					500千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 自然との触れ合う機会が少なく、都会に暮らす方々にも昔ながらの里山の風景と文化を残している藤野町に気軽に來ていただき、つくる、遊ぶ、食べる、触れる、見るなど様々な里山の暮らしを町民と共に体験していただき、心のリフレッシュとともに人と人の新しい交流（コミュニケーション）を構築することを目的としています。交流（コミュニケーション）の核となるのは「体験の共有」です。</p> <p>「ふじの里山くらぶ」はその活動を通じ、藤野町の経営資源の有効活用を行い、（豊かな自然・芸術環境と活力ある産業振興の調和）を図り來町者の皆様とともに町の活性化を目的とします。その中には自然の保全、遊休地、荒廃林の有効活用、人材の発掘・教育、里山の暮らしの研究、町内ネットワークづくりなど、運営環境づくりのための各種活動が含まれています。</p> <p>【事業概要】 情報の発信と受信（情報収集、会報発行、HP管理、広報・宣伝） 各種グループ、団体とのネットワーク構築 各種体験教室の企画・実施やイベント開催 特産品の販売や商品開発サポート 会員募集 里山環境づくりと環境保全、里山文化の伝承活動 マイスターの育成</p> <p>【運営母体】 ふじの里山くらぶ実行委員会 ・第1分科会（運営実施） ・第2分科会（広報宣伝） ・第3分科会（里山環境保全） ・第4分科会（人材発掘・育成）</p> <p>【運営資金】 会員の会費、補助金・賛助金、事業収入、広告費、寄付金、その他 年会費は里山会員＜個人1200円、団体一口6000円＞、くらぶ会員＜個人1200円、団体一口6000円＞となっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会・財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 1 4	藤野町営産業用施設の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					まちづくり課
根拠法令等					藤野町営産業用施設の設置及び管理に関する条例 藤野町営産業用施設の管理及び使用規則 藤野町営産業用施設事業等分担金徴収条例
歳出予算額（平成16年度）					1,603千円
歳入予算額（平成16年度）					175千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <p>発展する地域の社会情勢に対処するため、生活改善の普及、各種講習会及び地域の行政、文化活動等に使用し、住民の交流と、併せて地域の発展に資する。</p> <p>【施設概要】</p> <p>篠原生活改善センター 開設年月日 昭和53年12月18日 延床面積（全体） 109.00㎡</p> <p>奥牧野生活改善センター 開設年月日 昭和53年12月18日 延床面積（全体） 82.60㎡</p> <p>伏馬田生活改善センター 開設年月日 昭和53年12月18日 延床面積（全体） 52.88㎡</p> <p>中尾生活改善センター 開設年月日 昭和53年12月18日 延床面積（全体） 52.88㎡</p> <p>吉原生活改善センター 開設年月日 昭和54年12月17日 延床面積（全体） 52.47㎡</p> <p>沢井生活改善センター 開設年月日 昭和55年 5月13日 延床面積（全体） 132.20㎡</p> <p>菅井生活改善センター 開設年月日 昭和57年12月25日 延床面積（全体） 59.49㎡</p> <p>小津久生活改善センター 開設年月日 昭和57年12月25日 延床面積（全体） 49.57㎡</p> <p>長又生活改善センター 開設年月日 昭和57年12月25日 延床面積（全体） 29.74㎡</p> <p>馬本生活改善センター 開設年月日 昭和58年12月10日 延床面積（全体） 49.57㎡</p> <p>大久和生活改善センター 開設年月日 昭和62年 3月28日 延床面積（全体） 82.62㎡</p> <p>新和田多目的集会施設 開設年月日 昭和63年12月14日 延床面積（全体） 44.75㎡</p> <p>小舟集会施設 開設年月日 昭和62年 3月28日 延床面積（全体） 54.53㎡</p> <p>芝田集会施設 開設年月日 昭和62年 3月28日 延床面積（全体） 54.53㎡</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会・財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 1 4	藤野町営産業用施設の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>日連集施設 開設年月日 昭和63年 3月26日 延床面積(全体) 299.38㎡</p> <p>上岩集施設 開設年月日 昭和63年12月 日 延床面積(全体) 110.14㎡</p> <p>川上多目的集施設 開設年月日 平成 2年 3月28日 延床面積(全体) 68.73㎡</p> <p>大川原多目的集施設 開設年月日 平成 2年12月15日 延床面積(全体) 53.83㎡</p> <p>舟久保多目的集施設 開設年月日 平成 3年12月24日 延床面積(全体) 46.37㎡</p> <p>綱子多目的集施設 開設年月日 平成 4年 1月30日 延床面積(全体) 55.48㎡</p> <p>大鐘生活改善センター 開設年月日 昭和60年 3月 日 延床面積(全体) 59.49㎡</p> <p>藤野園芸ランド野趣味覚センター 開設年月日 昭和49年 3月 日 延床面積(全体) 156.99㎡</p> <p>竹の子の里活性化センター 開設年月日 平成 4年 3月31日 延床面積(全体) 172.45㎡</p> <p>やさか茶屋 開設年月日 平成 6年 3月30日 延床面積(全体) 42.09㎡</p> <p>・各地域等と管理委託契約を締結。維持管理に係る費用は、地域が次に掲げる費用を負担。 建物の清掃及び汚物処理費 電気、水道及びガスの使用料 軽易な小破損等修繕</p>

環境保全部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	環境審議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	環境基本法、附属機関の設置に関する条例	環境基本法、附属機関の設置に関する条例	津久井町環境基本条例 津久井町環境審議会条例		
歳出予算額（平成16年度）	409千円	85千円	229千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【設置目的】 環境基本法第44条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【委員構成】16名（条例 20名以内）、任期2年（平成14年8月1日から平成16年7月31日まで） 学識経験者 3名 市内の公共的団体の代表者 9名 関係行政機関の職員 1名 公募 3名</p> <p>【開催実績】 （平成15年度） 審議会 *平成15年8月5日（火） ・会長の選出 ・相模原市環境基本計画年次報告書について *平成16年2月3日（火） ・相模原市環境基本計画の進捗状況について（環境保全部所管部分） ・臭気指数規制導入に係る検討状況について 視察研修 2年に1回実施 *平成15年11月7日（金） 環境審議会委員視察研修（場所：東京都環境科学研究所）</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 378千円 *非常勤特別職員報酬 378,000円 ・委員報酬 @12,600円×15人×2回=378,000円 報償費 30千円 委員改選のため *委員謝礼 30,000円 ・公募委員選考委員会委員謝礼 @15,000円×2人×1回=30,000円 旅費 1千円 *費用弁償 840円 ・委員出席旅費 @420円×1人×2回=840円</p>	<p>【設置目的】 環境基本法第44条の規定に基づき、本町における環境の保全に関する基本的事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【委員構成】15名（条例 15名以内）、任期2年（平成16年4月1日から平成18年3月31日まで） 町議会議員 2名 学識経験者 2名 市内の公共的団体の代表者 5名 関係行政機関の職員 3名 公募 3名</p> <p>【開催実績】 （平成15年度） 審議会 *平成15年8月1日（金） ・城山町環境保全に関する条例の一部改正について ・城山町環境保全に関する条例の執行状況報告 *平成15年12月8日（月） ・城山町環境保全に関する条例の一部改正について（再諮問）</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 85千円 *委員報酬 @会長 7,900円×1人×1回=7,900円 @副会長 7,400円×1人×1回=7,400円 @委員 6,900円×10人×1回=69,000円</p>	<p>【設置目的】 町環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的施策について調査審議するため町長の附属機関として設置している。</p> <p>【委員構成】15名（条例15名以内） ・任期 2年 ・現委員の任期は平成18年12月31日まで 学識経験者 2名 議会議員 2名 関係団体 2名 関係機関 4名 公募 5名</p> <p>【開催実績】 *平成15年度 6回 ・環境基本計画策定について（平成16年3月策定）</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 209千円 ・会長@8,000円×2回=16,000円 ・委員@7,400円×13人×2回=192,400円 旅費 20千円 ・@700円×14人×2回=20,000円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	自然環境観察員事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課 相模原市環境基本計画	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	380千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市環境基本計画において、自然環境の保全や創造に配慮し、健全な生態系を育むとともに、自然と調和したまちづくりを進め「自然との共生」を目指すため、計画の環境目標に位置付けられています。また、17年度までの重点施策の「身近な自然を守り育てる」項目として、市民に対し本事業へ参加することを促進し、行政はこれを推進する立場にあります。また、「水辺環境の保全」施策の中では、行政は自然環境観察員と連携して「湧水」の監視を行いことも掲げられています。</p> <p>具体的には、市民自らが主体的に身近な動植物等について定期的に調査を実施し、自然環境に関する意識の高揚を図るとともに、大切な自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積していくことを目的としています。</p> <p>【内容】 年間事業 ・身近な生きもの調査（年2回程度） ・かんきょう学習セミナー（年3回程度） ・自主テーマ調査（随時） ・任意参加調査（随時） ・専門部会調査（希望者） 現在、植物と湧水調査の2部会が活動 ・リーダー連絡会活動 年2回程度の講習会の受講、制度の企画・運営事業を行うその他、広報活動、講師活動など</p> <p>平成15年度活動実績 ・登録ボランティア 81名 ・身近な生きもの調査（年2回） 「野鳥の調査」「帰化植物の分布調査」 ・かんきょう学習セミナー（年3回） 3回開催 ・自主テーマ調査（随時） 提出件数 10件 ・任意参加調査（随時） 多数 ・専門部会調査（希望者） 植物調査部会：登録27名、開催回数3回、主に貴重種の調査を実施し、15年度はカワラノギク等の調査を実施</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	自然環境観察員事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	湧水調査部会：登録40名、開催回数2回、豊水期と渇水期の調査を8地点で実施 ・リーダー連絡会活動 リーダー講習会2回開催、企画会議2回開催 ・15年度版相模原市自然環境観察員制度年次報告書の発行等				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	自然エネルギー等利用設備補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市環境基本計画				
歳出予算額（平成16年度）	19,900千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 未利用資源の有効利用を図るため、自然エネルギー等を利用した設備の設置者に対して、設置費の一部を助成する。</p> <p>【補助対象事業】 住宅用太陽光発電設備設置費補助（平成13年度より実施） 対象 市内に、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する人（個人に限る）。 補助額 1kWあたり45,000円 上限額225,000円（平成16年度） 補助実績 平成13年度 121件 355.57kW 26,186千円 平成14年度 110件 374.64kW 21,918千円 平成15年度 118件 385.43kW 19,029千円</p> <p>住宅用太陽熱高度利用システム設置費補助（平成15年度より実施） 対象 市内に、自ら居住する住宅に住宅用太陽熱高度利用システムを設置する人（個人に限る）。 補助額 財団法人新エネルギー財団が行う住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金交付規定により得られる補助金額の2分の1 補助実績 平成15年度 6件 286千円</p> <p>小規模雨水利用設備設置費補助 対象 市内に、自ら居住する住宅に市長が指定する小規模雨水利用設備を設置する人（個人に限る）。 補助額 本体購入価格（税込）の2分の1 上限額30,000円 補助実績 平成13年度 8件 175千円 平成14年度 14件 332千円 平成15年度 15件 374千円</p> <p>【事業費の内訳】 負担金、補助及び交付金 19,900千円 *運営費等補助金 19,900千円 ・住宅用太陽光発電設備設置補助金18,500千円 ・住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金 1,000千円 ・小規模雨水利用設備設置補助金 400千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
			<p>【参考】 ・財団法人新エネルギー財団が行う住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金交付件数 平成9年度～平成13年度実績 1件 （平成15年度専用住宅建築数128戸） （平成15年度専用住宅改築数14戸）</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	環境保全啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	環境対策課 相模原市環境基本計画	環境防災課 城山町環境保全に関する条例 城山町環境指導員規則 城山町環境保全推進協議会規則	環境課 津久井町環境基本計画	産業環境課 相模湖町環境美化推進委員設置要綱	まちづくり課
歳出予算額（平成16年度）	775千円	6,831千円	0千円	92千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の環境保全意識の持続と高揚を図るため、市の環境に関する施策の状況等を啓発・広報する。</p> <p>【内容】 環境保全キャンペーン 環境月間（6月）事業の一環として、環境の日（6月5日）前後に市内の街頭において環境配慮製品を配布し、市民の環境保全意識の高揚を図る。 （平成16年度予定：6月4日（金）午前10時30分～11時00分 相模大野駅北口ペDESTリアンデッキにて実施）</p> <p>夏休み環境教室 小学校の児童及び父母を対象に、河川に生息する生物の調査を通じて環境教育を実施し、環境保全意識の高揚を図る。</p> <p>こどもエコクラブの支援 子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」（環境省所管）の相模原市事務局として、クラブの募集、登録、情報提供、全国事務局及び県事務局との連絡調整等を実施。</p> <p>啓発用冊子等の作成 ・ 相模原市環境基本計画年次報告書 環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についてまとめた冊子。 （平成15年度作成部数：300部） ・ 小学生向け環境基本計画啓発用パンフレット 環境基本計画を小学生向けに解説したパンフレットを市立小学校4年生に配布。 （平成15年度作成部数：5,700部） ・ 環境家計簿の作成 （平成15年度作成部数：1,000部）</p> <p>廃棄物減量等推進員制度の推進 市内各自治会ごとに委嘱している廃棄物減量等推進員・協力員を活用し、地域の美化・清掃活動の推進を図る。</p>	<p>【目的】 美化指導員4名を配置し、啓発、清掃及びパトロール等を通じて美化意識の高揚を図る。 （H16年度新規） ・ 町内全域を対象とする。</p> <p>環境指導員13名を配置し、地域の環境等についての調査、指導、啓発等により美化推進を図る。 環境保全推進協議会の事業としてエコハイクを実施し、自然環境、地域の生活環境等の啓発、意識高揚を図る。</p> <p>【内容】 美化指導員報酬 4,392千円（4名） 需用費 244千円 役員費 952千円 環境指導員報酬 1,142千円（13名） 環境保全推進協議会委員報酬 101千円（8名）</p>	<p>【目的】 町環境基本計画の周知と町民の環境保全意識の高揚等を図るため環境施策や現況等について広報する。</p> <p>【内容】 環境月間等機会を捕らえ、町広報等を活用して環境に関する意識の高揚を図る。 * 平成15年度実績 ・ 町広報誌による啓発 年5回 ・ 町環境基本計画概要版の配布 全戸（約9,670世帯）</p>	<p>【目的】 地域における環境の保全、保護及び住民の快適な生活環境の維持向上を図るため、相模湖町環境美化推進委員を置く。</p> <p>【内容】 委員報償費 60千円 桂川・相模川流域協議会会議旅費 7千円 普及啓発資料代 25千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	環境月間事業開催経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市環境基本計画				
歳出予算額（平成16年度）	1,000千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 環境月間（6月）に「さがみはら環境フォーラム」を開催し、市民・事業者に対し環境保全意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 （平成16年度予定） 日時：平成16年6月6日（日） 午後1時30分～3時40分 会場：相模原市立あじさい会館ホール 定員：350人 内容：第1部 さがみはら子どもエコクラブによる活動発表会 第2部 野口健（登山家）講演会 『富士山から日本を変える』 ～地球のために 私たちが 今、できること～</p> <p>（平成15年度実績） 第1部 相模原市自然環境観察員による活動発表 第2部 イルカ（ミュージシャン）講演会 『地球はいま -わたしたちにできること-』</p> <p>（平成14年度実績） 第1部 さがみはら子どもエコクラブによる活動発表会 第2部 和泉雅子（女優）講演会 『笑ってよ北極点 -北極点遠征で見た地球・自然・人-』</p> <p>（平成13年度実績） 第1部 さがみはら子どもエコクラブによる活動発表会 第2部 森田正光（気象予報士）講演会 『テレビで言えない天気の話 -異常気象と環境破壊-』</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	環境基本計画	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市環境基本条例	相模原市環境基本条例	津久井町環境基本条例	相模湖町環境基本条例	
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>目的 市の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「相模原市環境基本条例」に基づき「相模原市環境基本計画」を策定している。この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、市民、事業者、行政が協働して積極的な取り組みを進めている。</p> <p>期間 計画期間は、平成13年度から平成22年度までとする。</p> <p>対象 暮らしに深く関わる事象から地球的規模の環境まで幅広く対象範囲としている。 自然環境（気象、水象、地象、植物、動物、自然景観、自然災害など） 生活環境（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、廃棄物など） 都市環境（産業、土地利用、交通、上下水道、公共施設など） 快適環境（公園、緑地、都市景観、史跡・文化財、文化・レクリエーション資源・施設、地域コミュニティなど） 広域環境（地球環境問題、広域連携、国際交流など） 環境学習（ライフスタイル、環境保全活動、環境情報など）</p> <p>内容 計画では、相模原市の望ましい環境象「環境共生都市 さがみはら」の実現に向けて4つの環境目標を掲げ総合的な施策の展開を図っている。 環境目標 1. 自然との共生 2. 人にやさしいまちづくり 3. 循環型社会の構築 4. 環境パートナーシップの形成 特に、平成17年度を目標に緊急性・重要性が高い施策を「重点施策」として具体的な目標を掲げ、推進している。</p>	<p>目的 町の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「城山町環境基本条例」に基づき「城山町環境基本計画」を策定している。この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、市民、事業者、行政が協働して積極的な取り組みを進めている。</p> <p>期間 計画期間は、平成14年度から21世紀半ばとし、重点施策の期間は平成22年度までとする。</p> <p>対象範囲 自然環境（気象、水象、地象、植物など） 生活環境（大気、水質、騒音、振動、悪臭、有害化学物質） 都市環境（廃棄物、公園、緑地、公共施設、交通、防災、景観、文化財） 歴史的・文化的環境（歴史的資源、文化財など） 地球環境（地球環境問題、省資源・省エネルギーサイクルなど） 環境学習・教育（生涯学習、学校教育、町民・事業者の活動、環境情報など）</p> <p>内容 計画では、城山町の望ましい環境象「自然・歴史・文化の調和した、人と環境にやさしいまち城山」の実現に向けて4つの基本目標を掲げ総合的な施策の展開を図っている。 基本目標 水とみどり豊かな自然に恵まれたまちをめざして 健やかで安心して暮らせるまちをめざして うるおいとやすらぎのあるまちをめざして すべての人が、環境を考え、行動するまちをめざして</p> <p>重点施策 1. みどりと水辺の保全、人と自然とのふれあい活動の場の確保 2. 美しいふるさと風景の保全 3. 地球にやさしいライフスタイルの確立</p>	<p>目的 町の特性に応じた環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「津久井町環境基本条例」に基づき「津久井町環境基本計画」を策定した。この計画に基づき、環境に与える負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、環境保全のための行動が一層広まるよう、町民、事業者、行政が協働して積極的な取り組みを進めている。</p> <p>期間 計画期間は、平成16年度から平成22年度までとする。</p> <p>対象 暮らしに深く関わる事象から地球的規模の環境まで幅広く対象範囲としている。 ・自然環境（農林被害、斜面被害、崩落、動物、自然景観など） ・生活環境（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、廃棄物など） ・都市環境（産業、土地利用、交通、公園、緑地、公共施設、都市景観など） ・地球環境（地球環境問題） *なお、環境教育・学習については、上記に定める環境範囲の保全及び創造を図るため、町民・事業者・行政が一体となり継続的に取り組むものとする。</p> <p>【内容】 計画では、津久井町の望ましい環境象「自然と人、くらしと文化が融和・共生するまち」の実現に向けて環境の範囲ごとに具体的な施策と推進事業を掲げ総合的な施策の展開を図っていく。 基本目標 1 自然環境 ・豊かな緑・清らかな水・自然生態系を守るまち ・豊かな自然の恵みを活かすまち 2 生活環境 ・心とからだの健康とやすらぎを感じるまち ・健康と安心から育まれる躍動感あふれるまち 3 都市環境 ・くらしにゆとりとうるおいを与えるまち ・いきいきとした活力あるくらしの発展ができるまち 4 地球環境 ・限りある環境資源を大切にすまち</p>	<p>当町では、「相模湖町環境基本条例」を設置しているが、「環境基本計画」は策定されていない。</p> <p>該当なし</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	環境基本計画	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身近な自然を守り育てる 2. 水辺環境の保全 3. 有害化学物質等への対策 4. 歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくり 5. 資源・エネルギーの効率的な使用 6. 環境行動の実践に向けて <p>進行管理</p> <p>計画を実効性あるものとするため計画の進捗状況の把握と点検を行い、継続的な進行管理を進めている。また、進行管理は、計画に掲げた重点施策を中心に環境マネジメントシステムとの整合を図りながら、進捗状況について定期的に把握するとともに、公表している。</p> <p>計画の見直しや改善は、環境審議会、環境マネジメントシステムにおける監査・審査、各主体の意見交換などを通じて、環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検している。</p>	<p>4. 環境について学び・考え・行動する仕組みづくり</p> <p>進行管理</p> <p>計画を実効性あるものとするため計画の進捗状況と点検を毎年把握し、継続的な進行管理を行っている。</p> <p>計画の進捗状況については、町環境審議会に報告している。</p>	<p>・地球環境保全への交流の輪づくりを進めるまち</p> <p>5 環境教育・学習</p> <p>・自立とパートナーシップによる環境教育・学習が支えるまち</p> <p>進行管理</p> <p>庁内の調整、連携を図るため、「推進委員会」を庁内に設置し施策や行動指針を計画的に推進する。また町民、事業者、行政の3者がお互いに協力と連携をもとに環境保全活動が行なえるよう「推進連絡会議」を創設する。</p> <p>環境施策の進捗状況や目標達成状況は推進委員会及び推進連絡会議において点検する。</p> <p>本年度は計画の推進体制等の確立を重点に取り組んでいく予定。</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	環境基本法に規定する公害防止計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	環境基本法、神奈川地域公害防止計画				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公害の未然防止に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定。</p> <p>【内容】 本市は第7次神奈川地域公害防止計画の策定地域になっており、県の照会に基づき、毎年計画の進捗状況等を報告している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	環境影響評価事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県環境影響評価条例				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 市域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して市としての意見をまとめて知事に提出する。</p>	<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 町域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して町としての意見をまとめて知事に提出する。</p>	<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 町域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して町としての意見をまとめて知事に提出する。</p>	<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 町域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して町としての意見をまとめて知事に提出する。</p>	<p>【目的】 大規模開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を住民に知らせ、事業者、住民、行政の意見を出しあい、大事な環境を保全する。</p> <p>【内容】 町域に関係する対象事業の環境影響評価実施計画書及び予測評価書案、意見・見解書などに対して町としての意見をまとめて知事に提出する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	ほたるの里づくり推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		自然コミュニオンエリア推進団体補助金交付要綱			
歳出予算額(平成16年度)		4,464千円			
歳入予算額(平成16年度)		0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>目的 「自然と会話することのできる地域」づくりを地域主体で推進するための活動団体への運営費に対する助成金</p> <p>(平成15年度実績) 自然コミュニオンエリア推進団体助成金 ・プチエコじょうほく 24千円・会員83名 ・城山ホテル研究会 20千円・会員40名 ・湘南ほたるの里を守る会24千円・会員53名</p> <p>(平成16年度事業の内訳) 自然コミュニオンエリア推進団体助成金 ・プチエコじょうほく 24千円 ・城山ホテル研究会 20千円 ・湘南ほたるの里を守る会24千円</p> <p>委託料 ふれあい水路発電施設設置工事設計監理 420千円</p> <p>工事請負費 ふれあい水路発電施設設置工事 3,976千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	城山自然の家管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		城山自然の家条例 城山自然の家施行規則			
歳出予算額（平成16年度）		347千円			
歳入予算額（平成16年度）		0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>（目的） 自然の家の施設維持監理及び城山自然の家の事業運営経費の助成金の交付</p> <p>（平成15年度実績） 案内管理非常勤職員賃金 年間30日 光熱費、浄化槽清掃手数料 浄化槽保守点検委託 城山自然の家協会助成金 90千円</p> <p>（平成16年事業内訳） 案内管理非常勤職員賃金 年間30日 光熱費、浄化槽清掃手数料 浄化槽保守点検委託 城山自然の家協会助成金 90千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課			産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>（目的） 地域の環境に大きな影響を及ぼす特殊建築物等（廃棄物処理施設等）の設置又は変更に関して必要な事項を定めることにより、秩序ある都市づくり、住みよい環境づくりを推進する。</p> <p>（内容） 特殊建築物等の設置又は変更をしようとする事業者に、関係法令等の手続きを行う前に市長と協議を求め、適正な地域への立地や公害防止、環境整備の基準を遵守する計画をすることを指導している。 また、事業計画が指針の基準を満足した時点で事業者が近隣住民等に計画の周知することを指導している。</p> <p>（実績） 相談件数 112件 事前協議終了件数 11件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	相模原の環境をよくする会負担金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課			産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	200千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>（目的）公害を未然に防止し、豊かな自然を守り、うるおいのある生活環境づくりに努め、もって快適な環境の創造に寄与することを目的に、市内の工場・事業所等により組織された「相模原の環境をよくする会」に対する運営費負担金。</p> <p>（相模原の環境をよくする会の概要） 発 足 昭和60年 会員数 129社（平成16年4月1日現在） 16年度予算 2,629,430円 15年度決算 2,521,533円</p> <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体事業 「かんきょうフェア」（市民まつり時） 「かんきょう保全街頭キャンペーン」（市との共催） ・広報委員会活動 「かんきょう四季」の発行 「かんきょう四季かわら版」の発行 ・事業委員会活動 「自然観察ウォッチング」 「かんきょうセミナー」 「魚類の放流」 ・調査委員会活動 「河川生物調査」 「ホタル教室」 「スターウォッチング」 「夏休み環境教室」 ・その他 神奈川県から賛助金として年60千円の交付を受けている。 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い				環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名				協議ランク			
20	桂川・相模川流域協議会負担金				A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町			
担当課名	環境対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課			
根拠法令等								
歳出予算額（平成16年度）	50千円	20千円	20千円	20千円	20千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。</p>	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。</p>	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、町民が参加して、流域の環境保全を目的として活動している。</p>	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。</p>	<p>【内容】 山梨県及び神奈川県をはじめとして桂川・相模川の流域の自治体、事業者、市民が参加して流域の環境保全を目的として活動している。</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	環境管理システム推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課ISO推進室	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	ISO14001規格				
歳出予算額（平成16年度）	5,477千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム認証取得及び維持に努めることにより、市民・事業者に対し、率先垂範を示すとともに一事業者として自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に努め、環境施策の推進強化を図り、地域全体での地球環境保全材策の定着に資する。</p> <p>【内容】 本庁舎・南合同庁舎・出張所・総合保健医療センター・公民館・消防本部・清掃工場等計42施設において、環境マネジメントシステムを構築し、環境目標の達成・法令規制の遵守等に取組んでいる。</p> <p>【基礎数値】</p> <p>本庁舎 職員数1778人</p> <p>環境負荷（大・A） 施設数 2 職員数 89人 （清掃工場）</p> <p>環境負荷（中・B） 施設数 1 職員数 21人 （し尿処理施設）</p> <p>環境負荷（中・C） 施設数 4 職員数 272人 （一般廃棄物最終処分場・収集事務所）</p> <p>環境負荷（小・D） 施設数 3 職員数 182人 （衛生試験所・検査センター・保健センター）</p> <p>環境負荷（小・E） 施設数 32 職員数 582人 （出張所・公民館・学校給食センター・消防署）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	環境管理システム推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【ISO情報管理システム】 情報システム課が所管する庁内イントラネットを使用したシステム。 認証範囲内組織が各取り組み結果を入力し、事務局が集計する。</p> <p>主な機能 結果入力・結果分析・報告書作成機能</p> <p>主な入力項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙使用量削減に係る毎月のコピー度数 ・電気、都市ガス使用量削減に係る毎月の使用量 ・庁内ごみの削減に係る毎月の事務室ごみ排出量 ・公共工事における環境配慮取り組み結果 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	環境指導啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、神奈川県大気汚染緊急時措置要綱 相模原市環境保全に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	7,757千円	7千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】 生活を取り巻くさまざまな公害の防止対策の推進に取り組み、市民の良好な生活環境を保持する。 【事務内容、平成15年度実績】 ・公害苦情相談に係る調査及び指導 343件 ・河川事故等対応 27件 ・野焼きパトロールの実施 50回 ・大気汚染等緊急時の措置 3件 ・指定事業所の登録・管理 登録：14件 廃止：24件 ・総合学習等への対応、HPによる情報提供 【負担金の概要】 名称：神奈川県環境保全事務連絡協議会 目的・活動：公害その他の環境保全に関する問題の検討、情報交換を行い、住民の健康保護と生活環境保全を図る。 負担金：年間 15,000円 名称：県央地区公害行政研究会 目的・活動：共通する公害問題の検討、情報交換等を行い、公害行政の進展に資する。 負担金：年間 12,000円 名称：境川・引地川水系浄化等推進協議会 目的・活動：境川、引地川、両水系の水質汚濁防止並びに浄化対策を協力を推進するとともに河川改修の促進を図り、清浄な水質を保全し、住みよい生活環境の確保を図る。 負担金：年間 42,000円 【電算システムについて】 名称：公害法令届出管理システム 概要：公害関係法令に係る各種届出について、保存・管理及び検索を行うシステム 開発費：5,040,000円（予定） 稼働開始：平成16年度中 予定 【参考】 事務担当者・班：計12名 規制指導班 苦情件数：年間約400件 指定事業所数：1,600事業所（H16.03.31）	【負担金の概要】 境川・引地川水系浄化等推進協議会負担金 名称：境川・引地川水系浄化等推進協議会 目的・活動：境川、引地川、両水系の水質汚濁防止並びに浄化対策を協力を推進するとともに河川改修の促進を図り、清浄な水質を保全し、住みよい生活環境の確保を図る。 負担金：年間 7,000円	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	環境監視測定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、悪臭防止法 悪臭防止対策に関する指導要綱、廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類汚染防止対策要綱	水質汚濁防止法			
歳出予算額（平成16年度）	39,450千円	122千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の環境の状況を的確に把握するとともに、事業所の公害防止状況を把握し、改善等の指導に役立て環境基準等の達成を促進させる。</p> <p>【調査種別】 1. 委託による環境監視測定 規制水質測定（一部自主分析） 〔予算 2,320千円〕 事業所の規制に対し実施。（42事業所） 非常時における測定〔予算 2,479千円〕 河川事故等の非常時に対し実施。 廃棄物焼却炉解体周辺環境ダイオキシン類調査〔予算1,800千円〕 廃棄物焼却炉が解体される際に実施。 自動車騒音常時監視測定〔予算額2,403千円〕 騒音、道路状況及び沿道の調査を実施し、道路に面する地域における騒音の状況を面的評価により把握。（対象：20路線29区間、5年間で実施予定） 公共用水域水質測定（一部自主分析） 〔予算6,200千円、補助見込（県計画分）700千円〕 神奈川県測定計画に定められた河川水質の調査及び市独自計画に基づく河川水質調査。 地下水質測定〔予算7,000千円、補助見込（県計画分）1,161千円〕 神奈川県測定計画に定められた地下水質の調査、市独自計画に基づく地下水質の調査及び地下水位調査。 有害大気測定〔予算額4,259千円、補助見込1,419千円〕 有害大気汚染物質のうち、環境基準の設定されている4物質を含む19物質を対象としたモニタリング調査。 環境中のダイオキシン類調査〔予算9,388千円、補助見込3,208千円〕 一般環境（大気、土壌、河川水質、河川底質、地下水質）及び焼却施設が立地する地域（大気）における環境中のダイオキシン類の調査。 非常時におけるダイオキシン類調査〔予算1,638千円〕 非常時におけるダイオキシン類の調査。</p>	<p>事業名：河川水質調査事業</p> <p>【目的】 町内河川の水質状況を年間通じて調査し、汚濁状況を把握するとともにを把握するとともに、過去の調査データと比較することにより、中小河川の水質の変化を把握し、生活環境保全の推進に努める。</p> <p>【調査内容】 委託による河川水質調査 調査項目：BOD、COD、汚濁負荷量、農薬測定 調査河川 小松川（毎年測定） 谷津川、藤木川（3年に1度測定） 調査回数：各河川毎に年4回 （平成15年度実績） 委託料 1,470千円 調査河川：小松川、谷津川、藤木川 委託調査項目：BOD、COD、汚濁負荷量、農薬測定 （平成16年度事業） 調査河川：小松川項目：BOD、COD、汚濁負荷量 調査回数：年2回</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	環境監視測定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>規制大気測定〔予算 0円、予算措置は廃棄物指導課〕 事業所の規制に対し実施。(14事業所)</p> <p>2. 自主分析による環境監視測定 環境検査センターにおける自主分析（H18廃止予定） 上記1の測定の一部、及び河川事故・苦情等に基づく緊急性を要する分析を実施。 悪臭防止対策 「物質濃度規制」（対象：22物質）及び市独自に策定した「指導要綱」により臭気の対策指導を実施。 *平成18年度を目標に「臭気指数規制」を導入予定。 酸性雨調査 県と県内6市による酸性雨共同調査実施計画に基づき、市庁舎屋上にて週単位で降水を採取し、pH及び導電率等の測定を実施。</p> <p>【特定財源について】 名称：環境監視調査等補助金（国庫） 補助率：補助基準額の1/2又は1/3</p> <p>【電算システムについて】 名称：地下環境情報システム 概要：地理情報システムを利用した地下水に関するデータを管理するシステム 総事業費：22,667,000円 稼働開始：平成12年 3月</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	常時監視測定局管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法				
歳出予算額（平成16年度）	27,586千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【常時監視測定局の目的】 市民健康に影響を及ぼす河川事故や光化学スモッグ等の状況を速やかに把握し、早急な事故防止や市民健康の保護を図るため、市内各所に設置された常時監視測定局により環境の状況を把握する。</p> <p>【対象施設】 大気汚染常時監視測定局 ・一般環境測定局（市役所測定局、相模台測定局、橋本測定局、田名測定局） 測定項目：光化学オキシダント等9項目及び 気象・自動車排出ガス測定局（上溝測定局、淵野辺十字路測定局） 測定項目：光化学オキシダント等6項目及び 騒音・交通量</p> <p>水質汚濁常時監視測定局 ・3河川（境川、鳩川、姥川） 測定項目：pH等7項目</p> <p>【保守管理について】 保守管理委託 大気測定局 [予算9,511千円] 水質測定局 [予算7,000千円]</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
			<p>【参考】 神奈川県測定計画に基づき神奈川県が実施（設置主体：神奈川県）</p> <p>【対象施設】 大気汚染常時監視測定局 県ダイオキシン類測定計画に基づき測定 ・一般環境測定局（中野測定局） ・測定項目：光化学オキシダントなど 水質汚濁常時監視測定地点 県公共用水域測定計画に基づき測定 河川：道志川（2ヶ所） 湖沼：津久井湖（3ヶ所） ・測定項目：pHなど</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	環境監視情報システム管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法				
歳出予算額（平成16年度）	12,026千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】</p> <p>市内10か所に設置された大気・水質常時監視測定局の測定値を、電話回線を利用したテレメータシステムにより、リアルタイムかつ一元的に常時監視する。</p> <p>【電算システムについて】</p> <p>名称：環境監視情報システム 稼働開始：平成15年 3月 維持費：年間 12,026,000円（7年リース） 通信費：年間 約1,200,000円（測定局管理運営費で計上）</p> <p>【導入の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間稼働の自動通報システム（夜間休日も対応）により、測定値の異常に対し迅速な対応が可能 ・測定結果の集計業務の合理化 ・HP等による情報提供業務の合理化 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	環境検査センター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	環境基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	1,912千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 公害関係法令に基づく工場からの排水等の規制分析業務、河川水等の環境分析測定業務を実施するための環境検査センターに係る施設の維持管理費（燃料費、光熱水費及び警備委託等）。</p> <p>【対象施設】 ・環境検査センター（H18.4月、保健所の衛生検査施設への統合により廃止予定） 所在地：相模原市清新6-15-13（市有地 326㎡） 建物構造：軽量鉄骨造 平屋建 付帯設備：空調機用室外機、ポンペ庫</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	公害監視設備整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	環境基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	4,565千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 工場等発生源監視や市域の環境を監視し、公害防止対策に役立てるため、監視・測定機器類を整備する。</p> <p>【機器整備対象施設】 ・ 常時監視測定局（大気・水質等 計10局） ・ 環境検査センター（H18.4 廃止予定） ・ その他測定用</p> <p>【特定財源について】 * 平成16年度改正 名 称：環境監視調査等補助金（国庫） 補助率：補助基準額の1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																															
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会																																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																															
13	合併処理浄化槽設置補助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																															
		協議ランク																																															
		A協議会 B幹事会 C専門部会																																															
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																												
環境保全課	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課																																												
根拠法令等	浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱 相模原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱	浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱 城山町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱	浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱 県合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 町合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱 町合併処理浄化槽設置促進奨励金交付要綱	浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱 相模湖町浄化槽設置補助金交付要綱	浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱 神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱 藤野町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱																																												
歳出予算額（平成16年度）	15,960千円	5,874千円	42,708千円	7,701千円	5,689千円																																												
歳入予算額（平成16年度）	5,244千円	4,298千円	4,298千円	33,171千円	4,682千円																																												
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活排水による水質汚濁負荷を低減させ、良好な公共用水域環境を保持していくため、補助対象区域に合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付し、設置を促進していく。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付に関する相談、説明 補助金交付申請書の受理 事業完成検査 国庫、県費補助金への申請等 <p>【補助対象及び補助金基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道認可区域外の場所に、自己の居住用に合併処理浄化槽を設置する者 <p>補助金額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>5人槽</td><td>600千円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>660千円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>770千円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>800千円</td></tr> <tr><td>9人槽</td><td>900千円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>1000千円</td></tr> </table> <p>【補助実績】</p> <p>13年度：24基（5人 16基、6人 1基、7人 6基、10人 1基）</p> <p>14年度：24基（5人 16基、7人 6基、10人 2基）</p> <p>15年度：16基（5人 13基、7人 2基、10人 1基）</p> <p>【補助金・交付金について】</p> <p>名称：合併処理浄化槽設置補助金 金額：上記基準額のとおり</p> <p>【特定財源について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/3 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額 <p>【参考】</p> <p>事務担当者：主1名 補助1名(全て兼務) (平成15年度未現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道整備計画面積 723.4ha 下水道整備面積 263.2ha 下水道整備率 36.4% 	5人槽	600千円	6人槽	660千円	7人槽	770千円	8人槽	800千円	9人槽	900千円	10人槽	1000千円	<p>【目的】 生活排水による水質汚濁負荷を低減させ、良好な公共用水域環境を保持していくため、補助対象区域に合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付し、設置を促進していく。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付に関する相談、説明 補助金交付申請書の受理 事業完成検査 国庫、県費補助金への申請等 <p>【補助対象及び補助金基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域の場所に、自己の居住用に合併処理浄化槽を設置する者 <p>補助金額（基準額）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>5人槽</td><td>354千円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>411千円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>411千円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>519千円</td></tr> <tr><td>9人槽</td><td>519千円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>519千円</td></tr> </table> <p>【補助実績】</p> <p>14年度：13基（5人 7基、7人 6基、10人 0基）</p> <p>15年度：21基（5人 14基、7人 7基、10人 0基）</p> <p>【補助金・交付金について】</p> <p>名称：合併処理浄化槽設置補助金 金額：上記基準額のとおり</p> <p>【特定財源について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/3 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額 <p>【参考】</p> <p>事務担当者：主1名 補助1名(全て兼務) (平成15年度未現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道整備計画面積 723.4ha 下水道整備面積 263.2ha 下水道整備率 36.4% 	5人槽	354千円	6人槽	411千円	7人槽	411千円	8人槽	519千円	9人槽	519千円	10人槽	519千円	<p>【目的】 補助対象区域内に合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することにより、設置を促進していく。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金、奨励金交付に関する相談、説明 補助金、奨励金交付申請書の受理 事業完成検査 国庫、県費補助金への申請等 <p>【補助対象及び補助金基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道許可区域外及び公共下水道の共用開始まで7年以上かかる区域に自己の居住用に合併処理浄化槽を設置するもの。 <p>補助金額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>5人槽</td><td>354千円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>411千円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>519千円</td></tr> </table> <p>*設置替については上記のほか10万円交付</p> <p>【補助実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 13年度101基（内設置替11基） 14年度101基（内設置替18基） 15年度 97基（内設置替14基） <p>（内訳：5人槽66基、7人槽26基、10人槽5基）</p> <p>【補助金・交付金について】</p> <p>名称：合併浄化槽設置補助金 金額：上記基準額のとおり 名称：合併処理浄化槽設置費奨励金 金額：一律10万円交付</p> <p>【特定財源について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の2/6以内 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：水源地域 基準額の3/6以内 金額：一般地域 基準額の2/6以内 <p>【参考】</p> <p>事務担当者：主1名 補助1名 (平成15年度未現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道整備計画面積 1,411ha 下水道整備面積 162.6ha 下水道整備率 11.5% 	5人槽	354千円	6~7人槽	411千円	8~10人槽	519千円	<p>【目的】 公共用水域の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付に関する相談、説明 補助金交付申請書の受理 事業完成検査 国庫、県費補助金の申請等 <p>【補助対象及び補助金基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道認可区域外の場所に、居住に供する建物に浄化槽を設置する者。 <p>補助金額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>5人槽</td><td>354千円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>411千円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>519千円</td></tr> </table> <p>【補助実績】</p> <p>13年度：21基（5人槽 12基 7人槽 8基 10人槽 1基）</p> <p>14年度：16基（5人槽 10基 7人槽 6基）</p> <p>15年度：16基（5人槽 8基 7人槽 7基 10人槽 1基）</p> <p>【補助金・交付金について】</p> <p>名称：浄化槽設置整備事業補助金 金額：上記基準額のとおり</p> <p>【特定財源について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/2以内（水源地域のため） <p>【参考】</p> <p>事務担当者：主1名 補1名 (平成15年度未現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道整備計画面積 545ha 下水道事業認可区域面積 221ha 下水道整備率 40.6% 	5人槽	354千円	7人槽	411千円	10人槽	519千円	<p>【目的】 公共用水域の水質汚濁を防止し、町民の生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付に関する相談、説明 補助金交付申請書の受理 事業完成検査 国庫、県費補助金の申請等 <p>【補助対象及び補助金基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道認可区域外の場所に、居住に供する建物に浄化槽を設置する者。 <p>補助金額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>5人槽</td><td>300千円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>400千円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>500千円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>550千円</td></tr> </table> <p>【補助実績】</p> <p>13年度：27基 (5人槽 8基 6~7人槽 19基)</p> <p>14年度：17基 (5人槽 7基 6~7人槽 8基 8~10人槽 2基)</p> <p>15年度：15基 (5人槽 9基 6~7人槽 4基 8~10人槽 2基)</p> <p>【特定財源について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称：浄化槽整備事業費国庫補助金 金額：基準額の1/3 名称：神奈川県合併処理浄化槽整備事業 金額：基準額の1/2以内（水源地域のため） <p>【参考】</p> <p>事務担当者：主1名 補助1名 (平成15年度未現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道整備計画面積 308ha 下水道事業認可区域面積 215ha 下水道整備率 63.9% 	5人槽	300千円	6~7人槽	400千円	8人槽	500千円	10人槽	550千円
5人槽	600千円																																																
6人槽	660千円																																																
7人槽	770千円																																																
8人槽	800千円																																																
9人槽	900千円																																																
10人槽	1000千円																																																
5人槽	354千円																																																
6人槽	411千円																																																
7人槽	411千円																																																
8人槽	519千円																																																
9人槽	519千円																																																
10人槽	519千円																																																
5人槽	354千円																																																
6~7人槽	411千円																																																
8~10人槽	519千円																																																
5人槽	354千円																																																
7人槽	411千円																																																
10人槽	519千円																																																
5人槽	300千円																																																
6~7人槽	400千円																																																
8人槽	500千円																																																
10人槽	550千円																																																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	低公害自動車普及促進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法 地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付要綱 相模原市低公害自動車市営駐車場料金割引要綱、相模原市低公害自動車購入奨励金交付要綱、相模原市エコ・ステーション設置費助成金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	2,300千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、天然ガス自動車及び電気自動車導入の促進を図る。 （平成17年度までの時限つき事業） 【事業内容】 ・啓発用パンフレット、シールの作成・配布 ・市営駐車場の利用料金に対する助成 ・電気、天然ガス自動車購入者に対する奨励金の交付 ・天然ガススタンド設置業者に対する助成金の交付 ・庁用車両への天然ガス自動車の計画的導入 【実績】（平成15年度より実施） ・市営駐車場の助成： 28台登録 ・奨励金の交付： 1台 ・天然ガススタンド助成金の交付： 1事業所 ・庁用車両への導入： 5台 【補助金・交付金について】 1. 名称：相模原市低公害自動車購入奨励金 金額：1台 10～20万円 2. 名称：相模原市エコ・ステーション設置費助成金 金額：上限100万円 【特定財源について】 1. 名称：地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金 低公害自動車導入：車両改造費相当分 啓発用パンフレット、シールの作成：経費の全て	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	大気の汚染、水質の汚濁、悪臭、土壌の汚染、騒音及び振動に係る規制及び指導事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 相模原市環境保全に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>本市では「環境指導啓発事業」に該当</p> <p>【概要】 大気汚染等の公害を防止するため、事業者に対し事業の内容を申告させるとともに、基準の遵守等を指導する。</p> <p>【業務内容】 ・公害関係法令に基づく設置・使用届出等の受理 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請の許可等 ・市条例に基づく開発行為に際する届出の受理</p> <p>【届出等件数】 ・関係法令に基づくもの 大気： 施設設置・使用届出 13件 氏名変更届出 31件 水質： 施設設置・使用届出 26件 氏名変更届出 29件 騒音： 施設設置・使用届出 9件 氏名変更届出 45件 特定建設作業実施届出 97件 振動： 施設設置・使用届出 6件 氏名変更届出 34件 特定建設作業実施届出 67件</p> <p>・県条例に基づくもの 対象施設 例：動力プレス機、せん断機、焼却炉等 指定事業所設置・変更許可申請： 45件 事業開始等届出等： 193件</p> <p>・市条例に基づくもの 建築物利用計画書の受理： 2件 開発行為に係る事前協議等： 116件</p> <p>【参考】 事務担当者：計 9名 件数（合計）：法令 357件 県条例 238件 市条例 118件</p>	<p>【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務</p> <p>【参考】 ・平成15年度届出等件数 11件 内訳 指定事業所変更許可申請： 2件 変更完了届出書： 4件 変更届出書： 3件 変更計画届出書： 1件 非常時応急措置等完了報告書： 1件</p>	<p>【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務</p> <p>【参考】 ・平成15年度届出等件数 指定事業所設置・変更許可申請： 4件 事業開始等届出等： 14件</p>	<p>【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務</p> <p>【参考】 ・平成15年度届出等件数 指定事業所変更届： 2件 地位承継届： 1件</p>	<p>【業務概要】 ・県条例に基づく指定事業所の設置申請、届出經由事務</p> <p>【参考】 ・平成15年度届出等件数 指定事業設置・変更許可申請： 4件 事業開始届等： 8件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	大気汚染等に係る苦情の処理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 相模原市環境保全に関する条例	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>本市では「環境指導啓発事業」に該当</p> <p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（基本：週2回、4人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助10名 処理件数（H15）：343件 苦情内訳：大気105件、水質15件、土壌1件、騒音113件、振動25件、悪臭84件、地盤沈下0件</p>	<p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時、2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 平成15年度処理件数：22件 内訳：騒音4件、悪臭18件（屋外燃焼行為15件/生活排水関係3件）</p>	<p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時、2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 平成15年度処理件数：23件 内訳：騒音3件、悪臭（屋外燃焼行為）20件</p>	<p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時、2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 平成15年度処理件数：25件 内訳：不法投棄：21件、騒音2件、悪臭2件</p>	<p>【概要】 生活環境に係る苦情等の発生に対し、調査等を行い解決を図る。</p> <p>【業務内容】 ・電話、窓口等による苦情等の受付 ・現地調査、事業所立ち入り（随時2人体制） ・事業者等への指導など ・苦情者への報告</p> <p>【参考】 平成15年度処理件数：2件 内訳：騒音1件、野焼き行為1件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	土砂等による盛土及び土地の埋立て並びに切土の規制事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	環境保全課 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 相模原市盛土等の規制に関する条例	都市整備課 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 城山町環境保全に関する条例	都市計画課 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 津久井町環境整備条例	都市整備課 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 相模湖町土砂等による土地の埋立て及び盛土等の規制に関する条例	まちづくり課
歳出予算額（平成16年度）	0千円	44千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	5千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全する。</p> <p>【対象】 ・区域の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1mを超え、土量が500m³を超えるもの</p> <p>【事務内容】 ・条例に基づく盛土等許可申請書等の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等行為監視パトロール（年10回程度） ・盛土等に関する相談や苦情の対応</p> <p>【許可実績】 13年度： 0件 14年度： 1件 15年度： 0件</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 対象地域 主に宅地以外（約 53.1k㎡） 盛土状土地件数（平成15年度末現在）（条例施行前のもの含む） 約 97箇所</p>	<p>【目的】 土砂等に埋め立て等（切土、盛土、埋立、堆積）について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全する。</p> <p>【対象】 ・区域の面積が500㎡を超えるもの</p> <p>【事務内容】 ・条例に基づく埋め立て等許可申請書等の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・埋め立て等行為監視パトロール（年10回程度） ・埋め立て等に関する相談や苦情の対応</p> <p>【許可実績】 13年度： 2件 14年度： 1件 15年度： 0件</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 対象地域 城山町全域（約 1.9k㎡） 埋め立て等の現在までの許可件数 36件 許可申請手数料 5000円/1件</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【対象】 500㎡以上の土地又は500m³以上の発生土による埋め立て行為若しくはたい積行為又は切土行為。</p> <p>【許可基準】 埋め立てに使用する発生土の内、公共工事の発生土を30%以上使用する。 行為後の土地利用が明らかであること。</p> <p>【事務内容】 ・条例に基づく許可申請書等の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等に関する相談や苦情の対応</p> <p>【許可実績】 許可実績なし</p> <p>【参考】 事務担当者：2名 対象地域：津久井町全域（約122K㎡）</p>	<p>【目的】 土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって良好な生活環境を保全する。</p> <p>【対象】 ・区域の面積が500㎡を超えるもの</p> <p>【事務内容】 ・条例に基づく盛土等許可申請書等の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等に関する相談や苦情の対応</p> <p>【許可実績】 13年度： 1件 14年度： 0件 15年度： 1件</p> <p>*町が管理する土地に關しての埋立について、運用指針を定めています。</p> <p>【参考】 事務担当者：3名(兼任) 対象地域 町内全域(31,591k㎡) 盛土状土地件数（平成15年度末現在）（条例施行前のもの含む） 未調査のため不明</p>	<p>【目的】 この条例は、藤野町の区域内における土砂等による土地の埋め立て、盛土行為について、必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、町民の良好な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>【対象】 ・事業区域の面積が500㎡以上の事業</p> <p>【事業内容】 ・条例に基づく盛土等許可申請書等の受理 ・許可決定通知書等の発送 ・盛土等に関する相談や苦情の対応</p> <p>【許可実績】 13年度：0件 14年度：0件 15年度：0件</p> <p>【参考】 事務担当：1名(兼任) 対象地域：町内全域（64,91K㎡）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	浄化槽の設置届出等に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	浄化槽法（第5条）				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 浄化槽法第5条に基づき設置等の届出の受理、廃止届の受理を行う</p> <p>【事務内容】 ・浄化槽の設置届や変更届の受理（建築主事への通知を伴わないもの） ・浄化槽の廃止届の受理 ・年度ごとの浄化槽の設置及び廃止基数の集計</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年間 17,000円</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 浄化槽数増減：年間約 500基減 浄化槽設置基数（平成15年度末現在） 合併処理浄化槽 3,946基 単独処理浄化槽 971基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年間 15,000円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 1,60基 単独処理浄化槽 1,050基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年額 12千円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 760基 単独処理浄化槽 6,080基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年額 12千円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 350基 単独処理浄化槽 1,768基</p>	<p>該当なし</p> <p>【負担金の概要】 名称：神奈川県合併処理浄化槽普及促進協議会 目的・活動：合併処理浄化槽の普及と維持管理の適正を図る。 負担金：年額12千円</p> <p>【参考】 浄化槽設置基数（概算） 合併処理浄化槽 543基 単独処理浄化槽 1,568基</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	浄化槽保守点検業者の登録		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	浄化槽法（第48条） 相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	128千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 浄化槽法及び相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき、市内で浄化槽の保守点検を業とする者について登録を受ける。</p> <p>【事務内容】 ・浄化槽保守点検業者登録申請書の受理 ・申請時の登録手数料の受領（手数料：1件32千円） ・申請に係る現地調査 ・登録通知の発送</p> <p>【登録実績】 13年度： 0件 14年度： 30件 15年度： 9件</p> <p>【使用料・手数料について】 名称：浄化槽保守点検業者登録手数料 金額：1件につき32,000円</p> <p>【参考】 事務担当者：主1名 補助1名 現登録業者数：41件（15年度末） 県登録業者数：115件（15年度末）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数3件（城山町）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数5件（津久井町）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数2件（相模湖町）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・県登録業者数2件（藤野町）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	緑地保全活用事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	首都圏近郊緑地保全法（木もれびの森） 都市緑地法（木もれびの森、市民緑地） ふれあいの森実施要領、市民緑地設置要領 相模原市特別保全地区奨励金交付要領 相模原市緑化条例（保存樹林・樹木） 相模原市緑地保全基金条例	城山町みどりのまちづくり基金条例			
歳出予算額（平成16年度）	39,786千円	482千円			
歳入予算額（平成16年度）	5,013千円	482千円			
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>木もれびの森づくり事業 緑地の所有者及び市民の協力により樹林地の林床整備を進め、効果的な保全・活用を図る。 ・予算額 4,755千円・対象面積 73h a（民有地約47.6h a、公有地約25.4ha）</p> <p>市民ふれあいの森づくり事業 市街地に残る良好な緑地を市民ふれあいの森として指定し、市民との協働により管理し、効果的な保全・活用を図る。 ・予算額 981千円・対象面積 5.4ha（10箇所）</p> <p>・特定財源 その他公園使用料 13千円</p> <p>特別保全地区奨励金 近郊緑地特別保全地区について、自然環境を保全するため緑地の所有者に奨励金を交付する。 ・予算額 550千円 ・対象件数 438件 ・基準日 8月1日 ・算出基準 面積1㎡につき1円（1,000円に満たない場合は1,000円とし、算出額が1,000円を超える場合の100円未満の端数は100円とする）</p> <p>保存樹林・樹木奨励金 貴重な樹林及び樹木を保全するため所有者と協定を結び奨励金を交付する。 ・予算額 33,000千円</p> <p>【参考】</p> <p>・算出基準（保存樹木）3,600円/本 164本（平成16年3月末） （保存樹林）指定年度の固定資産税及び都市計画税相当額と面積500㎡につき2,500円（500㎡を超える場合は100㎡につき500円加算） 41箇所、63,140㎡（平成16年3月末）</p> <p>・特定財源 緑地等指定事業助成金 4,500千円（財）かながわトラストみどり財団</p> <p>緑地保全基金繰出金 寄付金による緑地保全基金への繰出しを行う。 ・予算額 500千円 ・平成15年度末基金現在高 2,000,691千円 （現金190,246千円、土地1,810,445千円）</p> <p>・特定財源 緑地保全基金寄付金 500千円</p>	<p>【内容】</p> <p>みどりのまちづくり基金の運用益を緑化推進を図る事業に充てる。 保存樹林・樹木助成金 貴重な樹林及び樹木を保全するため、所有者に助成金を交付する。 ・予算額 482千円</p> <p>【参考】</p> <p>・算出基準（保存樹木）5,000円/本 57本（平成16年3月末） （保存樹林）指定年度の固定資産税及び都市計画税相当額か、又は㎡当たり10円を加算した額のいずれか高い額2箇所19,700㎡（平成16年3月末）</p> <p>・特定財源 保存樹林・樹木助成金 482千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	(財)相模原市みどりの協会補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	82,372千円				
歳入予算額(平成16年度)	3,710千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民参加による、みどりのまちづくりの推進等を目的として、緑のボランティアの育成・支援等の緑化事業を実施している(財)相模原市みどりの協会の運営費を助成する。</p> <p>【(財)相模原市みどりの協会の概要】 設立 平成4年8月 (全国都市緑化フェアの開催を機に任意団体から財団化) 目的 市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみによる都市緑化の推進を図るなど、みどり豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。 基本財産 203,293千円(うち市出資額2億円)</p> <p>【協会の主な事業】 緑化意識普及啓発事業 予算額 4,312千円 ・市の花アシサイ普及事業 アジサイ挿し木苗の無料配布 ・クレマチス普及事業 園芸講習会開催 ・花のふれあいサービス 高齢者福祉施設へ花を提供 都市緑化推進事業 予算額 10,854千円 ・花のまちづくり・みどりいっぱい運動 地域の市民緑化推進のため花の種苗を提供 ・生垣設置助成 新規生垣設置に対し補助金を交付 交付対象 5,000円/m²(上限10万円) ・フラワーロード事業 横浜水道道にコスモス、チューリップを市民団体と植栽 ・オープンガーデン事業 ガーデニング講習会開催</p> <p>【協会の組織】 事務局 8人 ・事務局長1、業務係長1、副主任1、主任2 (以上市派遣職員)、事務員3 役員 33人 ・理事14、監事2、評議員17</p> <p>【特定財源】みどりのまちづくり基金運用収入 3,710千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	緑地等維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	社会教育課
根拠法令等	森林病虫害等防除法（松くい虫） 相模原市緑化条例施行規則（保存樹林）	城山町町民の森散策施設条例 城山町都市公園条例			
歳出予算額（平成16年度）	82,651千円	17,243千円			45千円
歳入予算額（平成16年度）	448千円	1,616千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原近郊緑地特別保全地区等の緑地及び相模川沿岸施設等の維持管理に要する経費</p> <p>【主な経費】 施設賠償責任保険料 166千円 保証内容 対人・・・1名1億円、1事故5億円 対物・・・1事故300万円 （保存樹林・樹木は5,000万円）</p> <p>施設の維持管理に要する委託料 62,671千円 高木枝払、枯損木処理、下草刈、剪定枝チップ敷き均し、トイレ清掃等</p> <p>不法投棄物処分等に要する委託料 5,795千円</p> <p>病虫害薬剤散布委託料 1,504千円 緑地等の市有地に発生する病虫害駆除</p> <p>松くい虫防除等による委託料 3,130千円 【特定財源】 448千円 県補助金 森林病虫害防除対策費補助金 補助率 1/2</p> <p>保存樹林看板設置委託料 45千円</p>	<p>【内容】 ○町民の森散策施設 恵まれた自然環境を生かし、町民が森林に対する理解を深め、併せて自然に親しみながら健康の維持促進を図るための施設として、川尻地区（城山湖周辺）に町民の森散策施設を設置し、樹林地の保全及び活用を図る。</p> <p>【主な経費】 ・非常勤賃金（4名）5,125千円 施設内の維持管理業務 ・施設の維持管理に要する委託料 4,484千円 草刈、定置配管施設等の保守点検 ・施設の維持補修に要する工事費 4,200千円 休憩施設等の補修工事</p> <p>・対象面積 5ha・施設面積1.6ha (民有地約1ha、公有地約4ha)</p> <p>○緑地広場維持管理事業 地区計画における保存緑地及び開発等の際に町に寄付された用地に係る維持管理経費</p> <p>【主な経費】 ・除草、樹木剪定等に要する委託料 3,434千円</p> <p>【特定財源】 緊急雇用創出対策市町村補助金 1,616千円 補助率10/10</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 *類似事業 地区計画における保存緑地及び緑地協定等の際に町に寄付された用地に係る維持管理経費</p> <p>【主な経費】 除草、除間伐に要する委託料 2,468千円</p>	<p>該当なし</p>	<p>【事業名】 ギフチョウ棲息地管理人賃金</p> <p>【目的】 県天然記念物のギフチョウの棲息地の環境整備で主に下刈りのための人夫賃金</p> <p>【資金】 15,000円×3人=45,000円</p> <p>下草の繁茂する8月を中心に作業をしている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	緑地等整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	7,041千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 横山丘陵緑地から道保川緑地の一部において、自然環境に配慮した散策路等を整備し、みどりのネットワーク化の推進を図る。</p> <p>【内容】 横山丘陵緑地 ・日金沢下地区 ・陽光台地区 道保川緑地 ・袋沢地区</p>	<p>該当なし 指定箇所 若葉台南斜面緑地 約6.0ha</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 *類似事業 地域住民により、自然環境を活用した散策路、小公園の整備を図っている。 金丸緑地 ・根小屋地区 6.1ha 平成16年度町予算では、金丸緑地も含めた除間 伐等経費として2,468千円を計上している。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	緑地保全用地購入事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	都市整備課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	都市緑地法 首都圏近郊緑地保全法	都市緑地法			
歳出予算額（平成16年度）	553,180千円				
歳入予算額（平成16年度）	490,010千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 特別緑地保全地区内で都市緑地法の規定に基づく土地買入申出がなされた緑地を対象に国庫補助制度を活用して取得する。</p> <p>近郊緑地特別保全地区 相模原近郊緑地特別保全地区 73ha 相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区 104ha 特別緑地保全地区 下九沢内出特別緑地保全地区 3.9ha</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 303,700千円 古都及び緑地保全事業費総合補助 補助率 ・ 近郊緑地特別保全地区5.5/10 ・ 特別緑地保全地区1/3</p> <p>市債 186,300千円 ・ 一般単独事業債（充当率75%） 平成16年度から一般公共事業債（充当率90%）に振替えられたため補正予定</p> <p>【中核市事務】 近郊緑地特別保全地区の土地買入れ</p>	<p>該当なし ○特別緑地保全地区 若葉台南側斜面特別緑地保全地区 面積 約 6ha、土地所有者 城山町</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	相模川等保全活用事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			津久井町中道志川トラスト基金条例		
歳出予算額（平成16年度）	3,435千円		3,616千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		3,400千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川散策路及び相模川沿岸施設等の保全活用に関わる経費</p> <p>相模川沿岸施設等活用事業 市民との協働により、花と芝生の広場をはじめとする相模川沿岸施設等の保全・活用を図る。 予算額 1,331千円</p> <p>川のボランティア育成事業 相模川の保全・活用に取り組むボランティアを育成するために養成講座を開催する。 予算額 420千円</p> <p>相模川を愛する会補助金 相模川の愛護思想の普及・啓発を目的とした「相模川を愛する会」に助成する。 予算額 1,684千円（運営費補助金） 相模川を愛する会の概要 発 足 昭和57年11月27日 会員数 58団体30個人 主な事業 ・相模川愛護指導員の配置 ・相模川クリーン作戦（年2回） ・釣りに親しむつどい ・サマースクール ・相模川絵画コンテスト・入選作品展示会 ・会報発行</p>	該当なし	<p>【目的】 津久井町中道志川トラスト基金 津久井町中道志川の清流を守る川のトラスト運動を展開し、水質保全及び河川美化を図るため。 串川河川敷等を活用した小公園維持 地域住民が河川管理者等から河川敷等を無償で借用し小公園として整備活用する。 津久井湖回遊庭園構想推進事業 津久井湖及び周辺地域の魅力づくりを図る。</p> <p>【内容】 水源を守る中道志川トラスト運動に対する中道志川トラスト基金の活用 中道志川トラスト基金積立金 予算額 1,500千円（積立金）</p> <p>流域での中道志川トラスト協会の活動の支援 中道志川トラスト協会補助金（基金から協会補助金の支出） 予算額 2,000千円</p> <p>中道志川トラスト協会の行う主な活動 ・稚鮎の放流（川のみがえり） ・河川美化活動 ・川とのふれあい企画</p> <p>串川河川敷等を活用した小公園維持 予算額 1公園円当100千円（報償費） ・関・川音公園 ・長竹白山公園 津久井湖回遊庭園構想推進事業 予算化なし</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	みどりの基本計画及び相模川計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	都市整備課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	都市緑地法	都市緑地法	都市緑地法		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>みどりの基本計画 平成9年3月 さがみはら みどりの基本計画策定 計画目標年次は平成27年</p> <p>【緑地の将来目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の確保目標水準 平成27年 約2,000h a 対象とする緑地とは都市公園、広場、樹林地、河川緑地を対象としている 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 都市公園 平成27年 7.6㎡/人 都市公園等 平成27年 15.5㎡/人 都市公園等とは都市公園に広場、河川緑地を加えたもの <p>相模川計画 相模川の将来像 「水と緑と太陽の相模川」 昭和57年3月 相模川計画策定 平成5年3月 第2次基本計画策定 平成13年3月 第2次基本計画改定 計画目標年次は平成22年 策定範囲 原則として相模川から相模川段丘の斜面緑地まで</p>	<p>みどりの基本計画 平成8年3月 城山町緑の基本計画策定 計画目標年次は平成27年</p> <p>【緑地の将来目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の確保目標水準 平成27年 約739h a 対象とする緑地とは都市公園、広場、樹林地、河川緑地を対象としている 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 都市公園 平成27年 21.8㎡/人 都市公園等 平成27年 113.5㎡/人 都市公園等とは都市公園に広場、河川緑地を加えたもの <p>相模川みどりと安らぎの拠点整備構想 相模川の小倉、葉山島、対岸の相模原市を取り込んだ地区における相模川の活用及び保全を目的とした整備構想である。 平成6年3月 みどりと安らぎの拠点整備構想調査 報告書策定 計画目標年次は平成37年</p>	<p>緑の基本計画 平成11年3月 津久井町緑の基本計画策定 *計画目標年次は平成27年</p> <p>【緑地の確保目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の確保目標量 平成27年 約3,564h a 市街地面積に対する割合 183h a 都市計画区域面積に対する割合 3,378h a 都市公園等の整備目標 都市公園 平成27年 33.4㎡/人 都市公園等 平成27年 44.1㎡/人 	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	みどりのまちづくり基金及び緑地保全基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	財務課・施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原しみどりのまちづくり基金条例 相模原市緑地保全基金条例	城山町みどりのまちづくり基金条例			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>みどりのまちづくり基金</p> <p>【目的】 市民等からの寄付を積み立て、その運用益を緑化推進を図る事業に充てる。</p> <p>【基金種別】 資金積立基金</p> <p>【収益】 緑化推進事業に要する費用に充当し、剰余は基金に編入 平成15年度末基金現在高 676,052千円 内訳 有価証券等 平成15年度寄付 37件 1,628千円</p> <p>緑地保全基金</p> <p>【目的】 市内に残された貴重な緑地を円滑に取得し、将来にわたって保全する。</p> <p>【基金種別】 定額資金運用基金</p> <p>【収益】 一般会計予算で整理 平成15年度末基金現在高 2,000,691千円 内訳 現金等 190,246千円 土地 1,810,445千円 平成15年度寄付 6件 405千円</p>	<p>みどりのまちづくり基金</p> <p>【目的】 町民等からの寄付、または予算で定める額を積み立て、その運用益を緑化推進を図る事業に充てる。</p> <p>【基金種別】 資金積立基金</p> <p>【収益】 緑化推進事業に要する費用に充当し、剰余は基金に編入 平成15年度末基金現在高 60,925千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 *類似事業 コミュニティと緑の環境づくり基金</p> <p>【目的】 目標額を1億円に設定し積立、基金原資も使用しコミュニティ及び緑化関連施策を図る事業に活用する。（当初は運用益だけを活用していた）</p> <p>平成15年度末基金現在高 95,279千円 ・基金活用対象要綱等 コミュニティと緑の環境づくり愛護会実施活動奨励金交付要綱 広場整備費補助金交付要綱 不法投棄防護資材支給要綱 生け垣設置費補助金交付要綱 その他、コミュニティと緑の環境づくり基金事業計画に基づく事業</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	首都圏近郊緑地保全法 都市緑地法	都市緑地法			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>近郊緑地保全区域内の行為の届出事務</p> <p>【内容】 区域内での建築物の新築、木竹の伐採等の行為をしようとする者の届出</p> <p>【事務手順】 行為地が区域内に位置しているか確認 届出に必要な書類を渡す 届出書の提出後、現地調査 調査報告書作成（必要に応じて助言・勧告） 届出に対する受理書を交付（助言等あれば明記）</p> <p>特別緑地保全地区内の行為の許可申請</p> <p>【内容】 地区内での建築物での新築、木竹の伐採等の行為をしようとする者の許可</p> <p>【事務手順】 行為地が地区内に位置しているか確認 許可申請に必要な書類を渡す 許可申請書の提出後、審査 許可証（不許可通知書）の交付（通知） 不許可とした場合の買入れ申出書の受付 受理書の送付（買入れが必要な場合） 国庫補助申請 土地売買契約締結</p>	<p>特別緑地保全地区内の行為の許可申請</p> <p>【内容】 地区内での建築物での新築、木竹の伐採等の行為をしようとする者の許可</p> <p>【事務手順】 行為地が地区内に位置しているか確認 許可申請に必要な書類を渡す 許可申請書の提出後、審査 許可証（不許可通知書）の交付（通知）</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	相模原市森林整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法	森林法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「相模原市森林整備計画」が平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本市森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・市有地を含む） A=307ha ・市街化調整区域以内にある森林（0.3ha以上の面積を持つ立木地） ・緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区含む）内、近郊緑地保全区域内の森林 ・保安林 	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「城山町森林整備計画」が平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・市有地を含む） A=802ha ・市街化調整区域以内にある森林（0.3ha以上の面積を持つ立木地） ・砂防法による砂防指定地に係る森林 ・保安林 	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「津久井町森林整備計画」が平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・町有地を含む） A=9,316ha ・保安林 	<p>【内容】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「相模湖町森林整備計画」が平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・町有地を含む） A=2,261.5ha ・保安林 	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「藤野町森林整備計画」が平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <p>【計画期間】 平成15年度から平成24年度まで</p> <p>【対象となる森林】 計画対象民有林（県・町有地を含む） 5,082ha</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	神奈川県地域森林計画対象森林における届出事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課 森林法	経済課 森林法	産業経済課 森林法	産業環境課 森林法	まちづくり課 森林法
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため県央地区農政事務所に参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成15年度実績 1件</p>	<p>【内容】 森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地区行政センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成15年度実績 1件</p>	<p>【内容】 森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地区行政センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成15年度実績 1件</p>	<p>【内容】 森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地区行政センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成15年度実績 2件</p>	<p>【内容】 森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地区行政センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成15年度実績 6件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	松くい虫の防除		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	森林病虫害等防除法	森林病虫害等防除法			
歳出予算額(平成16年度)	3,130千円	221千円		50千円	
歳入予算額(平成16年度)	448千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 森林病虫害防除法に基づき、県が指定した区域の松くい虫被害対策を行う。</p> <p>【内容】 松くい虫被害調査委託 松くい虫被害木(8割以上の赤枯木)の所在、幹周等を現地調査し、防除の基礎資料とする。 予算額 550千円 対象区域 11ha</p> <p>松くい虫防除委託 特別伐倒駆除・・・被害木を伐倒後、搬出・破砕処理 予算額 896千円 対象区域 11ha</p> <p>【特定財源】 県補助金 補助率1/2 448千円</p> <p>松くい虫被害予防委託 松くい虫被害を予防するため、市が管理する緑地の松を対象に薬剤注入を実施する。 予算額 1,684千円</p> <p>予算額は11「緑地等維持管理事業」と重複</p>	<p>【目的】 景勝地である相模川沿い小倉橋周辺の黒松の保全を行うため地元の管理会と協力し、松くい虫被害防除のための薬剤注射を行う。</p> <p>【内容】 松くい虫防除薬剤注入委託 【町補助金】 総事業費の2/3以内</p>	該当なし	<p>【目的】 森林病虫害等防除法の区域外であるがまとまっているお寺の境内に2ヶ所に2年に1度実施する。</p> <p>【内容】 ・松くい虫防除薬剤注入委託 ・事業費 50千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年 (申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成15年度実施状況) 飼養のための鳥獣捕獲許可 1件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 11件 鳥獣飼養登録 2件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年 (申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成15年度実施状況) 飼養のための鳥獣捕獲許可 0件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 7件 鳥獣飼養登録 0件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年 (申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成15年度実施状況) 飼養のための鳥獣捕獲許可 0件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 13件 鳥獣飼養登録 0件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年 (申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成15年度実施状況) 鳥獣飼養の登録 3件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 19件</p>	<p>【目的】 野生鳥獣の違法な捕獲を未然に防ぐため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録を行なう。</p> <p>【事業内容】 飼養のための鳥獣捕獲許可 ・愛がん飼養のための捕獲許可 鳥獣の種類 メジロ・ホオジロに限る。 許可対象者 一定の許可要件を満たす者 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 ・有害鳥獣捕獲、学術研究及び傷病鳥獣の保護のための捕獲許可 鳥獣の種類 鳥類25種、獣類13種 (県から権限移譲されたもの) 鳥獣飼養の登録 ・許可対象鳥獣 法第9条第1項の規定により捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣を除く) ・飼養登録期間 許可の日から1年 (申請により更新可)</p> <p>【参考】 (平成15年度実施状況) 飼養のための鳥獣捕獲許可 0件 飼養のため以外の鳥獣捕獲許可 5件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	相模原市相模川ふれあい科学館の管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立相模川ふれあい科学館条例				
歳出予算額(平成16年度)	103,861千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 相模川ふれあい科学館の施設管理運営経費</p> <p>【相模川ふれあい科学館の概要】 所在地 相模原市田名91番地2 館種 科学館(公的科学館) 設立 昭和62年11月15日 敷地面積 15,217㎡ 建築面積 1,594㎡ 開館時間 午前9時30分～午後4時30分 (夏休み期間は開館時間を延長) 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29～1/3) 入館料 大人300円(団体240円) 小・中学生100円(団体80円) 団体は20名以上 無料・・・小学校入学前の幼児 障害者とその介護者 65歳以上の人 ひとり親家庭等の家族</p> <p>【委託先】 (財)相模原市都市整備公社</p> <p>【特定財源】 諸収入 自動販売機光熱水費実費負担金 13千円</p> <p>【利用料金制度】 平成15年度より利用料金制度を導入</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	自然保護奨励金の委託事務に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱
歳出予算額（平成16年度）	150千円	40千円	260千円	241千円	359千円
歳入予算額（平成16年度）	150千円	40千円	260千円	240千円	350千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部長政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>特に事業立てはせず、歳入は一般事務費に充当している。</p> <p>平成15年度実績 201件 特定財源 県委託金 150千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部長政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>特に事業立てはせず、歳入は一般事務費に充当している。</p> <p>平成15年度実績 34件 特定財源 県委託金 40千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部長政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>平成15年度実績 459件 特定財源 県委託金 260千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部長政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>歳入は一般事務費に充当している。</p> <p>平成15年度実績 415件 県委託金 240千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部長政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>平成15年度実績 805件 特定財源 県委託金 350千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	林地開発に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法	森林法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成15年度照会実績0件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成15年度照会実績0件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成15年度照会実績 0件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成15年度照会実績 0件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成15年度照会実績 0件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	岩石採取に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		採石法		採石法	採石法
歳出予算額（平成16年度）		0千円		0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）		0千円		0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。 平成15年度照会実績0件	該当なし	採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。 平成15年度照会実績0件	採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答する。 平成15年度照会実績 0件

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	治山・治水事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）			0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）			0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【内容】 地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。 県において事業実施が確定した際に、必要に応じ分筆登記や地権者等から承諾書等を得る。	【内容】 地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。 また、県において事業実施が確定した際には、地域住民への説明会を開催したり、必要に応じて地権者等から承諾書等を得る。	【内容】 地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	保安林に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			森林法		
歳出予算額（平成16年度）			0千円		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【内容】</p> <p>治山・治水事業により実施される箇所を必要に応じ分筆登記や地権者等から承諾書を得る。</p> <p>【平成15年度実績】 2件</p> <p>治山・治水に関する保安林事務であり一般的な保安林事務はなし。</p>	該当なし	<p>【内容】</p> <p>治山・治水事業により実施される付近を必要に応じて保安林指定する場合は、森林所有者から承諾書を得る。</p> <p>治山・治水事業は、あくまでも保安林が対象である。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	水源の森林づくり事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			神奈川県協力協約推進事業実施要綱 神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱	神奈川県協力協約推進事業実施要綱 神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱	神奈川県協力協約推進事業実施要綱 神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)			29,496千円	5,013千円	14,931千円
歳入予算額(平成16年度)			29,496千円	5,011千円	14,931千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備を行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援を行う。</p> <p>【事業の概要】 ・事業区域 県内の河川の源流域やダムの上流域(森林法第5条第1項に規定する地域森林計画対象森林・森林所有者が県、市町村及び森林開発公団以外の森林) ・協約内容 水源林として適正な森林づくりの推進一施行地あたり、2ha以上の皆伐の禁止補助事業実施後5年以内の転用及び皆伐の禁止 ・契約期間 主伐が完了するまで</p> <p>【補助率】 ・森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10以内の額 ・協力協約締結に伴う事務経費 契約面積1ha当たり12,000円(定額) ・協力協約推進事業標準単価及び指導監督費率については、毎年度県知事が定める</p> <p>【平成16年度見込】 ・県からの補助金歳入 29,496千円 ・協力協約推進事業補助金 28,001千円 ・需要費 1,495千円</p> <p>【参考】 ・平成15年度実績 県からの補助金歳入 28,696千円 協力協約推進事業補助金 26,936千円 需要費 1,760千円</p>	<p>【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備を行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援を行う。</p> <p>【事業の概要】 ・事業区域 県内の河川の源流域やダムの上流域(森林法第5条第1項に規定する地域森林計画対象森林・森林所有者が県、市町村及び森林開発公団以外の森林) ・協約内容 水源林として適正な森林づくりの推進一施行地あたり、2ha以上の皆伐の禁止補助事業実施後5年以内の転用及び皆伐の禁止 ・契約期間 主伐が完了するまで</p> <p>【補助率】 ・森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10以内の額 ・協力協約締結に伴う事務経費 契約面積1ha当たり12,000円(定額) ・協力協約推進事業標準単価及び指導監督費率については、毎年度県知事が定める</p> <p>【平成16年度見込】 ・県からの補助金歳入 5,011千円 ・協力協約推進事業補助金 4,739千円 ・事務費 274千円</p> <p>【参考】 ・平成15年度実績 県からの補助金歳入 7,105千円 協力協約推進事業補助金 6,662千円 事務費 443千円</p>	<p>【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備を行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援を行う。</p> <p>【対象林】 スギ・ヒノキ人工林</p> <p>【対象年輪】 人工林/11年以上</p> <p>【対象規模】 原則1団地 0.1ha以上</p> <p>【補助・対価】 ・造林補助事業の補助の上乗せ ・造林補助対象外に対する補助 ・作業路整備の補助 ・森林機能回復への補助</p> <p>【補助率】 森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10以内の額 協力協約締結に伴う事務費は、契約面積1あたり12,000円 標準単価及び指導監督費率は、毎年度県知事が定める。</p> <p>【平成16年度見込】 県からの補助金 14,931千円 森林整備 B 154千円 森林整備 C 11,948千円 管理道路 2,407千円 協力協約 422千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	猟区事務に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	環境防災課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		神奈川県第9次鳥獣保護事業計画 神奈川県銃猟禁止区域指定等事務取扱要綱	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 津久井町鳥屋猟区入猟承認料徴収条例	神奈川県第9次鳥獣保護事業計画 神奈川県銃猟禁止区域指定等事務取扱要綱	神奈川県第9次鳥獣保護事業計画 神奈川県銃猟禁止区域指定等事務取扱要綱
歳出予算額（平成16年度）		0千円	3,231千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）		0千円	3,231千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【内容】</p> <p>神奈川県から銃猟禁止区域指定及び再指定、拡張等の照会に基づいて、町は関係機関の意見をまとめ、県に回答を提出するものであり事業立ではありません。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、規定を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域における狩猟の管理について県知事の許可を受ける。 ・ 猟区設定数 1箇所（津久井町鳥屋猟区） ・ 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで ・ 維持管理 津久井町鳥屋鳥獣保護協会へ委託（毎年契約） <p>【平成16年度見込】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入猟承認料 3,218千円 ・ 猟区巡視員報酬 608千円 ・ 猟区委託料 1,890千円 ・ 需用費等 720千円 <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】</p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入猟承認料 3,276千円 ・ 猟区巡視員報酬 627千円 ・ 猟区委託料 2,153千円 ・ 需用費等 496千円 	<p>【内容】</p> <p>神奈川県から銃猟禁止区域指定及び再指定、拡張等の照会に基づいて、町は関係機関の意見をまとめ、県に回答を提出するものであり事業立ではありません。</p>	<p>【内容】</p> <p>神奈川県から銃猟禁止区域指定及び再指定、拡張等の照会に基づいて、町は関係機関の意見をまとめ、県に回答を提出するものであり事業立ではありません。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	自然公園法に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			神奈川県立自然公園条例 事務処理の特例に関する条例	神奈川県立自然公園条例 事務処理の特例に関する条例	神奈川県立自然公園条例 事務処理の特例に関する条例
歳出予算額（平成16年度）			0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）			0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物、新築等行為を行う場合の許可及び届出の受理について事務処理の特例に関する条例で県より委譲されたものについて行っている。 *平成15年度受付事務件数 3件	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物新築等行為を行なう場合の許可及び届出の受理について、事務処理の特例に関する条例で県より移譲されたものについて行っている。 *平成15年度受付事務件数 1件	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物新築等行為を行なう場合の許可及び届出の受理について、事務処理の特例に関する条例で県より移譲されたものについて行っている。 *平成15年度受付事務件数 0件

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	コミュニティと緑の愛護会団体奨励金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			コミュニティと緑の環境づくり愛護会実施活動奨励金交付要綱 コミュニティと緑の環境づくり基金事業計画		
歳出予算額（平成16年度）			800千円		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	コミュニティと緑の環境づくり基金 【目的】 緑との関わりを通じて地域コミュニティの醸成を図る。 【内容】 公園等の緑化の推進及び緑地の保全活動を実施する団体に奨励金を交付する。 ・平成15年度実施団体 19団体 ・平成15年度奨励金交付総額 811千円 *1団体奨励金交付限度額 10万円	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	生垣設置費補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		城山町みどりのまちづくり基金条例			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	150千円	90千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	150千円	90千円		
【事務事業の内容】	(財)相模原市みどりの協会が実施している。 【補助要件】 新規生垣設置に対し補助金を交付 5,000円/m・上限10万円	【内容】 みどりのまちづくり基金の運用益を緑化推進を図る事業に充てる。 【補助要件】 新規生垣設置に対し補助金を交付する。 1,500円/m・上限10万円	コミュニティと緑の環境づくり基金 【目的】 都市計画法に基づく地区計画の区域及び住民間の協定等をした区域において生け垣を設置する経費に対し補助金を交付する。 【補助要件】 戸建住宅(含兼用住宅)の新規生け垣設置に対し補助金を交付 ・3000円/m、48千円限度 ・公道に5m以上接するものであること。 ・樹木の高さは90cm以上であること。 ・樹木の本数は延長1mにつき2本以上。	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	町有林管理審議会に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	財務課	産業経済課	総務課	総務課
根拠法令等				相模湖町町有林管理審議会条例	
歳出予算額（平成16年度）				841千円	
歳入予算額（平成16年度）				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>審議会の所掌事項 町有林の管理に関する事項の調査及び審議 町有林の処分に関する事項の調査及び審議</p> <p>組織 委員8名（会長、副会長各1）で構成。 委員は議会の同意を得て町長が任命する。 ただし、町に財産を帰属させた旧財産区の各地域毎に同数の委員を任命しなければならない。</p> <p>任期 4年</p> <p>報酬 会長 年額120,000円 委員（副会長含む）103,000円</p> <p>現状 町有林と民有林の境界設定の立会い、 町有林施行計画の確認 直営による施業（下草刈など）の応援 などが主な活動内容である。 年間の実働は10日程度</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	公園の管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	施設管理課	環境課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市都市公園条例	城山町都市公園条例	津久井町都市公園条例	相模湖町都市公園条例	
歳出予算額(平成16年度)	794,351千円	31,049千円	8,544千円	81千円	
歳入予算額(平成16年度)	44,713千円	0千円	168千円	144千円	
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>市立公園の概要（H15年度未供用済）</p> <p>街区公園 402公園</p> <p>近隣公園 9公園</p> <p>地区公園 1公園</p> <p>総合公園 2公園</p> <p>運動公園 2公園</p> <p>特殊公園 4公園</p> <p>都市緑地 8公園</p> <p>緑道 5公園</p> <p>広場公園 1公園</p> <p>合計 434公園</p> <p>他に奥立公園（総合公園）1公園</p> <p>管理委託公園（H16 422,342千円）</p> <p>公園名/委託料 委託先</p> <p>相模原麻溝公園（財）相模原市みどりの協会 221,592千円</p> <p>道保川公園 " 13,884千円</p> <p>相模原北公園 " 44,490千円</p> <p>相模大野中央公園 " 35,320千円</p> <p>鹿沼公園（財）相模原市都市整備 23,986千円 公社</p> <p>相模台公園 " 9,945千円</p> <p>横山公園 " 42,617千円</p> <p>淵野辺公園 " 30,508千円</p> <p>街美化公園アダプト経費(H16 13,282千円)</p> <p>自治会へ除草・清掃を委託（H15実施数360公園）</p> <p>算出基準： 19,000円 + 1,500 × (面積 - 0.01ha) × 100</p> <p>その他公園管理・維持補修（358,727千円）</p> <p>【補助金】</p> <p>緊急雇用創出対策市町村補助金 31,089千円</p> <p>補助率10/10</p> <p>【使用料】</p> <p>相模原麻溝公園が二乗馬利用料 8,795千円</p> <p>公園用地許可使用料 2,915千円</p> <p>公園自販機光熱水費実費負担金 1,908千円</p> <p>その他 6千円</p>	<p>【内容】</p> <p>公園の概要（H15年度未供用済）</p> <p>街区公園 24公園</p> <p>近隣公園 1公園</p> <p>総合公園 1公園（一部暫定供用）</p> <p>・街区公園、近隣公園、については、施設管理課にて除草・清掃・ゴミ回収等を業者（シルバー事業団）に委託している。</p> <p>12,369千円</p> <p>・その他、剪定、修繕等を業者に個別に委託している。</p> <p>12,480千円</p> <p>・総合公園（中央公園公園エリア）については、平成6年1月に都市計画決定がされ、総合公園として整備を予定していたが、当時、一部地権者に反対者がおり整備に着手できない状況であった。現在は、財政的に整備できない状況であるため、当面は、自然林を保全、活用する方向で、一部供用開始を行い維持管理を行っている。</p> <p>全体面積 10.1ha内借地面積 3.5ha (民有地 7ha 公有地 3ha)</p> <p>土地借地料 4,200千円</p> <p>維持管理に要する委託料 2,000千円</p>	<p>【内容】</p> <p>公園の概要</p> <p>・総合公園 1公園（平成16年度からの維持管理については一部を除いて教育委員会、</p> <p>・その他の公園 6公園（除草等については、愛護会にお願している）</p> <p>*平成15年度愛護会奨励金交付額 6公園合計 263千円</p> <p>【使用料】</p> <p>公園自販機光熱水費実費負担分 168千円</p>	<p>【内容】</p> <p>公園の概要（H15年度未供用済）</p> <p>総合公園 1公園</p> <p>公園の管理は、教育委員会に委託している。</p> <p>その他の公園においては、都市整備課にて維持管理費を予算計上している。(81千円)</p> <p>【使用料】</p> <p>公園自販機光熱水費実費負担分 144千円</p>	<p>該当なし</p> <p>町立の公園なし</p> <p>その他の公園（5公園）は地域管理</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	霊園管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	市営霊園条例				
歳出予算額（平成16年度）	61,696千円				
歳入予算額（平成16年度）	27,671千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>峰山霊園は市都市整備公社に管理運営を委託している。柴胡が原霊園においては、公園課にて管理運営を行っている。</p> <p>峰山霊園（56,542千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園課分（2,761千円） 需要費（2,180千円） パンフレット、墓所使用許可証等の印刷製本費 役務費（298千円） 管理料の振込手数料等 委託費（253千円） 納付書発付に係る事務作業委託等 使用料及び賃借料（30千円） ・市都市整備公社委託分（53,781千円） 人件費（14,190千円） 物件費（37,030千円） 樹木・芝生管理業務、清掃業務、整備業務、光熱水費等 消費税（2,561千円） <p>柴胡が原霊園（5,154千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要費（83千円） 光熱水費 委託料（2,257千円） 除草清掃・剪定委託等 工事請負費（2,814千円） 施設改修工事 <p>【施設管理料】（年額）</p> <p>峰山霊園（5,586基）</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通墓所4㎡（1,776基）6,500円 普通墓所2.5㎡（232基）4,500円 芝生墓所4㎡（3,023基）6,500円 芝生墓所2.5㎡（389基）4,500円 墓石付芝生墓所2.5㎡（166基）4,500円 <p>上記はH16.12月からの改定料金。但し、既使用者はH17.4月から適用。</p> <p>柴胡が原霊園</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通墓所（737基）3.1～19.8㎡ 1㎡につき500円 <p>ただし、両霊園において、承継等により、市外在住者が使用者となった場合には、上記の管理料がH17は2割増し、H18は5割増しとなる。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	公園整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	都市整備課	環境課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	504,320千円				900千円
歳入予算額（平成16年度）	424,000千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>新世紀さがみはらプランに基づき、公園の整備を推進している。</p> <p>魅力ある公園づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりとふれあいや休養・散策の場となる個性的で魅了ある公園の整備 ・貴重な遺跡やかけがえのない自然環境等を保全するため、歴史公園や風致公園など地域の特性を生かした公園の整備 <p>身近な生活圏のみどり・公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気軽に自然に親しめる身近な公園の整備を進め、うるおいのある生活空間の形成 ・自然とのふれあいや憩いの場、さらには防災上の貴重な空間として、公園、広場、緑地等のオープンスペースの確保 <p>【整備内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原麻溝公園整備事業（H16 397,331千円） H16～23以降の計画において第1、2競技場、野球場、ジョギングコース等の整備を行う。 ・大野中方面地区公園整備事業（H16 6,386千円） H21までの計画の中で、多目的グラウンド、広場、斜面緑地、管理事務所等の整備を行う。 ・小山公園整備事業（H16 78,102千円） H18までの計画の中で、多目的グラウンド、ニュースポーツゾーン等の整備を行う。 ・街区公園整備事業（H16 17,708千円） H16 5公園整備予定 ・街区公園再整備事業（H16 4,793千円） <p>【補助金】（H15メニュー）</p> <p>（国庫補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園事業費補助（補助率1/2） ・緑地環境整備総合支援事業補助金（補助率1/2） ・まちづくり交付金（補助率4/10） <p>（県費補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村都市公園整備費補助金（補助率1/3） ・市町村振興メニュー事業補助金（補助率1/3） 	<p>該当なし</p> <p>みどりの基本計画で位置付けされている公園</p> <p>街区公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済み 27箇所 未整備 3箇所 <p>近隣公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済み 1箇所 未整備 2箇所 <p>総合公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備済み 0箇所 未整備 1箇所（中央公園） 	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>概要なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	霊園整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	市営霊園条例				
歳出予算額（平成16年度）	177,310千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>峰山霊園整備事業</p> <p>【所在地】 相模原市磯部4573-3</p> <p>【概要】 H2年度より供用を開始し、H16.4月現在、整備済面積12.19haの中に、4,799基（普通墓所・永年1,776基、芝生墓所・永年3,023基）の墓所、管理事務所1棟、外トイレ1棟、駐車場3箇所を整備している。 H16年度に峰山霊園の第6期公募に伴う整備を行う。</p> <p>【内容】 H16年度整備 787基の墓所整備 ・普通墓所 (2.5㎡) 232基 ・芝生墓所 (2.5㎡) 389基 ・墓石付芝生墓所 (2.5㎡) 166基 (10年の期限付き) ・トイレの整備 1棟</p> <p>【備考】 H33までの整備計画では、計画面積16haの中に、普通・芝生墓所に加え、壁面墓所、合葬型墓所、納骨堂を整備し、9,850基を整備する予定。</p> <p>【参考】 特定財源充当としていないが、峰山霊園第6期公募に係る墓所使用料は307,719千円をH16歳入額として計上している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	公園用地購入事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	都市整備課	環境課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,970,034千円				
歳入予算額（平成16年度）	1,714,200千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>公園整備の計画に基づく用地の購入</p> <p>相模原麻溝公園用地購入事業（H16 1,650㎡） H16予算額 125,998千円</p> <p>小山公園用地購入事業（H16 15,422㎡） H16予算額 1,815,047千円</p> <p>街区公園用地購入事業（H16 297㎡） H16予算額 28,989千円</p> <p>【補助金】（H15補助メニュー） （国庫補助金） 都市公園事業費補助（補助率1/3）</p>	<p>該当なし</p> <p>みどりの基本計画で位置付けされている公園</p> <p>街区公園 整備済み 2.7箇所 未整備 3箇所</p> <p>近隣公園 整備済み 1箇所 未整備 2箇所</p> <p>総合公園 整備済み 0箇所 未整備 1箇所（中央公園）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	集中浄化槽維持管理補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			津久井町集中浄化槽維持管理経費補助金 津久井町集中浄化槽の大規模改修に要する経費に対する補助金交付要綱		
歳出予算額（平成16年度）			1,000千円		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <p>生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、20世帯以上で集中浄化槽を維持管理する団体に対し維持管理経費及び大規模改修に要する経費を補助する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>団体数 2団体 維持管理経費の補助 ・1団体50万円を上限とする。 大規模改修に要する経費補助 ・設置後15年を経過した機械、装置等で、対象改修工事経費額を別表で定める。 ・補助金の額は工事費の1/2と加入世帯に59千円を乗じた額のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>【補助実績】</p> <p>平成14年度補助実績 大規模改修に要する経費補助 総額 385万円（2団体） 平成15年度補助実績 維持管理経費 維持管理補助額 50万円×2団体</p> <p>【参考】</p> <p>・事務担当者 1名 ・設置後30年近く経過している。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	環境保全に関する条例に基づく事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市環境保全に関する条例 相模原市環境保全に関する条例施行規則	城山町環境保全に関する条例 城山町環境保全条例施行規則			
歳出予算額（平成16年度）		6,002千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	12千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公害の防止に必要な事項を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにし、市民の健康で快適な生活が営める環境を保全する。</p> <p>【条例概要】 市の責務：環境の的確な把握、状況の公表、違反の公表、公害防止の指導、苦情の処理、公害防止設備費の助成、公害防止協定の締結</p> <p>事業者の責務：公害の防止措置、市への協力、法令の遵守</p> <p>市民等の責務：環境保全努力、発生源等に対する留意、市への協力、自己所有物の適正管理</p> <p>【事務内容】 ・生活環境の状況の測定等 ・生活環境の状況等の公表 ・事業者との協議 ・建築物利用計画書の受理 ・各種公害防止基準の策定・指導 ・特定建設作業に対する指導 ・雑草の除去勧告 ・公害の防止に関する協定の締結</p> <p>【参考】 事務担当者：規制指導 計12名 環境監視 計6名</p> <p>苦情件数：年間約400件（内雑草40件） 指定事業所数：1,600事業所（H16.03.31）</p>	<p>【目的】 すべての町民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることをかんがみ、これらの施策に関する町長、事業者及び町民等それぞれの責務を明らかにし、基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、良好な環境を確保することを目的とする。</p> <p>【条例概要】 町長の責務：良好な環境の確保と形成に関する基本的な施策を策定し、総合的な行政の運営、環境施設の整備、</p> <p>事業者の責務：事業活動に伴う良好な環境の措置環境に関する行政施策の協力、従業員への指導、当該事業に係わる苦情又紛争に対する誠意ある解決</p> <p>町民等の責務：良好な環境の確保努力、土地、建物等の清潔保持、行政施策への協力</p> <p>【事務内容】 ・野生動植物の保護 ・土砂等による土地の埋立て等の規制 ・公共の場所等の清潔保持等 ・空き地の適正な管理 ・放置車両の措置 ・自動車のたい積保管の規制</p> <p>野生動植物保護事業 動植物監視員による野生動植物の調査及び保護植物の監視</p> <p>【15年度実績】 224千円 ・動植物監視員報酬 4名 150千円 ・カタクリ土地所有者助成金 39千円 ・消耗品等 35千円</p> <p>【16年度予算】 225千円 ・動植物監視員報酬 4名 168千円 ・カタクリ土地所有者助成金 39千円 ・消耗品等 18千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 環境保全部会			
事務事業番号 22	事務事業名 環境保全に関する条例に基づく事務	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>土地埋立等規制事業 土砂等による土地の埋立て等の許可及び違反行為の取締事務並びに啓発</p> <p>【15年度実績】 44千円 ・旅費 21千円 ・消耗品等 23千円 搬入中止指導 3件</p> <p>【16年度予算】 44千円 ・旅費 17千円 ・消耗品等 27千円</p> <p>公共の場所等の清潔保持事業 美化指導員による環境美化に関する啓発、指導等、工事施行者の公共場所等へ適正管理、自動販売機管理者の回収容器の設置に係る責務、町民等の空き等及び犬のふんの持ち帰り</p> <p>【15年度実績】 2564千円 ・美化自動車購入費 817千円 ・啓発用横断幕、懸垂幕、のぼり、等の 196千円 ・新聞広告枠による条例啓発 890千円 ・自動車登録費用、重量税 98千円 ・ごみ袋等の清掃用品等 563千円</p> <p>【16年度予算】 5532千円 ・美化指導員報酬 4392千円 ・新聞広告による条例啓発 934千円 ・自動車損害保険料 18千円 ・消耗品、燃料費 188千円</p> <p>空き地の適正な管理 空地の調査を行い、管理不良状態にあるときは、管理者に対し、雑草の草刈等について指導、勧告、命令を行なう。</p> <p>【15年度実績】 27千円 ・非常勤職員賃金 9名 27千円 14年度執行状況 管理不良状態の解消指導件数 288件 指導により措置を行ったもの 262件 指導による措置を行っていないもの 26件 適正管理勧告や命令など 0件</p> <p>【16年度予算】 ・非常勤職員賃金 11名 33千円</p> <p>放置車両措置事業 放置車両の自転車、原動機付自転車の措置</p> <p>【15年度実績】 380千円 ・放置車両移動処分の告知プレート購入 258千円 ・放置車両移動処分手数料 85千円 ・放置車両置場草刈手数料 37千円</p> <p>移動台数 自転車91・原付1・自動車3 処分台数 自転車106・原付5・自動車3</p> <p>原付・自動車は条例適用外事業</p> <p>【16年度予算】 163千円 ・手数料 149千円 ・旅費等 14千円</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	環境保全に関する条例に基づく事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>自動車たし積保管規制事業 自動車のたし積保管にかかる許可及び調査等 【15年度実績】 0千円 ・ 予算執行なし</p> <p>【16年度予算】 5千円 ・ 消耗品 5千円</p> <p>【罰則】 主なもの</p> <p>措置命令（行政処分）従わないとき ・ ボイ捨て行為 20,000円以下の罰金 ・ 動物のふん放置 100,000円以下の罰金</p> <p>適正管理勧告・命令に従わないとき ・ 工事施行者による廃棄物等の適正管理義務違反及び自動販売機設置者の回収容器設置義務違反 100,000円以下の罰金</p> <p>城山町環境保全に関する条例に基づく手数料</p> <p>【手数料額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護動植物捕獲等許可手数料 2,000円 / 件 カタクリの捕獲許可に対するもの ・ 自動車のたし積保管許可手数料 5,000円 / 件 自動車（2輪を除く）を積み重ねて保管する場合のたし積保管場所の許可（3年間） ・ 自動車のたし積保管再許可手数料 3,000円 / 件 自動車（2輪を除く）を積み重ねて保管する場合のたし積保管場所の再許可 ・ 埋立て等の許可手数料 5,000円 / 件 面積500平方メートル以上の土砂等による土地の埋立て、盛土、たし積及び切土の許可 <p>【平成16年度見込】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護動植物捕獲等許可手数料 2,000円 × 1件 = 2,000円 ・ 自動車のたし積保管許可手数料 5,000円 × 1件 = 5,000円 ・ 埋立て等の許可手数料 5,000円 × 1件 = 5,000円 <p>【参考】 平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護動植物捕獲等許可手数料 0件 ・ 自動車のたし積保管許可手数料 0件 ・ 自動車のたし積保管再許可手数料 0件 ・ 埋立て等の許可手数料 0件 <p>事務担当者4名（全て兼務）</p> <p>埋立て等の規制に係る事務は都市整備課所管 空き地の適正な管理事務は経済課所管</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	環境保全部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野15	新エネルギー導入促進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	環境対策課				企画課
根拠法令等					藤野町地域新エネルギービジョン
歳出予算額（平成16年度）					8,070千円（単年度）
歳入予算額（平成16年度）					6,000千円（単年度）
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 昨今、地球温暖化が大きな問題となっており、地球規模での取り組みが必要とされている。自治体レベルでの取り組みも要求されており、化石燃料から新エネルギーへの利用転換を図り、地球環境問題に対する取り組みを進めるとともに、新エネルギーをきっかけとした地域活性化を目的とする。</p> <p>【内容】 平成12年度策定した「藤野町地域新エネルギービジョン」を具体化するために、各地域で新エネルギー導入を検討する。 平成16年度当初では、利活用が決定した廃校舎への太陽光発電用パネルの設置を計画していた。 ・神奈川県で作成した地域新エネルギービジョンの中で、藤野町を含む地域が、新エネルギー導入促進の地域に位置付けられており、今年度、木質エネルギー（ペレットストーブ）の導入が予定されている。 ・県のグリーン教育支援事業に取り組んでいる町立小学校もあるなど、徐々に新エネルギーへの取り組みは進んでいる。 ・町有地を利用し、ヒマワリの種をまき、花が咲いた後に種を収穫し、そこから油を採取する事業を行なっている。搾油器を持っている自治体等に依頼し、ヒマワリ油として送り返していただき、小学校での環境学習に利用する。</p> <p>【事業費内訳】 ・ひまわりの種まき、油精委託等 220千円</p>

都 市 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	都市計画審議会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法 相模湖町都市計画審議会条例	都市計画法 藤野町都市計画審議会条例
歳出予算額(平成16年度)	1,662千円	190千円	210千円	54千円	66千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市議会議員等それぞれの立場から公正かつ妥当な意見を反映させるため、相模原市都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 10名 市議会議員 4名 関係行政機関の職員 1名 神奈川県職員 1名 市の住民 4名</p> <p>【報酬等】 報酬 神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く18名(12,600円/出席) 旅費 市外に住所を置く者(本市に入るまでの分)</p> <p>【委託費(平成15年度実績)】 審議会会議録作成委託 @34,965円×4回=139,860円</p>	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ妥当な意見を反映させるため、城山町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 3名 町議会議員 2名 関係行政機関の職員 3名 町の住民 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く 会長 10,000円/出席 委員 7,400円/出席 学識経験者10,000円/出席</p> <p>【費用弁償】 専門知識を有する者 (役場までの分)</p>	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ妥当な意見を反映させるため、津久井町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 4名 町議会議員 6名 関係行政機関又は県の職員 2名 町の住民 3名</p> <p>【報酬等】 報酬 関係行政機関又は県の職員を除く13名(会長8,000円、委員7,400円/出席) 旅費 役場(会場)までの分</p>	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ妥当な意見を反映させるため、相模湖町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 3名 町議会議員 3名 関係行政機関及び県の職員 2名 町の住民 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 町議会議員、神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く 5名 4時間以上 8,100円/出席 4時間未満 4,100円/出席 旅費 役場までの分</p>	<p>【目的】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ妥当な意見を反映させるため、藤野町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 3名 町議会議員 3名 関係行政機関及び県の職員 2名 町の住民 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 町議会議員、神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く 5名 4時間以上 会長8,600円 委員8,100円/出席 4時間未満 会長4,300円 委員4,050円/出席 旅費 役場までの分</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	区域区分界等調査測量事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成16年度）	4,730千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>（都市計画境界調査委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域や区域区分が輻輳（ふくそう）する土地について、用途地域境界がどこにあるのかを確定させる。 ・都市計画施設が決定されている土地について、都市計画施設がどこにあるのかを確定させる。 ・都市計画法第53条の都市計画施設及び市街地開発事業区域内建築許可申請に対して審査を行う。 <p>（生産緑地地区標識板設置委託）</p> <p>生産緑地地区の追加指定の際に、資料となる図書作成及び生産緑地地区標識杭の設置・撤去を行う。</p> <p>【平成15年度実績】</p> <p>（都市計画境界調査委託）</p> <p>委託費 = 675千円 都市計画法第53条：19件 都市計画施設：38件 用途地域：138件 区域区分：2件</p> <p>（生産緑地地区標識板設置委託）</p> <p>委託費 = 1,313千円 追加：4件 変更：7件 廃止：16件</p>	<p>【目的】</p> <p>・都市計画法による用途地域等の地域地区、建ぺい率、容積率などを申請された土地（筆単位）について回答をする。</p> <p>（用途地域及び準防火地域調査願）</p> <p>職員で対応している。</p> <p>証明でないので、無償としている。</p> <p>【平成15年度件数】</p> <p>申請数7件</p>	<p>【目的】</p> <p>・都市計画法による用途地域等の地域地区、建ぺい率、容積率などを申請された土地（筆単位）について回答をする。</p> <p>（用途地域及び準防火地域調査願）</p> <p>職員で対応している。</p> <p>証明でないので、無償としている。</p> <p>【平成15年度件数】</p> <p>申請数 3件</p>	<p>【目的】</p> <p>・都市計画法による用途地域等の地域地区、建ぺい率、容積率などを申請された土地（筆単位）について回答をする。</p> <p>（用途地域及び準防火地域調査願）</p> <p>職員で対応している。</p> <p>証明でないので、無償としている。</p> <p>【平成15年度件数】</p> <p>申請数 0件</p>	<p>【目的】</p> <p>・都市計画法による用途地域等の地域地区、建ぺい率、容積率などを申請された土地（筆単位）について回答をする。</p> <p>（用途地域及び準防火地域調査願）</p> <p>職員で対応している。</p> <p>証明でないので、無償としている。</p> <p>【平成15年度件数】</p> <p>申請数 0件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	市民参加型まちづくり推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法			相模湖町まちづくり条例	
歳出予算額(平成16年度)	301千円			36千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民と行政との協働のまちづくりを推進するため、市民参加の手法等を定める条例の制定に取り組む。</p> <p>平成16年度より検討委員会開催予定 (平成16年度予算) 委員報償費：283千円 旅費：15千円</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 地域のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に、地域まちづくり協議会を設立でき、次のことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりを推進するための計画を定める。 ・地域の将来のまちづくりに関する意見をまとめ町長に提言する。 <p>町は、地域まちづくり推進協議会が行う活動を支援するため、まちづくり専門家の派遣等ができる。</p> <p>【平成16年度予算】 ・まちづくり専門家への講師謝礼 ...20千円 ・資料作成費 ...16千円 現在、内郷東地区まちづくり推進協議会及び瀨地域まちづくり協議会が設立している。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	都市計画提案制度推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課 都市計画法	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	468千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域のまちづくりに対する取り組みを都市計画行政に積極的に取り入れる制度として、新たに導入されたまちづくりに関する都市計画の提案制度について周知を図る共に、具体的にまちづくりを進めるための支援を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可及び指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	都市整備課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画として決定される計画について、将来の事業の円滑な施行を確保するため、建築物の建築の制限等を行なう。なお、許可の際、具体的に行為の適否を判断するにあたっては、事業施行についての長期的な見通しを勘案する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設の区域又は市街地開発事業（都市整備課の主管に属するものを除く）の施行区域内における建築の許可及び指導（都市計画法第53条） ・都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとするものは、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ・都市計画事業地内等における建築行為等の許可及び指導（都市計画法第65条） ・都市計画事業の認可等の告示があった後において、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他の工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとするものは、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ・都市計画の決定及び変更のための土地の試掘等の許可（都市計画法第26条） ・都市計画の決定又は変更のための測量又は調査の際に、植物、柵等の障害物があってやむを得ず伐除する必要がある、しかも関係権利者の同意が得られない場合は、市町村長の許可を受けて障害物を伐除することができる。これと同様に、土地の試掘、ボーリングあるいはこれに伴って障害物の伐除をしようとする場合は、都道府県知事の許可を受けることを要する。 <p>【その他】</p> <p>平成16年4月1日より「都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可に関する取扱要綱」を施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階数が3以下、一定の要件を満たす地下建築物について許可することができるもの。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、特定行政庁ではないので建築における許可は県（津久井土木）で実施している。（都市計画法第53条及び第65条） 町は経由のみである。 ・都市計画法第26条のみ町許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、特定行政庁ではないので建築における許可は県（津久井土木）で実施している。（都市計画法第53条及び第65条） 町は経由のみである。 ・都市計画法第26条のみ町許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、特定行政庁ではないので建築における許可は県（津久井土木）で実施している。（都市計画法第53条及び第65条） 町は経由のみである。 ・都市計画法第26条のみ町許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、特定行政庁ではないので建築における許可は県（津久井土木）で実施している。（都市計画法第53条及び第65条） 町は経由のみである。 ・都市計画法第26条のみ町許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、特定行政庁ではないので建築における許可は県（津久井土木）で実施している。（都市計画法第53条及び第65条） 町は経由のみである。 ・都市計画法第26条のみ町許可

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	都市防災に係る基盤整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	環境防災課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害に強い安全なまちづくりを推進するため「神奈川県都市防災基本計画」及び「相模原市地域防災計画」に基づいた「相模原市都市防災基本計画」を策定する。</p> <p>【内容】 市街地における延焼遮断効果を強化するため、市域を道路、河川、緑地等に囲まれたコミュニティ単位とした「防災ブロック圏」に分け、他のブロックに被害を拡大させない都市構造の形成を図るとともに、ブロック圏内での災害対応ができるよう整備計画を策定する。</p> <p>○平成16年度事業概要 明治大学危機管理センターとの共同研究として、都市計画基礎調査データ及び平成13年度相模原市防災アセスメント調査結果等を活用し、策定作業を実施。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	生産緑地地区内の建築行為等の許可	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法第8条の地域地区 生産緑地法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 生産緑地地区の指定 生産緑地地区に指定されるためには、現に農林漁業の用に供されている農地等であって、以下の要件を満たすことが必要である。 生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること 面積が一団で500㎡以上の農地等であること 農林漁業の継続が可能であること その上で、生産緑地地区の指定は、幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備や合理的な土地利用に支障をきたさないこと</p> <p>生産緑地地区内における行為の規制 生産緑地地区内では、建築物などの新築、改築または増築や宅地造成などの土地の形質の変更（建築等）は、市町村長の許可を受けたものを以外はできないことになる。</p> <p>生産緑地の買取り 生産緑地地区制度には、農地等の所有者の権利救済の観点から、以下の場合に市町村長に対して、時価で生産緑地を買取るよう申し出ることができる。 生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合 農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	鉄道対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課	まちづくり課
歳出予算額（平成16年度）	38,787千円	14千円	14千円	19千円	14千円
歳入予算額（平成16年度）	28,900千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業 (1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 【目的】 県・地域の鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業文化の進展に寄与することを目的とする。 【内容】 鉄道路線の新設、輸送力増強等の促進運動の展開、情報収集 【構成】 40団体（県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>(2) 相模線複線化等促進期成同盟会 【目的】 JR相模線の全線複線化の早期実現と輸送力増強を促進するとともに沿線関係地域の発展を図る。 【設立年月】 平成10年2月 【構成】 11団体（神奈川県、相模原市、座間市、海老名市、寒川町、茅ヶ崎市、5市町商工団体） 【内容】 複線化の促進に向けた要望活動、調査研究、情報収集 ・相模線複線化調査事業 ・複線化に向けた活性化方策等の検討調査 ・相模線沿線魅力アップ推進会議 ・情報誌の発行、写真コンクール等の開催</p> <p>2. 鉄道新線計画具体化促進事業 (1) リニア中央新幹線整備促進事業 【目的】 リニア中央新幹線新駅の誘致を進め、都市基盤の整備の充実を図り、広域ネットワークの充実を図る。 【内容】 リニア中央新幹線建設促進神奈川期成同盟会と連携を取りながら、誘致活動に取り組んでいる。 ・山梨リニア実験線親子試乗会の開催 ・リニア・パネル展の開催 ・中央新幹線沿線学会会議への出席 ・中央新幹線建設促進神奈川期成同盟会視察</p>	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 【目的】 鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業文化の進展に寄与する。 【事業内容】 鉄道輸送力増強に関する促進運動、情報収集、調査研究等 【構成】 40団体（県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>2. 新しい交通システムの検討事業 リニア中央新幹線整備促進事業 【目的】 リニア中央新幹線新駅の誘致を進め、都市基盤の整備の充実を図り、広域ネットワークの充実を図る。 【内容】 リニア中央新幹線建設促進神奈川期成同盟会に加盟し、リニアの早期実現に関する活動を行っている。</p>	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業 【目的】 鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業の進展に寄与する。 【事業内容】 鉄道輸送力増強に関する促進運動、情報収集、調査研究等 （活動内容） (1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 (活動内容) 鉄道路線の新設、輸送力増強等の促進運動の展開（京王線の延伸等） (構成) 40団体（県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>2. 鉄道新線計画具体化促進事業 (1) リニア中央新幹線整備促進事業 【目的】 リニア中央新幹線新駅の誘致を進め、都市基盤の整備の充実を図り、広域ネットワークの充実を図る。 【概要】 現在、リニア中央新幹線建設促進神奈川期成同盟会に参加し、誘致活動に取り組んでいる。</p>	<p>1. 神奈川県鉄道輸送力増強促進事業 【目的】 鉄道輸送力の増進を図り、住民生活の向上と産業の進展に寄与する。 （事業内容） 中央線、横浜線の相互乗り入れ、運送本数の増等についての要望活動。</p> <p>2. 新しい交通システムの検討事業 （事業内容） リニア中央エクスプレス建設促進神奈川期成同盟会に加盟し、リニアの早期実現に関する活動を行っている。</p> <p>3. 中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会 （事業内容） 立川駅以西の中央線立体化複々線を推進することにより、沿線の輸送力増強と関係地域の発展を図る。 （構成団体） 立川市、日野市、八王子市、相模湖町、藤野町、上野原町、大月市の7団体。</p>	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業 (1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 【目的】 鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業の進展に寄与する。 【事業内容】 中央線の運行本数の増便、横浜線の相互乗り入れ、藤野駅ホームの屋根増設等要望活動。 【構成団体】 40団体（県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>2. 新しい交通システム検討事業 (1) リニア中央新幹線整備促進事業 【事業内容】 リニア中央エクスプレス建設促進神奈川期成同盟会に加盟し、リニアの早期実現に関する活動を行っている。</p> <p>3. 中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会 【事業内容】 立川駅以西の中央線立体化複々線を促進することにより、沿線の輸送力増強と関係地域の発展を図る。 【構成団体】 7団体（立川市、日野市、八王子市、相模湖町、藤野町、上野原町、大月市）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	鉄道対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>研修会への参加</p> <p>(2) 東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会 【目的】 県央・湘南都市圏が県の南の玄関口としての機能を高め、広域的な交流と連携の窓口となる都市づくりを進めることにより、都市圏全体の利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】 東海道新幹線の新横浜～小田原間の「寒川町倉見地区」への新駅設置の促進とまちづくり等の検討を行う。</p> <p>【構成】 16団体（県、県下9市1町、県市長会、県町村会、県商工会議所、県商工連合会）</p> <p>(3) 相模原・町田広域交通計画連絡調整会議 【目的】 相模原市及び町田市に共通する広域的交通課題について協議し、計画の策定と事業の推進を図る。</p> <p>【構成】 2団体（相模原市、町田市）</p> <p>(4) 小田急多摩線延伸計画研究会 【目的】 相模原・町田広域交通計画連絡調整会議の所掌事項における小田急多摩線の延伸の実現化に向け、具体的な研究を図る。</p> <p>【構成】 4団体（相模原市、町田市、都市整備公団、小田急電鉄、鉄道建設・運輸施設整備支援機構）</p> <p>(5) 小田急多摩線延伸促進協議会 【目的】 小田急多摩線の市内への延伸を促進するため。 【公共的団体の概要】 要望・陳情活動、調査研究、情報収集を行う。</p> <p>(構成) 17団体（9地区自治会連合会、8商店会）</p> <p>3. 駅舎及び駅周辺地域計画・整備事業 【目的】 地域の快速で安全な生活環境を図るため、駅周辺の交通利便性の向上、地域の分断化を解消をめざし、駅舎の改良や自由通路の整備を行う。また交通結節点機能を強化するため、駅前広場等の整備を行う。</p> <p>(1) 南橋本駅周辺交通施設整備事業 【目的】 南橋本地区の均衡ある発展と駅利用者の利便性の向上を図るため、南橋本駅の東西自由通路及び橋上駅舎化の整備を行う。</p> <p>【内容】 総事業費 2,647,366千円（特定財源含む） ・東西自由通路 約170㎡ ・橋上駅舎 約470㎡ 詳細設計 平成15年度 整備工事 平成16～18年度 ・駅前広場 東側2,710㎡ 西側900㎡ 整備工事 平成19年度</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	新しい交通システム検討事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,749千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 増大する自動車交通量、環境問題、高齢化社会などへの対応と交通利便性の向上、拠点間の連携軸を図るために必要な新しい交通システムの導入に向けた取り組みを進める。</p> <p>【内容】 平成12・13年度に「都市モノレール等調査」を実施し、導入ルートの先行検討区間として相模大野～原当麻間を位置付けたほか、導入システムや事業採算性等の検討を行い、この結果を基に平成14年度に市民アンケート、市民フォーラムを実施し市民の意向を調査した。 アンケート結果等では、「導入すべきだと思う」と回答した人が約67%いることがわかり、導入の方向性としては現在の案で概ね理解は得られていると考えられた。しかしながら、約500億円という総事業費に対しては、多くの人が「事業費が高い」と感じていることから、事業費の低廉化や財源確保方策について更に検討する必要があることが判った。 平成15年度は、専門家会議において指摘された、相模大野駅における乗り継ぎ利便性向上の検討として、新しい交通システムの相模大野駅への導入空間について、下水管の移設や再開発区域への導入も含めて地下方式を基本とし、地表、高架方式について検討を行った。 今後も引き続き、新しい交通システムの導入に向けて検討を進めていく。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	駅舎自由通路等維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	20,989千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 橋本駅・矢部駅・淵野辺駅の自由通路、淵野辺駅(1基)・古淵駅(2基)・町田駅(1基)・原当麻駅(3基)のエレベーター及び淵野辺駅(2基)・町田駅(1基)のエスカレーターの維持管理</p> <p>【内容】 1. 駅自由通路等維持管理 (1) 業務内容 ・ 駅自由通路電気設備保守及び清掃 ・ エレベーター・エスカレーター保守管理及び清掃 等 2. 消防設備保守委託 3. 駅自由通路等光熱水費負担 4. 駅自由通路等施設賠償責任保険加入 5. 駅自由通路等施設修繕</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	交通バリアフリー基本構想推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）				高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）
歳出予算額（平成16年度）	0千円				0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>平成13年度に策定した「相模原市交通バリアフリー基本構想」を推進するため、基本構想到位置付けられた事業の進捗状況を把握し、目標年次までに事業を終了するために各事業者と連携をとる。また、現在バリアフリー化されていない矢部駅についてバリアフリー化を実現するため、検討を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>平成13年度に重点整備地区を「相模大野駅（小田急線）及びその周辺」地区とし、「相模原市交通バリアフリー基本構想」を策定</p> <p>平成15年度</p> <p>各特定事業の早期実現を図るため各事業者をメンバーとした「相模原市交通バリアフリー基本構想推進連絡会議」を設置し、進捗状況の確認、事業間の調整を行っている。</p> <p>また、基本構想の推進体制として、庁内で「相模原市交通バリアフリー基本構想推進会議」及び「同担当者会議」を開催している。</p> <p>各特定事業の状況</p> <p>公共交通特定事業...</p> <p>（小田急電鉄）事業計画策定済今年度より事業実施</p> <p>（神奈川中央交通）現在事業計画作成中</p> <p>道路特定事業...</p> <p>（県道路管理者）事業計画策定済今年度より事業実施</p> <p>（市道路管理者）事業計画策定済今年度より事業実施</p> <p>交通安全特定事業...</p> <p>（公安委員会）事業計画策定済 道路事業に合わせ事業実施。</p> <p>JR横浜線矢部駅のバリアフリー化</p> <p>JR東日本横浜支社と矢部駅のバリアフリー化検討会を開催（H14年度～）</p> <p>「矢部駅及び周辺整備に関するを市民の会」が発足（H16.2）</p> <p>（鉄道駅垂直移動施設整備事業 保健福祉部事業）</p> <p>相模原市民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <p>平成14年度に策定した「藤野駅周辺移動円滑化基本構想」を推進するため、基本構想到位置付けられた事業の進捗状況を把握し、目標年次までに事業を終了するために各事業者と連携をとる。</p> <p>【内容】</p> <p>平成14年度に重点整備地区を「JR藤野駅及びその周辺地区」とし、「藤野駅周辺移動円滑化基本構想」を策定。</p> <p>平成15～16年度</p> <p>各特定事業の早期実現を図るため、各事業者と事業間の調整を行っている。</p> <p>各特定事業の状況</p> <p>・公共交通特定事業</p> <p>JR八王子支社とJR藤野駅にエレベーター2基及び多目的トイレの設置について調整済みで、平成17年度に実施予定。</p> <p>・道路特定事業</p> <p>（県道路管理者）：事業計画策定に向け調整中。</p> <p>（町道路管理者）：特定経路とした町道藤野駅藤中線について、JR八王子支社との協議のもと、平成17年度～19年度にかけて駅舎へのバリアフリー化を図るべく調整中。</p> <p>・交通安全特定事業</p> <p>町道のバリアフリー化と合わせて県公安委員会と協議する予定。</p> <p>JR藤野駅のバリアフリー化</p> <p>平成17年度に実施予定であるが、神奈川県福祉部障害福祉課の「鉄道駅垂直移動施設整備事業補助金」を予定。JR八王子支社からは、国へ補助要望済み。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	都市計画法に規定する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法第32条	都市計画法第32条	都市計画法第32条	都市計画法32条	都市計画法32条
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p> <p>・ 帰属用地の登記事務は、当該施設の担当課又は管財課が行う。</p> <p>・ なお、同法第33条第3項の規定に基づく技術的細目に係る制限の強化又は緩和及び同条第4項の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度に関する条例は、現在未制定である。</p>	<p>【内容】</p> <p>・ 都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p> <p>・ 帰属用地の登記</p> <p>・ 同法第33条第3項の規定に基づく技術的細目に係る制限の強化又は緩和及び同条第4項の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度に関する条例は、現在未制定である。</p>	<p>【内容】</p> <p>都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p>	<p>【内容】</p> <p>都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p>	<p>都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	開発審査会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法第78条				
歳出予算額(平成16年度)	779千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>相模原市開発審査会の運営 都市計画法第78条</p> <p>【目的】 都市計画法の規定に基づく審査請求に対する 裁決と、市街化調整区域内における開発行為や 建築行為の許可のための審議を行う。</p> <p>【内容】 委員の数 5人 (法律・経済・都市計画・建築・公衆衛生 の各分野より1名づつ) 平成15年度開発審査会開催数 7回 平成15年度審査請求件数 0件 平成15年度提案件数審議の件数 21件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	都市計画法に規定する開発行為及び建築等の制限の許可、証明及び承認		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法第29条 都市計画法第37条 都市計画法第43条 都市計画法第44条 都市計画法第45条 都市計画法施行規則第60条				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全を行うことを目的とする。</p> <p>【内容】 開発行為の許可 平成15年度許可件数 121件 建築制限等解除の許可 平成15年度許可件数 13件 許可に基づく地位の承継承認 平成15年度許可件数 3件 開発行為又は建築に関する証明書等の交付 平成15年度証明件数 69件</p>	<p>該当なし(神奈川県事務)</p> <p>開発行為の許可 平成15年度経由件数 17件 建築行為の許可 平成15年度経由件数 5件 建築制限解除の許可 平成15年度経由件数 1件</p>	<p>該当なし(神奈川県事務)</p> <p>開発行為の許可 平成15年度経由件数 4件 建築行為の許可 平成15年度経由件数 0件 建築制限解除の許可 平成15年度経由件数 0件</p>	<p>該当なし(神奈川県事務)</p> <p>開発行為の許可 平成15年度経由件数 2件 建築行為の許可 平成15年度経由件数 0件 建築制限解除の許可 平成15年度経由件数 1件</p>	<p>該当なし(神奈川県事務)</p> <p>開発行為の許可 平成15年度経由件数 0件 建築行為の許可 平成15年度経由件数 0件 建築制限解除の許可 平成15年度経由件数 0件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	開発行為等の違反防止		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法の規定に違反する開発行為及び建築物等の建築について、違反行為の防止及び是正を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画法 ・違反把握件数 707件 （平成16年2月末現在） ・是正済件数 131件 （平成16年2月末現在）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	地域整備推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	19,010千円			20,292千円	
歳入予算額(平成16年度)	400千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p><麻溝台・新磯野地域> 【目的】 首都圏における拠点都市として自立性の高い都市の創造が求められており、そのため、各拠点の特性に応じた都市機能の集積と適切な機能連携により有機的な都市構造の構築を図るとともに、市内産業のさらなる活性化を促進するなど地域経済の強化に努め、魅力と活力のあるまちづくりを進めている。</p> <p>麻溝台・新磯野地域もそのひとつとして、周辺環境等との調和を図りながら、研究開発、産業、文化などの都市機能が複合的に集積する新しい市街地の整備に努めるなど、新しい拠点づくりを進めている。</p> <p>【内容】 麻溝台・新磯野地域の特性を生かし、土地区画整理事業による基盤整備を図るとともに研究開発等高度な産業の集積や良質な住宅の供給を行う。</p> <p>(事務事業の別：特定財源) 【名称】 街路交通調査費補助 【内容等】 早急に土地区画整理事業に着手する必要があると認められる区域において、基本構想の作成、現況測量、事業計画の案の作成及び事業化推進のための換地設計準備等を行うための調査。 【金額】 4,000千円 【補助率】 1/3</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 宅地開発を計画的に誘導することで、無秩序開発や小規模開発等によるスプロール化を防ぎ良好な住みやすい新市街地の形成を図る。</p> <p>【内容】 内郷地区の一部地域約45.5haについて、農用地等から住宅地に土地利用転換を図り、道路、下水道等の生活基盤の整備を行う。そのため、用途地域等の指定を行った。</p> <p>用途地域の指定 平成10年5月 地区計画の指定 平成10年5月 ・地区計画を推進するため、街なみ環境整備事業(国庫補助)の採択を受け、小公園(2箇所)を整備した。なお、同事業は平成14年度から休止している。 準防火地域の指定 平成10年5月 街なみ景観形成要綱の制定 平成12年11月</p> <p>【平成16年度予算】 町道整備工事 20,000千円 その他(委託費等) 292千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	駅周辺施設維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	地域整備課・まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	21,634千円				150千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中心市街地として位置付けられている橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区及び地区中心市街地として位置付けられている上溝、淵野辺、小田急相模原、東林間、古淵の各駅周辺地区において整備した施設の内、道路区域外の施設の維持管理を行うもの。</p> <p>【対象施設】 橋本駅北口自由通路 （延長-70m、幅員-8m、面積-約600㎡） 相模原駅南北自由通路北口階段 （面積-約320㎡） 淵野辺駅北口自由通路 （面積-約800㎡） 相模大野駅コリドー（1,252㎡） 相模大野駅北口タクシーレーン（1,282㎡）</p> <p>【内容】 清掃、警備、設備保守、光熱水費等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町の玄関である藤野駅周辺整備の一環として、公共交通であるバス利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、バス待合所の新設を実施している。この施設の完成後の維持管理を行うもの。</p> <p>【対象施設】 藤野駅前広場バス待合所及び既設階段上屋 ・バス待合所（借地面積：約9.2㎡） ・既存階段上屋（面積：約2.5㎡）</p> <p>【内容】 清掃・電気料・修繕料・借地料</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	安全で快適な歩行者空間創出事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所 安全で快適な歩行者空間創出事業奨励金交付要綱	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,000千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 街区別整備計画、商店街整備計画策定区域（橋本地区、JR相模原駅周辺地区、相模大野地区、淵野辺地区、上溝地区、小田急相模原地区、東林地区、若松地区）において、魅力あるまちづくり、商業地づくりを推進するため、安全で快適な歩行者空間を創出する壁面後退を行った者に対して奨励金を交付する。</p> <p>【奨励金の産出】 建築物の壁面後退 壁面後退部分の固定資産税及び都市計画税相当額に2.0を乗じたもの。 但し、奨励金額が50,000円に満たないものは50,000円を最低奨励金とし、3,000千円を最高奨励金とする。 建物がない敷地の空地確保 空地確保部分の固定資産税及び都市計画税相当額に5.0を乗じたもの。 但し、奨励金額が50,000円に満たないものは12,000円を最低奨励金とし、750,000円を最高奨励金とする。 また、5年毎4回を限度とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	市街地整備基金積立金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所 市街地整備に関わる基金の設置について	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	300千円				
歳入予算額(平成16年度)	300千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街地再開発事業等の財源を計画的に確保し、一時的に集中する財政負担の軽減を図るため、事業に充当する費用の積み立てを行い、事業実施年度の予算状況に応じて基金を取り崩し、財源とする。</p> <p>【内容】 市街地再開発事業等の計画的かつ積極的な整備促進に必要な財源を確保するため、基金へ積み立てる。</p> <p>(事務事業の別：特定財源) 【名称】 市街地整備基金</p> <p>【内容】 市街地整備基金の利子が一般会計に入るため、利子収入額相当を基金会計に支出するもの。</p> <p>【金額】 300千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	アドバイザー派遣事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市市街地・商業地整備推進アドバイザー派遣事業要綱			相模湖町まちづくり条例	
歳出予算額（平成16年度）	270千円			20千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市総合計画に基づき、魅力ある市街地整備及び商業地整備等を進めるために必要な指導と助言を行うため、地域の組織等に対し専門的な知識及び経験を有する者を派遣することにより、まちづくり等の促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>まちづくり事業における拠点整備（再開発事業等）に関連した講習会・研修会等に対し、必要に応じて助言・指導のための講師等を派遣する。</p> <p>対象...相模原市商業地形成事業計画策定区域内で、魅力ある市街地整備及び商業地整備等を進めるために住民等が組織する委員会または研究会、講習会で市長が認めたもの。</p> <p>謝礼...30,000円/回</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <p>相模湖町まちづくり条例に基づき、地域の組織等に対し、専門的な知識及び経験を有する者を派遣することにより、まちづくり等の促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>地域のまちづくりに関連した講習会・研修会等に対し、必要に応じて助言・指導のための講師等を派遣する。</p> <p>対象...与瀬地域まちづくり協議会</p> <p>謝礼...20,000円/回</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	優良建築物等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所 相模原市優良建築物等整備事業補助要綱	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	564,560千円				
歳入予算額（平成16年度）	282,280千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 計画的な再開発の促進を図るため、面的整備及び高度利用の必要性が高く具体的なまちづくり計画が進められている橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区、上溝地区、淵野辺地区、小田急相模原地区、東林地区において、市街地の環境の整備改善に資する良好な建築物の整備を図るとともに、あわせて良好な市街地住宅の促進を図る。</p> <p>（補助金） 【名称】 相模原市優良建築物等整備事業補助</p> <p>【目的】 優良建築物等整備事業を行う者に対して市がその事業に要する経費の一部について助成を行い、もって市街地環境の整備及び改善を促進する。</p> <p>【内容】 （1）調査設計計画費 ア 事業計画作成費 イ 地番調査費 ウ 建築設計費 （2）土地整備費 ア 建築物除却費 イ 整地費 ウ 補償費 （3）共同施設整備費 ア 空地等整備費 イ 供給処理施設整備費 ウ その他施設整備費 ・テレビ障害防除 ・立体的遊歩道・人工地盤等整備費 ・電気室・機械室 ・共用通行部分整備費 ・公共用通路 ・駐車場整備費 ・生活基盤施設 ・高齢者生活支援 （4）付帯事務費</p> <p>【金額】 564,560千円 （事務事業の別：特定財源） 【名称】優良建築物等整備事業費補助金 【内容】市の支出する補助金に対する国の補助金 【補助率】 1 / 2 【金額】 282,280千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	土地区画整理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	土地区画整理法 相模原市土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 城山町土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 津久井町土地区画整理事業助成要綱		
歳出予算額（平成16年度）	30,000千円	0千円	0千円		
歳入予算額（平成16年度）	9,000千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図ることを目的に決められた範囲の助成を行うもの。</p> <p>（補助金） 【名称】 土地区画整理事業補助金</p> <p>【目的】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図る</p> <p>【内容】 （１）技術的援助 土地区画整理法第75条に規定する技術的援助 （２）図書の作成 事業の施行又は組合の設立認可に要する図書の作成に係る測量、調査及び設計に要する費用の全額 （３）補助金の交付 ・道路の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の40%以内 ・施行地区に接する道路の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の40%以内 ・下水道の布設に要する費用…工事費の40%以内 ・施行地区外の下水道の布設に要する費用…工事費の40%以内 ・雨水調整地の築造に要する費用…工事費の40%以内 ・文化財等調査に要する費用…公共施設用地に係る調査費の全部及びその他用地に係る調査費の50%以内 ・事務及び調査設計に要する費用…事務費及び調査設計費の10%以内</p> <p>【金額】 30,000千円</p> <p>（事務事業の別：特定財源） 【名称】 都市再生推進事業費補助 【補助率】 1/3 【金額】 9,000千円</p>	<p>【趣旨】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図ることを目的に決められた範囲の助成を行うもの。</p> <p>（助成金） 【名称】 土地区画整理事業助成金</p> <p>【目的】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図る</p> <p>【内容】 （１）法第75条に規定する技術的援助 （２）組合の設立認可及び事業の施行の認可のために要する費用の全額 （３）事業費の一部の助成金 ・施行地区内の施設の築造費及び地下埋設物等支障物件の移転補償又は除去工事費、整地費及び調査設計費の10%以内 ・施行地区に接する道路の築造費、施行地区外の排水施設の築造費、雨水排水を考慮して築造される雨水調整池及び6mを超える部分の道路の築造に要する費用の25%以内 ・埋蔵文化財の発掘調査に要する費用の50%以内 ・公園整備に要する費用の全額 ・その他特に町長が必要と認める費用については予算の範囲内で定める。</p> <p>【金額】 平成16年度予算計上なし</p>	<p>【趣旨】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図ることを目的に決められた範囲の助成を行うもの。</p> <p>（助成） 【名称】 土地区画整理事業助成</p> <p>【目的】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図る</p> <p>【内容】 （１）技術的援助 法第75条に規定する技術的援助 （２）図書の作成 事業の施行又は組合の設立認可に要する図書の作成に係る測量、調査及び設計に要する費用の全額 （３）補助金の交付 ・道路の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・施行地区に接する道路の築造に要する費用…工事費の1/2以内 ・公園の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・広場の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・水路の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・緑地の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・下水道の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・消防の用に供する貯水施設の築造に要する費用…工事費及び移転補償費の1/2以内 ・公共施設の整備に要する調査設計費（測量、換地設計、工事設計、施行管理、埋蔵文化財調査費）…1/2以内 ・公共施設の整備に要する事務費…国庫補助の市町村割合を乗じた額の1/2以内</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	市街地開発・再開発事業（補助事業含む）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市再開発法 相模原市市街地再開発事業補助要綱				
歳出予算額（平成16年度）	1,723,712千円				
歳入予算額（平成16年度）	760,100千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>（補助金） 【名称】 相模原市市街地再開発事業補助金 【補助の対象】</p> <p>（1）調査設計画費 ・事業計画作成費 ・地盤調査費 ・建築設計費 ・権利変換計画作成費</p> <p>（2）土地整備費 ・建築物除却費 ・整地費 ・仮設店舗費 ・補償費等</p> <p>（3）共同施設整備費 ・空地等整備費 ・供給処理施設整備費 ・その他施設整備費</p> <p>（4）建築物の防災性能の強化に要する費用 ・特殊基礎工事</p> <p>（5）事務費</p> <p>（事務事業の別：特定財源） 【名称】 市街地再開発事業補助金 【補助率】 1 / 3以内</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	個人施行及び組合施行の土地区画整理事業に係る促進、指導及び許可等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	土地区画整理法 相模原市土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 城山町土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 津久井町土地区画整理事業助成要綱		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる組合等施行の土地区画整理事業の促進を図るとともに必要な指導を行う。 また、中核市として個人及び組合施行の土地区画整理事業に係る必要な許認可を行う。</p> <p>【内容】（法＝土地区画整理法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人施行土地区画整理事業の施行認可（法第4条） ・基準又は規約及び事業計画の変更認可（法第10条） ・個人施行土地区画整理事業の終了の認可（法第13条第1項） ・土地区画整理組合の設立認可（法第14条） ・定款及び事業計画の変更認可（法第39条） ・土地区画整理組合の解散認可（法第45条） ・測量又は調査のための土地の立入りの許可（法第72条第1項） ・測量又は調査のための障害物の伐除の許可（法第72条第6項） ・技術的援助（法第75条） ・建築物移転又は除去の許可（法第77条第7項） ・個人及び組合施行土地区画整理事業の換地計画の認可（法第86条第1項） ・組合施行土地区画整理事業の決算報告の承認（法第49条） 	<p>【目的】 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる組合等施行の土地区画整理事業の促進を図るとともに必要な指導を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的援助（法第75条） ・その他許可及び認可等は神奈川県事務 <p>事業検討地区【一般保留地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区名：川尻字大島界（工業系） ・方式：組合施行（予定） ・面積：6.2ha ・地権者：46名 	<p>【目的】 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる組合等施行の土地区画整理事業の促進を図るとともに必要な指導を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的援助（法第75条） <p>事業検討地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根小屋字東金原地区 方式：組合施行 面積：5.8ha 地権者：40名 準備委員会で検討中 	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	土地区画整理法第76条に規定する土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	土地区画整理法 相模原市土地区画整理事業施行地区内における建設行為等の許可に関する規則	土地区画整理法 城山町土地区画整理事業施行地区内における建設行為等の許可に関する規則			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為を制限し、事業に支障をきたすことがないようにする。</p> <p>【内容】 土地区画整理法第76条第1項に規定する施行地区内における建設行為等について許可するもの。</p> <p>【審査基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の施行の障害となる恐れのないもの。 申請書類等 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 設計書（行為の内容により異なる） <ul style="list-style-type: none"> 建築物設計書 …付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図 土地形質変更設計書 …付近見取図、平面図、断面図 工作物・物件設置設計書 …付近見取図、配置図、平面図 構造図 物件たい積設計書 …付近見取図、配置図 	<p>【目的】 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為を制限し、事業に支障をきたすことがないようにする。</p> <p>【内容】 土地区画整理法第76条第1項に規定する施行地区内における建設行為等について許可するもの。</p> <p>【審査基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の施行の障害となる恐れのないもの。 申請書類等 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 設計書（行為の内容により異なる） <ul style="list-style-type: none"> 建築物設計書 …付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図 土地形質変更設計書 …付近見取図、平面図、断面図 工作物・物件設置設計書 …付近見取図、配置図、平面図 構造図 物件たい積設計書 …付近見取図、配置図 	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	都市計画法第53条に規定する土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画決定された土地区画整理事業区域内の建設行為を制限し、事業に支障をきたすことがないようにする。</p> <p>【内容】 事業の円滑な施行を確保するため、建築物の建築物の建築について事業に支障のない範囲に限り許可を行うもの。</p> <p>1. 計画建築物が次の各号に該当していること (1) 土地区画整理事業に関する都市計画に適合していること。 (2) 容易に移転し、若しくは除去することができるものであること。 (3) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。 (4) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>2. 都市計画施設等区域内建築許可申請に次の図面を添付すること。 ・付近見取図（縮尺1:2,500位） ・配置図（縮尺1:500以上） ・平面図（縮尺1:200以上） ・断面図（縮尺1:200以上） ・立面図（縮尺1:200以上）</p> <p>【その他】 現在、本市における該当箇所は南相模原第5地区であるが、当該箇所は土地区画整理事業の中止が決定されているため、申請のあったものは内容の1に該当しなくても許可をしている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	土地区画整理組合が行った土地区画整理法に基づく処分に係る審査請求		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	行政不服審査法 土地区画整理法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>土地区画整理組合が土地区画整理法に基づいて行った処分、その他公権力の行使に当たる行為（処分）に不服がある者が、行政不服審査法による審査請求をした場合の審査を行うもの。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市再開発法第6条第1項及び同法第6条第1項 都市計画法第53条第1項				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 土地の試掘等の許可</p> <p><目的> 市街地再開発事業を推進するため、支障をきたさないようにする。</p> <p><内容> 都市再開発法第6条第1項に基づき、再開発の施行等で、土地の所有者及び占有者の同意を得ることができず、やむを得ない必要があつて、他人の占有する土地に立ち入って障害物の伐採及び試掘等を行うことについて、許可申請があつた場合の許可を行うもの。</p> <p>15年度処理件数 0件</p> <p>2 建築行為等の許可</p> <p><目的> 市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等を制限し、事業に支障をきたさないようにする。</p> <p><内容> 都市再開発法第6条第1項に規定する施行地区内における建築行為等について許可するもの。</p> <p>15年度処理件数 0件</p> <p><内容> 都市計画法第53条第1項の規定に基づき、市街地再開発事業の施行区域内における建築行為について許可するもの。</p> <p>15年度処理件数 0件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	民間自動車駐車場整備促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 相模原市民間自動車駐車場整備補助金交付要綱				
歳出予算額(平成16年度)	6,328千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 駐車需要の高い市街地において、路上駐車が引き起こす渋滞や事故を解消し、安全で快適な都市環境を保持するため、立体自動車駐車場の建設事業を助成するもの。</p> <p>【内容】 自動車駐車場の建設費及び借入金の利子に対しての資金援助事務。</p> <p>【補助金の概要】 民間自動車駐車場整備利子補給金</p>		該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	自転車整理指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	33,765千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 放置自転車等が多い駅前等に自転車整理指導員を配置し、啓発活動等をおこない、放置自転車等の減少に努めるもの。</p> <p>【内容】 放置自転車対策の一環として、シルバー人材センターに無料自転車駐車場や駅周辺等の自転車整理や啓発活動等を、民間ガードマンに駅周辺等の放置自転車等を防止するための啓発活動を委託している。 委託料 - 事務作業等委託料</p> <p>【公共的団体の概要】 (社)シルバー人材センター</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	自転車駐車場管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	総務課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市営自転車駐車場条例 相模原市営自転車駐車場条例施行規則				藤野町自転車等駐車場条例 藤野町自転車等駐車場条例施行規則
歳出予算額（平成16年度）	384,577千円	40千円			6,790千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			6,540千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な自転車駐車場の維持・管理を行い、利用者の安全性及び利便性等の向上をはかるもの。</p> <p>【内容】 有料自転車駐車場の管理運営を（財）相模原市都市整備公社に委託している。 委託料 - 施設等管理運営委託料</p> <p>有料自転車駐車場維持管理費 需要費 - 施設修繕費 委託料 - 自動車損害保険料・その他保険料 使用料及び賃借料 - 土地賃借料 公課費 - 国公課費</p> <p>無料自転車駐車場維持管理費 需要費 - 消耗品費・高熱水費・施設修繕費 委託料 - 維持補修委託料 使用料及び委託料 - 土地賃借料</p> <p>【公共的団体の概要】 （財）相模原市都市整備公社</p> <p>【負担金の概要】 都市駐車場対策協議会負担金</p>	<p>【目的】 公共交通利用者用自転車駐車場の適正な維持管理を行い、利用者の安全の確保と利用の促進及び利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】 自転車駐車場維持管理経費 公共交通利用者用自転車駐車場の管理として、年2～3回職員により放置自転車の片付け及び清掃を行っている。 需用費 - 消耗品費、光熱水費、施設修繕料</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 適正な自転車駐車場の維持・管理を行い、利用者の安全性及び利便性等の向上をはかるもの。</p> <p>【内容】 自転車等駐車場管理人として6名臨時職員を雇用し駐車場の管理・運営を行っている。 共済費 - 雇用保険料・労災保険料 賃金 - 臨時職員賃金 需要費 - 消耗品費 役務費 - 保険料（施設） 工事請負費 - 工事費</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	民間自転車駐車場助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金交付要綱 相模原市民間自転車駐車場整備補助金交付要綱 相模原市民間自転車駐車場整備資金利子補給金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	14,107千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 安全で快適な都市環境の保持。</p> <p>【内容】 駐輪需要の高い駅周辺の民間自転車駐車場の整備事業及び維持管理事業に対し助成をおこなう。</p> <p>民間自転車駐車場の支援・育成を図る 負担金・補助及び交付金 - 運営費等補助金・建設事業補助金</p> <p>【補助金の概要】 民間自転車駐車場維持管理補助金 民間自転車駐車場整備補助金 民間自転車駐車場整備資金利子補給金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	自転車駐車場整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	環境防災課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車対策基本計画				
歳出予算額（平成16年度）	408千円				
歳入予算額（平成16年度）	108千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 レンタサイクル事業により駐輪スペースを有効活用し、増加する自転車利用に対応する。 バス停に自転車駐車を設置することにより、市内交通の利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】 レンタサイクル事業試験実施の備品購入費 バス停留所自転車駐車場整備事業の建設工事費</p> <p>【公共的団体の概要】 （財）相模原市都市整備公社</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	自動車駐車場管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	産業環境課	総務課
根拠法令等	相模原市営自動車駐車場条例 相模原市営自動車駐車場条例施行規則			相模湖町立相模湖ふれあいパーク設置条例 相模湖町立相模湖ふれあいパーク設置条例施行規則	
歳出予算額（平成16年度）	626,895千円			10,353千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な自転車駐車場の維持管理を行い、利用者の安全性や利便性等の維持及び向上をはかる。</p> <p>【内容】 （財）相模原市都市整備公社へ委託 ・駐車料金の徴収（駐車場駐車料として） ・回数駐車券及び定期券の発行等 施設修繕・消耗品等</p> <p>【公共的団体の概要】 （財）相模原市都市整備公社</p> <p>【負担金の概要】 有料道路整備資金対象駐車場推進協議会負担金 全国駐車場整備促進協会年会費 有料道路整備資金対象駐車場推進協議会出席負担金</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町民と相模湖町を訪れる者の利便を図るとともに、町民と来訪者の交流及び憩いの場を提供するため。</p> <p>【概要】 時間貸し駐車場 17台 月極駐車場（自動車）4台 （自転車）16台 （バイク）30台 相模湖町生きがい事業団へ管理委託。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	駐車場整備地区における駐車場整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法 第8条第1項 駐車場法 第3条第1項 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商業地等における自動車の駐車需要に対応するもの。</p> <p>【内容】 指定された地域内で、一定規模以上の新築・改築・増築等を行なう場合に、駐車施設の設置を義務付けている。</p> <p>附置義務届出の書類審査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	路外駐車場の設置等の届出		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	駐車場法 駐車場法施行令	駐車場法 駐車場法施行令	駐車場法 駐車場法施行令	駐車場法 駐車場法施行令	駐車場法 駐車場法施行令
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 届出書類の審査・届出駐車場の技術的指導を行い、駐車場法を適性に運用するもの。</p> <p>【内容】 届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導</p>	<p>【目的】 届出書類の審査・届出駐車場の技術的指導を行い、駐車場法を適性に運用するもの。</p> <p>【内容】 届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導</p>	<p>【内容】 届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導</p>	<p>【内容】 届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導</p>	<p>【内容】 届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	駐車場法 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 自動車の駐車需要が予想される建築物について、駐車施設の整備を義務付け、良好な都市環境の保持を図るもの。 【内容】 特定の用途に使用する部分の延べ床面積が150.0㎡を超える建築物の届出書類の審査	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

建 築 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	地区計画推進経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市計画課 都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、都市計画法、相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	建築基準法、都市計画法、相模原都市計画川尻原宿地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	433千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 計画的に市街地整備を図るべき地区、良好な環境の維持保全をすべき地区等について地区計画や建築協定等の推進に向けて関係権利者と調整する。また、地区計画・建築協定を推進するため、アドバイザーを派遣し、市民のまちづくり活動を支援する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドリームスクエア東林間地区の建築協定の建築基準法による認可及び案内板作成（1基） ・豊町地区において、地区計画を推進中 <p>【平成15年度の事業の概要（実績）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドリームスクエア相模大野建築協定案内板作成（1基）、 ・ドリームスクエア相模大野、相模大野御園2丁目住宅地の2地区の建築協定の建築基準法による認可 ・豊町地区において地区計画を推進 <p>【地区計画の決定及び建築協定の認可状況】 （平成16年5月現在）</p> <p>地区計画 23地区 計画決定 建築協定 20地区 認可</p> <p>【参考】 委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画推進アドバイザー派遣 300千円（1回30千円×10回） ・建築協定案内板作成委託 112千円 	<p>【目的】 計画的に市街地整備を図るべき地区、良好な環境の維持保全をすべき地区等について地区計画を推進する。 アドバイザー制度なし。</p> <p>【平成16年度の計画予定】 なし</p> <p>【平成15年度実績】 なし</p> <p>【地区計画の決定及び建築協定の認可状況】 （平成16年5月現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画 3地区（計画決定） ・建築協定 2地区（県認可） <p>城山町川尻向原地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を平成16年9月29日施行</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	建築審査会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築審査会条例				
歳出予算額（平成16年度）	696千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>1. 事業内容 相模原市建築審査会の開催等に係る経費</p> <p>2. 職務内容 ・ 建築基準法に基づく同意 ・ 建築基準法第94条の審査請求に関する裁決 ・ 市長の諮問に関する答申 ・ 関係行政機関への建議</p> <p>3. 委員定数 法律・建築・都市計画・公衆衛生・行政の各分野から5名の委員により組織されている</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築審査会、県特定行政庁建築審査会連絡会の報酬・旅費 ・ 建築審査会会議録作成委託料 ・ 全国建築審査会協議会負担金、県特定行政庁建築審査会連絡会負担金 <p>以上の事業費の合計 696,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	都市デザイン推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等				相模湖町街並み景観形成要綱	
歳出予算額（平成16年度）	2,125千円			0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市景観形成基本計画に基づき、魅力ある都市景観の創造を総合的かつ計画的に推進するため、重点施策の推進を図りながら、公共事業において先導的に取り組むとともに、市民・事業者への意識啓発やPRを図る。</p> <p>【内容】 都市デザイン委員会の運用 公共事業における都市デザイン計画等の検討を行う庁内審議機関。 専門的な助言及び指導を得るための都市デザインアドバイザーを置く。 都市デザインアドバイザー制度の運用 公共事業等の担当者に対し、専門的、技術的見地から都市デザインアドバイザーによる具体的助言及び指導を行う制度。 都市デザイン整備計画策定調査事業 景観拠点地区における都市デザイン計画、大規模公共事業等における都市デザイン配慮事項等を策定するもの。 地区のイメージを明確にするための統一的な目標や指針となる。 まちなみウォッチングの実施 市民一人一人が景観を市民共有の財産として認識していけるようなきっかけとして、まちを見て歩き、まちの景観資源を知り、まちに親しみを持ってもらうことを目的とする。公募市民により、4日間の日程で行い、最後にまちのイメージをまとめていくもの。 景観シンポジウムの開催 都市景観形成について、市民にとってわかりやすい内容で講演会等のシンポジウムを開催することにより、身近な生活の中における景観との関わりについて考え、再発見していく機会を市民に提供し、景観形成に係る意識の高揚を図ることを目的とし実施するもの。 本年度は第1回となり、「都市景観の日」に近い10月3日に開催し、パネルディスカッションには市民も参加。</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 地域の特性を活かした魅力ある景観を守り、育て、創造することにより、総合的かつ計画的な美しい街並みを形成し、ひとと自然が響き合う美しい林間都市を実現する。</p> <p>【内容】 街並み景観形成地区の指定 町長は街並み景観形成を重点的に推進する地区を指定することが出来、その場合、その旨を公告し、関係図書を公衆の縦覧に供する。 街並み景観形成の方針及び基準の策定 町長は建築物又は工作物の規模、形態、意匠、位置、外構、緑化等、必要な方針、基準を定める。 住民参加 相模湖町まちづくり条例に基づく地域まちづくり協議会は景観形成の目標、基準を提案することが出来る。 助言、指導 町長は必要な助言、指導を行なう。 表彰 町長は景観形成に寄与していると認められる建築物等の所有者、設計者、その他関係者を表彰することが出来る。 *現在は「内郷東地区街なみ景観形成区域」1箇所のみ指定されている。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	都市デザイン推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>開発指導要綱事前協議における景観誘導 景観拠点地区における民間の大規模建築物 開発や戸建て開発等において、周辺環境と調 和した良好な都市景観形成となるよう誘導を 図っている。</p> <p>【参考】 16年度事業の主な内容 ・都市デザイン推進アドバイザー 報償費 420,000円 ・まちなみウォッチング事業支援委託 ・都市デザイン整備計画策定調査委託 ・景観シンポジウム実施委託 委託料合計 1,550,000円 ・都市づくりパブリックデザインセンター賛助 会員負担金 50,000円 ・かながわデザイン機構年会費 100,000円 ・景観シンポジウム会場使用料 5,000円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	屋外広告物許可等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	屋外広告物法 相模原市屋外広告物条例				
歳出予算額（平成16年度）	806千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成15年4月に施行された相模原市屋外広告物条例に基づき、市内の美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図るため条例を運営していくもの。</p> <p>【内容】 屋外広告物許可事務 市内を6つの許可地域に分類し、各々の広告物の種類、面積要件等により、許可申請を処理するもの。</p> <p>屋外広告物審議会開催（年2回） 審議会委員7名により市内屋外広告物についての審議を行うもの。</p> <p>屋外広告物講習会開催（平成16年9月） 神奈川県において条例をもつ5県市（神奈川県横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市）により年1回屋外広告物講習会を開催するもの。</p> <p>十都県市協議会負担金 首都圏における東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、横須賀市、さいたま市、千葉市、相模原市の屋外広告物協議会</p> <p>【参考】 平成16年度屋外広告物事業費の主な内訳 ・審議会委員謝礼 ・屋外広告物講習会講師謝礼 ・屋外広告物審議会委員旅費 ・十都県市協議会負担金 経費合計 806,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	相模原市建築基準条例		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築基準条例				
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築基準法の規定に基づき、区域等の指定及び建築物等の制限の附加を行うもの。</p> <p>【内容】 建築基準法第39条（災害危険区域）、第40条（建築物の敷地、構造等の条例による制限の附加）、第43条第2項（敷地等と道路との関係についての条例による制限の附加）、第56条の2第1項（条例による日影時間の指定）の規定による区域等の指定及び建築物等の制限の附加について必要な事項を定めている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	建築基準法に規定する許可、認定及び認可並びに指定（道路に関するものを除く）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築審査会条例、相模原市建築審査会条例施行規則、相模原市建築基準条例、相模原市特別工業地区建築条例、相模原市建築許可当取扱い規則、相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築基準法の規定に基づき原則的に禁止されている事項について、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるときあるいは公益上やむを得ないと認められるときに、特定行政庁が特別にその禁止事項を解除するもの</p> <p>【内容】 許認可基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建築基準法第43条ただし書の規定による許可に係る包括同意基準 2) 建築基準法第44条第1項第二号の規定による道路内に建築するバス停留所等の上屋の許可取扱い方針 3) 建築基準法第44条第1項第二号の許可（バス停留所等の上屋の許可）に係る包括同意基準 4) 建築基準法第44条第1項第四号の許可に係る審査基準 5) 建築基準法第48条の許可に係る審査基準 6) 建築基準法第51条の許可に係る審査基準 7) 建築基準法第55条第2項に基づく建築物の高さに関する認定基準 8) 建築基準法第55条第3項第2号の許可に係る審査基準 9) 建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可に係る包括同意基準 10) 建築基準法第59条の2の規定に基づく総合設計制度許可取扱い実施基準 11) 建築基準法第85条第4項に基づく仮設建築物の建築許可に係る運用指針 12) 建築基準法第86条の規定に基づく相模原市総合的設計による一団地の建築物の取扱い基準 13) 建築基準法第68条の2の規定に基づく地区計画の区域内における建築物の制限 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	建築基準法（第9条を除く）に規定する意見の聴取		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取について、建築基準法に定めのあるもののほか、「建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則」の定める規定により取り扱っている。</p> <p>【内容】意見の聴取を行おうとする者は、請求の理由等を記載した書面を市長に提出し、口頭陳述により行う。 なお、建築基準法第48条但し書きの許可における利害関係人は、該当地の敷地境界線から50メートル範囲内の土地所有者、建物所有者及び居住者としている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	租税特別措置法に規定する優良な住宅及び良質な住宅の認定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	地方自治法（手数料徴収） 相模原市手数料条例 租税特別措置法（認定事務） 神奈川県事務処理の特例に関する条例（事務委任）	地方自治法（手数料徴収） 城山町手数料条例 租税特別措置法（認定事務） 神奈川県事務処理の特例に関する条例（事務委任）	津久井町手数料徴収条例	地方自治法（手数料徴収） 相模湖町優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則・相模湖町手数料条例・租税特別措置法（認定事務）・神奈川県事務処理の特例に関する条例（事務委任）	地方自治法（手数料徴収） 藤野町優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則・藤野町手数料条例・租税特別措置法（認定事務）・神奈川県事務処理の特例に関する条例（事務委任）
歳出予算額（平成16年度）	0千円	174（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法（＝「法」）に基づく事務 県知事認定分が事務委任されたものについて 法第28の4第3項第6号 若しくは 法第63第3項第6号 又は 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号口 若しくは 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 県知事認定分が事務委任されたものについて 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第2号 市町村長認定分について 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第3号口</p> <p>【審査基準】租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】認定の種類ごとに総日数5又は7日(休日含まない)。</p>	<p>【目的】優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法（＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号口 若しくは 法第63第3項第7号口 又は 法第31条の2第2項第12号ニ 若しくは 法第62の3第4項第12号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第3号口</p> <p>【審査基準】租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】は設けていない</p> <p>【予算関係】 開発指導管理経費の一部に属する事務であるため 予算配分は不可能である。</p>	<p>【目的】 優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法（＝「法」）に基づく事務 県知事認定分が事務委任されたものについて 法第28の4第3項第6号 若しくは 法第63第3項第6号 又は 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号口 若しくは 法第63第3項第7号口 又は 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 県知事認定分が事務委任されたものについて 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第2号 市町村長認定分について 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第3号口</p> <p>【審査基準】 租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】 認定の種類ごとに総日数5又は7日(休日は含まない)。</p>	<p>【目的】優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法（＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号口 若しくは 法第63第3項第7号口 又は 法第31条の2第2項第12号ニ 若しくは 法第62の3第4項第12号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法附則第7条及び第20条の規定の適用を受けている場合にあっては、なお、従前の例による。</p> <p>【審査基準】租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>行政手続法に基づく標準処理期間は設けていない</p>	<p>【目的】優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法（＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号口 若しくは 法第63第3項第7号口 又は 法第31条の2第2項第12号ニ 若しくは 法第62の3第4項第12号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法附則第7条及び第20条の規定の適用を受けている場合にあっては、なお、従前の例による。</p> <p>【審査基準】租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	相模原市地区計画等の案の作成手続に関する条例		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の揭示方法及び意見の提出方法について必要な事項を定める。</p> <p>【内容】地区計画等の案を作成しようとする場合、地区計画等の種類、名称及び位置、縦覧場所を公告し、2週間、縦覧する、また、必要があれば説明会の開催等を行う。</p>	<p>【目的】都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の揭示方法及び意見の提出方法について必要な事項を定める。（城山町地区計画等の案の作成手続に関する条例）</p> <p>【内容】地区計画等の案を作成しようとする場合、地区計画等の種類、名称、位置及び区域、縦覧場所を公告し、2週間の縦覧をする。また、必要があれば説明会の開催等を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	地区計画等の区域内における建築行為等の届出		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	都市整備課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額(平成16年度)	0千円	174(開発指導管理経費の総額を計上)	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 平成15年度届出件数 98件</p>	<p>【目的】都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 平成15年度届出件数 55件</p>	<p>【目的】都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 平成15年度届出件数 6件</p>	<p>【目的】都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 平成15年度届出件数 4件</p>	<p>【目的】都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 藤野町における地区計画はない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	建築基準法第16条の規定に基づく国土交通大臣又は県知事への報告		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 建築基準法第16条の規定により、毎年度、神奈川県県土整備部建築指導課を通じ国土交通省住宅局建築指導課へ「建築基準法施行関係統計報告」を提出している。</p> <p>【事務の流れ】 神奈川県からの依頼を受けて、建築確認担当課と連絡調整を図り調査票に必要事項を記入の上提出する。</p> <p>【その他】 市街地建築行政の基礎資料として、国土交通省住宅局市街地建築課から神奈川県を通じて、「建築基準法施行状況調査」がある。同様に、建築確認担当課と連絡調整を図り回答している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	用途地域の指定のない区域における建築形態制限について	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築基準条例	建築基準法	建築基準法	建築基準法	建築基準法
歳出予算額（平成16年度）		174（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円	2千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年5月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 区域1 10分の10 区域2 10分の8 区域3 10分の200 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 区域1 10分の5 区域2 10分の5 区域3 10分の6 建築基準法第56条第1項第1号及び別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 区域1 1.25 区域2 1.25 区域3 1.25 建築基準法第56条第1項第2号の規定により定める数値 区域1 1.25 区域2 1.25 区域3 1.25</p> <p>日影規制について 市街化調整区域に日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 市街化調整区域 ・対象建築物 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 ・日影時間 3時間 2時間 平均地盤面からの高さ 1.5m</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の5 建築基準法第56条第1項第1号及び別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 1.25 建築基準法第56条第1項第2号の規定により定める数値 1.25</p> <p>日影規制について 日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域 ・対象建築物 軒の高さが10mを超える建築物 ・日影時間 4時間 2.5時間 平均地盤面からの高さ 4m</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の5 建築基準法第56条第1項第1号及び別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 1.25 建築基準法第56条第1項第2号の規定により定める数値 1.25</p> <p>日影規制について 日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域 ・対象建築物 軒の高さが10mを超える建築物 ・日影時間 4時間 2.5時間 平均地盤面からの高さ 4m</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 10分の5 自然公園特別地域 10分の5 反畑、国道412号線沿道地域 10分の20 その他 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の30 自然公園特別地域 10分の30 反畑、国道412号線沿道地域 10分の60 その他 10分の50 建築基準法第56条第1項第1号及び別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 1.25 自然公園特別地域 1.25 反畑、国道412号線沿道地域 1.50 その他 1.25 建築基準法第56条第1項第2号の規定により定める数値 1.25 すべての地域 1.25</p> <p>日影規制について 非線引き白地地域に日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 非線引き白地地域 ・対象建築物 最高高さが10mを超える建築物 ・日影時間 4時間 2.5時間 平均地盤面からの高さ 4m</p> <p>* 上記は特定行政庁である神奈川県が決定する * 予算はコヒエ代</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 10分の5 自然公園特別地域 10分の5 幹線道路沿線地域など 10分の10 湖畔地域 10分の20 上記以外の地域 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の3 自然公園特別地域 10分の3 幹線道路沿線地域など 10分の6 湖畔地域 10分の6 上記以外の地域 10分の5 建築基準法第56条第1項第1号及び別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 1.25 自然公園特別地域 1.25 幹線道路沿線地域 1.25 湖畔地域 1.5 上記以外の地域 1.25 建築基準法第56条第1項第2号の規定により定める数値 1.25 すべての地域 1.25</p> <p>日影規制について 非線引き白地地域に日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 非線引き白地地域 ・対象建築物 最高高さが10mを超える建築物 ・日影時間 4時間 2.5時間 平均地盤面からの高さ 4m</p> <p>* 上記は特定行政庁である神奈川県が決定する</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	マンション管理対策推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	マンション管理適正化の推進に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	104千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】マンション居住者による自主的な維持管理に対する取り組みを支援する。</p> <p>【内容】専門家によるセミナーを開催する。 事業名 平成16年度マンション管理セミナー 日時 平成16年10月16日(土)午後1時3分から 会場 相模原市立産業会館 大研修室 主催 相模原市 協賛 (社)かながわ住まい・まちづくり協会</p> <p>参加者 60名 参加費 無料</p> <p>【参考】 平成15年度実施状況 マンション管理セミナー開催 1回</p>	<p>該当なし 城山町開発指導要綱及び城山町中高層建築物指導要綱により事業者に対する指導は実施しているが、行政からの啓発推進は図っていない。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	建築に係る総合相談		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	なし あっせんについては、相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例による	城山町中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する要綱による			
歳出予算額（平成16年度）	2,947千円	174(開発管理経費の総額を計上)			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情、相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや市の法律相談、関係機関等を紹介。相談内容により確認申請及び現地を調査し工事施工者等に善処を要請。 ・中高層建築物に関する相談 受けた相談等の法的な説明とアドバイスをを行い、内容により設計代理者等に相談者の要望内容を伝え話し合いによる解決の指導。当事者間で話し合いがつかず、双方から申し出があったときはあっせんを行う。 ・マンションに関する相談 マンションの管理等に関する相談に対するアドバイス、関係機関等の紹介。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築相談員 2名 ・15年度相談件数 中高層建築物以外のもの 68件 中高層建築物に係るもの 31件 	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関などを紹介。 ・中高層建築物に関する相談 相談内容に対する説明とアドバイスをを行い、内容により設計代理人等に相談者の要望内容を伝え話し合いによる解決の指導。当事者間で話し合いがつかず、双方から申し出があったときはあっせんを行う。 	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関などを紹介する。 内容により設計代理人、工事監理者等に相談者の要望内容を伝え、話し合いによる解決の指導をおこなう。 あっせん、調停は扱っていない。 	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関などを紹介する。 内容により設計代理人、工事監理者等に相談者の要望内容を伝え、話し合いによる解決の指導をおこなう。 あっせん、調停は扱っていない。 	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関などを紹介する。 内容により設計代理人、工事監理者等に相談者の要望内容を伝え、話し合いによる解決の指導をおこなう。 あっせん、調停は扱っていない。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成8年4月に県から事務委任、平成15年4月の法改正により建築主事を置く行政庁の事務となる。 高齢者、身体障害者等が不自由なく建築物を利用できるような基準（利用円滑化誘導基準）にあった建築物について認定を行う。</p> <p>【内容】 認定申請のあった件について審査認定を行う。 確認申請、開発協議等の機会をとらえて啓発を行う。 認定を受けると、確認申請手数料の免除、容積計算時に緩和措置、税法上の優遇措置がある。</p> <p>【参考】 平成15年度認定件数 1件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	神奈川県福祉の街づくり条例に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県福祉の街づくり条例				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成8年4月に県から事務委任 不特定かつ多数の人が利用する施設の建築にあたり、建築主と事前協議を行いバリアフリー化を促進する。</p> <p>【内容】 ・事前相談等により整備基準の周知、事前協議の実効性確保 ・事前協議書の受理、審査、指導、助言を行う</p> <p>【参考】 平成15年度事前協議件数 89件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	建設リサイクル法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 相模原市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律実施要領				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築主事を置く行政庁の事務。 建設工事に伴い発生する廃材の再資源化を促進するため、事前の届出を義務付けるとともに、分別解体を指導する。</p> <p>【内容】 ・届出書の受理、審査、是正指導 ・自主パトロールを実施し、無届出、分別解体等の違反防止を図る ・確認申請（民間確認含む）、開発協議の機会をとらえて啓発</p> <p>【参考】 平成15年度届出等状況 ・届出件数 1,080件 ・通知件数 295件 ・命令指導（指導） 57件 ・パトロール延べ時間 99時間・人員</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準	城山町中高層建築物指導要綱及び城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	174（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ワンルーム形式集合建築物の建築計画及び管理について必要な基準を定めることにより、建築に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導基準の概要 共同住宅、寄宿舎、下宿又は事務所の用途に供する建築物で、住戸の床面積が25平方メートル以下のものが、用途地域に応じて10戸以上又は15戸以上の場合に事前協議を行う。 事前協議の内容 ・住戸が21戸以上の場合には管理人室を設ける。 ・住戸の床面積を16平方メートル以上とする。 ・ごみ置き場を確保する。 ・駐輪場を可能な限り確保に努める。 ・管理規約を作成する。 など</p> <p>【参考】 平成15年度事前協議書届出件数 16件</p>	<p>【目的】 ワンルーム形式集合建築物の建築計画及び管理について必要な基準を定めることにより、建築に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。</p> <p>【指導内容】 城山町中高層建築物指導要綱及び城山町開発指導要綱に指導内容を列記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1住戸の床面積は、居住水準の目標値を満足させること。 ・共同住宅の管理者の届出。 ・住戸が30戸以上の場合には、管理人を置くよう努めなければならない。ただし、管理会社等への管理委託等により管理人を置く場合と同等の対応ができる場合はこの限りでない。 ・住宅戸数30戸以上の建築物には、1戸につき1平方メートルの割合で計算した床面積以上の集会施設の設置に努める。 ・管理規約を作成する。 ・ごみ置き場を確保する。 ・駐車場、駐輪場の確保。 <p>平成15年度取り扱い件数 3件</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導基準の概要 中高層建築物の建築行為（自己が居住する住宅地の用に供するための地階を除く階数が3の建築行為は除く。）、共同住宅等の建築行為の場合に事前協議を行う。 事前協議の内容 ・住戸が15戸以上の場合には公園を設置する。 ・ごみ置き場を確保する。 ・駐車場は各戸に1台設置すること。 ・駐輪場は各戸の30%を設置することなど。</p> <p>【参考】 平成15年度事前協議書届出件数 11件 内、中高層、共同住宅は0件</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、「まちづくり条例」に規定されている開発行為、中高層建築物に該当する場合、又は計画戸数4戸以上かつ延床面積200m²以上の場合には、条例に基づく協議が必要となる。</p>	<p>該当なし</p> <p>開発指導要綱、中高層住宅に関する開発指導要綱に該当する場合、要綱の規定に基づく協議が必要となる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例	開発指導要綱、中高層建築物指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	開発指導要綱、中高層建築物指導要綱
歳出予算額（平成16年度）		174（開発管理経費の総額を計上）	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 共同住宅等を建築しようとする場合に、建築主に自動車の保管場所の確保を義務づけ、市民生活の安全と秩序を保持し、良好な住環境の保全を図る。</p> <p>【内容】 ○条例の概要 ・住戸又は住室が20戸以下共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋に供する建築物を建築しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に自動車の保管場所を確保するように努める。 ・住戸又は住室が21戸以上共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋に供する建築物を建築しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に自動車の保管場所を確保しなければならない。 ・確保の基準 商業地域 30% ・ 近隣商業地域 40% その他の地域 50%</p> <p>【参考】 15年度自動車保管場所確保届出状況 20戸以下 268件 21戸以上 26件 合 計 294件</p>	<p>開発指導要綱、中高層建築物指導要綱において共同住宅等を建築しようとする場合に、建築主に自動車の保管場所の確保を義務づけ、公道上への路上駐車を未然防止する対策として指導している。</p> <p>【内容】 ・確保の基準 ・共同住宅、長屋は各戸1台 ただし3分の1未満を周辺地域で確保すればよい。 ・百貨店、スーパーマーケット、各種商品小売業等 店舗面積20㎡につき1台 ・金融機関 店舗面積30㎡につき1台 ・遊技場 店舗面積10㎡につき1台</p> <p>【参考】 15年度自動車保管場所確保届出状況 20戸以下 7件 21戸以上 0件 合 計 7件</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【対象行為】 津久井町住環境整備条例第16条の事前協議を要する開発行為 ・土地の面積が500㎡以上 ・中高層建築物の建築行為 ・共同住宅等の建築行為 ・駐車場又は資材置場の用に供するため、500㎡以上の区画形質を変更する</p> <p>【内容】 ・住宅、共同住宅等のうち長屋建住宅 各戸に1台 ・中高層住宅、長屋住宅を除く共同住宅 各戸に1台 ・店舗、寄宿舎、事務所等 協議 駐車場（標準寸法L=5.0m×W=2.5m）</p>	<p>【目的】 この条例は、町民及び開発事業者と町との相互理解及び協力により、適正な開発事業の誘導、狭隘道路及び計画道路の整備並びに適正な汚水処理を行うため、必要な手続きを定めると共に、町民の自主的なまちづくりへの参加を促し、生活環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを行う事を目的とする。</p> <p>【対象】 ・500㎡以上の開発行為 ・高さが10m以上の建築物の建築 ・300㎡以上の法第2条2号に規定する特殊建築物の建築 ・300㎡以上の法第2条2号に規定する特殊建築物の用途を兼ねる住宅の建築 ・計画戸数4戸以上かつ200㎡以上の共同住宅又は長屋の建築</p> <p>【内容】 ・駐車場の確保 宅地、戸建住宅 各戸に1台 共同住宅・長屋 原則各戸に1台。町長がやむを得ないと認めた場合は戸数の70%を区域内及び周辺に確保する 上記以外 町長と協議する ・駐輪場の確保 共同住宅・長屋 戸数の50%を区域内に確保する 上記以外 町長と協議する ・上記に基づく町との協定の締結 ・事業計画表示板の設置 等</p> <p>*平成15年度実績0件</p>	<p>開発指導要綱、中高層建築物指導要綱において共同住宅等を建築しようとする場合に、建築主に自動車の保管場所の確保を義務づけ、公道上への路上駐車を未然防止する対策として指導している。</p> <p>【内容】 ・確保の基準 ・中高層建築の住宅の場合計画戸数に対し100% ただし、30%は辺地域で確保すればよい。 ・その他の計画については明確な規定はなく、協議の中で決定する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	ホテル等建築の適正化に関する条例に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例		津久井町ラブホテル建築規制条例		
歳出予算額（平成16年度）	161千円		53千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 いわゆるラブホテルの建築を規制し、快適で良好な生活環境を実現し、青少年の健全な育成を図る目的で事前に審査を行う。</p> <p>【内容】 ホテル等を建築しようとする場合は、事前に届出を行い条例で定める構造等の基準に適合させなければならない。また、届出に対し市長が同意するときは、ホテル等建築審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>【参考】 ・ホテル等建築審議会開催状況 平成9年度以降開催していない ・ホテル等建築審議会委員 6名 (学識経験者、関係団体代表者で構成)</p>	該当なし	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した健康で文化的な、心ふれあう町づくりをめざす本町において、ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、青少年の健全育成と秩序ある生活環境の保持に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 旅館業を目的とする建築物を建築しようとする場合は、町長に届出を行い条例で定める構造等の基準に適合させなければならない。また、届出に対しラブホテルの判定その他重要事項について必要な調査審議を行うためラブホテル建築規制審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>【構成】 町議会議員 1名 弁護士及び学識経験者 3名 青少年関係団体の代表者 1名 その他町長が必要と認める者 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 7名（会長8,000円、委員7,400円 / 出席） 旅費 役場（会場）までの分</p> <p>【参考】 ・ラブホテル建築規制審議会 制定後開催していない</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、「まちづくり条例」に規定されている開発行為又は中高層建築物に該当する場合には、条例に基づく協議が必要となる。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 相模原市建築物等指導要綱	城山町中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	藤野町中高層住宅に関する開発指導要綱
歳出予算額(平成16年度)	328千円	174(開発指導管理経費の総額を計上)	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中高層建築物の建築に際し、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境を確保するため、事前に調整を行う。また、建築主と近隣住民との間で調整がつかなかった場合にあっせん及び調停を行う。</p> <p>【内容】 用途地域に応じて高さが12メートル以上又は4階以上、15メートル以上又は5階以上の中高層建築物を事前協議の対象とし、建築確認を受けようとする日前少なくとも60日から中高層建築物の敷地に標識を設置する。 また、中高層建築物の敷地から10メートル以内に土地又は家屋を所有する者、中高層建築物の午前8時から午後4時の日影が生じる範囲内で、その中高層建築物の外壁から1.5倍の範囲内に土地又は家屋を所有する者、に対し建築主は建築計画の説明を行い、その結果を市へ報告する。</p> <p>【参考】 平成15年度取り組み状況 ・事前協議届出件数 41件 ・あっせん件数 2件 ・調停件数 0件 ・建築紛争調停委員会開催状況 0回 ・建築紛争調停委員会委員構成 6名 ・建築相談員構成 2名</p>	<p>【目的】 中高層建築物の建築に係る計画の事前公開と紛争の解決のためのあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、紛争の予防と調整を図り、良好な近隣関係の保持に資すること。</p> <p>【内容】 高さ10メートルを超える建築物を事前協議の対象とし、事前協議申請後3日以内から建築工事着手する日まで中高層建築物の敷地に標識を設置する。 中高層建築物の敷地の境界線から水平距離が10メートル以内に土地又は建築物を所有する者、中高層建築物により冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に平均地盤面に日影が生じる範囲で、その中高層建築物の外壁から水平距離でその高さの1.5倍の範囲に土地又は建築物を所有する者、に対して建築主は建築計画の説明を行い、その結果を町に報告する。</p> <p>【参考】 平成15年度の取り組み状況 ・事前協議申請 1件 ・あっせん件数 0件 ・調停件数 0件 ・建築紛争調停委員会開催状況 0件 ・建築紛争調停委員会委員構成 3名</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導基準の概要 中高層建築物の建築行為(自己が居住する住宅地の用に供するための地階を除く階数が3の建築行為は除く。)、共同住宅等の建築行為の場合に事前協議を行う。 事前協議の内容 該当する建物については、隣接地権者、建築物の高さの2倍に相当する距離及び冬至日の真太陽時による地盤面における午前8時から午後4時において日影が生じる範囲、電波障害等の影響を及ぼす範囲内にある土地又は建築物の所有者、その他町長が必要と認める者に対して、建築主は建築計画の説明を行い、その結果を町に報告する。</p> <p>【参考】 平成15年度の取り組み状況 ・事前協議書届出件数 11件 内、中高層、共同住宅は 0件 ・あっせん件数 0件 ・調停件数 0件</p>	<p>【目的】 この条例は、町民及び開発事業者と町との相互理解及び協力により、適正な開発事業の誘導、狭隘道路及び計画道路の整備並びに適正な汚水処理を行うため、必要な手続きを定めると共に、町民の自主的なまちづくりへの参加を促し、生活環境の向上を図り安全で住み良いまちづくりを行う事を目的とする。</p> <p>【対象】 高さが10m以上の建築物の建築</p> <p>【内容】 ・敷地面積140m²以上 ・道路、公園、緑地、水路、消防水利その他公共施設の整備、雨水の敷地内処理 ・義務教育負担金の納付(1戸当たり40m²以上の共同住宅及び長屋の計画戸数-3×相模湖町の宅地の固定資産平均評価額) ・駐車場確保(原則住宅各戸に1台) ・駐輪場の確保(戸数の50パーセント) ・平均地盤面による日影図を作成し、影響があると認められる近隣住民への説明と調整 ・プライバシー保護のための窓の位置等の配慮 ・電波障害解消に必要な共同受信設備等の処置 ・上記に基づく町との協定の締結 ・事業計画表示板の設置等</p> <p>* あっせん等を行っていない * 平成15年度実績0件</p>	<p>【目的】 中高層住宅の開発計画について必要な基準を定め、事業者の理解と協力を要請し、良好な近隣関係と健全な居住環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 開発区域の面積が500㎡以上で地上4階以上又は高さが10m以上の中高層住宅を建築をする場合、事前協議を行う。 最高の高さは25m以下。 協議の内容 事業者に対し、近隣住民に対する事業計画の説明の義務づけや、指導基準に基づく道路、緑地、駐車場の設置等良好な住環境の確保に関する事。 * 平成15年度実績0件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	相模原市斎場の設置に関する指導基準に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市斎場の設置に関する指導基準				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 斎場の設置に際し、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに、良好な住環境の形成に資すること。</p> <p>【内容】 斎場を設置する際には、事前協議と近隣住民へ計画の周知を行うことを義務付け、近隣住民の理解を得るよう努める。</p> <p>○事前協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備に関する協議事項として、幅員6m以上の道路に接すること、施設から隣地境界線までの距離は1.5m以上とする(隣地沿いに緑化)など6項目について協議を行う。 ・管理運営に関する協議事項として、花環の設置は敷地内とする、通夜、告別式等は敷地内で行うなど7項目について協議を行う。 <p>【参考】 本指導基準は、平成16年6月1日から施行</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、開発行為及び中高層建築物となる場合にはこれらの指導を受けることとなる。</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、開発行為又は中高層建築物となる場合には、住環境整備条例に基づき協議が必要となり、その中で指導することとなる。</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、「まちづくり条例」に規定されている開発行為又は中高層建築物となる場合には、条例に基づく協議が必要となる。</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、開発行為及び中高層建築物となる場合にはこれらの指導を受けることとなる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	既存木造住宅耐震化促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 相模原市木造住宅耐震診断補助制度要綱 相模原市補助金等にかかる予算の執行に関する規則		津久井町木造住宅耐震診断補助制度要綱		
歳出予算額（平成16年度）	1,800千円		0千円		
歳入予算額（平成16年度）	900千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 既存の木造住宅の耐震診断を推進することにより、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>2. 内容 昭和56年5月31日以前に建築基準法の規定で設計し建築された住宅（併用・兼用住宅を含む）で、地上2階建以下の在来工法で建築された木造住宅の耐震診断を耐震診断技術者に耐震診断シートに基づいて行う簡易診断。 ただし、昭和56年6月1日以降に増築又は改築した建築物は除く。 耐震診断の経費のうち3万円までを交付対象とし、経費の3分の2を交付する。</p> <p>3. 実績 平成15年度 木造住宅耐震診断実施件数 58件</p>	該当なし	<p>1. 目的 既存の木造住宅の耐震診断を推進することにより、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>2. 内容 昭和56年5月31日以前に建築基準法の規定で設計し建築された住宅（併用・兼用住宅を含む）で、地上2階建以下の在来工法で建築された木造住宅の耐震診断を耐震診断技術者に耐震診断シートに基づいて行う簡易診断。 ただし、昭和56年6月1日以降に増築又は改築した建築物は除く。 耐震診断の経費のうち3万円までを交付対象とし、経費の3分の2を交付する。</p> <p>3. 実績 平成15年度 木造住宅耐震診断実施件数 3件</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	既存建築物等総合防災対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 建築物の耐震改修の促進に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	360千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 既存建築物の防災対策については、維持保全対策の確立と既存不適格建築物の改修に向け、国レベルの法が整備され対策の強化が図られた。</p> <p>市としては、建築物の防災査察等により防火避難施設等の改善指導や新耐震基準に適合しない公共、公益性の高い建築物及び住宅の耐震診断、耐震改修の普及・啓発活動、3階以上の建築物の落下物調査等各種の対策の推進を図ってきた。</p> <p>これらの防災対策をより効果的に推進していくために、これまで個別の建築物に対して個々に実施してきた維持保全対策、防火、避難対策、耐震化の促進及び非難の安全性の確保を相互に関連付けた総合対策として建築物の所有者等に対して一貫した指導・助言を行い、防災対策をより効果的、計画的に進める。</p> <p>2. 内容 ・建築物の維持保全対策 ・既存建築物の防火・避難対策 ・既存建築物の耐震性の向上 ・避難の安全性の確保 （落下物対策，ブロック塀等対策）</p> <p>3. 実績 平成15年度 耐震巡回相談 8回 耐震相談件数 108件 防災査察 71件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	建築審査等の事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 相模原市建築基準条例				
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図る</p> <p>2. 内容 建築基準法第6条第1項に規定する、建築確認申請に対する建築基準関係規定の確認の審査及び建築確認済証の交付 建築基準法第7条第4項に規定する、建築物の完了検査及び第5項による検査済証の交付 建築基準法第7条の3第4項に規定する建築物の中間検査及び第5項による中間検査合格証の交付 建築基準法第7条の6第1項による仮使用の承認 建築基準法を準用する。同法第87条、第87条の2及び同法第88条に対する確認及び検査</p> <p>3. 実績 確認申請件数 2,224件 完了検査証交付件数 2,126件 中間検査合格証交付件数 200件 仮使用承認件数 7件</p> <p>4. その他 検討事項 中間検査対象建築物の用途、規模の整理 積雪量の数値についての整理</p>	<p>該当なし</p> <p>平成15年度確認申請経由件数 188件</p>	<p>該当なし</p> <p>平成15年度確認申請経由件数 167件</p>	<p>該当なし</p> <p>平成15年度確認申請経由件数 43件</p>	<p>該当なし</p> <p>平成15年度確認申請経由件数 52件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	建築基準法に規定する道路		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 相模原市建築許可等取扱い規則				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 道路の調査及び道路の位置の指定</p> <p>2. 内容 建築基準法に規定する道路の調査及び道路の位置の指定に関する事.</p> <p>3. 実績 平成15年度 道路の位置の指定 40件</p> <p>建築物を建築するための必要な判断について窓口に関覧図面を用意し当該道路の位置づけの調査を容易にしている。(来庁者多数)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	建築基準法第9条に規定する意見の聴取		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則 (市規則)				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築基準法に規定されている違反建築物の処分予定者に対し、弁明等の機会を設け、行政処分の適正化を図る。</p> <p>2. 内容 法に定めるもののほか、市規則に定めるところにより、請求者に対する意見の聴取を行う。</p> <p>3. 実績 平成15年度 違反建築物に関するものはなし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	違反建築物の予防、是正指導及び措置に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 違反建築物の予防、是正指導及び措置を適切に行い、建築基準法に定める目的であるところの、国民の生命、健康及び財産の保護を図る。</p> <p>2. 内容 適宜、違反建築物防止のために建築パトロールを行う。 違反建築物が発見された場合は、上記目的に照らして、是正指導を行うとともに、場合によっては、是正措置を発する。</p> <p>3. 実績 平成15年度 建築パトロール 230件 うち指導・指示件数 32件 是正処理状況 摘発 7件 処理済 3件 指導中 4件 是正命令等 なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	建築物、建築設備等の定期報告		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 相模原市建築許可等取扱規則				
歳出予算額(平成16年度)	3,471千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築物等を常時適正に維持保全することは、所有者や管理者の責任において行う基本的な行為であり、安全上、防火上及び衛生上適切な性能を確保することにより災害に強い安全なまちづくりを推進する。</p> <p>2. 内容 特殊建築物(劇場、店舗、病院等)で一定規模以上の建築物については、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項並びに建築物の用途に関する事項について建築物の所有者等が市に報告をすること(昇降機を含む。) 県下統一で報告書の收受等の事務を(財)神奈川県建築安全協会に委託している。</p> <p>3. 実績 平成15年度 建築物 270件 昇降機 3,220件 その他設備 337件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 建築部会		
事務事業番号 15	事務事業名 住宅金融公庫受託業務に係る受付、審査及び報告		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	住宅金融公庫法				
歳出予算額(平成16年度)					
歳入予算額(平成16年度)	4,760千円				
【事務事業の内容】	1. 内容 住宅金融公庫との業務受託契約による受託収入 2. 平成15年度実績 一戸建住宅 1件 11,445円 390件 4,463,550円 共同住宅 1件 1,680円 760件 1,276,800円 中高層住宅 1件 3,570円 53件 189,210円 その他 383件 1,970,535円 合 計 1,586件 7,900,095円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 本格的な高齢社会の到来を間近に控え、高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加が望まれることから、不特定多数のものが利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう措置を講ずることにより建築物の質の向上を図る</p> <p>2. 内容 法第3条第1項による利用円滑化基準の規定の審査</p> <p>3. 実績 利用円滑化基準審査件数 2件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	エネルギーの使用の合理化に関する法律事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	エネルギーの使用の合理化に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、建築物についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずる</p> <p>2. 内容 法第14条における建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため建築主の判断の基準の届出の確認</p> <p>3. 実績 対象建築物 14件 届出 9件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	自然災害回避行政の事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 洪水予想区域，斜面崩壊予想個所の表示</p> <p>3. 実績 ・窓口にて地図の閲覧を行う。 ・県市関係各課と合同でパトロールを行う。</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 神奈川県アボイドマップ（神奈川県作成）の閲覧</p> <p>3. 実績 ・窓口にて地図の閲覧を行う。（都市整備課、環境防災課で行っている）</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 洪水予想区域，斜面崩壊予想個所の表示</p> <p>3. 実績 ・窓口にて地図の閲覧を行う。 担当課事務は防災課で行っている。</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 神奈川県アボイドマップ（神奈川県作成）の閲覧</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 神奈川県アボイドマップ（神奈川県作成）の閲覧</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る受付、審査、立入検査及び認定に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 建築物の耐震改修の促進に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉に資する。</p> <p>2. 内容 学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所その他多数のものが利用する建築物で建築基準法第3条第2項の適用を受けているものの所有者は、耐震診断を行い必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない。 法に基づき建築基準法第3条第2項の認定の手続き</p> <p>3. 実績 平成15年度 申請なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	被災建築物応急危険度判定事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱	神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱	神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱	神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱	神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱
歳出予算額（平成16年度）	268（負担金）	49千円	49千円	49千円	49千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ること。</p> <p>2. 内容 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を応急危険度判定士により判定基準にそって判定し、当該建築物の二次災害に対する危険度を応急的に判断し、その結果について判定標識を当該建築物の出入口もしくは外壁の見やすい位置に添付することにより、当該建築物利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにする。</p> <p>3. 実績 平成15年度 8都県市総合防災訓練 模擬訓練実施 シナリオ演習実施 市内部での参集訓練 2回</p>	<p>1. 目的 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ること。</p> <p>2. 内容 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を応急危険度判定士により判定基準にそって判定し、当該建築物の二次災害に対する危険度を応急的に判断し、その結果について判定標識を当該建築物の出入口もしくは外壁の見やすい位置に添付することにより、当該建築物利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにする。</p> <p>3. 実績 平成15年度 模擬訓練実施 1回 シナリオ演習実施 1回</p>	<p>1. 目的 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ること。</p> <p>2. 内容 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を応急危険度判定士により判定基準にそって判定し、当該建築物の二次災害に対する危険度を応急的に判断し、その結果について判定標識を当該建築物の出入口もしくは外壁の見やすい位置に添付することにより、当該建築物利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにする。</p> <p>3. 実績 平成15年度 応急危険度判定講習会 7回 参集訓練・模擬訓練実施 判定資機材の整備</p>	<p>1. 目的 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ること。</p> <p>2. 内容 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を応急危険度判定士により判定基準にそって判定し、当該建築物の二次災害に対する危険度を応急的に判断し、その結果について判定標識を当該建築物の出入口もしくは外壁の見やすい位置に添付することにより、当該建築物利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにする。</p> <p>3. 実績 平成15年度 模擬訓練実施 1回 シナリオ演習実施 1回 共に町単独の実施ではなく、震後対策推進協議会が実施した訓練に参加 歳出予算額は負担金</p>	<p>1. 目的 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ること。</p> <p>2. 内容 地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を応急危険度判定士により判定基準にそって判定し、当該建築物の二次災害に対する危険度を応急的に判断し、その結果について判定標識を当該建築物の出入口もしくは外壁の見やすい位置に添付することにより、当該建築物利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにする。</p> <p>3. 実績 平成15年度 模擬訓練実施 1回 シナリオ演習実施 1回 共に町単独の実施ではなく、震後対策推進協議会が実施した訓練に参加 歳出予算額は負担金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	住宅審議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	市営住宅条例 市営住宅条例施行規則 市附属機関の設置に関する条例 市住宅審議会規則				
歳出予算額（平成16年度）	625千円				
歳入予算額（平成16年度）	625千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市営住宅の募集計画、入居者選考など市営住宅の運営に関して、市長の諮問に応じ審議、答申を行う。</p> <p>【内容】 （委員数） 6人以内 （任期） 2年 （構成）市内の公共的団体から推薦された者 学識経験のある者 民生委員 （平成16年度予算） 住宅審議会委員報酬 ①12600*6人*8回 =604800円 審議会委員選考謝礼 ②10000*2人*1回 =20000円</p> <p>（平成15年度実績） ・委員数 5人 市自治会連合会 1人 市社会福祉協議会 1人 県宅地建物取引業協会 1人 民生委員 2人 ・開催状況 6月（6月募集計画） 7月（6月募集審査） 9月（6月募集審査）（11月募集計画） 1月（11月募集審査） 2月（11月募集審査）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	市営住宅維持管理補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	公営住宅法 相模原市市営住宅条例	公営住宅法 城山町町営住宅の管理に関する条例	公営住宅法	公営住宅法 相模湖町町営住宅管理条例	公営住宅法 藤野町町営住宅管理条例
歳出予算額（平成16年度）	338,407千円	2,325千円	4,941千円	530千円	1,000千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	市営住宅分 【目的】 直接建設の市営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費 【参考】 ○入居者管理に関する経費（4,080千円） ・住宅管理人報酬 53名分 1,900円/月 ・入居者募集のしおり 年2回 市営住宅入居者募集時に配布 年間11,000部 ・収入調査返信用封筒 年1回一斉収入調査に使用 3000枚 ○施設の維持管理に関する経費（51,662千円） ・給排水施設維持管理 ・受水槽保守点検、水質検査 ・エレベーター保守管理 ・機械式駐車場保守点検 等 借上げ型市営住宅分 【目的】 借上げの市営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費 【参考】 ○内容積算（282,665千円） ・集会室、共用部分ガス代、電気料、水道料 ・空家補修等修繕 ・緊急通報装置保守点検業務委託 等	町営住宅分 【目的】 直接建設の町営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費 【参考】 ○施設の維持管理に関する経費（266千円） ・受水槽清掃及び水質検査 ・簡易専用水道検査量 ・住宅建物災害共済保険料 ・消防設備点検 ・住宅設備等一般修繕（328千円） ・空家取壊工事（1,731千円）	町営住宅 維持管理費 【目的】 入居者の居住性の安定を図る。 【内容】 町営住宅の維持にかかわる管理費 【参考】 ○施設の維持管理に関する経費（391千円） ・空地草刈手数料 ・町営住宅火災保険料（151戸分） ・厚生住宅建物災害共済料（9戸分） ・消防設備保守管理委託料（小網第1団地） ・敷地等賃貸料（契約3件） 維持補修費 【目的】 入居者の居住性の安定を図る。 【内容】 町営住宅の維持にかかわる補修費 【参考】 ○施設の維持補修に関する経費（4,550千円） ・新規入居住宅補修分（2戸分） ・その他住宅補修分（25戸分）	町営住宅分 【目的】 直接建設の町営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費 【参考】 ○施設の維持管理に関する経費（530千円） ・小規模修繕（80千円） ・老朽化住宅取り壊し工事（450千円）	町営住宅 （目的） 直接建設の町営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費 【参考】 ○施設の維持に関する経費 ・小規模修繕（1,000千円）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	市営住宅ストック総合改善事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	12,700千円				
歳入予算額（平成16年度）	6,032千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市営住宅総合活用計画に基づき、高齢者や障害者等を含む全ての入居者が安心・安全な生活を営めるよう既存市営住宅の改善や維持保全等の適切な手法を実施し、市営住宅ストックの総合的な活用を図る。</p> <p>【内容】 対象団地 東団地 石橋団地 改善内容 共用階段へ手摺を設置する。</p> <p>【参考】 事業費 東団地 11,100千円 石橋団地 1,600千円</p> <p>【特財】 公営住宅ストック総合改善事業補助金 補助金額（6,032千円）補助率（2分の1）</p>	<p>平成12年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（城山町住宅再生マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。</p>	<p>平成12年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（津久井町住宅マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。</p>	<p>平成13年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（相模湖町住宅マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。</p>	<p>平成13年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（藤野町住宅マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	市営住宅整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			公営住宅法		
歳出予算額（平成16年度）	246,481千円		3,373千円		
歳入予算額（平成16年度）	246,481千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住宅基本計画に基づき、市営住宅の計画的な供給を図るため新設市営住宅を建設するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>○市営田名塩田団地整備（3工区）事業 設置場所 相模原市田名塩田3丁目3番 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上10階建て1棟 66戸 自走式駐車場 68台 工事期間 平成16年10月から平成18年2月 開設時期 平成18年4月</p> <p>○（仮称）市営大野台住宅整備事業 設置場所 相模原市大野台6丁目2210番地91 敷地面積 2,794.2㎡ 計画案 62戸 整備計画 平成16年度 実施設計</p> <p>○（仮称）市営南台団地用地購入事業（債務負担行為） 設置場所 相模原市南台4丁目4826番地9 敷地面積 11,859.73㎡</p>	<p>該当なし 空家取壊し工事については、住宅維持管理補修事業に記入。</p>	<p>【目的】 入居者の居住性の安定を図る。</p> <p>【内容】 町営住宅の改修等の整備工事を行う。</p> <p>○屋根、外壁改修工事 ・川坂団地2棟 ・青根団地</p> <p>○解体工事（木造平屋2棟） ○浄化槽改修工事 ・青根厚生住宅（5人槽）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	住宅に係る相談及び高齢者等の民間賃貸住宅入居支援		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	高齢者福祉課・福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市民間賃貸住宅紹介事業要綱				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 家主からの立退き要求や住宅の老朽化などのため転居しなければならない高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯で、引き続き市内に居住することを希望しながらも、自ら住宅を探す事が困難な方に対し、住宅関係事業者を紹介し、転居先の民間賃貸住宅探しの手助けをするものである。 対象となるのは、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯で、確実な連帯保証人が得られる、現住宅の家賃等の滞納がなく、住替え後も期日内に家賃を納めることができる、自立した日常生活が営めるなどの要件を備えているものである。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	都市整備課	企画政策室	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進。</p> <p>【内容】 管理戸数8戸 公営住宅の所得基準を超えた中堅所得者を対象とする賃貸住宅の建設。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	高齢者の居住の安定確保に関する法律事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	高齢者福祉課	企画政策室	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	高齢者の居住の安定確保に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高齢社会の急速な進展に対応し、民間活力の活用と既存ストックの有効利用を図りつつ、高齢者向けの住宅の効率的な供給の促進。</p> <p>【内容】 高齢者等（60歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯）の居住の安定を促進するため、民間賃貸住宅を探す手伝い。（情報提供）</p>	<p>法第4条によって神奈川県が高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務を行っており当町はその情報の提供をしている。”</p>	<p>法第4条によって神奈川県が高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務を行っており当町はその情報の提供をしている。”</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	魅力ある公共建築づくり推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	管轄課	財務課	建設課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	240千円				
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 良好なまちづくりや都市景観の形成に寄与するため、「魅力ある公共建築物整備指針」に基づいた公共建築の整備を推進する。</p> <p>【内容】 ・「魅力ある公共建築物検討会」を設置し、指針に基づく施設計画の検討 ・設計に関するテーマ、課題の調査・研究 ・建築設計競技(コンペ)の推進</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	建築工事標準単価表の作成業務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	管轄課	施設管理者	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市発注の建設工事の単価の統一を図る。</p> <p>【内容】 市発注の建設工事の標準単価表（建築・電気・設備）を年度当初作成を行う。</p>	<p>町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。</p>	<p>町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。</p>	<p>町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。</p>	<p>町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	公共施設の調査・設計・施工監督業務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	営繕課	施設管理者	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1.市有建築物（廃棄物処理施設・清掃関連施設・市営住宅及び学校を除く）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。 2.市営住宅の建築設備に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1.町有建築物（町営住宅含む）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。 なお、当該事務事業は施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1.町有建築物（町営住宅、学校含む）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。 なお、町営住宅以外については、事業（予算）担当課より依頼を受け（130万円以上の工事、設計委託等）業務を実施している。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1.町有建築物（町営住宅・学校等すべて含む）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。 なお、当該事務事業は施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1.町有建築物（町営住宅・学校等を除く）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。 なお、当該事務事業は施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	公共建築物の維持保全計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	営繕課	施設管理者	建設課	都市整備課	施設管理者
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が充分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築物の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の保全計画を策定し、良質な公共建築物の維持保全を行う。 ・修繕の緊急度や効果等に基づき、年次計画を策定し、効率的な修繕を実施するためのシステムの確立する。 ・日常の維持管理がより適切にできるようなシステムを確立する。 ・効率的な事業の執行方法を確立する。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が充分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築物の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の保全計画の策定。また、修繕にかかる予算の効率化を図るため、緊急度等に基づき、優先順位により工事を行う。 なお、当該事業は、各施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が充分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築物の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の維持保全計画について、町営住宅の場合は、公営住宅ストック総合活用計画の中で、基本方針を定めている。また、修繕にかかる予算については、予算編成時に次年度の修繕計画を建て、工事（修繕含む）を行う。 なお、他の公共建築物（町営住宅以外）については、各施設を管理している所管課で対応を行う。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が充分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築物の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の維持保全について、現状は原因事由が発生し、緊急性が高く、経費的な事情などを考慮し、対応が必要と認められるものについては、逐次措置を講じるようにしている。 「対応を必須」とする明確な基準、整備計画等は存在しない。なお、当該事業は各施設を管理している所管課で対応を行っている。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が充分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良好な公共建築物の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の保全計画の策定及び施設の適正配置計画策定。 また、修繕にかかる予算の効率化を図るため、緊急度等に基づき、優先順位により工事を行う。 なお、当該事業は、各施設の維持管理している所管課ごとに実施している。</p>

土 木 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	相模原市みちの協会補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	都市計画課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	87,000千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 (財)相模原市みちの協会が自主事業として実施する道路愛護意識の普及啓発や道路の環境美化推進等に関する事業及び法人の運営に係る経費に対する補助。</p> <p>【事業内容】 自主事業 ・道路愛護意識の普及啓発に関する事業 ・道路の環境美化推進に関する事業 ・道路の適正利用啓発事業 ・機関誌その他印刷物等による広報事業 ・街路樹の再利用事業 管理費等 ・人件費 ・施設使用料等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	道路交通量調査委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	都市計画課・都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	9,009千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 現況道路の断面交通量等の調査を行い、道路の利用実態や現状を把握し、交通対策や道路の計画・整備のための基礎資料とする。</p> <p>【内容】 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）に合わせ市内幹線道路の交通量を把握する。</p> <p>（調査方法） * 断面交通量調査 * 方向別交通量調査 * 旅行速度調査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	土木工事積算事務電算処理経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	都市整備課・施設管理課・財務課	建設課・上下水道課	都市整備課・下水道課・産業環境課	地域整備課・上下水道課
根拠法令等	相模原市土木工事費積算システム運用要領				
歳出予算額（平成16年度）	15,284千円	1,731千円〔765千円〕	3,404千円	3,271千円	945千円
歳入予算額（平成16年度）	408千円	120千円〔120千円〕	400千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係る経費であり、積算事務の省力化により、市担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・相模原市土木工事費積算システムの機器等のリース賃借料及び使用料 ・積算基準改定（年1回）、基礎単価改定（年4回）に伴うシステムデータ改定作業 ・積算基準となる、関連図書（神奈川県土木工事標準積算基準書等）の購入 ・消耗品（システムのプリンタートナー、用紙等）の購入 ・土木工事共通仕様書等、有償頒布用印刷製本費</p> <p>【特定財源】 名称 行政資料コーナーでの有償刊行物の販売 内容 道路標準構造図、土木工事共通仕様書等の販売見込数量 285冊 金額 408千円</p>	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係る経費であり、積算事務の省力化により、町担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 土木工事積算システム利用に係る事務 ・ソフトウェア、ハードウェアのリース ・歩掛、単価データの修正業務委託（年1回） ・単価データの改定作業（年3回） ・積算基準となる関連図書（神奈川県土木工事標準積算基準書等）の購入</p> <p>【特定財源】 ・国庫補助 20千円〔20千円〕 ・町債 100千円〔100千円〕</p>	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係る経費であり、積算事務の省力化により、担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・機械器具借上 ・歩掛データ作成業務 ・機器及び積算システム賃借料及び使用料 ・歩掛改定（年1回）、単価改定（年4回）に伴うデータ作成、修正業務委託 作成、修正等したデータはCDR等により納品されるため、職員がデータ入力を行なう。</p> <p>【特定財源】 ・国庫補助 400千円</p>	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化を図るための電算処理に係る経費であり、積算事務の省力化により、町担当職員の設計上の違算を無くし、工事監督の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・相模湖町土木工事費積算システムの機器等のリース賃借料及び使用料 ・積算基準改定（年1回）、基礎単価改定（年4回）に伴うシステムデータ改定作業</p> <p>【特定財源】 ・無し</p>	<p>【目的】 公共工事の設計積算事務の効率化、合理化及び一貫性を図るための電算処理に係る経費であり、積算事務の省力化により、町担当職員の設計上の違算を無くし、工事監督の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 主に土木工事費積算システム運用利用に係る連絡調整等の事務。 ・（財）神奈川県都市整備技術センターが運営する市 町村積算システムの使用料</p> <p>【特定財源】 ・無し</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	災害時仮設トイレ用移動型人孔蓋整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市災害用トイレマンホール蓋の運用要領				
歳出予算額（平成16年度）	5,956千円				
歳入予算額（平成16年度）	2,700千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地震等災害発生時における家庭用水洗トイレ等の使用不能に備え、在宅被災者用に既設の下水道用マンホールを溜置き式の簡易トイレとして利用する仮設トイレ用移動型人孔蓋を市内の小中学校の防災備蓄倉庫等に計画的に配備していく。</p> <p>【事業概要】 平成10年度から事業を着手し、平成17年度までに市内の小中学校82箇所に各5組、一般倉庫4箇所に120組（計530組）を配備する。</p> <p>【配備計画】 相模原市地域防災計画（平成12年度修正）による《総人口平成7年8月1日現在人口》 罹災者数 87,362人... 避難所収容者数 34,945人... 在宅被災者数 52,417人... 在宅被災者100人に対し1組を設置 計530組を配備</p> <p>【特定財源】 名称 災害時仮設トイレ用移動型人孔蓋整備事業補助金 補助 1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	開発行為（開発行為に準ずるものを含む）における道路及び下水道に係る協議、指導及び検査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課・建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法 津久井町住環境整備条例	都市計画法 相模湖町まちづくり条例	藤野町開発行為指導要綱
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】 ・都市計画法第32条、同法第39条及び同法第40条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画（雨水（貯留、浸透を含む）、汚水）との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路・下水道施設の完了検査</p> <p>【開発行為に伴う技術基準】 道路の基準 ・事業区域内の新設道路の幅員は6.0m以上 ・ただし、道路延長70m超、100m以下の道路幅員は5.0m以上、道路延長70m以下の道路幅員は4.5m以上とすることが出来る ・袋状道路の場合で、幅員6m未満の道路については延長35mごとに回転広場を設置 ・袋状道路の場合で、幅員6m以上で延長35m以上は終端部に回転広場を設置 ・交差部の隅切り長は3m以上確保 雨水調整池 ・事業区域面積が0.5ha以上の場合は雨水調整池を設置 ・事業区域面積が0.5ha未満の場合は雨水浸透施設を設置 下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 200mm、雨水 250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.5m以上 汚水樹の基準 ・官民境界から50cm以内の民地で道路面との差が1m以内 詳細については「開発行為等技術基準」「道路に係る事務取扱要領」「雨水調整施設設置基準」等により指導している。</p>	<p>【目的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】 ・都市計画法第32条、同法第39条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画（雨水・汚水）との整合性の協議や技術的援助 ・道路・下水道施設の完了検査</p> <p>【開発行為に伴う技術基準】 道路の基準 ・事業区域内の新設道路の幅員は6.0m以上 ・ただし、道路延長70m超、100m以下の道路幅員は5.0m以上、道路延長70m以下の道路幅員は4.5m以上とすることが出来る ・交差部の隅切り長は3m以上確保</p> <p>雨水調整池 ・必要に応じて雨水調整池を設置</p> <p>下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 200mm以上 ・管渠の最低土被りは1.2m以上</p> <p>汚水樹の基準 ・官民境界から1m以内の民地</p> <p>詳細については「城山町開発指導要綱」「道路構造令」「下水道施設計画・設計指針と解説」等により指導している。</p>	<p>【目的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】 ・都市計画法第32条、同法第39条及び同法第40条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路・下水道施設の完了検査</p> <p>【開発行為に伴う技術基準】 道路の基準 ・事業区域内の新設道路の幅員は4.5m以上 ・袋状道路の場合で、幅員6m未満の道路については延長35mごとに回転広場を設置 ・交差部の隅切り長は3m以上確保 下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 200mm以上、雨水 250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.0m以上 汚水樹の基準 ・官民境界から50cm以内の民地で道路面との差が1.4m以内 詳細については「津久井町住環境整備条例技術基準」「道路構造令」「下水道施設計画・設計指針と解説」等により指導している。</p> <p>会計の種別については、道路関係は、一般会計下水道関係は、特別会計</p>	<p>【目的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】 ・都市計画法第32条、同法第39条及び同法第40条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路・下水道施設の完了検査</p> <p>【開発行為に伴う技術基準】 道路の基準 ・事業区域内の新設道路の幅員は4.5m以上 ・原則として袋状または階段状としない ・交差部の隅切り長は3m以上確保 下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 200mm以上、雨水 250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.0m以上 汚水樹の基準 ・官民境界から1.5m以内の民地 詳細については「相模湖町まちづくり条例技術基準」「道路構造令」「下水道施設計画・設計指針と解説」等により指導している。</p> <p>会計の種別については、道路関係は、一般会計下水道関係は、特別会計</p>	<p>【目的】 本町の道路及び下水道計画と開発行為との整合性や、開発行為により整備され帰属を受ける道路及び下水道設備の整備水準の維持。</p> <p>【内容】 ・都市計画法第32条、同法第39条及び同法第40条に基づく事務 ・道路計画・下水道計画との整合性の協議や技術的援助 ・帰属用地の登記事務・道路・下水道施設の完了検査</p> <p>【開発行為に伴う技術基準】 道路の基準 ・事業区域内の新設道路の幅員は4.0m以上 ・原則として袋状または階段状としない ・交差部の隅切り長は3m以上確保 下水道管渠の基準 ・分流式、自然流下方式 ・最小管径は汚水 150mm以上、雨水 250mm以上 ・管渠の最低土被りは1.0m以上 汚水樹の基準 ・官民境界から1.0m以内の民地</p> <p>会計の種別については、道路関係は、一般会計、下水道関係は、特別会計</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	公共工事に伴う発生残材の有効利用の推進		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>	<p>【目的】 公共工事に伴う発生残材の有効利用の促進を図る。</p> <p>【内容】 公共工事に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊等の有効利用の取りまとめに関すること</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	公共建設発生土の処理処分対策		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例 ・津久井町建設残土利用対策委員会設置要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	11,897千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共工事に伴う建設発生土の処理処分対策に関すること。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建設発生土の指定処分場及び改良土プラントの確保 ・指定処分場の処分費の決定 ・公共建設発生土及び改良土の取りまとめ ・「相模原地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「相模原地区建設副産物連絡協議会」に関すること 	<p>【目的】 公共工事に伴う建設発生土の処理処分対策に関すること。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建設発生土の処分対策 ・公共建設発生土に関する取りまとめ ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること ・城山町発生土対策場に関すること 	<p>【目的】 建設残土の処分、利用について、調査研究し、建設残土に関わる諸問題を解決する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設残土の利用計画 ・公共残土処分場の確保 ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること 	<p>【目的】 公共工事に伴う建設発生土の処理処分対策に関すること。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること ・公共建設発生土の指定処分場及び改良土プラントの確保 ・指定処分場の処分費の決定 ・公共建設発生土及び改良土の取りまとめ 	<p>【目的】 公共工事に伴う発生土の処理処分対策に関すること。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設残土の利用計画 ・公共残土処分場の確保 ・「津久井地区建設発生土連絡協議会」に関すること ・「津久井地区建設副産物連絡協議会」に関すること <p>【公共工事建設残土処理対策】 道路屈曲などの解消を図るため、マイロード事業をはじめとした公共工事により発生する残土を道路の急カーブ・傾斜地に盛土し、視距改良などの安全性を図る対策である。これは、指定処分場への町外搬出においては距離があるため経費が多くなることからであり、その対応として位置づけられている。 現在のところは、予算の関係上、掘置きとなっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	路線再編成基準に基づく路線の編成		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課土木システム推進室	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>現在の認定路線の基本は昭和45年に実施した市道再編成事業により形成された。その後、激しい都市化により道路施設が増大し、計画的な路線網の形成が追いつかず、現在は道路管理業務に支障をきたすようになってきている。</p> <p>このようなことから、一定の基準に従った道路網を確立し、効率的な道路管理業務を行い、さらには迅速な市民サービスを提供するため、認定路線の再編成（組替え）を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>平成15年度までに検討した再編成の路線認定方針（案）及び再編成認定・廃止基準（案）に基づき、市域全域についてシミュレーションを行い、方針（案）及び基準（案）に対する問題点の抽出及び整理を行う。</p> <p>不明路線、不正使用路線及び水路敷を含む路線等について、各々の課題路線調書を作成する。</p> <p>認定路線再編成事業実施の優位性や課題等を抽出及び整理、実施工程の作成や事業費の算定及び事業実施関係課との調整など、事業実施に向けた検討を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 土木部会			
事務事業番号 7	事務事業名 道路情報管理システム業務委託	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課土木システム推進室	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法 測量法 公共測量作業規定				
歳出予算額（平成16年度）	94,487千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 多様化する道路形態等に対し、道路管理の適正化が従来以上に求められており、膨大な各種道路情報を電子化し共有化を図ることが不可欠なものとなっている。 道路台帳整備により作成された図面と調書の一元管理を行い、道路財産管理の効率化を図る。併せて庁内LANを利用し、各課における業務への活用を図る。</p> <p>【内容】 平成16年度は、基本設計から4年が経過し、国土地理院から「地理情報標準第2版1」に準拠した「製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン（案）2」が出されたことなどによりシステムの見直しを図る。併せて業務分析結果からシステム化が必要な業務を精査し、今後の開発対象業務範囲の明確化やデータ取得方法の再検討による経費節減及び庁内LANの活用による効率化を図ることなど、費用対効果を高める方策を検討する。</p> <p>1 地理情報を異種システム間で相互利用する際に、必要な情報を伝達するため、データの構造、記録方法、表現方法、品質、所在、製品仕様等についての仕組み等を定めたもの。 2 公共測量を実施する際に必要な製品仕様書及び品質に関連する事項について解説すると共にその基準を示したもの。</p> <p>道路情報管理システム開発業務 ・新技術、業務見直しによる詳細設計 ・データ作成ガイドラインによるデータ構築 ・庁内LANを利用したシステムの構築及び開発 当年度データ補正業務 既存機器保守業務 道路情報通報システム運用サーバ保守業務 既存システム消耗品購入 開発用ソフトウェア購入</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課国道対策室	都市計画課	都市計画課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	80千円	40千円	40千円	40千円	40千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期同盟会 負担金 8万円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し 広域幹線道路整備事業県央8市連絡会 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し</p>	<p>【目的】 首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期同盟会 負担金 40千円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）及び津久井広域道路を促進する議員連絡協議会 負担金無し</p>	<p>【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期同盟会 負担金 40千円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し</p>	<p>【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期同盟会 負担金 40千円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し</p>	<p>【目的】 首都圏中央自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>首都圏中央連絡道路建設促進期同盟会 負担金 40千円 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議 負担金無し さがみ縦貫道路（圏央道）事業推進連絡調整会議 負担金無し 圏央道神奈川地区連絡会 負担金無し</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	広域幹線道路整備構想の推進の要請		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課国道対策室	都市計画課	都市計画課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	185千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 京浜津久井連携の整備・強化を図るため、さがみ縦貫道路から核都市広域幹線道路方向への「(仮称)相模野幹線構想」及び保土谷バイパスに続き国道246号以北への延伸路線の「(仮称)横浜多摩幹線構想」について、実現化に向けた活動をおこなう</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	国道道の整備促進		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	土木計画課国道対策室	都市計画課	建設課	都市整備課	地域整備課
歳出予算額（平成16年度）	699千円	140千円	233千円	136千円	235千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	65千円（財産区繰入金）	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の国道、県道の整備促進を図る</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>市長が会長の協議会 相模原津久井広域道路及び国道413号整備促進協議会 負担金180千円 相模原市幹線道路網整備促進協議会 補助金185千円 関東国道協会 負担金40千円 関東国道協会神奈川県地区協議会 負担金等 無し</p> <p>負担金等の支出がある協議会 都市計画道路相模原二ツ塚線及び水窪座間線建設促進協議会 負担金80千円 神奈川県都市計画街路事業促進協議会 負担金170千円 神奈川県道路利用者会議 負担金44千円</p> <p>負担金等無しの協議会 道路整備促進期成同盟会全国協議会 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会 全国街路事業促進協議会 全国高速道路建設協議会</p>	<p>【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る。</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施。</p> <p>相模原、津久井広域道路及び国道413号整備促進協議会 負担金 60千円 関東国道協会 負担金 20千円 関東国道協会神奈川県地区協議会 負担金無し 神奈川県道路利用者会議 負担金 60千円 道路整備促進期成同盟会全国協議会 負担金無し 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会 負担金無し</p>	<p>【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>負担金等の支出がある協議会 関東国道協会 負担金20千円 神奈川県道路利用者会議 負担金33千円 相模原津久井広域道路及び国道413号整備促進協議会 負担金60千円 国道412号線建設改良促進協議会 負担金40千円 主要地方道山北藤野線改良整備促進協議会 負担金30千円 町内組織 国道413号建設促進協議会 負担金40千円 主要地方道伊勢原津久井線改良促進協議会 負担金50千円</p> <p>負担金等無しの協議会 道路整備促進期成同盟会全国協議会 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会</p> <p>【特定財源】 財産区繰入金 65千円</p>	<p>【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>負担金等の支出がある協議会 関東国道協会 負担金20千円 神奈川県道路利用者会議 負担金16千円 相模原津久井広域道路及び国道413号整備促進協議会 負担金60千円 国道412号線建設改良促進協議会 負担金40千円</p> <p>負担金等無しの協議会 道路整備促進期成同盟会全国協議会 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会 国道20号整備促進</p> <p>【目的】 国道20号の相模湖町～藤野町間の整備に当たって、課題・問題点を抽出し、整備手法・優先順位を検討し、関係機関相互の連絡調整を強化することにより、事務事業の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>【構成メンバー】 相模原市事務所長・相模湖町長・藤野町長 関係機関幹部職員 事務担当については、相模原市事務所及び両町で持ち回り。資料については、個々に留意をして、事務局が留意をする。</p>	<p>【目的】 町内の国道、県道の整備促進を図る</p> <p>【内容】 協議会等を通じ要望活動を実施</p> <p>負担金等の支出がある協議会 関東国道協会 負担金20千円 神奈川県道路利用者会議 負担金55千円 相模原津久井広域道路及び国道413号整備促進協議会 負担金60千円 国道412号線建設改良促進協議会 負担金40千円 主要地方道山北藤野線改良整備促進協議会 負担金20千円</p> <p>負担金等無しの協議会 道路整備促進期成同盟会全国協議会 道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会</p> <p>国道20号整備促進</p> <p>【目的】 国道20号の相模湖町～藤野町間の整備に当たって、課題・問題点を抽出し、整備手法・優先順位を検討し、関係機関相互の連絡調整を強化することにより、事務事業の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>【構成メンバー】 相模原市事務所長・相模湖町長・藤野町長 関係機関幹部職員 事務担当については、相模原市事務所及び両町で持ち回り。資料については、個々に留意をして、事務局が留意をする。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	国道道の整備促進	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>内容) 年に1回国道20号の整備の状況や今後の整備の仕方について、意見交換を行う。懇談会に提出する資料については、当町においては、一般国道20号改良整備促進協議会や各地区分科会において発言された内容も精査したうえで提出をし、国道20号の管理者である相武国道事務所長や幹部職員から、要望事項に対する回答をその場でいただく。 平成15年度までに、4回開催済み。</p> <p>【一般国道20号整備懇談会】 《目的》 一般国道20号改良整備に関する調査研究及び関係機関との連絡調整を図り、改良整備を促進させることを目的とする。 《内容》 一般国道20号改良整備促進協議会を設置。その協議回の下、吉野地区には吉野地区分科会を 藤野地区には藤野地区分科会を設置し、協議会及び分科会を通じ、要望活動や地元地権者の連絡調整並びに用地交渉で難航する部分について調整を行い事業の促進を図る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	公共工事安全点検パトロール経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	市公共工事安全点検パトロール員制度実施要綱				
歳出予算額(平成16年度)	7,687千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	47千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、安全点検パトロール員を置き、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 毎週月曜日 9:00～17:00 毎週火・木曜日 14:30～19:30 毎週水曜日 9:00～16:00 毎週金曜日 9:00～15:00</p> <p>【参考】(平成15年度実績) 公共工事安全点検パトロール数 パトロール日数 239日 道路関係 576件(72工事箇所) 下水道関係 581件(60工事箇所) 合計 1,157件(132工事箇所)</p> <p>【その他】 「公共土木施設破損処理」 公共土木施設(道路、道路付属物)の破損原因者に原形復旧をさせるもの ガードレール 55件 カーブミラー 13件 ガードポール 30件 道路照明 5件 街路樹 5件 その他 15件 合計 123件</p> <p>【特定財源】 労働保険(雇用保険料本人支払分) 47千円</p>	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 道路の安全確保のため、公共工事に対して、職員によるパトロールを実施している。</p>	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 道路の安全確保のため、公共工事に関して、随時職員がパトロールを実施する。</p> <p>【その他】 「公共土木施設破損処理」 公共土木施設(道路、道路付属物)の破損原因者に原形復旧をさせるもの 5件 車止ポール 2件 ガードレール 1件 ガードパイプ 1件 横断防止柵 1件 合計 5件</p>	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 職員によるパトロールを実施している。</p>	<p>【目的】 道路の安全点検を積極的かつ効果的にするため、公共工事の安全点検のパトロールを実施することにより、道路の安全を確保する。</p> <p>【内容】 道路の安全確保のため、公共工事に関して、随時職員がパトロールを実施する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	路上違反広告物撤去事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	屋外広告物法 相模原市屋外広告物条例	屋外広告物法	屋外広告物法	屋外広告物法	屋外広告物法
歳出予算額（平成16年度）	14,598千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 H15年度実績 委託料13,531千円 業者委託による路上違反広告物の除去 ・はり紙 37,548枚 ・はり札 70,042枚 ・立看板 16,829枚 合計撤去枚数 124,419枚 路上違反広告物追放推進員による撤去 延125回、430人 ・はり紙 3,526枚 ・はり札 5,551枚 ・立看板 1,019枚 合計撤去枚数 10,096枚 市民参加による撤去活動 参加団体 46団体、612人 ・はり紙 2,222枚 ・はり札 954枚 ・立看板 495枚 合計撤去枚数 3,671枚 職員による違反是正及び指導</p>	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 平成15年度 実績 0件 路上違反広告物撤去作業 非常勤特別職員で撤去 年1回 4人 26千円 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。</p>	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 予算計上なし 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。</p>	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 予算計上なし 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。</p>	<p>【目的】 路上違反広告物の除去及び是正指導を実施することにより、美観風致の保持及び公衆に対する危害を防止する。</p> <p>【内容】 予算計上なし 違反是正及び指導、看板や張り紙の撤去作業を職員により実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	道路認定路線網図作成委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路認定路線網図作成委託仕様書				
歳出予算額(平成16年度)	1,800千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、平成16年4月～平成17年3月までの市道認定、廃止及び区域変更に伴う市道認定路線網図の改訂を行う。</p> <p>【内容】 全額が市道認定路線網図作成委託料 製図費、製本等(縮小原図作成49枚) 作成部数 B1版(SSP) 1/2,500 2冊 B1版(陽画焼) 1/2,500 2冊 B3版(陽画焼) 1/5,000 70冊 配布先 警察署、県土木、市関係各課等</p>	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂については、変更が少ないため数年に一度改定作業を行う。</p> <p>【内容】 平成14年度実施 路線網図作成部数 A0版 1/10000 50部</p>	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、平成16年4月～平成17年3月までの町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂を行う。</p> <p>【内容】 道路台帳補正更新業務委託の中で作成しており、路線網図単独での委託はない。 作成部数 A0版(SSP) 1/10,000 4枚 A0版(第二原図) 1/10,000 4枚</p>	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂については、毎年改訂している。予算については、事務事業番号11(道路境界整備事業)に含む。</p>	<p>【目的】 最新の認定資料により道路行政を推進するため、町道認定、廃止及び区域変更に伴う町道認定路線網図の改訂については、毎年改訂している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	道路境界整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法28条	道路法28条	道路法第28条	道路法第28条	道路法第28条
歳出予算額（平成16年度）	69,378千円	5,400千円	1,500千円	940千円	2,000千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路境界整備 65,000千円 境界確定図整備以降、新たに寄附・開発及び改良された道路について境界確定図面の補正業務を実施する。約13Km</p> <p>窓口支援システム入力・補正事務1,200千円 道路境界点管理事務や窓口業務の効率化、迅速化を目的に道路台帳整備事業の一般確定、区画整理、その他改良・開発寄附等の道路境界点及び基準点について未入力データを入力補正する。約3750点入力 道路台帳調査集計表補正業務 3,178千円 「道路区域線基礎数値表」について、認定・廃止・区域変更のあった路線及び道路境界確定した路線の延長、面積を入力、修正を行う。約800件</p> <p>実施率94%（実施延長/平成15年度認定総延長）</p>	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路台帳整備測量業務 5路線 4,400千円 道路管理調書作成業務 1,000千円</p>	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路台帳補正更新業務 1,500千円 補正距離583m（認定3路線、区変1路線）</p>	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路台帳整備事務委託 940千円</p>	<p>【目的】 道路台帳整備に係る事業で道路台帳調査及び図面の整備補正を行う。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路台帳整備事務委託 2,000千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	国有財産取得事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）	国有財産法 道路法（90条2項、94条2項）
歳出予算額（平成16年度）	7,286千円	200千円	4,384千円	348千円	1,974千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国土交通省・財務省所管の国有財産の取得に伴う登記図書の作成を行う。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 申請件数 有地番 42件 無地番 37件</p> <p>【平成15年度の事業の内容】 申請件数 有地番 42件 無地番 54件 決算額 9,705千円</p>	<p>【目的】 財務省所管の国有財産の取得に伴う登記図書の作成を行う。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 保留になっている国有財産の取得に伴う申請書類の作成</p>	<p>【目的】 国土交通省・財務省所管の国有財産の取得に伴う譲与申請書の作成を行う。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 国有財産の取得に伴う申請書類の作成</p>	<p>【目的】 財務省所管の国有財産の取得に伴う登記図書の作成を行う。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 保留になっている国有財産の取得に伴う申請書類の作成</p>	<p>【目的】 国土交通省・財務省所管の国有財産の取得に伴う譲与申請書の作成を行う。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 国有財産の取得に伴う申請書類の作成</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	道路境界確定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	民法223・224・229条	民法223・224・229条	民法223・224・229条	民法223・224・229条	民法223・224・229条
歳出予算額（平成16年度）	68,680千円	2,500千円	17,657千円	0千円	5,000千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路境界協議申請に基づき道路境界を確定する。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路境界確定業務委託 64,000千円 道路境界協議申請に基づき道路境界の確定を行う。</p> <p>事務作業等委託 マイクロフィルム作成委託 450千円 (平成14年度完結分の道路境界協議書類のマイクロ化)</p> <p>廃杭等処分委託 50千円</p> <p>境界標等購入 4,112千円 プレート標1,900個 コンクリート杭850本 紙 200本 基準点 16個</p> <p>事務費等 68千円 陽画焼付他</p> <p>確定率91% (確定延長/平成15年度認定総延長) (平成15年度受付件数 189件)</p>	<p>【目的】 道路境界協議申請に基づき道路境界を確定する。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路境界確定測量作業業務委託 5路線 2,500千円 道路境界協議申請に基づき道路境界の確定を行う。</p>	<p>【目的】 下水道事業等に伴う道路境界の確定及び道路境界確定申請に基づく道路境界の確定を行う。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路境界確定図作成委託 10,159千円 下水道事業等に伴う道路境界の確定及び道路境界確定申請に基づく道路境界の確定を行う。</p> <p>境界標埋石業務委託料 6,187千円</p> <p>境界標等購入 1,311千円 プレート標460枚、コンクリート杭750本</p>	<p>【目的】 道路と私有地との境界を確定する。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路境界確定事務 道路境界設定願に基づき、道路境界を確定する。 確定作業については、申請者において立会日時の設定を行う。費用については、申請者が負担する。 年間約20件の申請がある。 町境界標等については、町から支給を行う。</p>	<p>【目的】 道路境界確定申請に基づき、道路(町道・農林道・認定外道路・水路)と私有地との境界を確定する。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 道路境界確定事務(丈量測量委託) 5,000千円(箇所未特定分) 境界確定申請に基づき、道路境界を確定する。 町道及び農林道との境界確定について、費用負担及び日程等の調整事務は町が行うが、認定外道路及び水路については、費用負担及び立会日程等の調整事務は申請者の負担となる。 なお、道路の種類に関わらず、官民境界の境界標(C0・プレート)は町が支給する。</p> <p>【実績】 平成16年度 32件(10月末現在) 平成15年度 39件 平成14年度 38件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	廃道路敷等測量委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法 相模原市市有財産条例				
歳出予算額（平成16年度）	3,500千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 廃道路敷等処分に依わる地積測量図等の登記関係図書作成委託</p> <p>【内容】 平成16年度の事業の内容 件数（予定） 10箇所 事業名 廃道路敷等測量委託 事業費 3,500千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	路上放置自動車等撤去委託	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第42条 市路上放置自動車取扱要綱(県警 県路上放置自動車取扱要領)		道路法第42条		
歳出予算額(平成16年度)	9,933千円		210千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市道上の所有者不明の放置自動車や不法投棄物を適正迅速に撤去・処分し、安全・円滑な道路交通の確保を図る。</p> <p>【内容】 事業費内訳 需用費(消耗品費、印刷製本費)115千円 委託料 9,818千円 路上放置自動車撤去委託 3,024千円 予定台数 4輪車両 フロン有48台無110台 660cc以下 フロン有16台無36台 *フロン回収H15年度より実施 不法投棄物収集運搬業務委託 4,101千円 路上不法投棄物(混在物、残土等)及び家電リサイクル対象物(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)の路上不法投棄物の収集運搬業務委託(H13年度より実施) 規模説明 塵芥車 (3,168千円) 2tバッカ-車 20台 4tバッカ-車 62台 シャベル車 (378千円) 自走シャベル車 9台 家電リサイクル対象物【542千円】 テレビ58台 冷蔵庫52台 洗濯機30台 エアコン14台 再商品化物郵便振替手数料 (家電リサイクル処分費振替手数料) 154件 不法投棄物処分業務委託2,693千円 混在物37t 残土30t 【H15年度路上放置自動車撤去台数】 市(道路管理者)161台 所有者等130台</p>	該当なし	<p>【目的】 町道上の所有者不明の放置自動車や不法投棄物を適正迅速に撤去・処分し、安全・円滑な道路交通の確保を図る。</p> <p>【内容】 路上放置自動車撤去については、環境課職員で随時行っている。 放置自動車台数 2台</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	道路の認定、区域決定、供用開始等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第8条、第10条、第18条 相模原市道認定基準要綱	道路法第8条、第10条、第18条	道路法第8条、第10条、第18条	道路法第8条、第10条、第18条	道路法第8条、第10条、第18条
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 認定 53路線 廃止 9路線 区域変更 705路線 供用開始 26路線</p> <p>合計 793路線</p> <p>【参考】 平成15年度の認定・廃止については、9月・3月市議会に議案提出し承認を受けた。又、区域変更・供用開始については、年間随時、告示行為を行った。</p> <p>【認定基準】 道路法等に定めるもののほか、市道の路線認定に関して「相模原市道認定基準要綱」で認定する道路の要件、幅員等を定めている。</p>	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 認定 12路線 廃止 3路線 区域変更 13路線 供用開始 14路線</p> <p>合計 42路線</p> <p>【参考】 平成15年度の認定・廃止については、3月町議会に議案提出し承認を受けた。又、区域変更・供用開始については、年度末に告示行為を行った。</p> <p>【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている。</p>	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 認定 4路線 区域変更 5路線 供用開始 6路線 廃止 1路線</p> <p>合計 16路線</p> <p>【参考】 平成15年度の認定・廃止については、3月町議会に議案提出し承認を受けた。又、区域変更・供用開始については、年間随時、告示行為を行った。</p> <p>【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている。</p>	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 認定 1路線</p> <p>【参考】 平成15年度の認定については、12月町議会に議案提出し、承認を受けた。</p> <p>【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている。</p>	<p>【目的】 道路法第8条、第10条、第18条に基づく事務</p> <p>【取扱件数】 認定 2路線 14年度 0路線 区域変更 9路線 供用開始 9路線 合計 18路線</p> <p>平成14年度の認定・廃止については、3月町議会に議案提出し承認を受けた。また、区域変更・供用開始については、年間随時、告示行為をおこなった。</p> <p>【認定基準】 道路法に基づき処理を行なっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	廃道路敷の処分		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市市有財産条例	普通財産及び物品の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	津久井町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 津久井町財産規則	相模湖町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	藤野町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 藤野町財産規則 藤野町認定外道路の管理及び処分に関する事務処理要綱及び指針
歳出予算額（平成16年度）	3,500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	20,800千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 市道の路線廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地(廃道路敷等)の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 窓口相談等</p> <p>現地調査・売払可否照会(関係課)</p> <p>要望書の提出</p> <p>処理方針の決定</p> <p>価格評価・決定</p> <p>申請書の提出(登記図書等の添付)</p> <p>路線廃止等の告示</p> <p>契約の締結・代金の入金</p> <p>登記・登記済証の交付</p>	<p>【内容】 町道の路線廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地(廃道路敷等)の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 窓口相談等</p> <p>現地調査・売払可否照会(関係課)</p> <p>要望書の提出</p> <p>処理方針の決定</p> <p>価格評価・決定（財務課担当）</p> <p>申請書の提出(登記図書等の添付)</p> <p>路線廃止等の告示</p> <p>契約の締結・代金の入金（財務課担当）</p> <p>登記・登記済証の交付（財務課担当）</p>	<p>【内容】 町道及び認定外道路の路線、用途廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷地等）の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 用途廃止事前協議申請書</p> <p>現地調査・用途廃止協議</p> <p>用途廃止</p> <p>表示・保存登記</p> <p>財産の引継ぎ（建設課 財務課）</p> <p>価格評価・決定</p> <p>申請書の提出(登記図書等添付)</p> <p>契約の締結・代金の入金</p> <p>登記・登記済証の交付</p>	<p>【内容】 町道及び認定外道路の路線、用途廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷地等）の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 用途廃止事前協議申請</p> <p>現地調査・用途廃止事前協議</p> <p>用途廃止申請</p> <p>用途廃止協議</p> <p>用途廃止決定</p> <p>表示・保存登記</p> <p>財産の引継ぎ（都市整備課 総務課）</p> <p>価格評価・決定</p> <p>申請書の提出(登記図書等添付)</p> <p>契約の締結・代金の入金</p> <p>登記・登記済証の交付</p>	<p>【内容】 町道及び認定外道路の路線、用途廃止、区域の変更により、不要になった道路敷地（廃道路敷地等）の処分</p> <p>【廃道路敷等売払の流れ】 用途廃止事前協議・現地調査</p> <p>用途廃止申請</p> <p>用途廃止協議</p> <p>用途廃止決定</p> <p>表示・保存登記</p> <p>財産の引継ぎ（地域整備課 総務課） 引継ぎ後、総務課担当業務</p> <p>申請書の提出(登記図書等添付)</p> <p>価格評価・決定</p> <p>契約の締結・代金の入金</p> <p>登記・登記済証の交付</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	未登記道路の取得		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法	道路法	道路法	道路法	・道路法 ・藤野町道路用地取得事務処理内規
歳出予算額（平成16年度）	1,500千円	0千円	1,500千円	1,500千円	1,800千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 未登記・未取得道路の取得に伴う、地積測量図等の作成のため測量を行う。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業の内容 測量委託 5 件 事業の内訳 事業名 未登記・未取得道路測量委託 事業費 1,500千円</p> <p>【平成15年度の事業の実績】 寄附件数 7件 事業費 1,062千円</p>	<p>【目的】 未登記・未取得道路の取得に伴う、地積測量図等の作成のため測量を行う。（道路境界確定を含む）</p> <p>【内容】 平成16年度の事業の内容 一円費予算で対応 調整数値 委託測量 5 路線 2,500千円</p> <p>【平成15年度の事業の実績】 寄附件数 1件 委託料 347千円（一円費）</p>	<p>【目的】 未登記道路用地取得のための、測量業務委託をおこなう。（道路境界確定を含む）</p> <p>【内容】 平成16年度の事業の内容 委託延長 120mを予定 事業費 1,500千円</p> <p>【平成15年度の事業の実績】 寄附件数 25件 事業費 4,116千円</p>	<p>【目的】 未登記・未取得道路の取得に伴う、地積測量図等の作成のため測量を行う。</p> <p>【内容】 平成16年度の事業内容 測量委託 3 路線 事業費 1,500千円</p> <p>平成15年度の事業実績 測量委託 5 路線 事業費 2,252千円</p>	<p>【目的】 未登記道路用地取得のための、測量業務委託をおこなう。（道路境界確定を含む）</p> <p>【内容】 平成16年度の事業の内容 委託延長 75mを予定 事業費 1,800千円</p> <p>【平成15年度の事業の実績】 測量委託 1路線 事業費 2,593千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	道路の通行禁止及び車両制限	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令	道路法第47条及び車両制限令
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】</p> <p>通行止め 2件</p> <p>通行許可 特殊車両(協議) 282件 472台 特殊車両(許可) 3件 12台 大型車両(認定) 11件 127台</p>	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】</p> <p>通行許可 特殊車両(協議) 8件 9台 特殊車両(許可) 8件 9台</p>	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】 なし</p>	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】</p> <p>通行許可 特殊車両(協議) 8件 12台</p>	<p>【目的】 道路法第47条及び車両制限令に基づく事務</p> <p>【平成15年度取扱件数】</p> <p>通行許可 特殊車両(協議) 2件 2台</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																
29	各種事務事業の取扱い		土木部会																
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																
21	都市基準点の管理		A協議会 B幹事会 C専門部会																
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町														
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課														
根拠法令等	測量法24条等、相模原市測量標移設等事務取扱要綱	測量法24条等	測量法第24条		測量法第24条														
歳出予算額(平成16年度)	10,800千円	5,300千円	0千円		0千円														
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		0千円														
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので基準点の使用許可、設置、修繕等の業務である。</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1級</td><td style="text-align: right;">119箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">2級</td><td style="text-align: right;">113箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">3級</td><td style="text-align: right;">35,000箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">4級</td><td style="text-align: right;">40,000箇所</td></tr> </table> <p>【参考】</p> <p>測地2000対応済</p> <p>道路境界基準点修繕 3,000千円</p> <p>道路上に設置したマンホール型基準点の老朽化に伴う破損等について、事故防止のために必要な修繕を行う。 約12箇所</p> <p>三級基準点維持管理 7,800千円</p> <p>道路台帳整備を目的として市内全域に基準点を設置してきたが、道路状況の変化による移動、亡失等があり、各種業務に支障をきたしているため、経年変化の少ない所に設置し管理をしている。 約40箇所</p>	1級	119箇所	2級	113箇所	3級	35,000箇所	4級	40,000箇所	<p>【目的】 道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので、基準点の設置、修繕等の業務である。</p> <p>【内容】</p> <p>平成15年度の事業内容 公共基準点整備測量委託 (1級基準点)11箇所 1,036千円</p>	<p>【目的】 道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので基準点の使用許可、設置、修繕等の業務である。</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1級</td><td style="text-align: right;">29箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">2級</td><td style="text-align: right;">38箇所</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">3級</td><td style="text-align: right;">270箇所</td></tr> </table>	1級	29箇所	2級	38箇所	3級	270箇所	該当なし(都市基準点がないため。)	<p>【目的】 道路境界点の座標付や座標管理の基準となる都市基準点の管理を行っているもので基準点の使用許可、設置、修繕等の業務である。</p>
1級	119箇所																		
2級	113箇所																		
3級	35,000箇所																		
4級	40,000箇所																		
1級	29箇所																		
2級	38箇所																		
3級	270箇所																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	道路台帳の整備、保管及び閲覧		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法28条	道路法28条	道路法28条	道路法28条	道路法28条
歳出予算額（平成16年度）	78千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	300千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調書、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 認定延長 1,651,877m 路線本数 8,543本 779図郭 縮尺1/500 閲覧用に道路情報管理システムによるディスプレイ3台を設置。 （土木システム推進室による電子化）</p> <p>また窓口にて台帳図、座標等の閲覧とコピー用複写機を設置している。 平成15年度閲覧者数等 道路台帳調査 7,700件 タッチパネルによる調査 22,400件 建築確認裏書 900件</p> <p>複写機使用料 @ 10円×30,000枚 なお、閲覧は無料</p> <p>【特定財源の内訳】 道路台帳平面図閲覧用コピーサービス代金 300千円</p>	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調書、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 予算計上なし 認定延長 124 km 路線本数 584本</p> <p>窓口において台帳図、座標等の閲覧とコピー用複写機を設置し対応している。</p> <p>複写機使用料 1枚 10円 （閲覧は無料）</p>	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調書、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 認定延長 140km 路線本数 380本</p> <p>窓口にて台帳図、座標等の閲覧を行っている。</p> <p>平成15年度閲覧者数等 建築確認裏書 167件</p> <p>複写機使用料 @ 10円/枚 なお、閲覧は無料</p>	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調書、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 予算計上なし 認定延長 79 km 路線本数 320本</p> <p>窓口において台帳図、座標等の閲覧。</p> <p>コピー代 1枚 20円 閲覧は無料</p>	<p>【目的】 道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正された道路台帳（調書、図面）の整備、保管及び閲覧の業務を行う。</p> <p>【内容】 予算計上なし 認定延長 107 km 路線本数 193本</p> <p>窓口において台帳図、座標等の閲覧。</p> <p>コピー代 1枚 10円 閲覧は無料</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 土木部会		
事務事業番号 23	事務事業名 道路に係る不服申立て、訴訟等		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	行政不服審査法 国家賠償法	行政不服審査法 国家賠償法	行政不服審査法、国家賠償法	行政不服審査法 国家賠償法	行政不服審査法 国家賠償法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 枝葉・雑草・倒木65件 路面汚損14件 不正使用7件 汚水等たれ流し3件 不法投棄455件 路面損壊3件 その他39件 合計 586件</p> <p>道路賠償補償状況 件数10件 賠償額 963千円 損害額 1,908千円</p>	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 枝葉・雑草・倒木等 15件 路面汚損 13件 雨水排水 15件 害虫駆除 9件 違法駐車 6件 電柱・カーブミラー移設 2件 その他 17件 合計 77件</p> <p>道路賠償補償状況 平成15年度 案件なし</p>	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 排水関係 10件 路面補修 25件 道路施設 21件 伐採剪定等 10件 境界 12件 その他 66件 合計 144件</p>	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 排水関係 5件 路面補修 34件 防護柵 3件 伐採剪定等 8件 不法投棄 3件 法面補修 5件 歩道補修 2件 カーブミラー設置移設 5件 境界 2件 その他 3件 合計 70件</p> <p>道路賠償補償状況 平成15年度 案件なし</p>	<p>【取扱件数】</p> <p>案件なし</p> <p>【参考】（平成15年度苦情等の件数）</p> <p>道路管理に関する苦情処理等 排水関係 10件 路面補修 22件 防護柵 4件 伐採剪定等 5件 不法投棄 3件 法面補修 4件 境界 1件 その他 3件 合計 61件</p> <p>道路賠償補償状況 平成15年度 1件 194千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	道路の占用許可	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第32条 相模原市道路占用規則 道路占用許可基準要綱ほか	道路法第32条 城山町道路占用等に関する規則	道路法第32条 津久井町道路占用規則 津久井町法定外公共物の管理に関する条例 津久井町法定外公共物の管理に関する条例施行規則	道路法第32条 相模湖町道路占用規則	道路法第32条 藤野町道路占用規則 藤野町道路占用料徴収条例 藤野町水路及び認定外道路に関する条例 藤野町水路及び認定外道路に関する条例施行規則
歳出予算額（平成16年度）	26,560千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	614千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、ガス、電気等）により、各担当毎に占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 15年度 ・東京電力㈱ 662件 ・東京瓦斯㈱ 1,212件 ・東日本電信電話㈱ 272件 ・上水道 1,612件 ・下水道 308件 ・一般地上 176件 ・一般地下 283件 合計 4,525件</p> <p>占用許可に伴う路面復旧費の徴収 15年度 2,961件 29,021千円</p> <p>【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用した、「道路情報管理システム」の一部として、accessプログラムにより許可書の発行、納入通知書の発行、調定及び進行管理を行うシステム</p>	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、ガス、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 15年度 ・東京電力㈱ 3件 ・東京瓦斯㈱ 4件 ・上水道 57件 ・下水道 14件 ・一般地上 20件 合計 98件</p> <p>占用許可に伴う路面復旧費の徴収 平成15年度 件数なし 0円 （市をベースに捉えた数値） 98件 961千円</p>	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、ガス、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを確認し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 15年度 403件</p> <p>なお、本町では、水源地域という特性から下水道未整備区域への合併浄化槽の普及を図っており、その処理水の道路側溝への接続を認めています。平成15年度は58件です。</p> <p>【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用した許可書の発行等は実施していません。</p>	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 平成15年度 ・東京電力㈱ 4件 ・上水道 27件 ・下水道 9件 ・一般地上 40件 合計 80件</p> <p>占用許可に伴う路面復旧工事監督事務費 15年度 29件 613,914円</p>	<p>【目的】 道路法第32条に基づく道路占用許可申請に関して、許可及び指導等を行う。</p> <p>【内容】 申請内容（水道、電気等）により、占用物件の占用位置、掘削面積、復旧範囲などを指示し、許可書を発行する。</p> <p>占用許可件数 平成15年度 ・東京電力㈱ 4件 ・上水道 17件 ・下水道 19件 ・一般地上 25件 合計 65件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認、監督、検査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路管理課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第24条 相模原市道路占用規則	道路法第24条 城山町道路占用等に関する規則	道路法第24条 津久井町道路占用規則 神奈川県道路法第24条の規定に基づく審査基準（準用）	道路法第24条 相模湖町道路占用規則	道路法第24条 藤野町水路及び認定外道路に関する条例 施行規則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路法第24条に係る歩車道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道切り下げ 113件 ・側溝切り下げ 96件 ・防護柵撤去 21件 ・その他 173件 合 計 403件 </p> <p>【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用した、「道路情報管理システム」の一部として、accessプログラムにより許可書の発行、納入通知書の発行、調定及び進行管理を行うシステム</p>	<p>【目的】 道路法第24条に係る歩車道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道切り下げ 2件 ・下水取付け 1件 ・雨水拵取付け 3件 ・側溝切り下げ 2件 ・その他 8件 合 計 16件 </p>	<p>【目的】 道路法第24条に係る歩車道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 <ul style="list-style-type: none"> ・道路排水整備 11件 ・道路形態整備 7件 ・出入口整備 4件 ・その他 7件 合 計 29件 </p> <p>【道路情報管理システム】 パーソナルコンピューターを使用しての許可書の発行等は実施しておりません。</p>	<p>【目的】 道路法第24条に係る歩車道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 <ul style="list-style-type: none"> ・側溝切り下げ 2件 ・防護柵撤去 2件 ・進入路設置 4件 ・その他 6件 合 計 14件 </p>	<p>【目的】 道路法第24条、認定外道路に係る歩車道切り下げや防護柵の撤去等に係る申請を審査し、承認し、完成検査を行う。</p> <p>【内容】 承認・検査件数 平成15年度 <ul style="list-style-type: none"> ・側溝切り下げ 3件 ・防護柵撤去 1件 ・進入路設置 1件 ・その他 1件 合 計 6件 </p> <p>（認定外道路等） 承認・検査件数 平成15年度 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装工 2件 </p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	道路改良事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	872,101千円	87,073千円	22,609千円	0千円	69,500千円
歳入予算額（平成16年度）	127,582千円	0千円	11,549千円	0千円	30,500千円
【事務事業の内容】	<p>【事業の内容】 用地買収を伴う市道の拡幅整備を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 11箇所 L=1,368m ・用地購入 4路線 取得面積 1,807㎡ <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 295,170千円 ・用地補償費 458,153千円 ・測量設計委託 100,573千円 ・負担金等 18,205千円 <p>【歳入予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金 98,082千円 国土交通省所管補助金 補助率 1/2 ・市債 23,000千円 一般公共事業債 充当率 40% ・諸収入 6,500千円 	<p>【事業の内容】 用地買収を伴う町道の拡幅整備を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 2箇所 L=85m ・用地購入 4路線 取得面積 739.29㎡ <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 12,147千円 ・用地補償費 67,258千円 ・測量等委託 7,535千円 ・その他 133千円 	<p>【事業の内容】 用地買収を伴う町道の拡幅整備を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 1箇所 L=30m ・用地購入 1路線 <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 10,000千円 ・用地費 12,609千円 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県負担金 11,549千円 	<p>【事業の内容】 歩道設置工事を含めた町道の新設改良整備</p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 2箇所 L=165m ・用地購入 1路線 取得面積 54㎡ <p>【歳出予算額の内訳】</p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 8,510千円 ・用地補償費 2,500千円 ・測量設計委託 0千円 ・負担金等 200千円 <p>【歳入予算額の内訳】</p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0千円 	<p>【事業の内容】 歩道設置を含めた町道の新設改良整備</p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 6路線 ・用地補償費 0路線 <p>【歳出予算額の内訳】</p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 230,650千円 ・用地補償費 0千円 ・測量設計委託 4,407千円 <p>【マイロード事業】 町道名倉葛原線は、「藤野ふるさと芸術村構想」の『芸術の道』に位置づけされている。沿道には芸術作品が点在し、来訪者が増加している。現況の道路は歩車道の分離がされていない幅員狭小の道路であり、大型バスの運行や歩行者の安全な通行を図るため改良工事を行う。</p> <p>《経過》 平成2年より事業着手。H4～H9まで緊急地方道路整備事業で実施。連絡強化型（Bタイプ）であるが申請当時は「マイロード事業」というメニューである。 全体計画=1,960m 幅員W=8.5m（歩道2.0m） 実施済延長L=300m 平成9年より補助金での整備休止。平成15年より買収済区間を振興補助金での整備再開。</p> <p>《事業費》 11,000千円 （特定財源5,500千円）</p> <p>《参考》 平成2年当時、地域の特性を生かした道路について採択されるメニューであり、構造物等の目的にあったグレードアップが出来る事業であり、整備済の区間には自然石を使用した石積に野外展示用のスポットやカラー舗装を実施している。現在は当メニューなし。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	踏切改良関連事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	162,500千円				
歳入予算額(平成16年度)	70,750千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業の内容】</p> <p>J R 横浜線小原踏切の改良(平成17年度予定)に伴う周辺道路の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">L = 215m W = 12.0 ~ 19.7m</p> <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 65,000千円 ・ 補償費 97,500千円 <p>【歳入予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金 53,350千円 <li style="margin-left: 20px;">国土交通省所管補助金 補助率 5.5/10 ・ 市債 17,400千円 <li style="margin-left: 20px;">一般公共事業債 充当率 40% 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	都市計画道路事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路法第16条 都市計画法第59条	道路法第16条 都市計画法第59条			
歳出予算額(平成16年度)	2,152,741千円	161,233千円			
歳入予算額(平成16年度)	752,450千円	65,550千円			
【事務事業の内容】	<p>【事業の内容】 都市計画道路の整備を行うもの</p> <p>道路改良工事 6箇所 L=1,057m 用地購入 7路線 取得面積 3,488㎡</p> <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 280,300千円 ・用地補償費 1,827,270千円 ・測量など委託 12,300千円 ・負担金等 45,171千円 <p>【歳入予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金 260,250千円 国土交通省所管補助金 補助率 1/2、5.5/10 ・市債 492,200千円 臨時地方道整備事業債 充当率 90% 一般公共事業債 充当率 40%、55% 	<p>【事業の内容】 都市計画道路の整備を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地購入 1路線 取得面積 2619.67㎡ <p>【歳出予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地補償費 156,889千円 H15年度(繰越) 67,090千円 H16年度 89,799千円 ・業務委託費 4,200千円 ・その他 144千円 H15年度(繰越) 60千円 H16年度 84千円 <p>【歳入予算額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金 52,250千円 H15年度(繰越) 33,000千円 H16年度 19,250千円 地方道路整備臨時交付金 補助率 5.5/10 ・町債 13,300千円 神奈川県市町村振興資金貸付金 充当率 75% 	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	駅前等交通広場の整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課・まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 駅前広場については、道路整備10ヶ年計画に基づき整備を行っているが、優先順位としては、市街地再開発事業や駅舎・自由通路等の整備に合わせて、整備を行っている。 現在、南橋本駅前広場整備のため、用地を債務保証にて取得中</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	魅力あるみちづくり事業等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	市の内規「商業地形成事業に伴う計画区域内の道路整備の基本的な考え方について」				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>商業地形成事業における街区別整備計画等において主要歩行者動線として位置づけられている道路について魅力ある道路整備を行う。</p> <p>また、その道路の進捗を見ながら、その他の一般歩行者動線についてもこれに相応しい道路整備を行う。整備順位については、道路整備10ヶ年計画に基づき整備を行っている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	道路の用地取得に係る残地の管理及び処分		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	道路用地の取得に伴う残地の売払いに関する事務取扱い要領				
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【残地の管理】 緑地として整備し、管理している箇所もあるが、利用未決定で、更地で管理している部分もあります。 行政財産の1年以内の目的外使用許可有り(公的用途の使用は使用料免除、隣接地の所有者等が工事関連等で使用は有料。市市有財産条例第6条)</p> <p>【残地の売払い】 道路用地の取得に伴う残地については、次のものを対象に売払っている</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路用地を提供して地権者 2 自治会その他の公共的団体 3 残地に隣接する土地の地権者 	<p>【残地の管理】 更地で管理してる。</p>	<p>管理については、町及び自治会等が管理している。</p> <p>処分については、道路管理課事業番号18「廃道路敷の処分」に準じる。</p>	<p>該当なし</p> <p>道路取得用地の残地についてはありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>道路取得用地の残地についてはありません。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	道路用地維持管理費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	4,636千円	0千円		0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業の内容】 道路用地として取得した用地で、工事着手までの間について、パイプ柵を設置する等により、車両等が進入できないようにしている。また、除草等を行っている。</p> <p>【事業費】 除草 2,136千円 パイプ柵等設置 2,500千円</p>	<p>【事業内容】 道路用地として取得した用地を、道路工事着手まで除草等を行い、用地の適正な管理をしている。 また、車両進入禁止等事故防止やゴミ等の不法投棄防止の措置として、柵等を必要に応じて設置している。</p>	<p>該当なし 事業実施前年度及び事業実施年度に用地確保を実施している。</p>	<p>【事業内容】 道路用地として取得した用地で、道路工事着手までの間については、職員が除草等を行っている。</p>	<p>該当なし 事業実施前年度及び事業実施年度に用地確保を実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	道路点検パトロール経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	592千円	0千円	420千円	0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 道路の維持補修のため、市内一円の道路点検パトロールを実施する。</p> <p>【内容】 嘱託職員が2名1組でパトロール車両により市内を巡回し、道路点検を実施する。 経費の内訳はパトロール車両の維持管理経費</p> <p>（体制） 嘱託職員（4名） パトロール車（2台） 週5日（9：00～16：00）</p>	<p>（目的） ・道路の維持管理のため町内一円の道路点検、パトロールを実施する。 予算計上なし</p> <p>（内容） ・随時において、職員2名1組で町内を巡回し道路点検を実施する。 ・台風、大雪時のパトロール</p> <p style="text-align: right;">0千円</p> <p>（平成15年度実績） パトロールにより発見した件数 10件</p>	<p>【目的】 道路の構造を保全し円滑な交通を確保する。</p> <p>【内容】 職員が3名1組で公用車により町内を巡回し道路のパトロールを実施する。 維持、修繕に要する費用等は維持工事費に含む。</p> <p>（体制） ・職員（3名） ・町道パトロール実施回数 年8回及び台風、豪雨等の際に必要に応じて実施する。</p>	<p>（目的） 道路の維持管理のため町内の道路点検パトロールを実施。 予算計上なし</p> <p>（内容） 随時、職員が巡回パトロールを行っている。</p>	<p>（目的） 道路の維持管理のため町内の道路点検パトロールを実施。 予算計上なし</p> <p>（内容） 随時及び異常気象時（豪雨及び台風等）職員が巡回パトロールを行っている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	道路維持補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等			町道バトロール実施要領 生活道路舗装促進事業実施要綱 町道維持管理報償費支給要領		
歳出予算額（平成16年度）	909,790千円	45,582千円	81,518千円	16,513千円	23,372千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市道の維持補修工事、清掃を行う。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打換・L型側溝布設（布設換）など 箇所指定工事（1箇所5,000千円以上） H16予 27箇所32路線 L = 3,437m 318,700千円 一円費工事（1箇所5,000千円未満） H16予 144,849千円 補修工事に伴う境界測量・抵触物件調査委託 H16予 16,779千円 道路維持補修業務委託の実施 舗装道、砂利道の補修、雨水枡の設置など H16予 225,200千円 除雪業務委託の実施 H16予 2,000千円 駅前広場清掃業務委託の実施 湘野辺・矢部・原当麻の各駅前広場の清掃 （社団法人シルバー人材センターに委託） 相模大野・小田急相模原の各駅前広場の清掃 （財団法人みちの協会に委託） H16予 16,090千円 排水溝等清掃業務委託の実施 排水溝の清掃、土砂の収集運搬処理、除草 H16予 102,607千円 道路陥没、防護柵破損等の緊急維持補修の実施 H16予 34,042千円 市作業員による道路補修業務の実施</p>	<p>【目的】 安全で快適な町道を保持するために、道路の維持管理、補修等を行う。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打替 箇所指定工事 H16予 5路線 L = 460m 21,450千円 一円費工事 H16予 12,000千円 除雪業務委託の実施（災害復旧費で対応している。） H16予 1,000千円 排水溝等清掃業務委託の実施 排水溝の清掃、土砂の収集運搬処理 H16予 5,679千円 道路作業員による道路補修業務の実施</p>	<p>【目的】 町道の維持補修工事の実施。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打換 箇所指定工事 H16予 5箇所5路線 L = 1,432m 30,600千円 一円費工事 H16予 8,000千円 下水道等占用工事関連 H16予 5,000千円 町道バトロール H16予 6,000千円 町道等測量設計業務委託料 H16予 5,000千円 生活道路舗装促進事業 町が支給する原材料により自治会が行なう舗装 に対し支援、助成する。 H16予 6,608千円 道路維持管理報償費支給事業 自治会が町道の管理に要した労苦に対し支給する。 H16予 310千円 除雪業務委託の実施 H16予 20,000千円</p>	<p>【目的】 安全で快適な町道を保持するために、道路の維持管理、補修等を行う。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打替、排水溝補修 一円費工事 H16予 10,000千円 除雪業務委託の実施 H16予 1,000千円 道路作業員による道路補修業務の実施</p>	<p>【目的】 町道を保持するために、道路の維持管理、補修等を行う。</p> <p>【内容】 道路維持補修工事の実施 舗装打替、排水溝補修 箇所指定工事 H16予 5路線 12,500千円 一円費工事 H16予 3,000千円 除雪業務委託の実施 H16予 1,000千円 町が支給する原材料により自治会が行う道路補修等 H16予 1348千円 道路作業員による道路維持補修業務の実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	街路樹維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	203,901千円	9,060千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場除草業務委託の実施 （社団法人シルバー人材センターに委託） 橋本・矢部・淵野辺・原当麻・古淵・相模大野の各駅前広場 H16予 901千円 ・街路樹管理委託の実施 （財団法人相模原市みちの協会に委託） 植栽帯の除草・樹木剪定・街路樹補植・街路樹支柱の付替・除草など H16予 200,000千円 ・街路樹緊急管理委託の実施 枯損木の撤去等 H16予 3,000千円 	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道草刈業務委託（3路線・年2回実施） H16 4,700千円 町道街路樹剪定業務委託（寄植刈込み） H16 2,000千円 町道街路樹剪定業務委託（中・高木） H16 2,360千円 	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p>	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p>	<p>【目的】 街路樹の維持管理を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	交通安全施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	208,270千円	1,240千円	5,000千円	3,150千円	1,000千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 交通安全施設の整備を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー等の交通安全施設の整備、歩道の切り下げ等の補修工事を実施する。 区画線設置工事 H16予 設置 L = 45km 切削 L = 12km 28,345千円</p> <p>カーブミラー設置工事 H16予 236基 37,711千円</p> <p>道路標識設置工事 H16予 57基 5,805千円</p> <p>道路照明灯設置工事 H16予 独立式10基 共架式10基 10,000千円</p> <p>点字ブロック設置工事 H16予 L=1,212m 5,111千円</p> <p>カラーシート舗装 H16予 18箇所 15,120千円</p> <p>歩道補修工事（歩道の切り下げ・改良） H16予 113箇所 57,525千円</p> <p>防護柵設置工事 H16予 L=2,100m 18,383千円</p> <p>交差点紙設置工事 H16予 50基 6,570千円</p>	<p>【目的】 交通安全施設の整備維持管理を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラーの設置工事 (3基) 390千円</p> <p>路面標示工事（一円費） 200千円</p> <p>道路照明灯設置工事 独立式 1基 650千円</p> <p>（平成15年度実績）</p> <p>カーブミラー設置 2基 257千円 道路照明灯設置 1基 525千円 路面標示工事 123千円</p>	<p>【目的】 交通安全施設の整備を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー等の交通安全施設の整備及び補修工事等を実施する。 ガードレール設置等 H16予 3,500千円 カーブミラー補修等 H16予 1,500千円</p>	<p>【目的】 交通安全施設の整備を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー等の交通安全施設の整備、歩道の切り下げ等の補修工事を実施する。 カーブミラー設置工事 H16予 5基 400千円</p> <p>防護柵設置工事 H16予 L= 110m 1,100千円</p> <p>歩道設置工事 H16予 L= 40m 1,500千円</p>	<p>【目的】 交通安全施設の整備を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー等の交通安全施設の整備及び補修工事を実施する。 カーブミラー・ガードレール設置等 H16予 1,000千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	交通安全施設維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	310,436千円	3,138千円	2,037千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 交通安全施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設、駅前広場のエレベーター、駐車場案内システムなどの施設維持管理を行う。</p> <p>清掃等管理業務委託の実施 （財団法人みちの協会） ・駅前広場の清掃業務 （橋本・相模原・上溝の各駅） ・エレベーター等の管理保守点検業務 （橋本・相模原・淵野辺・相模大野・上溝・町田（南口）の各駅、古淵歩道橋） H16予 183,100千円</p> <p>駐車場案内システム保守点検業務委託の実施 （N T T 東日本株式会社に委託） ブロック案内板（9）・個別案内板（7） 補助案内板（4） H16予 16,408千円</p> <p>道路照明灯の維持管理 ・道路照明灯の修繕（H16予 11,672千円） ・塗替業務委託の実施（H16予 3,000千円） ・電気料の支払いなど（H16予 77,291千円）</p> <p>カーブミラーの維持管理 カーブミラー補修業務委託の実施 H16予 13,800千円</p> <p>交通安全施設の整備状況 ・ガードレール延長（92.9km） ・カーブミラー（4,991基） ・道路標識（2,586基） ・道路照明灯（3,992基） ・歩道延長（353km） ・区画線延長（817.8km）</p>	<p>【目的】 交通安全施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設などの施設維持管理を行う。</p> <p>道路照明灯の維持管理 ・道路照明灯の修繕（H16 270千円） ・電気料の支払いなど（H16 2,379千円）</p> <p>カーブミラーの維持管理 カーブミラー補修業務委託の実施 H16 489千円</p> <p>交通安全施設の整備状況 ・ガードレール延長（8.7km） ・カーブミラー（385基） ・道路標識（37基） ・道路照明灯（98基） ・歩道延長（22.9km） ・区画線延長（不明）</p>	<p>【目的】 交通安全施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設などの施設維持管理を行う。</p> <p>道路照明灯の維持管理 ・道路照明灯の修繕（H16予 711千円） ・電気料（H16予 1,326千円）</p> <p>交通安全施設の整備状況 ・道路照明灯 82基 ・トンネル照明灯 366基 ・カーブミラー 806基 ・歩道延長 12.0km ・区画線延長 11.6km ・ガードレール延長 1.8km ・安全柵延長 13.1km</p>	<p>【目的】 交通安全施設整備事業の中で整備する。</p> <p>【内容】 交通安全施設の整備状況 ・ガードレール延長（14.1km） ・カーブミラー（293基） ・歩道延長（5.5km） ・区画線延長（4.0km）</p>	<p>【目的】 交通安全施設整備事業の中で整備する。</p> <p>【内容】 交通安全施設の整備状況 ・ガードレール延長（16.3km） ・歩道延長（2.4km） ・道路照明灯（6基）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	狭あい道路拡幅整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	都市整備課・施管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市狭あい道路整備要綱	城山町特定道路指導要綱	津久井町狭あい道路拡幅整備要綱	相模湖町まちづくり条例	
歳出予算額（平成16年度）	91,188千円	2,400千円	2,730千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に申請者に道路後退用地の寄附を受け、拡幅整備を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満の狭あいな道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）に接して建物を建築する場合、その道路後退用地について土地所有者と協議を行い、市へ寄附することに同意していただけた場合に、測量・所有権移転登記等を代行し市道を拡幅整備するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路後退用地の取得は寄附（無償使用承諾）による。 ・当該地が角地である場合、隅切地の取得は買収による。 ・寄附（買収）面積を確定するため、市において測量を行う（委託）。 ・測量結果に基づき、分筆・所有権移転登記を市において行う。 ・道路後退用地に存するブロック塀、植栽などは移転費用を補償する。 ・所有権移転登記完了後、元道の整備状況に合わせて舗装等を行う。 <p>境界測量・支障物件調査・分筆登記等の業務委託 H16予 34,896千円</p> <p>支障物件の移転補償 H16予 34,038千円</p> <p>舗装工事 H16予 19,502千円</p> <p>コンクリート杭・プレート標購入 H16予 1,376千円</p> <p>【参考】 H15年度 ・狭あい協議受付件数 151件 ・狭あい協議成立件数 144件 ・舗装整備件数 47件 舗装整備延長 1,359m</p>	<p>【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に申請者に道路後退用地の境界確定、分筆登記、を指導し、申請者の買取り請求により町が買取り、整備を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満1.8m以上の公道（以下、「特定道路」という。）に接して建築物を建築する場合、その道路後退用地について土地所有者が、境界確定を行い町に買取り請求をした場合に、買取りをし、町道を拡幅整備するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路後退用地の取得は買取り請求による。 ・当該地が角地である場合、隅切地の取得も買収。 ・買収面積の確定（測量）は申請者において行う。 ・公衆用道路としての分筆は申請者において行う。 <p>【用地購入費】 H16年度予算 2,400千円</p> <p>【参考】 H15年度 ・特定道路指導件数 7件 ・特定道路買収請求件数 0件 H16年度 ・特定道路指導要綱に伴う買収 1件 ・用地購入 16.74㎡</p>	<p>【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に道路後退用地の寄附または無償使用承諾を受け、将来の町道等整備用地の取得を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満の狭あいな道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）に接して建物を建築する場合、その道路後退用地について土地所有者と協議を行い、町へ寄附することに同意していただけた場合に、分筆・所有権移転登記等を代行し町道等整備用地の取得を行うもの。</p> <p>要綱施行日（平成15年7月1日）以降の建築行為については、道路及び建築敷地の境界確定の費用負担を建築行為者に求めている。 要綱施行以前の後退用地の取得は、道路及び建築敷地の境界確定の費用を含め町が負担している。（既建築行為）</p> <p>後退用地内の物件補償は行っていない。</p> <p>登記事務等委託料 H16年度予算 2,730千円</p> <p>【参考】 H15年度 ・狭あい協議受付件数 21件 ・狭あい協議成立件数 21件 ・用地取得件数 13件</p>	<p>【目的】 狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に道路後退用地の寄附を受け、町が将来的に道路として整備を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満の狭あいな道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）に面した敷地に建築物を建築する場合、その後退道路用地について土地所有者と協議を行い、町へ寄附することに同意していただけた場合に、分筆・所有権移転登記等を代行し、町道等を拡幅整備するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後退道路用地の取得は寄附（無償使用承諾）による。なお、取得した土地は翌年度より固定資産税を非課税とする。 ・当該地が角地である場合、隅切地の取得は買収（寄附、無償使用承諾）による。なお隅切地に存する支障物件の移転について申し出があった場合は町は補助を行う。 ・寄附（買収）面積を確定するため、町において測量を行う。 ・測量結果に基づき、分筆・所有権移転登記を町において行う。 <p>境界測量・分筆登記・所有権移転登記等の業務委託 平成16年度予算額 1,076千円</p> <p>隅切地の取得費用 平成16年度予算額 212千円</p> <p>隅切地支障物件の移転補償費 平成16年度予算額 50千円</p> <p>【参考】 平成15年度 ・狭あい協議受付件数 7件 ・狭あい協議成立件数 7件</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	私道路整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市私道路敷整備要綱				
歳出予算額(平成16年度)	14,500千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 私道路の舗装整備を行い、生活環境の改善を図る。</p> <p>【内容】 位置指定道路などの私道路について、地権者からの要望に応じて舗装整備を行う。 H16予 14,500千円</p> <p>【参考】 H15年度 私道舗装 申請件数 18件 舗装整備延長 593m</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 H15年度 0 私道舗装 想定数字 年2件程度 舗装延長 想定数字 80m</p> <p>寄附を伴わない市道舗装 申請件数 想定数字 年2件程度 舗装延長 想定数字 50m</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 (私道の現状) ・私道箇所数 約150箇所 ・私道延長 約4.5km</p>	<p>該当なし ・町の管理道路以外は整備しないため。</p>	<p>該当なし ・町の管理道路以外は整備しないため。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	橋りょう維持補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,195千円	500千円	40,000千円	20千円	630千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	40,000千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 橋りょう軽微な修繕を行う。</p> <p>【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（需要費施設修繕料） H16予 1,195千円</p> <p>H15年度 欄干修繕（1箇所）</p>	<p>（目的） 橋りょうの軽微な修繕を行う。</p> <p>（内容） 橋りょうの維持補修に要する一円費経費 H16予 500千円</p> <p>H15年度 橋りょう修繕（1箇所）</p>	<p>【目的】 橋りょうの修繕を行う。</p> <p>【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（道路維持費） H16予 40,000千円</p> <p>H15年度 0箇所</p> <p>【特定財源】 企業庁助成金 40,000千円</p>	<p>【目的】 橋りょう軽微な修繕を行う。</p> <p>【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（需要費施設修繕料） H16予 20千円</p> <p>H15年度 欄干塗装修繕（2箇所） 20千円 課内の技能主査（現業職）の直営作業</p>	<p>【目的】 橋りょうの修繕を行う。</p> <p>【内容】 橋りょうの維持補修に要する経費（需要費施設修繕料） H16予 630千円</p> <p>H15年度 0箇所</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	寄附道路整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	相模原市私道路敷整備要綱	城山町道路用地寄付取扱要綱			
歳出予算額（平成16年度）	463,470千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 狭い道路の解消を図るため、道路後退用地等の寄附を受け拡幅整備を行う。</p> <p>【内容】 道路幅員が4m未満の狭い道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）について、一定区間の道路に接道する地権者から道路後退用地の寄附を受け、路線として道路幅員4mの舗装、側溝等の整備を行うもの。 位置指定を受けた道路（建築基準法第42条第1項第5号に定める道路）、開発行為によって築造された道路（建築基準法第42条第1項第2号に定める道路）で、土地の所有権を市に移管し舗装整備を希望するものについても同様に取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路後退用地の取得は寄附（無償使用承諾）とする。 交差点部分に隔切りの提供を受ける場合は、買収とする。 寄附（買収）面積を確定するため、市において測量を行う（委託）。 測量結果に基づき、分筆・所有権移転登記を市において行う。 道路後退用地に存するブロック塀、植栽などは移転費用を補償する。 所有権移転登記完了後、アスファルト舗装・側溝整備等を行う。 <p>境界測量・支障物件調査・分筆登記等の業務委託 H16予 62,570千円</p> <p>支障物件の移転補償 H16予 49,200千円</p> <p>舗装工事 H16予 351,700千円</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H15申請件数 55件 ・H15登記完了件数 60件 ・処理継続中件数 87件 ・舗装整備延長 3,639m 	<p>【趣旨】 道路法に規定する道路以外の道路で、現に一般のように供されている道路（私道）の寄付の取扱いについて必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 道路用地として寄付する私道は、次に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く生活道路として利用され、かつ道路の起終点が公道又は公共用地等に接続するものであること。 ・私道の幅員は、4m以上あること。 ・提供する私道は、すべて無償とし、道路敷内には原則として電柱類その他占用物件がなく、かつ道路の交差点所には、角きりが設置されていること。 ・道路と民地との境界が明確であること。 <p>【費用負担】 境界測量、分筆登記等（申請者負担） 所有権移転登記等（町負担）</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度申請件数 1件 平成15年度登記完了件数 0件 処理継続中件数 1件 	<p>該当なし</p> <p>狭い道路拡幅整備事業の既建築建築行為として対応可能</p>	<p>該当なし</p> <p>狭い道路拡幅整備事業で対応可能。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度申請件数 7件 平成15年度登記完了件数 3件 処理継続中件数 4件 	<p>該当なし</p> <p>狭い道路拡幅整備事業で対応可能</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	歩道整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	91,750千円				
歳入予算額(平成16年度)	25,479千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 歩行者通行の利便性向上を図るため、歩道の拡幅整備(歩道有効幅員2m以上)を行う。</p> <p>【内容】 拡幅にあたっての用地取得は行わず、現状の道路幅員の範囲内で車道を狭め歩道の拡幅整備を行う。 H16予 91,750千円 (市道南大野 L=315m)</p> <p>(歳入の内訳) 国庫:交通安全施設費補助金(16,500千円) 県費:市町村振興補助金(8,979千円)</p> <p>【参考】 H15年度実績 歩道拡幅整備 105m(市道南大野)</p>	<p>拡幅整備を伴わない歩道の整備(歩道有効幅員2m以上)の整備はしていません。</p> <p>【参考】 歩道拡幅可能な道路延長 550m</p>	<p>拡幅整備を伴わない歩道の整備は該当がありません。</p> <p>【参考】 H15年度 0箇所</p>	<p>該当なし ・交通安全施設整備事業の中で整備するため。</p> <p>【参考】 H14年度 歩道拡幅整備 75m(町道高谷1号線)m)</p>	<p>拡幅整備を伴わない歩道の整備は該当がありません。</p> <p>【参考】 H15年度 0箇所</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	交通バリアフリー道路特定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	道路補修課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	12,600千円				0千円
歳入予算額（平成16年度）	4,200千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 交通バリアフリー道路特定事業計画に基づき、特定エリアに指定された相模大野駅周辺の整備を行う。</p> <p>【内容】 相模大野駅周辺の点字ブロック等の改善整備を行う。 H16予 12,600千円 点字ブロックの改善整備 (L=200m) 駅前広場階段への二段手すりの整備 (L=100m)</p> <p>(特定財源の内訳) 県費：市町村振興補助金(4200千円)</p> <p>【参考】 H15年度 相模大野駅周辺の点字ブロック改善整備 (L=393m)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 H12年度実績 点字ブロック設置延長 54m</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 H15年度 0箇所</p>	<p>該当なし</p> <p>・交通バリアフリー道路特定事業計画に基づき、特定エリアに指定された箇所がないため</p> <p>【参考】 H16年度に実施するとしたら 相模湖駅周辺の点字ブロック改善整備 (L=20m)</p>	<p>【目的】 藤野駅周辺移動円滑化基本構想の特定経路に指定されている町道を道路特定事業計画に基づき法の年限までに整備を行う。</p> <p>【内容】 町道藤野駅藤中線のバリアフリー化 平成17年度：測量調査・土地鑑定等 平成18年度：実施設計・用地買収 平成19年度：本体工事 ・駅への階段を撤去しスロープ化を図る。 ・国庫補助金を予定</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	河川維持管理補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	河川法				
歳出予算額(平成16年度)	20,521千円	2,400千円	0千円		0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び補修工事等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄物等収集処分委託 ・ 河川堆積物等浚渫等委託 ・ 河川産業廃棄物処理処分委託 ・ 除草等委託 ・ 河川賠償責任保険 ・ 街美化アダプト活動奨励金の交付 ・ 河川維持修繕 ・ 河川維持補修工事 	<p>【目的】 町管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び維持工事等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川維持草刈業務委託 400千円 ・ 河川維持補修工事 2,000千円 	<p>(目的) 町管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び維持工事等を行う。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の維持補修 <p>維持管理補修に要する費用は河川整備工事費</p>	<p>該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相模湖町が管理する河川が無いため 	<p>(目的) 町管理河川における河川施設を適正に維持管理するため、修繕及び維持工事等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15年度なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	河川安全施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	河川法				
歳出予算額（平成16年度）	400千円		0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 河川への転落防止対策及び取得した河川用地の管理のため、柵やフェンスの設置を行う。</p> <p>【内容】 ・管理柵等設置工事</p>	<p>該当なし</p> <p>* 町で管理している河川、水路用地の管理のため必要な経費であるが予算計上なし、一円費対応となります。</p>	<p>（目的） 小河川への転落防止等危険防止のため、柵やフェンスの設置を行う。</p> <p>安全施設整備に要する費用は河川整備工事費</p>	<p>（目的） 町管理の小河川への転落防止等危険防止の管理のため、除草や堆積物の清掃を行う。</p> <p>（内容） ・道路維持補修事業費の中で整備する。</p>	<p>（目的） 町管理河川への転落防止等危険防止のため、柵やフェンスの設置を行う。</p> <p>15年度なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名								
29	各種事務事業の取扱い		土木部会								
事務事業番号	事務事業名		協議ランク								
10	水位観測施設管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会								
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町						
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課						
根拠法令等											
歳出予算額（平成16年度）	1,595千円										
歳入予算額（平成16年度）	0千円										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 水害防止のために設置している水位観測施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 （施設設置場所） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>瀬用鳩川</td> <td>1箇所（妙見橋）</td> </tr> <tr> <td>姥川</td> <td>1箇所（虹吹橋）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2箇所</td> </tr> </table> </p>	瀬用鳩川	1箇所（妙見橋）	姥川	1箇所（虹吹橋）	計	2箇所	該当なし	<p>該当なし</p> <p>（県実績） ・施設設置場所 1級河川串川 1箇所（串川橋）</p>	該当なし	該当なし
瀬用鳩川	1箇所（妙見橋）										
姥川	1箇所（虹吹橋）										
計	2箇所										

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	水路維持管理補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,564千円		0千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成12年度から平成16年度の5年間に無償譲与を受けた国有水路について、適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行うため、管理柵の設置や浚渫等を実施する。</p> <p>【内容】 ・不法投棄物等収集処分 ・堆積物等浚渫 ・除草 ・管理柵の設置</p> <p>【譲与件数】 水路 1,200件</p>	<p>該当なし 無償譲与を受けた法定外公共物(認定外道路・水路)の適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行う必要がありますが、一円費対応で行う。</p> <p>【内容】 除草等</p> <p>【譲与件数】 水路 380件</p>	<p>【目的】 平成12年度から平成16年度の5年間に無償譲与を受けた国有水路について、適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行うため、管理柵の設置や浚渫等を実施する。</p> <p>【内容】 ・土留め、除草等 維持管理補修に要する費用は河川整備工事費</p> <p>【譲与件数】 水路 873件</p>	<p>現在では当該事業はありません。 無償譲与を受けた法定外公共物(認定外道路・水路)の適正な利用、正常な機能の維持及び管理を行う必要ありますが、一円費対応で行う。</p> <p>【内容】 除草等</p> <p>【譲与件数】 水路 455件</p>	<p>現在では当該事業はありません。</p> <p>【内容】 ・土留め、除草等 維持管理補修に要する費用は河川整備工事費</p> <p>【譲与件数】 水路 未集計</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	河川改修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	河川法				
歳出予算額（平成16年度）	446,678千円	8,000千円	800千円		13,600千円
歳入予算額（平成16年度）	225,000千円	0千円	0千円		6,000千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 浸水被害の解消と市民生活の安全性を確保し、個性豊かな水辺空間を創出するため、都市基盤河川及び準用河川の整備を行う。</p> <p>【内容】 都市基盤河川改修事業 （補助率 国1/3 県1/3） 一級河川鳩川・道保川 補助対象額 150,000千円 一般公共事業債（充当率90%）</p> <p>統合準用河川改修事業 （補助率 国1/3） 鳩川 補助対象額 123,000千円 八瀬川 補助対象額 66,000千円</p> <p>【河川延長】 ・一級河川鳩川 1,370m ・一級河川道保川 2,530m ・準用鳩川 6,100m ・準用八瀬川 4,900m</p>	<p>【目的】 浸食された河川の護岸整備を実施することにより、災害や事故の防止を図る。</p> <p>【内容】 ・護岸整備工事（普通河川） 小松川護岸整備工事 8,000千円</p> <p>【河川延長】 ・普通河川小松川 1,500m</p> <p>*本町では、河川法により管理している河川はありません。</p>	<p>【目的】 浸水被害の解消と町民生活の安全性を確保し、個性豊かな水辺空間を創出するため、河川の整備を行う。</p> <p>【内容】 ・河川整備工事 整備に要する費用は河川整備工事費</p>	<p>該当なし ・町管理河川が無いため。</p>	<p>【目的】 浸食された河川の護岸整備を実施することにより、災害や事故の防止を図る。</p> <p>【内容】 ・15年度実績なし ・16年度 境川整備工事 12,000千円 （補助6,000千円） 仲沢川護岸工事 1,600千円 *本町では、河川法により管理している河川はありません。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	河川に係る整備計画の策定、認可及び変更		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課 / 都市整備課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 市が管理する河川の実態把握や調査を行い、整備計画を策定するとともに、その計画に基づく整備について、認可申請等の事務を行う。</p> <p>【内容】 準用河川鳩川に係る河川改修計画 準用河川八瀬川に係る河川改修計画 ふるさとの川整備計画</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	廃水路敷の処分		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課 / 財務課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					地方自治法第238条の4及び同条の5 藤野町財産規則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 水路として機能していない土地について、申請に基づき処分を行う。</p> <p>【内容】 （事務手順） 要望書の受理 処理方針の決定 測量及び測量図の作成（申請者負担） 申請書の受理 表示登記・保存登記 公用廃止 売買契約 所有権移転登記</p> <p>（実績） 平成15年度相談及び申請件数 相談：16件 要望書：7件（7/16） 申請書：3件（3/7）</p> <p>（譲与件数） 水路 1, 200件</p>	<p>【目的】 水路として機能していない土地について申請に基づき処分を行う。</p> <p>【内容】 （事務手順） 事前協議の受理 処理方針の決定 測量及び測量図の作成（申請者負担） 申請書の受理 表示登記・保存登記 公用廃止申請 売買契約（財務課担当事務） 所有権移転登記（財務課担当事務）</p> <p>（実績） 平成15年度相談及び申請件数 相談：1件 要望書：1件（1/1） 申請書：1件（1/1）</p> <p>（譲与件数） 水路 380件</p>	<p>【目的】 水路の用途廃止により、不要になった廃水路敷地の処分</p> <p>【内容】 （廃水路敷等売払の流れ） 用途廃止事前協議申請書 現地調査・用途廃止協議 用途廃止 表示・保存登記 財産の引継ぎ（建設課 財務課） 価格評価・決定 申請書の提出（登記図書等添付） 契約の締結・代金の入金 登記・登記済証の交付</p> <p>【実績】 平成15年度廃止件数 0件 用途廃止、表示・保存登記は建設課所管 売払い事務は財務課所管</p> <p>【譲与件数】 水路 873件</p>	<p>【目的】 水路の用途廃止により、不要になった廃水路敷地の処分を行なう。</p> <p>【内容】 （廃水路敷等売払の流れ） 都市整備課（行政財産担当） 用途廃止事前協議申請 現地調査・用途廃止事前協議 用途廃止申請 用途廃止協議 用途廃止決定 表示・保存登記 財産の引継ぎ（行政財産 普通財産） 総務課（行政財産担当） 価格評価・決定 申請書の提出（登記図書等添付） 契約の締結・代金の入金 登記・登記済証の交付</p> <p>【実績】 平成15年度路線廃止件数 0件</p> <p>【譲与件数】 水路 455件</p>	<p>【目的】 水路の用途廃止により、不要になった廃水路敷地の処分を行なう。</p> <p>【内容】 （廃水路敷等売払の流れ） 地域整備課（行政財産担当） 用途廃止事前協議・現地調査 用途廃止申請 用途廃止協議 用途廃止決定 表示・保存登記 財産の引継ぎ（行政財産 普通財産） 総務課（普通財産担当） 申請書の提出（登記図書等添付） 価格評価・決定 契約の締結・代金の入金 登記・登記済証の交付</p> <p>【実績】 平成15年度路線廃止件数 0件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	河川及び水路の指定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	施設管理課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	河川法 相模原市水路管理条例			相模湖町水路管理条例 相模湖町議会17年6月定例会で条例化の予定	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市が管理する河川及び水路について、指定または廃止に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 (河川指定延長) 準用河川鳩川 6,100m 準用河川八瀬川 4,900m</p> <p>(水路指定件数) 1,200件</p>	<p>【目的】 町が管理する法定外公共物(水路・認定外道路)について指定または廃止に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 (水路数) 380件</p>	<p>【目的】 町が管理する法定外公共物(水路)について、指定又は廃止に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 (水路数) 873件</p>	<p>【目的】 町が管理する法定外公共物(水路)について指定、廃止に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 (河川指定延長) 準用河川 0m</p> <p>(水路指定件数) 455件</p>	<p>【目的】 町が管理する法定外公共物(水路)について、指定又は廃止に関する事務を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	河川・湖に係る急傾斜地の崩壊防止		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	河川整備課	環境防災課	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	森林法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。</p> <p>【内容】 （指定箇所） ・ 古淵地区（工事完了済み） 1.66 h a ・ 上鶴間地区 0.73 h a</p>	<p>【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。</p> <p>【内容】 （指定箇所） ・ 久保沢地区（工事完了済み） 0.9 h a</p>	<p>【目的】 津久井湖周辺の湖岸崩落対策を神奈川県と合同で実施する。</p> <p>【内容】 ・ 対応済箇所 9箇所 ・ 経過観察箇所 10箇所 ・ H16年度工事箇所 1箇所 ・ 地域調整箇所 2箇所</p>	<p>【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。</p> <p>【内容】 ・ 桂北地区（工事完了済み） 0.6 h a</p>	<p>【目的】 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地について、神奈川県が主体となって行う崩壊防止工事に対して事業費の一部負担を行う。</p> <p>【内容】 ・ 実施箇所なし</p>